

市政
概要

松江

令和7年版

松江市議会事務局

市 政 概 要

令和7年版

徽 章

(市章)



「松」の字を公木とくずし、これを
図案化するとともに、城址亀田山に
ちなみ、外郭は亀田、中は松葉を
意味しています。

は し が き

市政概要は、本市の現状と特徴をご理解いただくため、毎年発刊しております。

資料は令和6年版を基本にデータの更新や新たな事業を掲載しています。内容等については、一部不備な点もありますが、本書が市政運営の資料として役立てば大変幸いに存じます。

終わりに編集にあたり、貴重な資料の提供をいただきました関係各課に対し厚くお礼を申し上げます。

令和7年9月

市民憲章

(平成 18 年 10 月 8 日制定)

私たちは松江市民です。雄大な日本海、美しい
中海と宍道湖、八雲立つ山々にいだかれた松江が
だいすきです。

私たちはこのかけがえのない自然を守り、先人の
つちかった歴史を誇りとし、住む人に希望と勇気を
与えるまちにします。

私たちは訪れる人にもてなしの心で接し、新しい
松江のまちを築くため、手をとりあって進みます。

一、 青い海と湖、緑あふれる美しい自然のめぐ
みを大切に、きれいなまちにします。

一、 人の立場を重んじ、すこやかで心にゆとり
のある、明るく住みよいまちにします。

一、 礼をつくし勉学にいそしみ、未来にはばた
く、希望にみちたまちにします。

一、 はるかな歴史のいとなみと、つちかわれた
文化をうけつぎ、心ゆたかなまちにします。

一、 働くことによるこびと誇りをもち、活気がみ
なぎる、いきいきとしたまちにします。

地球環境保全と平和都市宣言

世界は今、人口の増加、社会経済活動の拡大や
高度化が、一方で環境に過大な変化をもたらし、大
気汚染、オゾン層の破壊、地球温暖化など人類や生
態系を脅かす事態になっている。また、世界規模の
武力紛争が起きる可能性は遠のいているものの、地
域間紛争や世界に拡散するテロ攻撃、核兵器に対
する脅威は国際社会の抱える大きな課題である。

国際文化観光都市・松江市は、ラムサール条約に

登録されている宍道湖・中海など自然環境に恵まれ、
多くの史跡や文化財を有し、平和と教育文化の向上
に貢献してきたところである。

今後も恵み豊かな環境の保全と、持続可能な社
会の構築に取り組むとともに、核兵器の廃絶と恒久
平和の実現に努力することを決意し、ここに地球環
境保全と平和都市の宣言を行う。

(平成 18 年 10 月 5 日議決)

スポーツ都市宣言

私たち松江市民は、スポーツを愛し、スポーツを
とおして健康な心とからだをつくり、明るく豊かな松
江市をきずくため、ここにスポーツ都市を宣言しま
す。

一、私たちは、毎日の生活にスポーツを取り入れ
ます。

一、私たちは、スポーツをとおしてしあわせな家
庭と明るいまちをつくります。

一、私たちは、スポーツをとおして活力のある豊
かな松江をつくります。

(平成 18 年 10 月 8 日制定)

「健康都市まつえ」宣言

水と緑の豊かな自然と歴史的な文化遺産、伝統に
恵まれた松江のまちで、いつまでも心身とも健康で
暮らし続けられることは、私たちみんなの願いです。

私たちは、健康のありがたさに感謝し、自分にあ
った健康づくりに励むとともに、家庭や地域と一緒
になって生涯現役をめざした健康づくりを進めます。

そして、子どもから高齢者まですべての市民が、
健やかに暮らせるまちをめざし、ここに「健康都市ま
つえ」を宣言します。

一、 松江の豊かな自然の恵みに感謝し、食を
楽しみます。

一、 自分にあったスポーツや運動に親しみま
す。

一、 こころとからだをリフレッシュし、元気でいき
いきと暮らします。

一、 健康診断・がん検診をすすんで受け、自分
の健康管理に努めます。

一、 家庭や地域でのふれあいをとおして、健康
づくりの輪を広げます。

(平成 22 年 4 月 25 日制定)

松江市男女共同参画都市宣言

雄大な日本海や中海・宍道湖、緑あふれる八雲の山々。

私たちは、この豊かな自然の恵みをうけて、人と人との縁を紡ぎ、歴史と文化を育んできました。

私たち松江市民は、かけがえのないこのまちで、一人ひとりが性別にかかわらず、ともに支えあい、いきいきと暮らしていける明日をめざし、新たな一歩を踏み出します。

男女共同参画

それは 松江の未来をひらく誓いの言葉

私は私らしく

あなたはあなたらしく

個性を輝かせて 生きていこう

ちがいがあるから 助けあえる

ちがいがあるから だからいい

いろんな個性が集まって松江を元気にしていこう

男の人も 女の人も

楽しいことも 責任も 一緒に分かちあい

広い世界に思いをはせて 手を取りあって

歩んでいこう

みんなが幸せに 暮らせるように

この大好きな松江のまちが より美しくより豊かになるように

私たちは ここに「男女共同参画都市」を宣言します

(平成 22 年 10 月 16 日制定)

市の花・木・魚介

(平成18年10月8日制定)

市の花

- 「椿」 歴史的・文化的にも市民生活に根づいた花であり、全市域に自生し親しまれている。気どらない優美さは落ち着いたある「松江」にふさわしい。
- 「牡丹」 松江市の特産品として世界的にも誇れる花であり、また、優雅で美しい花はきれいで明るいまち「松江」にふさわしい。

市の木

- 「松」 本市には、松江城山、美保関をはじめいたるところにあり、全市域で親しまれ、松江市の「木」としてふさわしい。
- 「桜」 松江市内には城山をはじめ桜の名所がたくさんあり、桜にちなむ祭りも多く、市民に広く親しまれている。

市の魚介

- 「しじみ」 夕景の美しさで多くの人々の心を惹きつける宍道湖で獲れる「しじみ」は、宍道湖七珍のひとつとして、全国的に有名な松江市の特産品。
- 「鯛」 日本海の荒波で育つ鯛は、生命の躍動感を感じさせ、活力に溢れており、新しい松江市の門出を祝うにふさわしいめでたい魚。

松江国際文化観光都市建設法

昭和26年3月1日

法律第7号

(目的)

第1条 この法律は、松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によって、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第2条 松江国際文化観光都市を建設する都市計画(以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

2 松江国際文化観光都市を建設する事業(以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。)は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第3条 松江国際文化観光都市建設事業は、松江市が執行する。

2 松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第4条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、松江国際文化観光都市建設事業が、第1条の目的にためし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第5条 国は、松江国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第28条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第6条 松江国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも、6箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松江国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第7条 松江国際文化観光都市建設計画及び松江国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用するものとする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、現に執行中の松江都市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす。
- 3 この法律は、日本国憲法第95条の規定により、松江市の住民の投票に付するものとする。

附 則(昭和43年6月15日法律第101号)抄

この法律(第1条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

目 次

第1章 市 勢

1. 位置と地勢・面積 ……………市勢-1
2. 合併の形態と背景 ……………市勢-1
3. 市長・副市長・顧問 ……………市勢-1
4. 人口 ……………市勢-2～
5. 松江市のあゆみ……………市勢-4

第2章 市 議 会

1. 議会構成 ……………議-1
2. 議会運営 ……………議-2
3. 松江市議会基本条例 ……………議-3
4. 議会活動 ……………議-4～
5. 報酬・旅費・政務活動費・費用弁償…………議-7
6. 行政視察受入れ状況 ……………議-7
7. 議会事務局構成 ……………議-7
8. 松江市議会議員名簿 ……………議-8

第3章 政 策 部

1. 政策部の主要事業 ……………政-1
2. 松江市総合計画
「MATSUE DREAMS 2030」……………政-1
3. SDGs達成に向けた施策の推進…………政-2
4. 松江市みんなにやさしいデジタル
市役所計画 ……………政-2
5. 中海・宍道湖・大山圏域市長会 …政-3
6. 島根原発プルサーマル計画 ……………政-4
7. 島根原子力発電所3号機計画…………政-5
8. 電源三法交付金 ……………政-6

第4章 総 務 部

1. 総務部の主要事業 ……………総-1
2. 給与 ……………総-1～
3. 情報公開制度 ……………総-4
4. 個人情報保護制度 ……………総-5
5. 行政改革 ……………総-5
6. 交通安全 ……………総-6～
7. 行政機構 ……………総-8～

第5章 財 政 部

1. 財政部の主要事業 ……………財-1
2. 予算 ……………財-2～
3. 決算 ……………財-6
4. 松江市税一覧表 ……………財-7～
5. 新庁舎整備事業 ……………財-10

第6章 防 災 部

1. 防災部の主要事業 ……………防-1
2. 防災 ……………防-1～
3. 原子力安全・防災……………防-4～

第7章 産 業 経 済 部

1. 産業経済部の主要事業 ……………産-1～
2. 商業 ……………産-3
3. 工業 ……………産-3
4. 農業 ……………産-4
5. 林業 ……………産-4
6. 水産業 ……………産-5

第8章 観 光 部

1. 観光部の主要事業 ……………観-1
2. 観光 ……………観-2～

第9章 文 化 ス ポ ー ツ 部

1. 文化スポーツ部の主要事業 ……………文-1～
2. 歴史的風致維持向上計画と歴史まち
づくり事業 ……………文-3～
3. 文化財 ……………文-6
4. 運動施設 ……………文-7

第10章 市 民 部

1. 市民活動推進事業 ……………市-1
2. 市民活動センター（STIC）……………市-2
3. 人権施策 ……………市-2
4. 男女共同参画 ……………市-3
5. 戸籍・住民基本台帳 ……………市-4

6. 斎場・墓地	市-5
----------	-----

第11章 健康福祉部

1. 健康福祉部の主要事業	健-1
2. 障がい者（児）福祉	健-2～
3. 児童福祉	健-4
4. 生活保護	健-4
5. シルバー人材センター	健-5
6. 高齢者福祉	健-6
7. 保健・医療	健-7
8. 松江保健所 (松江市・島根県共同設置松江保健所)	健-8
9. 松江市保健福祉総合センター	健-9
10. 国民健康保険	健-10
11. 後期高齢者医療制度	健-11
12. 国民年金	健-11

第12章 こども子育て部

1. こども子育て部の主要事業	こ-1
2. 児童福祉	こ-2～
3. ひとり親の福祉	こ-4～
4. 母性・乳幼児保健対策事業	こ-6

第13章 環境エネルギー部

1. 環境エネルギー部の主要事業	環-1
2. 環境保全	環-2～
3. ごみの処理	環-5～
4. 一般廃棄物処理施設	環-7
5. し尿・浄化槽汚泥の処理	環-8
6. 一般廃棄物処理手数料	環-9

第14章 まちづくり部

1. まちづくり部の主要事業	ま-1～
2. 都市計画	ま-3
3. 一畑電車の運行支援	ま-4
4. 住宅政策	ま-5～
5. 景観計画	ま-7

第15章 都市整備部

1. 都市整備部の主要事業	都-1
2. 道路	都-2
3. 河川	都-3
4. 大橋川改修	都-4
5. 公園緑地	都-5

第16章 教育委員会

1. 教育委員会の主要事業	教-1～
2. 学校教育	教-3～
3. 生涯学習	教-13
4. 放課後児童対策	教-14
5. 図書館等文化施設	教-14

第17章 消防本部

1. 消防本部の主要事業	消-1
2. 沿革	消-1
3. 松江市消防本部	消-2～
4. 松江市消防団	消-4

第18章 公営企業

1. 松江市水道事業	企-1～
2. 松江市下水道事業	企-3～
3. 松江市交通事業	企-7～
4. 松江市ガス事業	企-9
5. 松江市病院事業	企-10～

第19章 行政委員会等

1. 監査委員	行-1
2. 選挙管理委員会	行-2
3. 農業委員会	行-3
4. 松江市の出資法人	行-4～

第1章 市 勢

1. 位置と地勢・面積

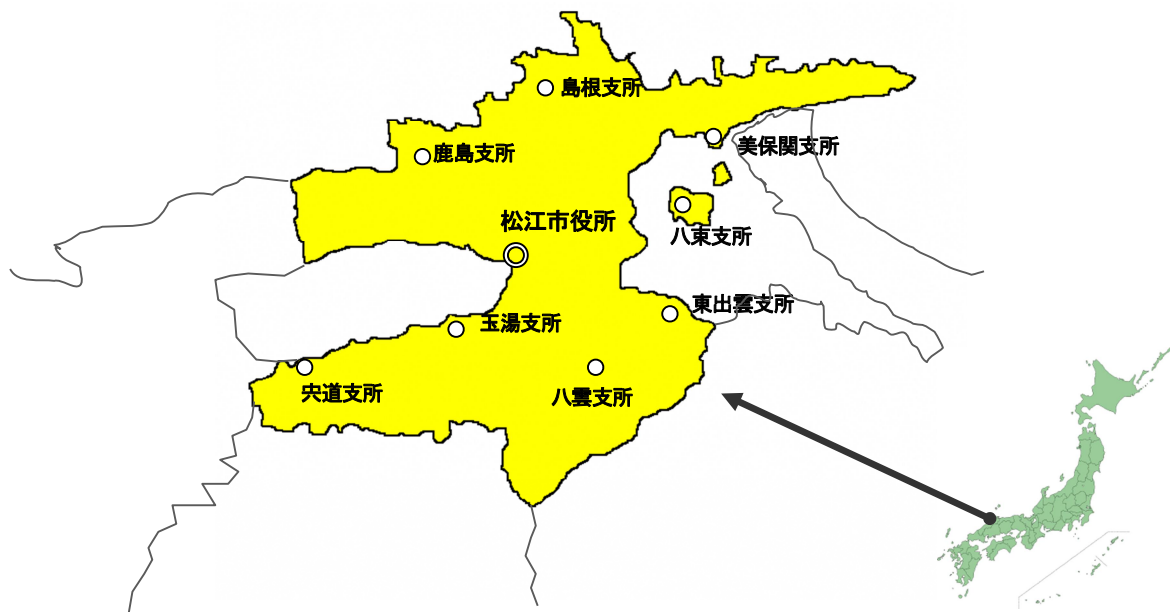
(総務課)

山陰地方のほぼ中央、島根県の東部にあり、東に中海、西に宍道湖を抱いて南北に広がり、北は日本海に臨んでいます。宍道湖と中海を結ぶ大橋川周辺が平地、北には枕木山をはじめ島根半島の山々が、南には山陰・山陽の分嶺中国山地が東西に長壁をつくっています。市街地は沖積地で、大橋川をはさんで南北に広がり、周囲は小丘陵に囲まれ自然環境に恵まれた地です。

市役所の位置 松江市末次町 86 番地(松江市役所:本庁)

東経 133 度 3 分 北緯 35 度 28 分

面 積 572.96 km²



2. 合併の形態と背景

(総務課)

松江・八束9市町村は、古くから山陰地方の政治・経済・文化の要衝としてともに栄えてきました。しかし厳しさを増す地方財政や少子高齢化への対応、地方分権を担える行政体制づくり、住民生活の広域化に対応したまちづくりの必要から、合併協議を進めてきました。

そして、平成 17 年 3 月 31 日、松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町を廃し、その区域を持って新しい「松江市」を設置する新設合併を成し得ました。また、平成 23 年 8 月 1 日には、東出雲町の編入合併により、山陰最大の 20 万都市が誕生し、平成 24 年 4 月には特例市となりました。

山陰をリードする中核都市として、宍道湖・中海圏域と連携を図りながら、安心・安全、産業振興、子育て、高齢者福祉などをキーワードに「住みやすさ日本一」のまちづくりを進めています。

その後、平成 26 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 30 年 4 月に中核市に移行しました。

3. 市長・副市長・顧問

(人事課)

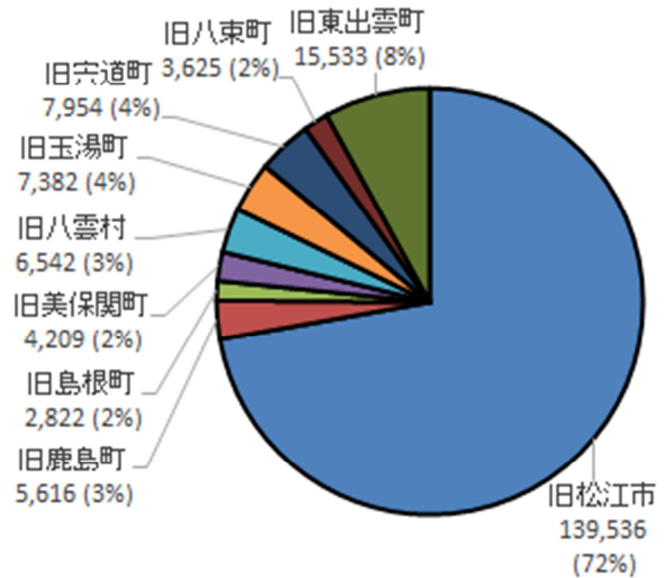
役職名	氏名	任期
市 長	上 定 昭 仁	令和 7 年 4 月 24 日～令和 11 年 4 月 23 日
副市長	藤 原 亮 彦	令和 7 年 6 月 1 日～令和 11 年 5 月 31 日
副市長	山 根 幸 二	令和 5 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日
顧 問	能 海 広 明	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

4. 人口

(市民課)

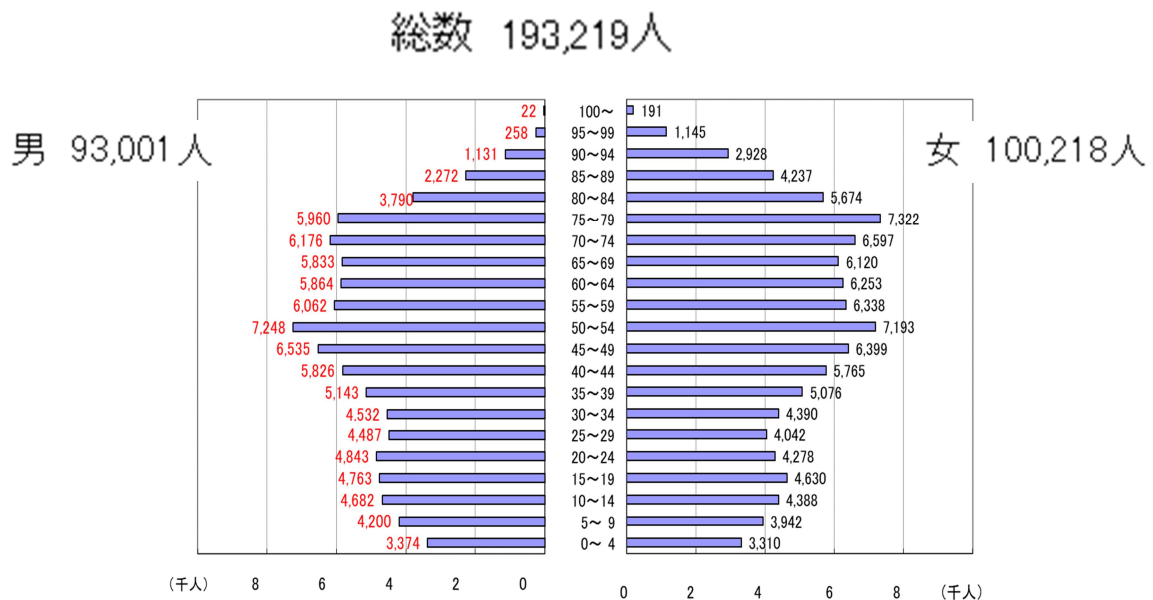
(1) 旧市町村別人口と世帯数(外国人住民を含む)

	人口総数 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)
松江市(計)	193,219	93,001	100,218	92,229
旧松江市	139,536	66,866	72,670	68,917
旧鹿島町	5,616	2,818	2,798	2,613
旧島根町	2,822	1,364	1,458	1,297
旧美保関町	4,209	2,042	2,167	2,041
旧八雲村	6,542	3,188	3,354	2,725
旧玉湯町	7,382	3,535	3,847	3,175
旧宍道町	7,954	3,854	4,100	3,280
旧八束町	3,625	1,776	1,849	1,717
旧東出雲町	15,533	7,558	7,975	6,464



(令和7年5月31日現在 住民基本台帳)

(2) 年齢・男女別人口(外国人住民を含む)



(令和7年5月31日現在 住民基本台帳)

(3) 人口動態(外国人住民を含む)

(単位:人)

年 次	人 口 動 態						
	自 然 動 態			社 会 動 態			人口増減
	出 生	死 亡	増 減	転 入	転 出	増 減	
令和5年度	1,264	2,582	△1,318	5,896	6,392	△496	△1,814
令和6年度	1,229	2,770	△1,541	6,076	6,178	△102	△1,643

(4) 年齢構造の推移(各年9月30日:住民基本台帳登録者数(外国人住民を含む))

(単位:人、%)

区 分	総 数	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)
令和5年	196,360	24,981	111,552	59,827
(構成比%)	(100.0)	(12.7)	(56.8)	(30.5)
令和6年	194,592	24,414	110,444	59,734
(構成比%)	(100.0)	(12.5)	(56.8)	(30.7)

(5) 産業(大分類)就業者数

(単位:人、%)

地域	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
旧松江市	70,067	1,653(2.4)	10,871(15.5)	55,841(79.7)
旧鹿島町	3,084	221(7.2)	657(21.3)	2068(67.1)
旧島根町	1,420	136(9.6)	346(24.4)	883(62.2)
旧美保関町	2,118	203(9.6)	453(21.4)	1,361(64.3)
旧八雲村	3,430	163(4.8)	833(24.3)	2,311(67.4)
旧玉湯町	3,543	139(3.9)	642(18.1)	2,641(74.5)
旧宍道町	4,221	246(5.8)	1,093(25.9)	2,736(64.8)
旧八束町	1,906	156(8.2)	501(26.3)	1,174(61.6)
旧東出雲町	7,676	266(3.5)	2,068(26.9)	5,149(67.1)
松江市(計)	97,465	3,183(3.3)	17,464(17.9)	74,164(76.1)

※総数には分類不能の産業の就業者を含む。

(令和2年国勢調査報告)

(6) 旧市町村別人口の推移

(単位:人)

	松江市(計)	旧松江市	旧鹿島町	旧島根町	旧美保関町	旧八雲村	旧玉湯町	旧宍道町	旧八束町	旧東出雲町
昭和20年	154,486	94,111	9,188	6,133	10,568	4,821	4,846	10,059	5,872	8,888
40 年	169,143	110,534	9,249	5,425	9,423	4,162	5,921	9,813	5,043	9,573
60 年	201,026	140,005	9,782	5,054	8,208	5,508	6,368	9,987	4,607	11,507
平成2年	203,298	142,956	9,216	4,953	7,788	6,248	6,258	9,836	4,595	11,448
7 年	206,718	147,416	8,820	4,824	7,290	6,694	6,119	9,593	4,597	11,365
12 年	211,564	152,616	8,414	4,447	6,781	6,844	6,114	9,489	4,584	12,275
17 年	210,796	151,362	7,991	4,174	6,280	6,906	6,220	9,349	4,321	14,193
22 年	208,613	150,815	7,761	3,741	5,671	6,743	6,266	9,189	4,072	14,355
27 年	206,230	149,918	6,763	3,415	5,092	6,625	6,622	8,732	3,842	15,221
令和2年	203,616	148,631	6,056	3,079	4,566	6,516	7,015	8,382	3,793	15,578

(国勢調査報告)

5. 松江市のあゆみ

(広報課)

平成

- 17(2005) 3.31 8市町村が合併し、新松江市が誕生
 - 8. 1 「新市立病院」「保健福祉総合センター」開所
(保健医療福祉ゾーン)
 - 11. 8 宍道湖・中海がラムサール条約に登録
- 18(2006) 2. 2 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に
 関する協定を島根県、中国電力と締結
 - 4. 1 「市民活動センター」オープン
 - 7.15 平成 18 年 7 月豪雨災害発生(～24 日)
 - 10. 8 市民憲章及び市の花・木・魚介の制定
 - 10. 8 スポーツ都市宣言
 - 10.24 島根原子力発電所3号機起工
- 19(2007) 3.18 松江道玉湯工区(バイパス部)開通
 - 4. 7 松江開府 400 年祭のオープニング(～23 年)
 - 4.28 「松江イングリッシュガーデン」オープン
 - 7. 6 中海圏域4市連絡協議会(中海市長会)設立
- 20(2008) 9.29 連続テレビ小説「だんだん」放送開始
 - 12.2 「子育て環境」全国 3 位に(「第 6 回行政サービス
調査」より)
- 21(2009) 5.16 ホーランエンヤ挙行(～24 日)(12 年ぶり)
 - 6.21 松江市史編さん開始
 - 10.7 中海圏域の定住自立圏に関する協定締結
- 22(2010) 4.25 健康都市まつえ宣言
 - 9. 島根県初プロバスケットチーム「島根スサノオマジ
ック」が bjリーグ参戦(現Bリーグ)
 - 10.16 男女共同参画都市宣言
- 23(2011) 3.19 松江開府400年記念博覧会開幕
 - 3.19 「松江歴史館」オープン
 - 3.26 新ごみ処理施設「エコクリーン松江」竣工
 - 4. 1 市発達・教育相談支援センター「エスコ」開所
 - 8. 1 東出雲町と合併し、山陰最大の都市に
 - 11.27 佐陀神能がユネスコ無形文化遺産に登録決定
- 24(2012) 2. 5 尾道市と姉妹都市提携
 - 4. 1 特例市に移行
 - 4. 1 中海・宍道湖・大山圏域市長会(だんだんサミット)
発足
 - 10.10 「中村元記念館」オープン
 - 10.28 「松江ホーランエンヤ伝承館」オープン
- 25(2013) 3.10 松江だんだん道路(松江JCT～川津IC間)全線開
 通
 - 3.30 松江自動車道(宍道 JCT～三次東 JCT・IC 間)
全線開通
 - 4. 1 「松江市上下水道局」開局
 - 6. 3 「まつえ産業支援センター」開所
 - 11.26 緑雫プロジェクトがアジア都市景観賞を受賞
 - 11.30 「怪談のふるさと」宣言
- 26(2014) 1. 平成25年中の観光入込客数 1,000 万人を突破
 - 6.20 ニューオーリンズとの交流が自治体国際交流
表彰(総務大臣賞)を受賞
- 27(2015) 3.22 尾道松江線「中国やまなみ街道」全線開通
 - 3.29 経済産業省の調査で松江市が「暮らしやすさ日本
一」に
 - 4.30 中国電力(株)島根原子力発電所1号機営業運転
終了

- 7.8 松江城天守が正式に国宝指定
- 8.29 愛知県大口町と姉妹都市提携
- 12.11 中海・宍道湖・大山圏域市長会と圏域のブロック
経済界がインド南部ケララ州と経済交流拡大の
覚書に調印
- 28(2016) 4.1 「南消防署南部分署」開署
 - 4.16 「新総合体育館」オープン
 - 6.15 「鷹の爪団の SHIROZEME」が JACE イベントアワ
ードで最優秀の経済産業大臣賞(日本イベント
大賞)を受賞
 - 10.14 玉湯方面団「第 25 回全国消防操法大会」優勝
 - 11.25 玉造温泉 温泉総選挙 2016
「環境大臣賞」「うる肌部門1位」受賞
 - 11.28 ふるさと名物応援宣言
- 29(2017) 3.21 「市立病院 がんセンター」開所
 - 12.4 玉造温泉 温泉総選挙 2017「おもてなし特別賞」
受賞
 - 12.22 島根半島・宍道湖中海ジオパークが日本ジオパ
ークに認定
- 30(2018) 4.1 中核市に移行
 - 4.1 「松江市・島根県共同設置松江保健所」開所
 - 4.1 不昧公 200 年祭開幕
 - 4.24 茶の湯の日
 - 4. FIMBA2018 松江大会
 - 5.13 「島根半島・宍道湖中海ジオパーク松江ビジター
センター」オープン
 - 12.2 第1回 国宝松江城マラソン

令和

- 1(2019) 5.18 ホーランエンヤ挙行(～26 日)
 - 10.31 松江市制施行 130 周年記念式典開催
- 3(2021) 4.1 島根町加賀における大規模火災の発生
 - 7.～8 豪雨災害の発生
 - 10.1 「北消防署北部分署」開署
- 4(2022) 1.28 島根半島・宍道湖中海ジオパークが日本ジオパ
ークに再認定
- 5(2023) 4.1 「こども家庭センター」開所
 - 4.28 「脱炭素先行地域」に選定
 - 5.8 「新庁舎第1期棟」供用開始
 - 5.22 「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に
選定
 - 11.19 11 月 19 日(良い育児の日)を松江市の「子育ての
日」に制定
- 6(2024) 4.1 松江市総合文化センターが「さんびる文化センタ
ープラザホール」としてリニューアルオープン
 - 10.12 「カラコロ工房」リニューアルオープン
 - 11.15 第19回マニフェスト大賞 ローカル・マニフェスト
部門(首長)「最優秀賞」受賞
- 7(2025) 3.24 「新・高機能消防指令センター」竣工
 - 7.8 松江城天守国宝10周年

第2章 市 議 会

1. 議会構成

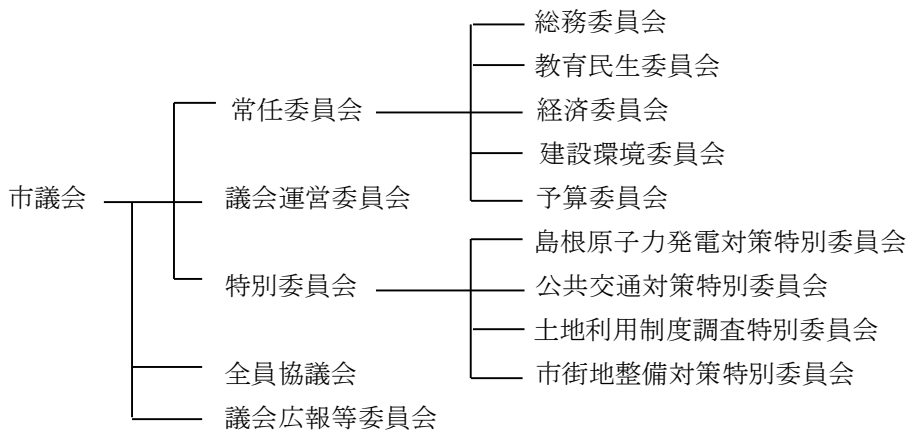
(1) 議長及び副議長、監査委員

役職名	氏 名	就任年月日
議 長	野々内 誠	令和7年5月15日
副 議 長	細木 明美	令和7年5月15日
監査委員 (議会選出)	米田 ときこ	令和7年5月15日

(2) 議員定数 (単位:人) (令和7年4月24日現在)

条例定数	現員数
31	31 (うち女性議員8)

(3) 構成



(4) 会派別議員数

(単位:人) (令和7年4月24日現在)

会派名	誠政松江	志翔の会	民 主 ネットワーク	公 明 クラブ	日本共産党 松江市議団	会派に属しない議員
人数	12	6	4	4	3	2

(5) 常任委員会(任期:2年)

名 称	委員定数	所 管
総務委員会	8人	議会、政策部、総務部、財政部、防災部、文化スポーツ部、市民部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属すること並びに他の常任委員会の所管に属しないこと
教育民生委員会	8人	健康福祉部、こども子育て部、教育委員会及び市立病院の所管に属すること
経済委員会	7人	産業経済部、観光部、農業委員会、ガス局及び交通局の所管に属すること
建設環境委員会	8人	環境エネルギー部、まちづくり部、都市整備部及び上下水道局の所管に属すること
予算委員会	30人	各会計予算及び各会計予算に関連すること

(6) 特別委員会

名 称	委員定数	設置日	設置目的
島根原子力発電対策特別委員会	8人	令和7年5月15日	中国電力島根原子力発電所等に関する事
公共交通対策特別委員会	7人	令和7年5月15日	一畑電車及び市内のバス交通等、公共交通の利用促進及び運行維持等に関する事
土地利用制度調査特別委員会	8人	令和7年5月15日	土地利用制度等に関する事
市街地整備対策特別委員会	8人	令和7年5月15日	市街地のまちづくり(JR 松江駅周辺及び松江市総合体育館周辺等)及び景観行政に関する事
決算特別委員会	議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員	9月定例会の初日	一般会計・特別会計、企業会計決算の審査

(7) 議会運営委員会

定 数:9人(任期:2年)

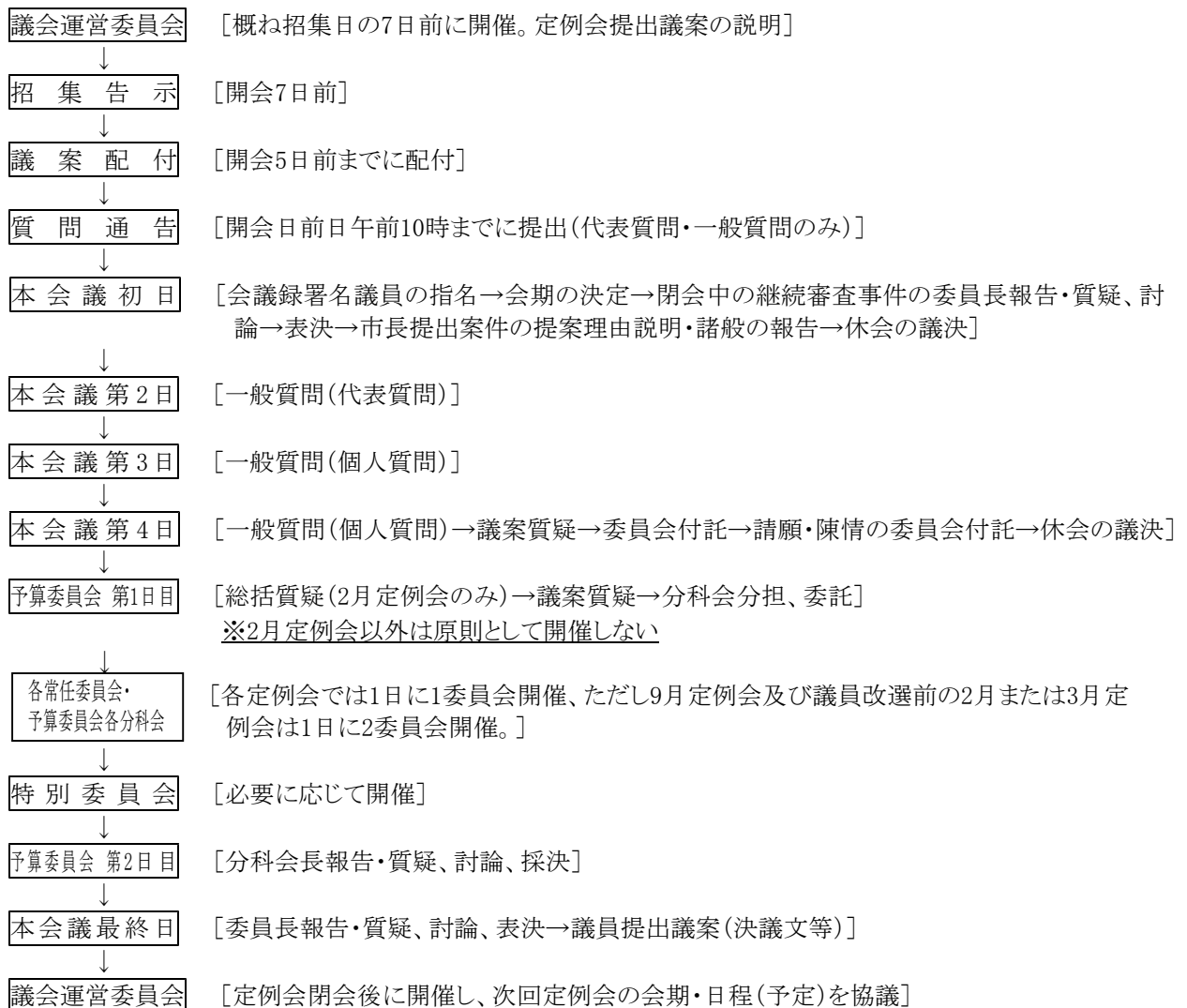
所 管 事 項:①議会の運営に関する事

②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事

③議長の諮問に関する事

2. 議会運営

(1) 会議日程の流れ



(2) 予算及び決算の審査方法

① 予 算

一般会計	当初予算 補正予算	議長を除く議員全員の委員をもって構成する予算委員会で審査する。なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、その所管別に分担して行う。
特別会計 企業会計	当初予算	議長を除く議員全員の委員をもって構成する予算委員会で審査する。なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、これに委託して行う。
	補正予算	所管の常任委員会に付託。

② 決 算

一般会計 特別会計 企業会計	議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し審査する。なお、細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、一般会計はその所管別に分担して行い、特別会計・企業会計はこれに委託して行う。
----------------------	---

(3) 一般質問

一般質問	代表質問	会派(3人以上)代表。議案に関係なく市政全般にわたる項目。一括方式。
	個人質問	各議員が独自の立場から行う。基本的には代表質問と重複しない項目。一括方式又は一問一答方式の選択制。
通告期限		議会開会日の前日、午前10時までに提出。
質問順序		第1日目:代表質問、多数会派順(一括方式) 第2日目:個人質問(一問一答方式)、多数会派順 第3日目:個人質問(一問一答方式又は一括方式の選択制)、質問順は抽選による
質問時間		4月1日から翌年3月31日までに開催される議会を通じて1人80分以内とする。
質問者数の制限		特に制限を設けていない。

(4) 議案等に対する質疑

通告制をとっておらず、発言回数の制限もない。

(5) 請願・陳情の取扱い

定例会開会日2日前の午前10時までに受理したものは、所管の委員会に付託のうえ、会期中に審査を行い、その結果は、定例会終了後提出者に通知する。なお、期限後、定例会閉会日2日前の午前10時までに受理したものは、その議会の最終日に所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とする。

3. 松江市議会基本条例

松江市議会基本条例は、平成20年12月19日、平成20年第6回松江市議会定例会において可決され、平成20年12月25日、公布・施行された。

松江市議会では、地方分権時代において真にあるべき二元代表制における議会の役割と責任が一層大きなものとなっていることから、今後、議会が松江市政事務執行の監視機能、議会の立法機能、意思決定機能を十分発揮し、市民福祉の向上に積極的役割を果たし、国際文化観光都市・松江のまちづくりに寄与するとともに、市民に開かれた議会の推進を図っていくことを目指し、この条例を制定した。

目的

議会及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与すること。

条例の概要

1 議会活動の原則

市民に信頼される議会を目指し、市民参加の機会の拡充、市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策提言機能を発揮できるように努めること。

2 議員活動の原則

市民全体の福祉の向上を目指し、議員相互間の自由な討議を重んじること、政策立案及び政策提言能力の向上及び議案提出に努めること。

3 会派の結成

議会活動の円滑化及び効率化を図るため、会派を結成することができるとするもの。

4 議会への市民参加の方法

情報公開を行い、市民に対する説明責任を果たすとともに、本会議等を原則公開とし、公聴会制度及び参考人制度を活用することで議会の政策形成に反映するよう、市民参加の機会を設けるもの。

5 議会報告会等に関する規定

市民との意見交換の場の一つとして議会報告会等の開催に努めなければならないとするもの。

6 議員と市長等との関係に関する規定

質疑応答について一問一答方式ができること及び市長等が議員の質問に対して反問することができるとするもの。

7 議会審議における論点整理に関する規定

市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確にするため、政策等の発生源及び提案に至るまでの経緯等5項目について明らかにするよう求めることができるとするもの。

8 附属機関及び調査機関の設置に関する規定

議会活動に関し、専門的な審査または調査のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、学識経験者等により構成する第三者機関である附属機関を設置することができるとする。また、調査機関については、議会の調査機能の充実を図るため議決により設置できるとするもの。

なお、議会は1年に1回、この条例について目的が達成されているかどうかを検討し、必要に応じて改正することとしている。

4. 議会活動（令和6年中）

(1) 議会の開催と会期

	会 期		本会議日数	会議時間
第1回臨時会	2月5日～2月5日	1日間	1日	25分
第2回定例会	2月20日～3月22日	32日間	6日	21時間51分
第3回臨時会	4月22日～4月22日	1日間	1日	48分
第4回定例会	6月11日～7月3日	23日間	5日	16時間10分
第5回定例会	9月3日～10月1日	29日間	5日	18時間22分
第6回定例会	11月26日～12月18日	23日間	6日	18時間37分
計		109日間	24日	76時間13分

(2) 常任委員会及び特別委員会の開催状況

区 分	委員会	開催数			
		定例会	臨時会	会期外	計
常任委員会	総務委員会	6	0	0	6
	教育民生委員会	6	0	0	6
	経済委員会	6	0	0	6
	建設環境委員会	10	0	3	13
	予算委員会(全体会)	6	2	0	8
	総務分科会	5	0	0	5
	教育民生分科会	6	0	0	6
	経済分科会	5	0	0	5
	建設環境分科会	5	0	0	5
議会運営委員会		12	0	12	24
特別委員会	決算特別委員会(全体会)	3	0	0	3
	総務分科会	2	0	0	2
	教育民生分科会	2	0	0	2
	経済分科会	2	0	0	2
	建設環境分科会	2	0	0	2
	穴道湖・中海問題等対策特別委員会	1	0	1	2
	島根原子力発電対策特別委員会	3	0	0	3
	総合交通対策特別委員会	1	0	1	2
	まちづくり対策特別委員会	3	0	1	4
	新庁舎建設特別委員会	3	0	1	4
	松江市総合計画特別委員会	1	0	0	1
	議員定数等調査特別委員会	2	0	10	12
協議又は調整 の場	全員協議会	8	0	2	10
	議会広報等委員会	0	0	12	12
計		71	2	43	116

※ 合計には予算委員会各分科会、決算特別委員会各分科会の開催数は含まない。

(3) 議決状況

① 市長提出案件

	提出件数								議決結果等						
	議 案			決 算	承 認	同 意	報 告	計	議決					報 告	計
	条 例	予 算	一 般						原 案 可 決	否 決	認 定	承 認	同 意		
第1回臨時会	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
第2回定例会	35	25	18	0	1	3	5	87	78	0	0	1	3	5	87
第3回臨時会	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
第4回定例会	9	4	18	0	8	0	24	63	31	0	0	8	0	24	63
第5回定例会	39	3	9	14	0	0	16	81	51	0	14	0	0	16	81
第6回定例会	12	20	62	0	1	28	14	137	94	0	0	1	28	14	137
計	95	54	107	14	10	31	59	370	256	0	14	10	31	59	370
	256														

②議員提出案件

	提出件数						議決結果		
	議 案					計	原案可決	否 決	計
	条 例	一 般	意見書	決 議	規 則				
第1回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2回定例会	2	0	0	1	0	3	2	1	3
第3回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4回定例会	0	0	3	0	0	3	3	0	3
第5回定例会	0	0	1	0	0	1	1	0	1
第6回定例会	0	0	3	0	0	3	3	0	3
計	2	0	7	1	0	10	9	1	10

③委員会提出案件

	提出件数					議決結果		
	議 案				計	原案可決	否 決	計
	条 例	意見	決 議	規 則				
第1回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0
第2回定例会	1	0	0	0	1	1	0	1
第3回臨時会	1	0	0	0	1	1	0	1
第4回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
第5回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
第6回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	0	0	2	2	0	2

④その他（諮問）

	提出件数		議決結果		
	諮 問	計	可 決	否 決	計
第1回臨時会	0	0	0	0	0
第2回定例会	1	1	1	0	1
第3回臨時会	0	0	0	0	0
第4回定例会	0	0	0	0	0
第5回定例会	1	1	1	0	1
第6回定例会	2	2	2	0	2
計	4	4	4	0	4

(4) 請願・陳情

		件数			議決結果			取り下げ	次年へ継続	
		前年から継続	新規	計	採択	不採択	計			
第1回臨時会	請願	0	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	0	0	0	0	0	0	0	－	
第2回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	－	1	1	0	1	1	0	－	
第3回臨時会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	－	0	0	0	0	0	0	－	
第4回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	－	4	4	0	4	4	0	－	
第5回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	新規受理の陳情1件は継続審査と決定した。
	陳情	－	3	3	0	2	2	0	－	
第6回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	0	R6第5回定例会で継続審査となった陳情1件は不採択と決定した。
	陳情	－	3	3	0	4	4	0	0	
計	請願	0	0	0	0	0	0	0	0	
	陳情	0	11	11	0	11	11	0	0	

5. 報酬・旅費・政務活動費・費用弁償

区 分		金 額
報酬 月額	議長	611,000円
	副議長	527,000円
	議員	497,000円
	市長	1,073,000円
	副市長	874,000円
行政 旅費	常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	(年間委員1人当たり) 120,000円以内
活動 費	議員に交付するもの(月額)	1人当たり 25,000円
	会派に交付するもの(月額)	所属議員数×15,000円
費用 弁償	・本会議 ・常任委員会 ・議会運営委員会 ・特別委員会 ・松江市議会会議規則第7章に規定する協議又は調整を行うための場	議員の住居から招集場所までの距離の区分に応じ定める額 (1)片道5km未満 1日につき1,000円 (2)片道5km以上15km未満 1日につき2,000円 (3)片道15km以上 1日につき3,000円 ※公用車を使用した場合は支給しない。

※ 政務活動費 会派交付は平成25年10月1日から適用

※ 報酬月額 令和7年4月1日から施行

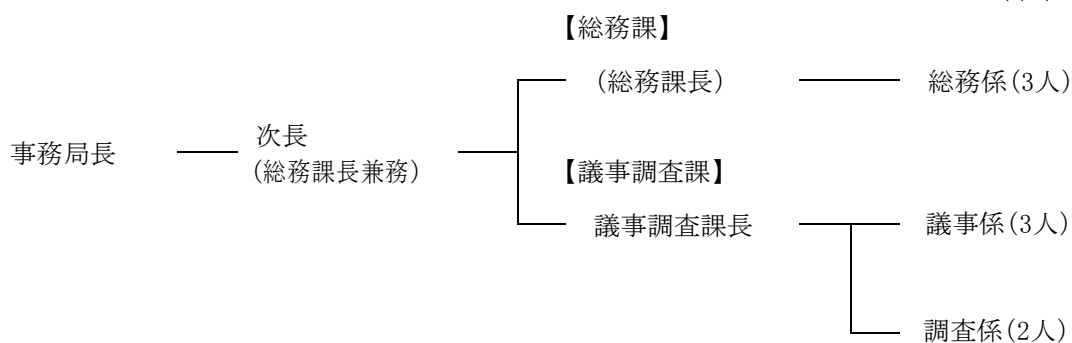
6. 行政視察受入れ状況 (令和6年度)

(1) 来訪者数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数(件)	-	2	-	3	-	-	5	3	-	6	3	-	22
人数(人)	-	18	-	22	-	-	54	20	-	46	17	-	177

7. 議会事務局構成

(令和7年4月1日現在)



※定数12人:現員11人

8. 松江市議会議員名簿

◎委員長 ○副委員長

松江市議会議員名簿

(令和7年5月15日現在)

議席 番号	所属常任委員会等	所属特別委員会等	氏名	期数	住所
31	議長 経済	市街地整備対策特別委員会	野々内 誠	5期	松江市東出雲町出雲郷
10	副議長 予算 教育民生	島根原子力発電対策特別委員会	細 木 明 美	3期	松江市鹿島町佐陀本郷
1	予算 教育民生	公共交通対策特別委員会 議会広報等委員会	舟 木 一 真	1期	松江市上東川津町
2	予算 建設環境	市街地整備対策特別委員会 議会広報等委員会	吉 岡 麻 美	1期	松江市宍道町宍道
3	予算 総務	公共交通対策特別委員会 議会広報等委員会	石 倉 聡 之	1期	松江市西川津町
4	予算 経済	公共交通対策特別委員会 議会広報等委員会	わたなべ 良平	1期	松江市国屋町
5	予算 総務	島根原子力発電対策特別委員会	佐々田 慎 吾	1期	松江市黒田町
6	予算 建設環境	土地利用制度調査特別委員会	岩 田 幸 子	1期	松江市山代町
7	予算 教育民生	市街地整備対策特別委員会 議会広報等委員会	長谷川 浩 司	1期	松江市玉湯町玉造
8	予算 建設環境	島根原子力発電対策特別委員会	佐 藤 和 彦	1期	松江市宍道町佐々布
9	予算 建設環境	市街地整備対策特別委員会	樋 野 伸 一	1期	松江市雑賀町
11	予算 教育民生	公共交通対策特別委員会 議会広報等委員会	佐 野 みどり	1期	松江市西生馬町
12	予算 ○ 教育民生	土地利用制度調査特別委員会	小 澤 一 竜	2期	松江市東津田町
13	予算 ○ 建設環境	○ 市街地整備対策特別委員会 議会広報等委員会	中 村 ひかり	2期	松江市東奥谷町
14	予算 総務	議会運営 島根原子力発電対策特別委員会	たちばな ふみ	2期	松江市八束町入江
15	○ 予算 総務	議会運営 ◎ 市街地整備対策特別委員会 ◎ 議会広報等委員会	三 島 明	2期	松江市西津田二丁目
16	予算 経済	○ 土地利用制度調査特別委員会	山 根 宏	2期	松江市浜乃木六丁目
17	予算 経済	○ 公共交通対策特別委員会	海 徳 邦 彦	2期	松江市古志原一丁目
18	予算 総務	○ 市街地整備対策特別委員会	村 松 り え	2期	松江市八雲台一丁目
19	○ 予算 経済	議会運営 ○ 島根原子力発電対策特別委員会	原 田 守	2期	松江市雑賀町
20	予算 建設環境	土地利用制度調査特別委員会	錦 織 伸 行	2期	松江市寺町
21	◎ 予算 教育民生	議会運営 土地利用制度調査特別委員会	太 田 哲	3期	松江市北堀町
22	予算 建設環境	公共交通対策特別委員会	米 田 ときこ	3期	松江市八雲町西岩坂
23	◎ 予算 経済	議会運営 土地利用制度調査特別委員会	岩 本 雅 之	4期	松江市西法吉町
24	◎ 予算 総務	○ 議会運営 ◎ 土地利用制度調査特別委員会	柳 原 治	4期	松江市西谷町
25	◎ 予算 建設環境	島根原子力発電対策特別委員会	森 本 秀 歳	5期	松江市東出雲町須田
26	予算 総務	議会運営 島根原子力発電対策特別委員会	川 島 光 雅	5期	松江市宍道町昭和
27	予算 教育民生	◎ 公共交通対策特別委員会	石 倉 徳 章	5期	松江市八雲町東岩坂
28	○ 予算 経済	土地利用制度調査特別委員会	石 倉 茂 美	5期	松江市佐草町
29	予算 教育民生	議会運営 市街地整備対策特別委員会	津 森 良 治	6期	松江市長海町
30	◎ 予算 総務	◎ 議会運営 ◎ 島根原子力発電対策特別委員会	森 脇 勇 人	6期	松江市美保関町七類

第3章 政策部

1. 政策部の主要事業

(1) 松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」推進事業

松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」(令和4(2022)年3月策定)の推進と進捗管理を行う。

総合計画には、将来像「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」をめざし、5つの基本目標と18の基本施策を定めている。施策ごとに成果を表す指標を設定し、PDCA サイクルを通じた徹底した施策評価を行う。

(2) 中海・宍道湖・大山圏域市長会

米子市、境港市、安来市、出雲市、松江市と鳥取県西部町村会で構成する「中海・宍道湖・大山圏域市長会」において、各市共通の行政課題への解決と圏域の総合的・一体的な発展を図る。

(3) SDGs の推進

令和5年度「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定されたことに伴い、市民の皆さまと共にオール松江市で「国際文化観光都市 松江」ならではの「SDGs 未来都市」の実現をめざす。

(4) 中海振興

中海スポーツパーク(仮称)の整備に合わせ、中海周辺における産業振興や文化・スポーツ振興、立地や自然環境を生かした観光振興など、中海エリアの活性のための総合的な振興計画を進める。

(5) 広報活動の充実、シティプロモーションの強化

市民が必要とする情報をいつでも、どこでも容易に得られるよう、市報やホームページ、SNS など多様な媒体を利用して迅速にわかりやすく発信する。

(6) みんなにやさしいデジタル市役所推進事業

「松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画」(令和4(2022)年3月策定)に基づき、「市民サービスの向上」「社会課題解決」「業務の効率化」「人財育成」の4つを柱に、市役所のデジタル化に関する各種取組を推進する。

(7) 行政マネジメントシステム推進事業

総合計画の進行管理を通じた施策評価を行うための「行政マネジメントシステム」のシステム管理と職員のマネジメント意識の向上を図る。

2. 松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」

(政策企画課)

令和4(2022)年、松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」を策定し、8年後の松江の将来像、それに向かうための基本理念を定めた。将来像である「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を実現するため、5つの柱と18の基本施策を掲げ、市民と一緒に取組を進めていく。

まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画とする。

(1) 松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」

○計画の構成と期間

- ・基本構想 令和4(2022)年度 ～ 令和11(2029)年度
- ・実施計画 3年間とし、毎年度見直す

○基本理念

「松江のジダイをつくる」 - 新しい《時代》を築く先駆者となり、古からのバトンを《次代》につなごう -

○将来像

「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」

○5つの柱(基本目標)と18の基本施策(2030年、市民の実感)

I. しごとづくり

- ①あの面白い企業、松江発って知ってる？
- ②こんなに面白い商店街って松江にしかない
- ③松江産の食材がスーパーに増えた
- ④世界中から松江に人が集まる

II. ひとづくり

⑤ここに生まれてよかった ここで育ててよかった ⑥夢は叶うって思う ⑦松江市民のモットーは「寛容」

III. つながりづくり

⑧最近、松江に引っ越してくる人が多い ⑨松江推しは世界中にいる ⑩まちそのものがアート

⑪スポーツが松江の存在感を高めた

IV. どだいづくり

⑫歳を重ねるほど松江は楽しい

⑬日本が誇る「環境主都まつえ」

⑭世界の水都 MATSUE が水辺と公共交通の概念を変えた ⑮松江には歩きたくなるまちなみがある

⑯「何があっても松江は大丈夫!」って思う

⑰市役所って、ほんと頼りになる

V. なかまづくり

⑱宍道湖・中海を囲むエリアはひとつのまち

(2)総合計画の検証

計画の実効性・即応性を高めるため、施策ごとに成果を表す指標を設定し、PDCA サイクルを通じた評価検証を毎年度実施する。検証は、外部委員で構成する「松江市総合計画審議会」で行う。

3. SDGs達成に向けた施策の推進

(政策企画課)

SDGs は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された国際社会における令和 12(2030)年までの開発目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための 17 の目標で構成されている。

松江市では、こうした世界規模の目標を踏まえ、総合計画の各施策の推進に取り組んでいく。

また、市報・市ホームページでの情報発信、出前講座の実施等により、広く市民に SDGs の普及・啓発を図るとともに、本市の SDGs 施策を効果的に進める。

4. 松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画

(デジタル戦略課)

令和 4(2022)年、「松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画 ～“ちょーどいい”市役所をめざして～」を策定し、「市民サービスの向上」「社会課題解決」「業務の効率化」「人財育成」の基本方針のもと、市役所のデジタル化を進める。

(1)松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画 ～“ちょーどいい”市役所をめざして～

○計画の構成と期間

・基本計画 令和 4(2022)年度 ～ 令和 11(2029)年度

・実施計画 基本計画の 8 年間を 4 期に分け、2 年度おきに見直し

○計画目標:「行政サービスや業務のデジタル化による、人口減少社会における市民サービスの向上」

行政サービスや業務をデジタル化することで、「ちょーどいい」便利さを実現し、人口減少が続く中でも、人手不足に悩まされることなく市民ニーズに応じて、市民サービスを向上していくことのできる市役所を目指す。

【市民にとっての「ちょーどいい」】 自分の一番利用しやすいやり方を選んで、手続やサービスの利用ができる

【職員にとっての「ちょーどいい」】 業務の内容によって、最適なツールやしくみを選んで仕事をする事ができる

○4つの基本方針とそのビジョン

【市民サービスの向上】 市民一人一人が自分にとって『ちょーどいい』方法を選んで、手続をしたり、行政サービスを利用できる

【社会課題解決】 すべての人が地理的・時間的な制約に関係なく同様のサービスを受けることができる。また、社会経済活動を維持・向上させることができる。

【業務の効率化】 すべての職員が、最適な環境の下、庁内各課が持っている情報を簡単に利用でき、職場間・職員間でスムーズに連携できる

【人財育成】 すべての職員が基礎的な情報リテラシーを持っており、市の課題を分析し部署を越えて連携して、

行政サービスや業務をよりよくしていける

(2)第2期実施計画【令和6(2024)年度～令和7(2025)年度】

4つの基本方針に沿って、保育所入所をはじめ各種手続きのオンライン申請やAIを使った子育て支援といった市民サービスの拡充、ノーコードツールの導入やDX研修による職員の業務効率化やリテラシー向上、またAIデマンドバスの拡充や高齢者向けスマホ教室の推進といった社会課題解決など、延べ41項目の取組みを実施予定。

(3)推進体制と進捗管理

実施計画の各取組担当課の進捗状況をデジタル戦略課がとりまとめて精査し、副市長を委員長、各部局長を委員として構成する「DX推進委員会」へ報告して、今後の方針を諮る。

あわせて、DX推進委員会からの指示事項をデジタル戦略課が各取組担当課へ報告するとともに助言や横展開への調整を図り、全庁一丸となって市全体の行政サービス・業務の改革をデジタル技術の活用により推進する。

5. 中海・宍道湖・大山圏域市長会

(政策企画課)

米子市、境港市、安来市、松江市の4市が構成市となり発足した「中海市長会」に、出雲市を加えた「中海・宍道湖・大山圏域市長会」が平成24年4月1日に発足した。

本圏域の資源や優位性を活用し、一体的に発展していくための目標と方向性を示す圏域の振興ビジョンを作成した。めざすべき圏域の将来像の実現に向けて、圏域住民、各種団体、企業等がこのビジョンを共有し、総合的・一体的な発展の推進を図る活動を展開していく。

また、松江市と米子市が中心市として形成している「中海圏域定住自立圏」の制度も活用して、市長会に参画することで、圏域の自立と発展を目指す。

(1) 沿革（中海市長会も含む）

平成6年6月2日 中海圏域4市連絡会議 発足
平成7年2月28日 中海圏域4市連絡協議会 発足
平成19年7月6日 中海市長会 発足
平成20年10月28日 定住自立圏構想に係る先行実施団体に決定(当時18圏域)
平成21年4月30日 定住自立圏構想の中心市宣言(松江市・米子市)
平成21年10月7日 中海圏域定住自立圏形成協定の締結(松江市、米子市、境港市、安来市、東出雲町)
平成24年4月1日 中海・宍道湖・大山圏域市長会 発足
平成24年5月31日 中海市長会 解散

(2) 構成市

松江市・出雲市・安来市・米子市・境港市(オブザーバー:鳥取県西部町村会)

(3) 主な事業（平成23年度までは中海市長会の事業）

平成19年度	公共施設(体育施設・文化施設)の使用料・利用料金から市外の料金区分を撤廃 国際定期航空路仁川・米子便の運航継続に関する要望活動など
平成20年度	シンポジウム開催、青少年海外研修事業の実施など
平成21年度	中海圏域振興ビジョンの策定、シンポジウム開催、国際定期貨客船航路就航支援など
平成22年度	シンポジウム開催、国際定期貨客船航路就航支援、ロシアビジネスサポート専門人材配置観光二次交通の企画・実証実験、海外商談会支援事業、保健医療を担う病院への支援学校給食に圏域特産食材使用、プロスポーツチームを通じた交流など
平成23年度	シンポジウム開催、国際定期貨客船航路就航支援、電気自動車及び急速充電器の整備、青年海外派遣事業、中海圏域4病院災害時相互応援協定締結など
平成24年度	市長会の愛称募集、中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョンの策定、台湾での圏域フェアの実施観光データ収集事業、国際定期貨客船航路就航支援、海外商談会支援事業など
平成25年度	外国人観光客誘致事業(台湾)、海外での圏域物産展開催、中海・宍道湖子ども探検クルーズ「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換会など

平成 26 年度	中国やまなみ街道全線開通にかかる圏域観光プロモーション、海外での圏域物産展開催 圏域の宝発掘プロジェクト、「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換会など
平成 27 年度	圏域版総合戦略の策定・推進、インド・ケララ州との経済交流の促進を目的とした覚書の調印 備後圏域との災害時相互応援協定の締結、インバウンド観光の推進、圏域内外へのビジネス マッチングの開催、「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換など
平成 28 年度	インドとの経済交流事業、圏域内外へのビジネスマッチングの開催、インバウンド観光の推進 三大都市圏での圏域 PR、「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換など
平成 29 年度	インドとの経済交流事業、圏域内外へのビジネスマッチングの開催、「中海・宍道湖・大山圏域 インバウンド機構」設立、三大都市圏での圏域 PR、「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」と の意見交換など
平成 30 年度	インドとの経済交流事業、圏域内外へのビジネスマッチングの開催、インバウンド観光の推進 三大都市圏での圏域 PR、「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換など
令和 元 年度	これまでの事業に加え、圏域インバウンド機構を「中海・宍道湖・大山圏域観光局」として一般社 団法人化、中国横断新幹線(伯備新幹線)整備推進会議設立、圏域版第 2 期地方版総合戦略 策定(2～6 年度)など
令和 2 年度	産学・医工連携事業、ビジネスマッチング、圏域内インフラの要望活動のほか、新型コロナウイルス 感染症の影響による圏域経済の落ち込みに対し、中海・宍道湖・大山圏域観光局が中心とな った圏域内観光の推進を図るための緊急対策事業など
令和 3 年度	産学・医工連携事業、インド及び台湾との経済交流事業、圏域内インフラの要望活動、「中海・ 宍道湖・大山圏域振興ビジョン」の改訂など
令和 4 年度	産学・医工連携事業、ビジネスマッチング、台湾・台北市との交流促進覚書の締結、圏域内イン フラの要望活動など
令和 5 年度	産学・医工連携事業、ビジネスマッチング、「中海・宍道湖 8 の字ルート整備推進会議」の設立、 全国街道交流会議第 13 回全国大会「山陰大会」の開催など
令和 6 年度	産学・医工連携事業、ビジネスマッチング、第 3 期地方版総合戦略策定(7～11 年度)、定期貨客 船「イースタンドリーム号」の就航支援、台湾からの国際交流員が着任、「経済同友会地域共創 委員会第 6 回会合」での講演

6. 島根原発プルサーマル計画

(政策企画課)

(1) 島根原子力発電所 2 号機におけるプルサーマル計画の概要

平成 17 年 9 月 12 日中国電力株式会社より、松江市と島根県に対し、島根原子力発電所 2 号機におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料(MOX 燃料)の使用について、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第 6 条の規定に基づく事前了解願が提出された。

○中国電力のプルサーマル計画の概要

- ・2014 年度(平成 26 年度)までを目途に、2 号機で MOX 燃料を使用する。
- ・MOX 燃料集合体の使用体数は、2 号機の全燃料のうち、重量にして炉心全体の 1/3 以下とする。

【MOX 燃料集合体の基本仕様】

MOX 燃料炉心装荷率	原子炉内燃料の 1/3 以下
プルトニウム含有率	10% 以下(燃料集合体平均約 2.9～約 5.8%)
燃料集合体最高燃焼度	40,000MWd/t

(2)これまでの経過

平成17年 9月12日 中国電力から申し入れ

安全協定(松江市、島根県、中国電力の3者協定)第6条に基づく事前了解願ひ

平成18年2月～7月 市内35ヵ所で市主催の住民説明会を開催

8月20日 市主催プルサーマルシンポジウムを開催

10月2日 市長 安全審査を受けることについては了解することを表明

市議会全員協議会において、中国電力が国へ原子炉設置変更許可申請を行うこと(国の安全審査を受けること)については、了解することを表明

10月5日 市議会本会議において特別委員会委員長が中間報告

市議会本会議において島根原子力発電対策特別委員会委員長が、原子炉設置変更許可申請を行うことについて委員会としては了承することを表明

10月23日 市長 中国電力に原子炉設置変更許可申請を行うことについては了承することを回答

10月27日 国に質問事項を提出、厳格な安全審査と国主催住民説明会の開催を要望

平成20年10月28日 国(経済産業大臣) 中国電力に原子炉設置変更を許可

12月26日 国及び中国電力 市から提出した21項目の質問に回答

平成21年 1月12日 市内4ヵ所(鹿島、島根、橋南、橋北)で市民説明会を開催(14日まで)

1月17日 国主催の住民説明会 開催

1月20日 専門家(7人)からの意見聴取(2月2日まで)

3月12日 市議会島根原子力発電対策特別委員会 「核燃料サイクルの実現」、「耐震安全性」及び「地域振興」の3点を国に確認、要請するよう要請

3月16日 市長 経済産業大臣に「核燃料サイクルの実現」、「耐震安全性」及び「地域振興」の3点を国に確認、要請

3月24日 市長 中国電力山下社長に対しプルサーマル計画の了解を通知、併せて「MOX燃料の品質管理」、「ヒューマンエラーの防止」、「耐震安全性」及び「理解促進と情報公開」の4項目の事項について遵守を要請

3月25日 市長 経済産業大臣に中国電力のプルサーマル計画を了解したこと及び燃料体検査、燃料装荷検査の厳格な審査を要請

9月17日 中国電力 市長に対しプルサーマルの実施時期が、2014年度(平成26年度)までに実施する見通しとなったことを報告

7. 島根原子力発電所3号機計画

(政策企画課)

(1)施設概要

		3号機(計画)	2号機	1号機
原 子 炉	型 式	改良沸騰水型(ABWR)	沸騰水型(BWR)	沸騰水型(BWR)
	熱 出 力	392.6 万kw	243.6 万kw	138 万kw
	圧力・温度	約 72 気圧、287℃(出口)	約 71 気圧、286℃(出口)	約 71 気圧、286℃(出口)
	燃 料			
	種 類	低濃縮ウラン	低濃縮ウラン	低濃縮ウラン
	燃料集合体	872 体	560 体	400 体
格納容器	種 類	圧力抑制形	圧力抑制形	圧力抑制形
タービン	種 類	くし形6流排気復水式(再熱式)	くし形6流排気復水式	くし形4流排気復水式
	出 力	137.3 万kw	82 万kw	46.6 万kw
	回 転 数	1,800 回転/分	1,800 回転/分	1,800 回転/分
	蒸気流量	約 7,300 トン/時	約 4,600 トン/時	約 2,500 トン/時
発 電 機	種 類	横軸円筒回転界磁3相同期	横軸円筒回転界磁3相同期	横軸円筒回転界磁3相同期

	容 量	153 万kVA	87 万kVA	52 万kVA
電 気 出 力		137.3 万kw	82 万kw	46 万kw
冷 却 水 量		約 95 m ³ /秒	約 60 m ³ /秒	約 30 m ³ /秒
取 水 方 式		深層取水	深層取水	深層取水
放 水 方 式		水中放水	水中放水	表層放水
着 工		平成 17 年 12 月	昭和 59 年 7 月	昭和 45 年 2 月
営業運転開始		未定	平成元年 2 月	昭和 49 年 3 月
営業運転終了		未定	未定	平成 27 年 4 月

(2) 建設スケジュール

平成 16 年 3 月	準備工事(敷地造成)開始
平成 17 年 4 月	原子炉設置変更許可
平成 17 年 5 月	第1回工事計画認可申請(全5回)
平成 17 年 12 月	着工(第1回工事計画認可)
平成 18 年 2 月	第2回工事計画認可申請
平成 18 年 10 月	第2回工事計画認可、本工事開始〔平成 23 年 4 月末現在 総工事進捗率 93.6%〕
平成 18 年 11 月	第3回工事計画認可申請
平成 19 年 5 月	第3回工事計画認可
平成 19 年 7 月	第4回工事計画認可申請
平成 20 年 4 月	第4回工事計画認可
平成 20 年 5 月	第5回工事計画認可申請
平成 20 年 9 月	原子炉格納容器据付
平成 20 年 12 月	第5回工事計画認可
平成 21 年 7 月	原子炉圧力容器搬入
平成 30 年 8 月	新規制基準適合性確認申請

8. 電源三法交付金

(政策企画課)

「電源三法交付金」とは、①電源開発促進税法 ②特別会計に関する法律 ③発電用施設周辺地域整備法 に基づき国から交付される交付金等の総称で、発電用施設の立地促進や安全確保、運転の円滑化を図ることを目的とした財政措置である。発電用施設の立地地域や周辺地域では、この電源三法交付金を活用して公共用施設整備や住民の利便性向上、産業振興等のための事業を行うことにより、安全対策や住民福祉の向上、地域振興を図っている。

松江市には島根原子力発電所の立地による電源三法交付金が交付されており、道路や消防・防災施設、学校施設の耐震補強等、公共用施設の整備や安全対策に関する事業をはじめ、公共用施設の維持管理、町内会・自治会活動の支援等、様々な事業に活用している。

○電源三法交付金 各年度決算額

(単位:千円)

年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
電 源 立 地 地 域 対 策 交 付 金	2,238,454	2,258,678	2,345,511	2,362,654	2,323,831	2,335,608	2,320,846	2,329,355
原子力発電施設等立 地地域基盤整備支援 事 業 交 付 金	320,946	280,828	240,710	200,591	200,591	160,473	160,473	120,354
広報・調査等交付金	17,755	15,215	19,002	20,186	17,474	19,941	20,254	18,257
原 子 力 発 電 施 設 立 地 地 域 共 生 交 付 金								

第4章 総務部

1. 総務部の主要事業

(1) 情報公開制度

市が保有する公文書を公開することにより、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするとともに、市民参加の開かれた市政を実現する。

(2) 個人情報保護制度

市が保有する個人情報을適正に取り扱うとともに、自己情報の開示等の請求権を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で適正な市政を推進する。

(3) 行政改革の推進

社会環境の変化や新たなニーズに対応し、将来にわたって持続可能な行政運営に資するため、業務改革を進め、行政サービスの質の向上を図る。

(4) 市職員の人財育成

中央研修機関・県自治研修所への派遣や市独自研修を実施し、職員の能力開発と資質向上を図る。

(5) 交通安全対策組織強化活動事業

各地区交通安全対策協議会などの関係団体や交通安全モデル事業所とともに、街頭啓発活動などを通して、地域の交通安全活動の推進を図る。

(6) 交通指導員運営事業

街頭指導等の交通安全活動を行う交通指導員を委嘱するとともに、研修などを実施し地域の交通安全活動の推進を図る。

(7) 交通安全思想啓発事業

交通安全イベントを実施し、市民参加型の交通安全活動の推進を図る。

(8) 松江地区防犯協会運営事業

松江地区における地域安全活動の推進や防犯意識の啓発を行う松江地区防犯協会に対し、市から負担金を拠出し、その活動に対する支援を行う。

2. 給与

(人事課)

(1) 級別職員平均給料(企業を除く行政職給料表適用の一般職)

(令和7年4月1日現在)

級	区分	職 務	人員 (人)	平均年齢 (歳)	給料月額(円)		
					最高	最低	平均
	8級	理事・部長	20		486,500	463,800	469,680
	7級	次長	34		443,500	431,300	434,259
	6級	課長	129		415,700	404,800	408,660
	5級	課長補佐・主幹	337		398,200	321,300	387,937
	4級	主任	251		386,100	304,600	368,785
	3級	係長・副主任	369		337,500	268,300	293,266
	2級	主任主事・主任技師	202		270,800	242,000	255,190
	1級	主事・技師	197		241,400	188,000	227,941
	計		1,539	41.49	—	—	328,034

(2) 新規採用職員の初任給(行政職給料表)

(令和7年4月1日現在)

区 分	号 級	給料月額(円)
高校卒	1級 5号級	188,000
短大卒	1級 15号級	204,400
大学卒	1級 25号級	220,000

(3) 特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

種 類			単位	金額(円)	備 考
税務手当		市税の徴収	日	350	
		市税の賦課	日	200	
防 疫 等 作 業 手 当	新型インフルエンザ等感染症患者がいる場所等の消毒		日	290	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された感染症に対する業務
	一類感染症等患者の救護又は防疫		日	740	
	二類感染症等患者の救護又は防疫		日	560	
	三類感染症等患者の救護又は防疫		日	370	
	家畜伝染病にかかっている家畜等の処置又は防疫		日	370	
	結核患者の療養指導		日	370	保健所勤務の保健師に限る
保健指導手当		開放性結核患者の訪問指導	日	250	
行旅死病人業務手当		死亡人	回	5,000	
		病人	回	2,500	
保険料賦課徴収手当		国保、介護又は後期高齢者医療保険料の徴収	日	350	
		国保の賦課	日	200	
福祉業務手当		生活保護現業業務	日	350	
		その他福祉現業業務	日	250	
清掃業務手当		作業員	日	300	
典礼作業手当		現場作業員	日	350	
特殊作業用車乗務手当		グレーダ、ロードローラー	日	220	
		ブルドーザー	日	120	
危険作業手当			時間	300	
使用料等徴収手当			日	350	
滞納処分従事手当			件	400	
教 員 特 殊 業 務 手 当	非常災害時等の緊急業務		日	8,000	被害が特に甚大で心身に著しい負担を与える業務の場合 1日につき8,000円加算
	生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 生徒に対する緊急の補導業務		日	7,500	
	生 徒 を 引率して 行う指導 業務	修学旅行、運動競技等で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	日	5,100	
		部活動で週休日等に行うもの	日	3,600	2～4時間は1,800円
教育業務連絡指導手当			日	200	
用地交渉手当			日	400	
高所・地下業務手当			日	350	4時間未満は210円
災 害 応 急 作 業 等 手 当	巡回監視		日	710	
	応急作業又は応急作業のための災害状況の調査		日	1,080	
	上記作業に相当すると市長 が認めた作業		日	1,080	
犬猫等処理手当			件	220	
消防機関員手当		大型	当務	200	
		普通	当務	150	
災害出動手当			回	200	

救急出場手当	救急救命士の資格を持つ職員	回	510	
	それ以外の職員	回	150	
医師手当		月	25,000 ～ 90,000	保健所に勤務する職員 25,000 円 保健所以外の職員 職務の級が 1 級 50,000 円 " 2 級 60,000 円 " 3 級 70,000 円 " 4 級 90,000 円
有害物取扱手当		日	420	
狂犬病予防作業等従事手当		日	370	犬・猫の捕獲等の作業 1 件につき 60 円加算
環境衛生検査業務従事手当		日	320	検体の採取の作業を伴う場合 180 円加算
衛生検査業務従事手当		日	370	
と畜解体検査業務従事手当		日	420	
精神保健業務手当	精神障がい者の診療、看護、相談 又は指導	日	420	
	精神障がい者の移送等	日	630	
放射線取扱業務等従事手当		日	370	診療放射線技術者 1,340 円

(4) 特別職給料及び報酬

(令和7年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額(円)	区 分	給料・報酬月額(円)
市長	1,073,000	市議会議長	611,000
副市長	874,000	市議会副議長	527,000
教育長	750,000	市議会議員	497,000
代表監査委員	176,000	選挙長	(1回当たり)10,800
監査委員	170,000	投票所の投票管理者	(日額)12,800
教育委員会委員	62,000	期日前投票所の投票管理者	(日額)11,300
選挙管理委員会委員長	62,000	開票管理者	(1回当たり)10,800
選挙管理委員会委員	37,000	投票所の投票立会人	(日額)10,900
公平委員会委員長	(日額)15,000	期日前投票所の投票立会人	(日額)9,600
公平委員会委員	(日額)13,000	開票立会人	(1回当たり)8,900
農業委員会会長	42,000	選挙立会人	(1回当たり)8,900
農業委員会副会長	35,000	社会教育指導員	155,000
農業委員会委員	28,000	公民館長	225,000
農地利用最適化推進委員	15,000		
感染症審査協議会委員	(日額)10,700		

※ 農業委員会会長、副会長、委員及び農地利用最適化推進委員については、上記金額に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額

3. 情報公開制度

(総務課)

公文書公開請求及び公文書任意公開申出の状況(令和6年度)

区 分		公文書公開請求(市民・市内事業者など)					
		請求 件数	公開	部分 公開	非公開	不存在	存否応答 拒否
実施機関	市長	154	81	58	0	13	2
	議会	0	0	0	0	0	0
	教育委員会	10	7	3	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	11	7	3	0	1	0
	ガス事業管理者	1	0	0	0	1	0
	交通事業管理者	1	0	1	0	0	0
	病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
	消防長	7	0	6	0	1	0
出資法人	松江市土地開発公社	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市観光振興公社	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市体育協会	0	0	0	0	0	0
	一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団	0	0	0	0	0	0
合計		184	95	71	0	16	2

区 分		公文書任意公開申出(市民以外・市外事業者など)					
		申出 件数	公開	部分 公開	非公開	不存在	存否応答 拒否
実施機関	市長	152	84	53	0	15	0
	議会	0	0	0	0	0	0
	教育委員会	1	0	1	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	2	2	0	0	0	0
	ガス事業管理者	0	0	0	0	0	0
	交通事業管理者	2	0	1	1	0	0
	病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
	消防長	0	0	0	0	0	0
出	松江市土地開発公社	0	0	0	0	0	0

資 法 人	公益財団法人松江市観光振興公社	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団	1	0	1	0	0	0
	公益財団法人松江市体育協会	0	0	0	0	0	0
	一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団	0	0	0	0	0	0
合計		158	86	56	1	15	0

4. 個人情報保護制度

(総務課)

保有個人情報開示請求の状況(令和6年度)

区 分		請求 件数	開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応答 拒否
実 施 機 関	市長	26	1	23	0	2	0
	議会	0	0	0	0	0	0
	教育委員会	14	0	12	1	1	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
	ガス事業管理者	0	0	0	0	0	0
	交通事業管理者	0	0	0	0	0	0
	病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
	消防長	0	0	0	0	0	0
出 資 法 人	松江市土地開発公社	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市観光振興公社	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市体育協会	0	0	0	0	0	0
	一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団	0	0	0	0	0	0
合計		40	1	35	1	3	0

5. 行政改革

(組織戦略課)

(1)これまでの取組(平成17年度～令和6年度)

①第1次行財政改革大綱(平成17年度～平成26年度)

平成17年の市町村合併以降、合併後の「松江市」の姿を整えるため、サービス水準の統一、職員数の適正化、施設及び事業の整理統合、民間委託等の効率化など、行政改革の取組を行った。

その結果、職員400人削減をはじめ、地方債残高の削減、財政健全化指標の改善など財政健全化を進めることができ、累計で約316億円の効果額を生み出すことができた。その財源により、小学6年生までの子どもの医療費無償化、RubyCityプロジェクトなどの特色のある施策を実施した。

②第2次行財政改革大綱(平成27年度～令和元年度)

人口減少と少子高齢化、合併特例措置の終了による地方交付税の減少、公共施設の老朽化の状況から、将来にわたり持続可能な自治体経営を目指した取組を行った。また、市民との「共創」の手法を取り入れながら、行政サービスの「質」を高める取組を行った。

平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間においては、約 93 億円の累積効果額を生み出した。

③第 3 次行財政改革大綱(令和 2 年度～令和 6 年度)

平成 30 年 4 月に中核市に移行したことから、「中核市松江の一步進んだ行財政運営の確立」を目指し、3 つの基本方針(「市民サービスの『質』の向上」「持続可能な財政基盤の確立」「最大の効果を生み出す行政運営の実現」)のもと、行財政改革を推進する。

取組の指標 : 地方債残高、基金残高、財政健全化指標、削減効果額(目標 約 41 億円)

推進体制 : ア) 全部局を挙げた改革の実行

イ) 内部組織「松江市行財政改革推進本部」による点検・指示

ウ) 外部組織「松江市行財政改革推進委員会」からの提言(令和 5 年度まで)

(2)第 4 次行政改革プランの概要(令和 7 年度～令和 11 年度)

第 3 次行財政改革大綱の 3 つの基本方針を踏襲し、「DX の推進による”スマートな行政運営の確立”」を目指し、行政改革を推進する。

①基本方針

ア)最大の効果を生み出す行政運営の実現

業務プロセスの見直しを行い、民間委託や DX を活用した業務の効率化を進める。

職員の資質と意識を高め、市民から信頼されるよう育成する。

イ)市民サービスの「質」の向上

市が本来担うべき役割の重点化を行うとともに、DX 化を推進し、サービスの質と利便性の向上を図り、市民ニーズに対応した変革を行う。

ウ)持続可能な財政基盤の確立

将来にわたって安定した行政サービスを提供していくための財政基盤を確立する。

公共施設の適正化など歳出の削減と、新たな財源など歳入を確保する。

②進捗度評価 : スケジュールの進捗状況又は数値目標の達成状況

③推進体制 : ア) 全部局を挙げた改革の実行

イ) 内部組織「松江市行財政改革推進本部」による点検・指示

6. 交通安全

(総務課)

本市の地形が中心部を流れる大橋川によって二分されていることや、城下町特有の狭隘で屈折した道路が多いことなどから、道路環境には余り恵まれていないが、都市基盤の整備とともに改善されてきている。

令和6年の人身交通事故発生状況は、事故件数286件、死亡者1名、負傷者314名である。

(1)松江市交通安全対策会議

『松江市交通安全対策会議』は、本市の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成4年に設置され、松江市交通安全計画を基本に、①交通環境の整備、②交通安全意識の徹底・安全運転の確保の2点を柱とし、関係機関・団体と密接な連携を保ちながら各種事業・活動を推進し、市民の安全確保に努めている。

①交通環境の整備

交通環境の整備に関する市民からの要望については、地区交通安全対策協議会でとりまとめられ、地区の要望として市総務課へ提出される。

提出された要望については、国・県・警察・市関係課等で協議・検討し、対応している。

要望の内容は、信号機・横断歩道設置、一時停止等の交通規制、カーブミラー・ガードレールの設置、街路照明の設置など年間300件を超えている。

②交通安全意識の徹底・安全運転の確保

春・秋の全国交通安全運動期間を中心に、地区交通安全対策協議会・警察・交通安全協会等と連携して、街頭啓発活動・交通安全教室等を開催し、また広報紙や広報車でドライバー・歩行者に交通安全を呼び掛けるほか、最近問題となっている「自転車利用者のマナー」についても、学校関係者・警察・交通指導員等と合同で特別指導を実

施し、マナーの向上に努めている。

(2) 松江市交通指導員

松江市交通指導員は、通学・通勤時を重点に歩行者の保護・誘導の街頭指導を通じて、安全な歩行の習慣化・正しい交通安全の励行と、交通安全思想の普及徹底を促進することを目的とし、各地区交通安全対策協議会長の推薦に基づいて、1地区につきおおむね4名を市長が委嘱している。現員105名(令和7年4月1日現在)。

早朝の街頭指導や交通安全教室への参加のほか、スポーツイベントでは、歩行者の安全を確保するため随時出動している。

(3) 松江市交通安全地区教育指導員

松江市交通安全地区教育指導員は、地域における交通安全活動の担い手として、地域住民の交通安全ニーズに応じたきめ細やかな参加型・体験型の実践的な交通安全教育の徹底と、地域の交通事故防止に寄与することを目的とし、各地区交通安全対策協議会長の推薦に基づいて、1地区につきおおむね3名を市長が委嘱している。現員87名(令和7年4月1日現在)。

7. 行政機構

(人事課・組織戦略課)

(1) 職員の定数と現員

(令和7年4月1日現在)

部局名		定数	役職(教員含む)					一般職	教員	消防吏員 (消防長含む)	企業職員 (管理者除く)	計
			部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級					
市長事務部局	政策部	1,340	1	1	6	0	12	26	0			46
	総務部		1	4	1	0	16	22	0	-	-	44
	財政部		1	1	11	0	31	103	0	-	-	147
	防災部		1	3	0	0	5	8	0	-	-	17
	産業経済部		2	4	5	0	18	57	0	-	-	86
	観光部		1	1	2	0	10	10	0	-	-	24
	文化スポーツ部		1	0	9	0	16	48	0	-	-	74
	市民部		1	1	3	0	13	38	0	-	-	56
	支所		0	8	10	0	26	62	0	-	-	106
	健康福祉部		1	4	15	9	53	185	0	-	-	267
	こども子育て部		1	2	16	0	38	167	0	-	-	224
	環境エネルギー部		1	2	8	1	15	53	0	-	-	80
	まちづくり部		2	1	6	0	12	29	0	-	-	50
	都市整備部		1	2	7	1	21	72	0	-	-	104
	出納室		1	0	1	0	4	7	0	-	-	13
消防本部		270								258		258
教育委員会		200	2	3	26	1	36	64	49			181
市議会事務局		12	1	1	1	0	3	5	0			11
選挙管理委員会事務局		5	0	0	1	0	1	3	0			5
監査委員事務局		7	1	0	0	0	2	2	0			5
農業委員会事務局		6										0
公平委員会		1			1							1
上下水道局		105									91	91
ガス局		52									33	33
交通局		78									75	75
市立病院		573									537	537
計		2,649	20	38	129	12	332	961	49	258	736	2,535

第5章 財 政 部

1. 財政部の主要事業

(1) 予算編成・予算執行管理【財政課】

令和7年度当初予算は、4月に市長・市議会議員選挙を控えることから、一部新規・政策的経費を抑えた骨格予算としているが、地方創生や防災・減災・国土強靱化など、喫緊課題に対応すべく、国の総合経済対策に呼応しながら、切れ目なく各事業を実施できる予算を編成した。結果、予算規模は1,129億9,000万円、対前年度比6.2%増となり、過去最大の当初予算となった。

歳入予算では、地方財政対策に沿って、国から交付される地方交付税や交付金を適切に見込んだうえ、不足する財源は、財政調整基金・減債基金の取崩しなどで対応した。

歳出予算では、エネルギー価格・物価高騰に対応しつつ、デジタル化による業務効率化を図りながら、人件費・扶助費などの義務的経費や一定額の普通建設事業費を確保するとともに、限りある財源を松江市総合計画「MATSUEDREAMS 2030」の「5つの柱」に沿った施策に重点的に配分した。

(2) 未利用市有地の利活用促進・公共施設適正化計画の推進【資産経営課】

未利用市有地について、引き続き積極的に売却・貸付などの利活用の促進を図る。平成28年3月に策定した「松江市公共施設適正化計画」に基づき、2期計画を推進するとともに、これまでの取り組みを踏まえて3期計画を策定する。

(3) 新庁舎建設工事・移転業務・市民協働【新庁舎整備課】

令和8年5月全館供用開始に向け、2期棟建設とその後に続く1期棟、西棟の改修工事を安全かつ着実に推進する。新庁舎への全面機能移転に向けた什器購入及び移転業務を着実に履行する。新庁舎を日常的な賑わいの場とするための運用ルール及び効果的な活用方法を検証する実証事業「新庁舎みんなのトライアル」に取り組む。

(4) 市有建物等の工事に係る設計、発注及び工事監理の実施【公共建築課】

市有建物等の建設工事、解体工事、改修工事に係る設計や工事の早期発注に努め、的確な工事監理により建物の品質確保を行い、併せて計画的な維持保全も進める。

(5) 入札制度の改善【契約検査課】

建設工事の品質確保、適正な請負契約の実施並びに発注事務の適切な進捗を図るため、引き続き入札制度の改善、施工時期の平準化、週休2日工事の促進及びDX・ICT技術の活用推進に取り組む。

(6) 宿泊税の導入に向けた取組【税務管理課・市民税課】

令和7年12月1日の宿泊税制度開始に向け、制度の理解醸成と円滑な納付を促すため、丁寧で分かりやすい広報及び説明会を行うとともに、レジシステム改修費補助など宿泊事業者への支援に取り組む。

(7) 収納の強化【税務管理課】

期限内納付の徹底や口座振替制度及び電子納税の利用促進に向けた広報・啓発活動の取組を強化する。夜間・日曜納税相談や文書・訪問催告などの実施により、収入未済額の更なる縮減に努める。

(8) 土地利用制度の見直しに係る税制度のあり方検討、評価替えに対する取組【固定資産税課】

土地利用制度の見直しに歩調を合わせて、関係する税財源のあり方について検討を開始しており、速やかに取組みを進めるとともに、丁寧かつ分かりやすい説明に努める。

固定資産税の次期評価替(令和9年度)に向けて、評価業務を引き続き行い、公平で適正な課税を行うための宅地評価の基礎資料を作成する。

2. 予算

(財政課)

① 令和7年度当初予算の主な事業

物価高騰対策

【Ⅰ 市民生活を支援】

	所管課名	事業名	予算額(千円)
1	上下水道局ほか2課	水道料金の減免等による市民生活の支援	519,920
2	学校給食課	学校給食の安定的な提供と家計負担の軽減	20,544
3	保育所幼稚園課	保育所等での安定的な給食の提供と家計負担の軽減	16,931
4	給付金実施本部	定額減税当初調整給付金の不足額給付	1,105,494

松江市総合計画 5つの柱

【Ⅱ しごとづくり】

	所管課名	事業名	予算額(千円)
1	定住企業立地推進課企業団地整備室	(仮称)中尾地区企業団地整備に向けた設計・用地取得	1,376,600
2	農政課、農林基盤整備課	スマート農業推進と有害鳥獣対策強化などによる持続可能な農業の振興	44,009
3	水産振興課	アワビ陸上養殖の事業化に向けた調査・検討	28,336
4	商工企画課ほか3課	小泉八雲・セツのドラマを生かした観光振興	30,597
5	観光振興課	松江が誇る歴史と癒しのコンテンツのプロモーション強化	93,987
6	国際観光課	2025年大阪・関西万博を契機にした観光誘客	16,399

【Ⅲ ひとづくり】

	所管課名	事業名	予算額(千円)
7	保育所幼稚園課	保育所入所のスマート申請支援	28,933
8	子育て給付課	子ども医療費助成の対象年齢を高校生年代まで拡大	993,891
9	こども家庭支援課	産後ケアの拡充	46,635
10	学校教育課	「松江市学力調査」を活用した学力の向上	9,247
11	学校教育課	GIGAスクール構想推進のため1人1台学習用タブレット端末の更新	46,658

【Ⅳ つながりづくり】

	所管課名	事業名	予算額(千円)
12	松江城・史料調査課	松江城天守国宝指定10周年・天守保存150周年を記念する文化事業	8,661
13	生涯学習課	さんびる文化センタープラバホールを芸術文化活動の拠点へ	1,864
14	スポーツ施設課	(仮称)中海スポーツパーク整備によるスポーツ振興	552,001

【Ⅴ どだいづくり】

	所管課名	事業名	予算額(千円)
15	健康推進課予防接種室	予防接種の実施	1,139,046
16	防災危機管理課	大規模災害に備えた防災備蓄の充実	13,073
17	環境エネルギー課	再生可能エネルギー機器等の導入支援	40,624
18	環境エネルギー課	「国際文化観光都市・松江」の脱炭素化による魅力的なまちづくり	543,857
19	道路課ほか7課	公共施設の脱炭素化推進	370,004
20	交通政策課	公共交通の利便性向上と路線バスの効率化に向けた取組み	26,556
21	交通政策課	地域における最適な交通手段の確保	380,815

22	建築審査課	「松江らしい景観」を保全・創出するための景観基準の見直し	14,186
23	新庁舎整備課	新庁舎第2期建設工事の完了・第3期建設工事の着手	4,772,031
24	道路課、河川課	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備	3,268,414
25	消防本部警防課	消防車両の計画的な整備	341,943
26	政策企画課	SDGs 未来都市の創造	9,666
27	デジタル戦略課	住民情報系システムを国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行	753,184
28	総務課、地域政策課等	新松江市合併20周年記念式典の開催	15,868
29	組織戦略課	デジタル技術を活用した事務の効率化とリモート窓口の試行	16,000
【VI なかまづくり】			
30	政策企画課ほか5課	中海・宍道湖・大山圏域市長会事業	37,813

② 令和7年度当初予算の概要

(1) 会計別総括表

会 計 名		令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	(単位:千円、%) 比較増減	
				金 額	率
一 般 会 計		112,990,000	106,415,000	6,575,000	6.2
特 別 会 計	国民健康保険事業	18,148,528	17,959,974	188,554	1.0
	宍道国民健康保険診療施設事業	161,278	165,074	▲ 3,796	▲ 2.3
	後期高齢者医療保険事業	6,166,339	6,023,763	142,576	2.4
	介護保険事業	22,369,336	21,740,722	628,614	2.9
	企業団地事業	1,385,173	12,669	1,372,504	10,833.6
	公園墓地事業	13,550	6,633	6,917	104.3
	鹿島町恵曇・講武・御津・佐太財産区	2,257	3,550	▲ 1,293	▲ 36.4
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	156,653	131,278	25,375	19.3
	小 計	48,403,114	46,043,663	2,359,451	5.1
公 営 企 業 会 計	水道事業	9,901,617	9,411,314	490,303	5.2
	下水道事業	14,283,836	14,308,728	▲ 24,892	▲ 0.2
	ガス事業	2,453,269	2,536,008	▲ 82,739	▲ 3.3
	交通事業	1,568,681	1,452,602	116,079	8.0
	病院事業	13,933,646	13,514,865	418,781	3.1
	小 計	42,141,049	41,223,517	917,532	2.2
合 計		203,534,163	193,682,180	9,851,983	5.1

(2) 令和 7 年度一般会計歳入予算

科 目	予算額(千円)	構成比(%)
1 市税	30,050,497	26.6
2 地方譲与税	772,983	0.7
3 利子割交付金	36,806	0.0
4 配当割交付金	140,753	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	216,667	0.2
6 法人事業税交付金	519,207	0.5
7 地方消費税交付金	5,144,315	4.6
8 ゴルフ場利用税交付金	7,903	0.0
9 環境性能割交付金	50,760	0.0
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	16,351	0.0
11 地方特例交付金	183,714	0.2
12 地方交付税	23,175,690	20.5
13 交通安全対策特別交付金	33,122	0.0
14 分担金及び負担金	545,144	0.5
15 使用料及び手数料	2,014,750	1.8
16 国庫支出金	23,709,339	21.0
17 県支出金	9,519,848	8.4
18 財産収入	338,791	0.3
19 寄附金	631,000	0.6
20 繰入金	4,867,618	4.3
21 繰越金	1	0.0
22 諸収入	2,173,141	1.9
23 市債	8,841,600	7.8
合 計	112,990,000	100.0

(3) 令和 7 年度一般会計歳出予算

科 目	予算額(千円)	構成比(%)
1 議会費	491,888	0.4
2 総務費	16,016,024	14.2
3 民生費	43,566,852	38.6
4 衛生費	12,349,079	10.9
5 労働費	166,686	0.2
6 農林水産業費	2,847,819	2.5
7 商工費	2,756,485	2.5
8 土木費	9,295,765	8.2
9 消防費	3,067,778	2.7
10 教育費	11,095,852	9.8
11 災害復旧費	40,000	0.0
12 公債費	10,872,223	9.6
13 諸支出金	373,549	0.3
14 予備費	50,000	0.1
合 計	112,990,000	100.0

(4)令和7年度一般会計歳入予算財源別

区 分	予算額(千円)	構成比(%)
自主財源	40,620,942	36.0
市税	30,050,497	26.6
分担金及び負担金	545,144	0.5
使用料及び手数料	2,014,750	1.8
財産収入	338,791	0.3
寄附金	631,000	0.6
繰入金	4,867,618	4.3
繰越金	1	0.0
諸収入	2,173,141	1.9
依存財源	72,369,058	64.0
地方譲与税	772,983	0.7
利子割交付金	36,806	0.0
配当割交付金	140,753	0.1
株式等譲渡所得割交付金	216,667	0.2
法人事業税交付金	519,207	0.5
地方消費税交付金	5,144,315	4.6
ゴルフ場利用税交付金	7,903	0.0
環境性能割交付金	50,760	0.0
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	16,351	0.0
地方特例交付金	183,714	0.2
地方交付税	23,175,690	20.5
交通安全対策特別交付金	33,122	0.0
国庫支出金	23,709,339	21.0
県支出金	9,519,848	8.4
市債	8,841,600	7.8
合 計	112,990,000	100.0

(5)令和7年度一般会計歳出予算性質別分析表

区 分	予算額(千円)	構成比(%)
1 人件費	18,367,663	16.2
2 物件費	16,752,820	14.8
3 維持補修費	975,218	0.9
4 扶助費	29,335,504	26.0
5 補助費等	12,015,408	10.6
6 公債費	10,872,223	9.6
7 積立金	548,645	0.5
8 投資及び出資金	461,853	0.4
9 貸付金	310,369	0.3
10 繰出金	8,301,008	7.3
11 投資的経費	14,999,289	13.3
普通建設事業費	14,959,289	13.3
(1)補助事業費	4,135,742	3.7
(2)単独事業費	10,506,799	9.3
(3)県営事業負担金	316,748	0.3
災害復旧事業費	40,000	0.0
12 予備費	50,000	0.1
合 計	112,990,000	100.0
義務的経費 (人件費+扶助費+公債費)	58,575,390	51.8

(6)市税の内訳

(単位:千円、%)

科 目		令和7年度当初		令和6年度当初		比較増減	
		予算額	構成比率	予算額	構成比率	金 額	率
市 民 税		13,368,398	44.5	12,052,156	42.4	1,316,242	10.9
内 訳	個 人	10,769,862	35.8	9,827,618	34.6	942,244	9.6
	法 人	2,598,536	8.7	2,224,538	7.8	373,998	16.8
固 定 資 産 税		13,454,942	44.8	13,194,371	46.4	260,571	2.0
軽 自 動 車 税		757,212	2.5	727,045	2.5	30,167	4.1
内 訳	環境性能割	55,318	0.2	40,468	0.1	14,850	36.7
	種 別 割	701,894	2.3	686,577	2.4	15,317	2.2
市 た ば こ 税		1,152,631	3.8	1,170,388	4.1	▲ 17,757	▲ 1.5
入 湯 税		115,130	0.4	104,217	0.4	10,913	10.5
都 市 計 画 税		1,202,184	4.0	1,186,766	4.2	15,418	1.3
合 計		30,050,497	100.0	28,434,943	100.0	1,615,554	5.7

4. 松江市税一覧表

(市民税課・固定資産税課)

(令和7年4月1日現在)

税 目	税 率 等			
個人市民税	均等割		3,000 円	
	所得割		課税標準額 6%	
法人市民税	均等割	資本金等の額が 50 億円を超える法人	50 人 超	3,600,000 円
			50 人以下	492,000 円
		資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	50 人 超	2,100,000 円
			50 人以下	492,000 円
		資本金等の額が1億円を超え 10 億円以下である法人	50 人 超	480,000 円
			50 人以下	192,000 円
		資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	50 人 超	180,000 円
			50 人以下	156,000 円
		資本金等の額が1千万円以下である法人	50 人 超	144,000 円
			50 人以下	60,000 円
上記に掲げる法人以外の法人等		60,000 円		
法人税割		8.4%(注)		
固定資産税	免税点(土地 30 万円未満、家屋 20 万円未満、償却資産 150 万円未満)		1.4%	
軽自動車税	次ページ参照			
市たばこ税	売上本数×6,552／1,000 円			
入 湯 税	入湯客1人1日について 150 円			
都市計画税	市街化区域内に所在する土地、家屋		0.2%	

(注) 令和元年9月30日までの間に開始する事業年度 12.1%

軽自動車税種別割税率表

(令和7年4月1日現在)

車 種 区 分				税率		
原動機付自転車	第一種 一般原付（総排気量 0.05L 又は定格出力 0.6kW 以下）			2,000 円		
	第一種 一般原付（総排気量 0.125L 以下かつ最高出力 4.0kW 以下）			2,000 円		
	第一種 特定原付（定格出力 0.6kW 以下）			2,000 円		
	第二種 乙（総排気量 0.09L 又は定格出力 0.8kW 以下）			2,000 円		
	第二種 甲（総排気量 0.125L 又は定格出力 1.0kW 以下）			2,400 円		
	ミニカー			3,700 円		
軽 自 動 車	2輪で 125cc を超え 250cc 以下			3,600 円		
	3輪で 660cc 以下		平成 27 年3月 31 日までに登録済車両	3,700 円		
			平成 27 年4月 1 日以降新規登録車両	3,900 円		
			新規登録から 13 年を超える車両	4,600 円		
	4 輪 以 上 で 660cc 以下	乗 用	営業用	平成 27 年3月 31 日までに登録済車両	6,600 円	
			営業用	平成 27 年4月 1 日以降新規登録車両	6,900 円	
			営業用	新規登録から 13 年を超える車両	8,200 円	
		自家用	自家用	平成 27 年3月 31 日までに登録済車両	8,600 円	
			自家用	平成 27 年4月 1 日以降新規登録車両	10,800 円	
			自家用	新規登録から 13 年を超える車両	12,900 円	
		貨 物	営業用	営業用	平成 27 年3月 31 日までに登録済車両	3,600 円
				営業用	平成 27 年4月 1 日以降新規登録車両	3,800 円
				営業用	新規登録から 13 年を超える車両	4,500 円
			自家用	自家用	平成 27 年3月 31 日までに登録済車両	4,800 円
				自家用	平成 27 年4月 1 日以降新規登録車両	5,000 円
				自家用	新規登録から 13 年を超える車両	6,000 円
	雪上車			3,600 円		
小型特殊自動車	農耕作業用			2,400 円		
	その他の作業用			5,900 円		
2輪の小型自動車	250cc を超えるもの			6,000 円		

軽自動車税種別割グリーン化特例(軽課)

対象:最初の新規検査が令和6年4月1日～令和7年3月31日までの車両

区 分			税率		
			ア	イ	ウ
3輪で 660cc 以下			1,000 円		
4輪以上で 660cc 以下	乗 用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円		
	貨 物	営業用	1,000 円		
		自家用	1,300 円		

ア. 電気自動車・燃料電池車・天然ガス軽自動車(平成 21 年排ガス規制 NOx10%低減)

イ. 排出ガス基準(①平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成または②平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成)

かつ令和2年度燃費基準+令和 12 年度燃費基準 90%達成車

ウ. 排出ガス基準(①平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成または②平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成)

かつ令和2年度燃費基準+令和 12 年度燃費基準 70%達成車

自家用乗用車の軽自動車税環境性能割税率表(注1)

(令和7年4月1日現在)

区分	税率
電気軽自動車・天然ガス軽自動車	非課税
令和12年度燃費基準75%達成車(注2)	非課税
令和12年度燃費基準60%達成車(注3)	取得価額の1.0%
上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車	取得価額の2.0%

(注1) 軽自動車税環境性能割の賦課徴収は、当面の間、都道府県が実施することとされている。

(注2 及び注3) 排出ガス基準が①平成30年排出ガス基準50%低減達成車または②平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

5. 新庁舎整備事業

(新庁舎整備課)

市庁舎は、建物の老朽化が進み、耐震性が不足している状況となっていることに加え、手続き窓口の分散など、多くの課題を抱えるようになった。

市では、庁舎の耐震化と大規模改修を念頭に平成 20 年度に庁内の検討委員会を立ち上げ、耐震性の把握作業を行ったが、耐震性に関する数値が低いという調査の結果に加え、年々建物本体の老朽化が進んでいる状況を重く受け止め、庁舎の建て替えを視野に入れたうえで総合的に判断することに改めた。

平成 26 年には庁舎の耐用年数調査や総合評価業務を行い、その結果に基づき平成 28 年 2 月には「松江市庁舎整備基本方針」を策定して現庁舎の現状と課題を整理したうえで、現地での新庁舎の建て替えを検討することとした。

本事業を進めるにあたっては、市議会特別委員会での審議や、経済界・大学・地域代表・各種団体や若者・女性など様々な立場の市民の参画による「新しい松江市役所検討市民会議」で自由闊達な意見交換をしてきた。このほか、「市民ワークショップ」や「パブリックコメント」を通じて広く市民の皆さまからのご意見をいただいていたところである。

その結果、基本構想・基本計画・基本設計・実施設計と手順を経て、令和 2 年 12 月には市内企業からなる 3 つの特別共同企業体と本契約を締結し、令和 3 年 3 月には本格的に建設工事を開始した。

令和 5 年 3 月に第 1 期工事が完了し、同 5 月には新庁舎の一部の供用を開始した。今後、令和 7 年 10 月に 2 期棟が完成し、1 期棟の改修工事や別館等からの機能移転を経て、令和 8 年 5 月に新庁舎全館の供用を開始する予定である。

【これまでの経過】

時期		内容
平成 20 年	7 月	松江市庁舎の耐震化に関する検討委員会を設置 ※耐震性の把握作業(H20～24)
平成 25 年	7 月	庁舎整備方針の再検討を開始
平成 26 年	2 月	本庁舎残存耐用年数調査実施
	9 月	「松江市庁舎総合評価業務」を実施
平成 28 年	2 月	「松江市庁舎整備基本方針」策定
平成 29 年	10 月	松江市庁舎整備基本構想・基本計画策定業務を開始
		第1回新しい松江市役所市民会議
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 1 回)(これまでの経緯説明と今後の予定について審議)
		第2回新しい松江市役所市民会議
		市民アンケート実施
平成 30 年	2 月	基本構想(素案)パブリックコメント実施
		■新庁舎建設特別委員会(第 2 回)(パブコメ結果報告及び基本構想(案)の審議)
		第3回新しい松江市役所市民会議
	5 月	「松江市庁舎整備基本構想」策定
		市民ワークショップ(第1回)
		市民ワークショップ(第2回)
	7 月	■新庁舎建設特別委員会(第 3 回)(基本計画(素案)を提示し全議員からの意見聴取を依頼)
		第4回新しい松江市役所市民会議
		■新庁舎建設特別委員会(第 4 回)(基本計画(素案)に対する特別委員会の意見聴取)
	8 月	■新庁舎建設特別委員会(第 5 回)(基本計画(案)を提示し特別委員会の意見聴取)
		■新庁舎建設特別委員会(第 6 回)(基本計画を提示し特別委員会の意見聴取、スケジュール審議)
		第5回新しい松江市役所市民会議
	9 月	「松江市庁舎整備基本計画」策定
	12 月	松江市新庁舎整備基本設計・実施設計業務を開始

平成 31 年 (令和元年)	1 月	■新庁舎建設特別委員会(第7回)(基本設計・実施設計業務委託プロポーザル結果の報告)
	2 月	■新庁舎建設特別委員会(第8回)(議場レイアウトに関する議会会派の意見聴取を依頼)
	3 月	■新庁舎建設特別委員会(第9回)(議場レイアウトにおける議会会派の意見報告)
	4 月	■新庁舎建設特別委員会(第 10 回)(基本設計(素案)を提示し全議員からの意見聴取を依頼)
		基本設計(素案)パブリックコメント実施
	6 月	■新庁舎建設特別委員会(第 11 回)(今後の進め方について審議)
	7 月	■新庁舎建設特別委員会(第 12 回)(パブリックコメント結果の報告、議員意見聴取結果の報告)
	11 月	■新庁舎建設特別委員会(第 13 回)(基本設計(大枠)の説明)
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 14 回)(事業費について補足説明)
令和2年	1 月	■新庁舎建設特別委員会(第 15 回)(テラスの工事費について説明、基本設計の了解)
	2 月	■新庁舎建設特別委員会(第 16 回)(議場の仕様に関する全議員からの意見聴取を依頼)
	3 月	■新庁舎建設特別委員会(第 17 回)(議場の仕様に関する議員意見結果報告、実施設計状況報告)
	4 月	■新庁舎建設特別委員会(第 18 回)(実施設計に関するご意見の集約結果報告、議場設計の再修正の報告、議場イメージについての意見聴取を依頼、閉庁日のセキュリティについての説明)
	8 月	■新庁舎建設特別委員会(第 19 回)(議場バックボードについての集約結果の報告、景観審議会の報告、29 地域説明会の速報)
	10 月	■新庁舎建設特別委員会(第 20 回)(29 地域説明会自由意見報告、建設地別事業費比較・今後のスケジュール・工事発注の留意点について説明)
		■新庁舎建設特別委員会(第 21 回)(実施設計金額の報告、実施設計パース・図面報告)
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 22 回)(工事入札の結果の報告、準備工事内容の説明)
		入札の結果、市内業者からなる3つの特別共同企業体と建設工事契約を締結
令和3年	2 月	建設工事起工式
	8 月	■新庁舎建設特別委員会(第 23 回)(工事進捗状況の説明、今後の工事予定の説明)
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 24 回)(工事進捗状況の説明、家具什器の市場調査実施状況報告、屋上からの現場視察)
令和4年	3 月	■新庁舎建設特別委員会(第 25 回)(工事進捗状況の説明、議場設備実施状況報告)
	6 月	■新庁舎建設特別委員会(第 26 回)(工事進捗状況の説明、家具什器の調達・移転業務の説明、利活用の報告、現地視察)
	9 月	■新庁舎建設特別委員会(第 27 回)(工事進捗状況の説明、移転に向けた庁内調整状況の報告、出前講座の報告)
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 28 回)(工事進捗状況の説明、第 1 期棟の窓口サービスの説明、利活用の報告)
令和5年	3 月	■新庁舎建設特別委員会(第 29 回)(第 1 期棟の供用開始についての説明、工事進捗状況の説明、利活用の報告)
	7 月	■新庁舎建設特別委員会(第 30 回)(工事の状況の説明、供用開始後に寄せられた意見等の説明、利活用の報告)
	9 月	■新庁舎建設特別委員会(第 31 回)(工事の状況の説明、利活用の報告)
	11 月	■新庁舎建設特別委員会(第 32 回)(第 2 期移転計画の説明)
令和6年	3 月	■新庁舎建設特別委員会(第 33 回)(令和5年度事業の報告、令和 6 年度事業計画の説明)
	7 月	■新庁舎建設特別委員会(第 34 回)(工事の状況の説明、利活用の報告)
	8 月	■新庁舎建設特別委員会(第 35 回)(駐車場の運営・管理の説明)
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 36 回)(工事の状況の説明、テナント設置についての説明、オフィス環境整備に向けた取り組みの報告、現地視察)
令和7年	2 月	■新庁舎建設特別委員会(第 37 回)(工事の状況の説明)

【新庁舎整備について】

①新庁舎整備における基本理念と基本方針

〈基本理念〉安心・安全で人にやさしい庁舎

〈基本方針〉1. 安心・安全の拠点として市民の暮らしを守る庁舎

2. 利用環境に優れた人にやさしい庁舎

3. 機能的・効率的で経済性と環境を考慮した庁舎

②事業スケジュール

令和2年12月～令和5年3月	1期工事(新庁舎1期庁舎建設)
令和5年5月	既存庁舎本館本棟・北棟から新庁舎1期庁舎へ引越 新庁舎1期庁舎の供用開始
令和5年6月～令和7年10月	2期工事(本館本棟・北棟解体、新庁舎2期庁舎建設)
令和7年11月～	既存庁舎別館、第4別館等から新庁舎2期庁舎へ引越 新庁舎2期庁舎の供用開始 3期工事(第3別館等解体、車庫・文書庫棟他建設など)

③計画建物概要

	① 新庁舎	② 車庫棟	③ 文書庫棟
建 物 用 途	庁舎	庁舎	庁舎
構 造	鉄骨造(免震構造)	鉄骨造	軽量鉄骨造
階 数	地上6階 地下1階	地上1階	地上2階
最 高 高 さ	27.78m	4.5m	8.55m
建 築 面 積	5,693.50 m ²	103.50 m ²	449.28 m ²
延 床 面 積	24,138.71 m ²	93.74 m ²	881.28 m ²
そ の 他	西棟(既存改修)、自転車置場、バス停上屋		

第6章 防 災 部

1. 防災部の主要事業

(1)防災対策事業

防災意識の向上、災害発生時における迅速な初動体制の確立を目指した防災訓練、研修会等を実施する。

(2)水防対策事業

水防計画の改定、水防資機材を備蓄することにより、的確な水防活動を実施し水害を未然に防止し、また関係機関で設置した減災対策協議会の取組を通じ、被害の最小化を図る体制を整備する。

(3)地域防災力強化推進事業

地域防災力の向上を目的として、各地区災害対策本部等が実施する防災訓練等に要する経費の補助を行う。

(4)地域防災指導員の設置

地域防災力の強化を図ることを目的とし、防災に関する知識の普及や各地区での防災訓練等において指導的役割を担っていただく「地域防災指導員」を配置する。

(5)防災資機材整備事業

近年、大規模化している災害に対応するため、松江市の災害特性などを踏まえ、高齢者、障がい者などの要配慮者の視点やニーズに配慮した防災資機材を年次的に整備・備蓄する。

(6)原子力防災対策事業

地域防災計画(原子力災害対策編)や原子力災害広域避難計画に基づく災害対応手順の確認や、応急対策活動の迅速化、的確化を図るため、原子力防災訓練を実施するなど、実効性ある原子力災害体制を確立する。

(7)原子力安全対策事業

立入調査を実施するなど、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定を厳格に運用し、島根原子力発電所の保守・運転等に伴う安全性を随時確認する。松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催し、市民の意見を聞き、原子力安全行政に反映する。

(8)原子力広報事業

原子力関連施設の見学会、原子力広報紙の発行などを通じ島根原子力発電所の状況及び原子力防災に関する情報提供を行い、周知を図る。

2. 防災

(防災危機管理課)

(1)松江市地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、松江市防災会議が、本市、関係機関、市民、事務所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定する計画である。

風水害対策編、震災対策編、各種災害対策編、原子力災害対策編及び資料編により構成されており国の防災基本計画の修正等を受け、令和7年2月に一部修正を行った。

(2)松江市国民保護計画

武力攻撃事態等において、国民保護法の規定に基づき、その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び島根県国民保護計画を踏まえ、区域における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、他の機関との連携協力などを定めた計画である。

(3)防災施設整備の状況

①防災拠点施設

○松江市防災センター

②情報通信設備・機器・システム

- 松江市防災行政無線(同報系)
- IP 無線機
- 松江市防災メールシステム
- 緊急速報メール・エリアメール
- Yahoo! 防災速報アプリ(自治体からの緊急情報)
- 松江市防災情報 X
- 松江市公式 LINE
- 屋内告知端末(おしらせ君)
- 松江市ホームページ
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)
- 総合防災情報システム(県端末)
- 衛星携帯電話
- 被災者支援システム
- 定点監視カメラ
- 災害情報共有システム

③備蓄

- 橋北地区……市役所・支所・消防本部・総合体育館・旧市公民館 等
- 橋南地区……支所・旧市公民館・市営小浜アパート・忌部小学校・第三中学校 等

④飲料水の確保

☆循環式耐震性貯水槽(容量 50 m³・5,500 人×3日分/1基)

- 橋北地区……内中原小学校・北公園・川津小学校
- 橋南地区……湖南中学校・津田小学校・中央小学校・古志原小学校・湖東中学校・総合運動公園

☆給水ステーション

- 橋北地区……松江市役所、皆美ヶ丘女子高等学校グラウンド、北陵町水道用地
- 橋南地区……サンライフ松江駐車場

☆防災給水栓

- 松江市内避難所等 70 箇所

(4) 自主防災組織の育成・強化

- 自主防災組織の結成 475 隊(令和7年3月末現在)

(5) 災害時における各種応援協定締結状況(令和7年4月1日現在)

☆市内所在機関及び民間団体等との協定

- ①災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定書〔JAしまねほか〕
- ②災害時における応急支援活動に関する協定書〔宍道湖漁業協同組合・中海漁業協同組合〕
- ③災害時における応急対策業務に関する協定書〔(一社)松江建設業協会・松江市建設業連合協議会・松江南建設業協会・松江北建設業連絡協議会・鹿島町建設業協会〕
- ④災害時における応急対策業務に関する協定書〔松江八束清掃協同組合ほか〕
- ⑤災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定〔(一社)全日本冠婚葬祭互助協会ほか〕
- ⑥災害情報放送の実施に関する協定書〔山陰ケーブルビジョン(株)〕
- ⑦災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書〔市内 51 社〕
- ⑧災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定〔日本郵便(株)〕
- ⑨災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書〔市内 5 社〕
- ⑩災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い〔中国電力(株)松江営業所〕

- ⑪非常事態における相互応援協定書〔米子ガス(株)・出雲ガス(株)〕
- ⑫災害時における応援業務に関する協定書〔松江市測量設計協会〕
- ⑬災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書〔島根県電気工事工業組合松江支部〕
- ⑭災害時における資機材(避難所運営・応急対応用)レンタルの協力に関する協定〔(一社)日本建設機械レンタル協会 中国ブロック 山陰部会〕
- ⑮災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定〔島根県石油協同組合松江支部〕
- ⑯災害時における飲料水の提供に関する協定書〔(株)伊藤園〕
- ⑰特設公衆電話の設置・利用に関する協定書〔西日本電信電話(株)島根支店〕
- ⑱災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定〔(一社)島根県LPガス協会、島根県LPガス協会松江支部〕
- ⑲災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定〔しまね災害福祉広域支援ネットワーク〕
- ⑳一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書〔(株)島根銀行・松江財務事務所〕
- ㉑災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定〔生活協同組合しまね〕
- ㉒災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書〔協同組合 松江流通センター・ナフコ〕
- ㉓松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書〔松江圏域老人福祉施設協議会〕
- ㉔災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書〔イオンリテール株式会社中四国カンパニー〕
- ㉕災害に係る情報発信等に関する協定〔ヤフー株式会社〕
- ㉖災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書〔株式会社エフエム山陰・株式会社山陰放送〕
- ㉗災害時における施設等の利用に関する協定〔松江工業高等専門学校〕
- ㉘災害時における行政書士相談業務に関する協定〔島根県行政書士会〕
- ㉙災害時における宿泊施設の提供等に関する協定〔松江旅館ホテル組合〕
- ㊀災害救助物資の調達に関する協定〔株式会社ジュンテンドー〕
- ㊁一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書〔しまね信用金庫〕
- ㊂災害発生時における福祉避難所(特別支援学校)に関する協定書〔島根県教育委員会〕
- ㊃災害発生時における福祉避難所(特別支援学校)に関する覚書〔特別支援学校5校〕
- ㊄災害時におけるLPガス発電機を使用した電源供給に関する協定〔山陰酸素工業株式会社〕
- ㊅災害時における避難所運営及び応急対応資機材レンタルの協力に関する協定〔太陽建機レンタル(株)、日立建機日本(株)中国・四国支社西中国支店、(株)アクティオ中国支店〕
- ㊆災害時における指定福祉避難所の運営の協力に関する協定〔島根県訪問看護ステーション協会松江支部〕
- ㊇災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定〔山陰だんだん屋台村〕
- ㊈災害時における指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定〔社会福祉法人上口福祉会〕
- ㊉災害時における指定福祉避難所の運営の協力に関する協定〔社会福祉法人千鳥福祉会〕
- ㊊損害調査結果の提供及び利用に関する協定〔三井住友海上火災保険株式会社〕
- ㊋災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定〔学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ〕
- ㊌災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定〔学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ〕
- ㊍災害時における飲料水等の優先供給に関する協定〔株式会社 TAMAYA〕
- ㊎松江市の防災力向上にかかる相互協力に関する協定〔損害保険ジャパン株式会社山陰支店〕
- ㊏木質バイオマス(松江バイオマス発電所)による電力供給に関する協定〔松江バイオマス発電株式会社〕
- ㊐災害時における物資の供給に関する協定〔株式会社ほっかほっか亭総本部〕
- ㊑災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定〔佐川急便株式会社中国支店〕

☆市町村相互間における協定

- ①災害時の相互応援に関する協定書〔島根県・島根県内市町村〕
- ②中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定

- ③中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書〔米子市・境港市・安来市・出雲市・鳥取県西部町村会〕
- ④地震等災害時の相互応援に関する協定〔国際特別都市建設連盟〕
- ⑤全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱
- ⑥日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
- ⑦山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書〔鳥取市、米子市〕
- ⑧災害時における相互応援に関する協定書〔福山市、珠洲市、宝塚市、尾道市、大口市〕
- ⑨中核市災害相互応援協定〔全国中核市〕
- ⑩山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定〔山陰都市〕
- ⑪災害時の相互応援に関する協定書〔中海・宍道湖・大山圏域・備後圏域連絡協議会〕

☆その他の協定

- ①中海・宍道湖・大山圏域消防相互応援協定〔出雲市消防本部・安来市消防本部・鳥取県西部広域行政管理組合消防局〕
- ②島根県防災ヘリコプター応援協定
- ③鉄道災害時の安全管理体制確保に関する覚書〔西日本旅客鉄道(株)(米子支社・広島支社)・一畑電鉄(株)〕
- ④災害時における情報交換に関する協定書〔国土交通省中国地方整備局〕
- ⑤防災対策協力に関わる協定書〔松江地方気象台〕
- ⑥災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書〔出雲市・安来市・鳥取県西部広域行政管理組合・玉井斎場管理組合〕 他

3. 原子力安全・防災

(原子力安全対策課)

(1) 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(安全協定)

島根原子力発電所の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、島根県、松江市及び中国電力(株)で締結。

平成 17 年3月に島根県、旧鹿島町及び中国電力(株)の三者で締結していた安全協定を市町村合併により引き継いだものであるが、平成 18 年2月に発電所が重点的に取り組むべき事項を明確化することなどを理由に協定の改定を行っている。

これまで、原子炉施設の変更等の計画に対する事前了解や立入調査などを行い、保守・運転に関する安全性の確認を行っている。

(2) 松江市原子力発電所環境安全対策協議会

島根原子力発電所の保守運営に伴う周辺環境の安全対策の推進及び市民の安全と健康の確保並びに市民の意見を原子力安全行政に反映することを目的として、平成 17 年 11 月に設置。

設置要綱では市議会議員、各種団体の推薦を受けた者及び市職員の合計 50 人以内の委員で協議会を組織することになっている。

これまで協議会では、島根原子力発電所2号機におけるプルサーマル計画や、平成 22 年3月に発覚した島根原子力発電所の保守管理の不備、福島第一原子力発電所の原子力災害を踏まえ国において策定された新規規制基準や島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査、島根原子力発電所1号機の廃止措置などを議題に委員から意見を聞いている。協議会設置以降、令和 6 年度末現在で合計 57 回の会議を開催した。

(3) 松江市原子力災害広域避難計画

地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、市域を越える広域的な避難措置に必要なルールや体制を定め、広域避難等の防護措置が円滑に実施できる体制を構築することを目的として策定する計画であり、福島第一原子力発電所の原子力災害を踏まえ、国、県、避難先自治体及び関係機関の協力のもと、平成 26 年 3 月に策定し、令和 7 年

3 月に一部改定を行った。

また、広域避難計画に基づき、地区毎に定められた避難経路及び避難経由所の確認及び視察を行うとともに、避難先自治体から説明を受けることにより、広域避難計画の周知及び避難先に関する理解を深めることを目的とした視察研修を平成 25 年度より実施している。

令和 6 年度末現在で合計 33 回(地区)、1,019 人の住民参加により視察研修を行った。

(4) 原子力関連施設見学会

原子力に関する理解促進を図るため、広報・調査等交付金を活用し、市民を対象とした原子力関連施設の見学会を実施している。

平成 17 年度以降、令和 6 年度末現在で合計 81 回開催し、2,140 人の方が参加した。

第7章 産業経済部

1. 産業経済部の主要事業

(1) 中心市街地活性化

「松江市中心市街地活性化基本計画」に基づき中心市街地の現状と課題を踏まえ、「歴史・文化・水辺を活かす、若者が活躍する松江のまちなか」をテーマに、既存ストックの活用などによる活気の創出、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくり、歴史・文化資源を活かした観光振興・交流の拡大の3つの視点から各種施策を展開する。

(2) 職人商店街創出事業

松江ならではの多彩な伝統工芸・伝統産品が集まり、優れた職人の技を観て・体験することができる店舗、遊休不動産を活用しインキュベーション機能を持った賑わいの拠点、飲食や買い物を楽しめる店舗が繋がり、賑わいの「点」が「線」、そして「面」へと発展する回遊性のある「職人商店街」の創出を図る。

(3) まつえ農水商工連携事業

松江産の食材等を生産する農林水産業者と中小商工事業者が通常取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産を支援するとともに、その販路の拡大を図る。

(4) ふるさとづくり寄附事業

宍道湖及び中海などの自然景観・自然環境の保全、松江城を中心とした城下町のまち並みなどの歴史的景観の保全など、松江市の魅力あるふるさとづくりに資する事業に対して寄附金を募り、これを財源として活用するとともに、ふるさと寄附返礼品等を通じて松江市の魅力を全国に発信している。

また、松江市総合計画に基づく取組に対して市外の企業から寄附金を募り、地方創生の取組を深化させる「企業版ふるさと納税」にも取り組んでいる。

(5) 地域との協働型の産業人材の育成事業

地域おこし協力隊が地域の生産者や企業・団体の方々と一緒になって地域課題を共有しながら、これまで培ってきた知識や経験など、UIターン者ならではの視点を取り入れ、地域ビジネスの拡大や、新たなビジネスや生業、新しい文化を創出することで、地域課題を解決し、地域を元気にしていく取組を行う。

(6) わくわく松江生活実現支援補助金

東京圏への一極集中及び地方の担い手不足の解消を目的として、本市で就業、起業若しくはテレワークをしようとする者又は本市が関係人口と認めた者で、東京圏から移住しようとする者に対し移住支援金を交付することで、U・I・Jターンを促進する。

(7) UIターン就職学生支援事業補助金

東京圏から松江市に移住し、就職する大学生・大学院生に対してUIターン就職学生支援事業補助金を交付することで、大学生等の経済的負担の軽減を図り、東京圏からの就職を促進する。

(8) 関係人口創出事業

地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を創出・拡大し、地域の活性化と担い手確保を図り、長期的には移住または二拠点居住につながる裾野を広げる。具体的には、快適なテレワーク環境や地域交流、ヘルスケアを取り入れ、松江固有の魅力を体験していただく「松江式ワーケーション」を都市部の企業に訴求し利用拡大を図る。

(9) 企業立地支援補助金

本市における企業の立地を促進し、雇用の場の確保・拡大を図るため「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金(F補助金)」の交付を受けた企業に対して、F補助金算定額(電力給付金)とあわせて支払電気料金の10分の4を最長8年間補助する。

(10) 多面的機能支払事業

水源かん養などの多面的機能を確保するため、農地維持(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど基礎的な保全活動)や資源向上(水路などの施設の補修・更新活動、景観形成などの農村環境保全活動)に対し支援を行う。

(11)環境保全型農業直接支援事業

持続可能な農業生産に係る取組を実施する農業者が、化学肥料や化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減し、併せてカバークロップの作付けを行うなどの環境負荷低減の取組について支援を行う。

(12)中山間地域等直接支払事業

中山間地域と平地との生産条件の格差是正や水源かん養などの多面的機能を確保するため、中山間地域等で傾斜や面積などの要件を満たす農用地を適切に管理・耕作を行うことを取り決めた集落の5年間の継続的な共同活動に対し支援を行う。

(13)農業担い手育成事業

市、県、農業団体等と連携し、経営感覚に優れ、競争力のある担い手を育成・確保する。また、次世代の担い手となることを志向する新規就農者を対象に農業への定着を支援する資金の給付を行うとともに、施設・機械整備に対する補助金交付を行うことで新規就農者の安定した経営基盤の確保及び生産基盤の強化を図る。

(14)農地流動化推進事業

利用権設定契約により農地を借り受けた法人又は集落営農組織に対して奨励金を交付し、担い手の経営規模拡大、耕作放棄地発生防止を図る。

(15)遊休農地解消・集積事業

地域計画内の農地で集積・集約化の妨げになっている遊休農地の解消を支援し、農地の集積・集約化を図る。

(16)スマート農業推進事業

農家数の減少や高齢化、農地の集積・集約による大規模化などに対応するため、省力化・低コスト化・高品質生産を可能にするロボット技術や AI、IOT などの先端技術を活用するスマート農業技術の導入を支援し、生産効率を高めることで持続可能な農業の実現を図る。

(17)松江大根島牡丹振興対策事業

日本一の生産量を誇る松江大根島牡丹の振興策として、担い手確保対策の実施と、生産基盤の強化を図るとともに、台湾や首都圏等国内外の高単価販路開拓、販売拡大を図る。

(18)地産地消推進関連事業

新鮮で安心な食を提供する「地産地消」を柱に儲かる農林水産業を推進し、魅力ある産業とするため、市内産品の出荷量の拡大、学校給食や飲食店などの利用促進、地産地消意識の啓発などについて取組を推進する。

(19)水産振興事業

沿岸地域では、鹿島・島根栽培漁業振興センターにおいてアワビ種苗を生産し、地先海域への放流を行うことにより、資源の確保を図る。また、漁業者が実施する漁業用機械の整備等への支援を行い、漁獲量の増加、漁家所得の向上を図る。内水面では、種苗放流や養殖施設、魚礁の整備等に支援を行い、水産資源の再生・増殖を促進し、持続的な漁業振興を図る。

(20)水産業担い手支援事業

将来の島根県の沿岸漁業、漁村の振興を牽引すると期待される漁業者として認定を受けた新規漁業者に対して、漁業経営開始を支援する。県との協力により、生活基盤の確保を図るため、給付金を給付するとともに、漁業経営開始時には船舶や漁業用機械等の取得にかかる初期費用の負担が大きいことから、取得費用について補助金を交付し、経営の安定化と基盤の強化を図る。

(21)Ruby City MATSUE2.0事業

本市の地域資源であるプログラミング言語 Ruby を核に行ってきた「人材育成」「企業誘致」「コミュニティ支援」に、新たに「事業化支援」を加えて IT 産業の振興に取り組む。また、「MATSUE 起業エコシステム」と連携してITを活かした松江発の新たな製品やサービスの創出を図り、他分野の産業振興へとつなげていく。

(22)MATSUE 起業エコシステム事業

「松江発産学官金連携モデルによる起業・新ビジネス創出の好循環～起業家精神をもつチャレンジャーが本気で挑戦できる環境をつくる～」を目指す姿に掲げ、起業や新ビジネスの創出環境や魅力的な就業環境を整え、雇用や新産業を生み出し、地域経済の好循環、若い世代の定住やUターンにつなげ、地方創生を実現する。

(23)ものづくりアクションプラン事業

ものづくり産業の振興を図り、雇用の増加や地域の発展・成長に繋げるため、「ものづくりアクションプラン」に基づき、市内ものづくり企業等が取り組む企業力向上、販路拡大、製品開発に係る事業を支援する。第5期「ものづくりアクションプラン」(2025年3月改訂)では、物価及びエネルギー価格の高騰、人口減少による人手不足などの課題に直面し、厳しい経営環境に置かれている企業を支援するため、「変化に強い持続可能な企業づくり」を目標に、「企業の基盤強化・生産性向上支援」、「人材確保・育成・定着支援」、「新市場開拓支援」、「小規模企業者支援」を4つの柱として、ものづくり企業への新たな支援を行う。

2. 商業

(商工企画課)

	(1) 商店数			(2) 従業者数			(3) 年間商品販売額		
	総数 (店)	卸売業 (店)	小売業 (店)	総数 (人)	卸売業 (人)	小売業 (人)	総額 (百万円)	卸売業 (百万円)	小売業 (百万円)
計	1,937	553	1,384	16,526	5,212	11,314	648,010	443,289	204,720

資料:総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査(卸売業・小売業)」(令和3年6月1日現在)

3. 工業

(ものづくり産業支援センター)

(1) 事業所数・従業者数・製造品出荷額等

事業所数	275
従業者数(人)	7,097
製造品出荷額等(万円)	16,237,284

資料: (1) (2) 総務省・経済産業省「2023年経済構造実態調査(製造業)」

※調査対象: 日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高(製造品出荷額等)を上位から累積し、当該分類に係る売上高(製造品出荷額等)総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所

(事業所数・従業者数: 令和5年6月1日現在)

(製造品出荷額等: 令和4年1月～12月)

(2) 産業別事業所数

食料品製造業	45
飲料・たばこ・飼料製造業	12
繊維工業	8
木材・木製品製造業(家具を除く)	9
家具・装備品製造業	7
パルプ・紙・紙加工品製造業	8
印刷・同関連業	16
化学工業	1
石油製品・石炭製品製造業	4
プラスチック製品製造業	7
窯業・土石製品製造業	17
鉄鋼業	9
非鉄金属製造業	1
金属製品製造業	27
はん用機械器具製造業	6
生産用機械器具製造業	50
業務用機械器具製造業	2
電子部品・デバイス・電子回路製造業	7
電気機械器具製造業	9
情報通信機械器具製造業	1
輸送用機械器具製造業	11
その他の製造業	18
合計	275

4. 農業

(農政課、農林基盤整備課)

(1) 農家戸数 (単位: 戸)

総農家戸数	3,635
-------	-------

(2) 基幹的農業従事者数 (単位: 人)

総数	1,687
15～29 歳	9
30～59 歳	121
60 歳以上	1,557
男	1,047
女	640

(3) 経営耕地面積規模別経営体数 (単位: 経営体)

総数	1,694
0.3ha 未満	72
0.3～0.5ha	487
0.5～1.0ha	618
1.0～1.5ha	230
1.5～2.0ha	93
2.0～3.0ha	63
3.0～5.0ha	51
5.0～10.0 ha	41
10.0ha 以上	39

(4) 経営耕地面積 (単位: ha)

経営耕地面積総数	2,658
田	2,132
畑	457
樹園地	69

(5) 水稻の作付面積及び収穫量 (単位: ha、t)

	作付面積	収穫量
令和6年度	1,770	8,540

(令和6年3月31日現在)

(6) 農産物販売金額別経営体数 (単位: 経営体)

総数	1,694
販売なし	243
100 万円未満	1,054
100～300 万円	235
300～500 万円	59
500～1000 万円	60
1000 万円以上	43

資料: (1)～(4)、(6) 2020 年農林業センサス
(5) 農林水産省統計部「作物統計」

(7) 農道の現状 (単位: m)

	総延長
令和6年度	35, 817

(令和7年3月31日現在)

5. 林業

(農林基盤整備課)

(1) 保育形態別森林面積 (単位: ha)

経営形態別 森林面積	合 計		29,472
	国 有		437
	民 有	森林研究・整備 機構	233
		公 有	1,798
現況面積	森林面積	私 有	27,004
立木地 (民有林)	合 計	針葉樹	9,883
		広葉樹	16,447
	人 工 林	針葉樹	7,338
		広葉樹	88
	天 然 林	針葉樹	2,545
		広葉樹	16,359

資料: 島根県農林水産部森林整備課「森林資源関係資料」
(令和5年度末現在)

(2) 保育山林面積規模別経営体 (単位: 経営体)

総数	41
5ha 未満	11
5～10ha	12
10～50ha	14
50ha 以上	4

(3) 組織形態別経営体数 (単位: 経営体)

総数	41
農事組合法人	—
会社	3
各種団体・組合	4
その他の法人	1
地方公共団体・財産区	—
法人化していない	33

資料: (2) (3) 2020 年農林業センサス

6. 水産業

(水産振興課)

(1) 漁業経営体数

【海面】

漁業地区	経営体 総 数	個人	会社	漁業協同 組合	漁業生産 組合	共同 経営	官公庁 学校等	専業	漁業が主 の兼業	漁業が従 の兼業
松 江	12	11	—	—	—	1	—	1	2	8
魚 瀬	12	12	—	—	—	—	—	11	—	1
八 束	16	15	—	—	—	1	—	10	1	4
森 山	6	6	—	—	—	—	—	—	—	6
福 浦	11	7	—	—	—	4	—	2	3	2
美 保 関	29	27	2	—	—	—	—	13	6	8
美保中央	51	47	4	—	—	—	—	30	6	11
笠 浦	24	23	1	—	—	—	—	10	3	10
野 井	9	8	1	—	—	—	—	4	1	3
野 波	39	36	3	—	—	—	—	19	6	11
加 賀	17	16	—	—	—	1	—	9	1	6
大 芦	8	8	—	—	—	—	—	8	—	—
御 津	22	21	—	—	—	—	1	12	6	3
恵 曇	29	27	2	—	—	—	—	16	10	1
東 出 雲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【内水面】

漁業地区	経営体 総 数	個人	会社	漁業協同 組合	漁業生産 組合	共同 経営	官公庁 学校等	専業	漁業が主 の兼業	漁業が従 の兼業
松 江	176	176	—	—	—	—	—	72	86	18

資料:「2023 年漁業センサス報告書」

第8章 観 光 部

1. 観光部の主要事業

(1) 観光宣伝広告事業

国宝松江城や堀川遊覧船などの観光施設、八重垣神社などの縁結びスポット、温泉やグルメなど松江の観光素材をさまざまな媒体やWEB・SNSなどに掲載、発信することにより、観光誘客を推進する。

(2) 広域観光推進事業

尾道松江線やFDA路線などをいかし、島根県や中海・宍道湖・大山圏域観光局などの広域組織と連携し、山陽やFDA路線就航地のほか、首都圏などの大都市圏からの観光誘客を推進する。

(3) 松江城 AR・VR 体験環境整備事業

国宝松江城の魅力について多言語で解説するスマートフォンアプリを配信し、観光客の滞在時間の増加および周辺観光地への周遊を促す事業を実施する。

(4) 「怪談のふるさと松江」事業

小泉八雲のゆかりの地として、「怪談」をテーマにした観光プロモーションの実施、「怪談のふるさと」としての受地環境の充実などにより、観光誘客を推進する。

(5) 松江水燈路事業

滞在型観光の一環として実施している「松江水燈路」を約1か月間開催する。また、松江城周辺のライトアップとあわせて松江城周辺の統一感ある光の演出により夜の魅力アップを図る。

(6) 閑散期誘客対策事業

梅雨や冬季の閑散期対策に官民一体となって取り組み、観光誘客を図る。

(7) 国宝松江城観光誘客対策事業

松江城周辺の駐車場等の受け入れ環境を整備するとともに、他の国宝4城と連携して観光誘客を図る。

(8) JR との連携強化事業

京阪神 JR 主要駅において JR などとタイアップした観光 PR を行う。また、「トワイライトエクスプレス瑞風」、「WEST EXPRESS 銀河」の情報発信力を活用して、松江市の歴史と文化や観光地・特産品を PR するとともに、松江らしいおもてなしにより、リピーターにつなげる。

(9) 城下町・水の都魅力発信事業

観光戦略プランに掲げるコンセプト「Authentic Japan “MATSUE” ～城下町 水の都 暮らしに息づく伝統～」に基づき、事業を展開する。令和7年度は松江城天守国宝指定10周年の節目を契機として実施するイベントを中心に、城下町・水の都松江の認知度向上を図る。

(10) 小泉八雲・セツのドラマを生かして化ける松江推進事業費

「ばけばけ」の放送を全国・世界に向けた松江の魅力発信・観光振興に最大限生かすとともに、将来にわたり「妻セツと出会い、小泉八雲が愛したまち松江」を市民が誇れるよう、機運醸成及び顕彰事業を行う。

(11) インバウンド観光推進事業

東アジア・東南アジア・欧米豪を中心にプロモーションを実施するとともに、外国人観光客の受入環境整備を行う。

(12) 外国青年招致事業

(一財)自治体国際化協会(CLAIR)が行う「語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)」を利用し、国際交流員を5名配置して、国際交流の推進や海外への情報発信を図る。

(13) 友好都市等交流事業

海外に5つある友好都市や小泉八雲の縁で交流のあるアイルランドと、青少年相互派遣やスポーツ交流・文化交流を通じ、国際交流の推進を図る。

(14) 多文化共生推進事業

誰もが住みやすい多文化共生のまちをつくるため、「松江市多文化共生推進プラン」を策定し、外国人住民の支援や市民との交流の場の提供を行う。

本市は、夕景の美としじみ漁で知られる宍道湖、大山隠岐国立公園に指定される島根半島など豊かな自然を有し、また、松江城を中心とした城下町の風情、古代出雲文化発祥の地として栄えた神話や社寺・遺跡など、歴史・文化が息づくまちである。

令和2年、3年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年間入込客数、年間宿泊者数とも大きく落ち込んだが、コロナ禍前には入込客数1,000万人、宿泊者数は200万人前後で推移している山陰を代表する観光地であり、昭和26年3月に制定された松江国際文化観光都市建設法により、全国では京都、奈良と並ぶ国際文化観光都市に位置付けられている。

こうした自然や歴史・文化、市内に点在する観光施設などの観光資源を有効に活用し、入込客数や宿泊者数の増加につなげるため様々な事業を積極的に展開してきた。

平成7年には観光ループバスとして「ぐるっと松江レイクライン」の運行を開始、平成9年には堀川遊覧船「ぐるっと松江堀川めぐり」の就航、平成13年には大型観光施設「松江フォーゲルパーク」の開園が主なものであり、現在では本市の核となる観光施設に成長している。また、平成23年には貴重な歴史資料を収集・保管して後世に残す博物館として「松江歴史館」を開館した。なお、平成27年度の松江城天守の国宝指定により、松江歴史館は祈祷札などの国宝を収蔵する館になった。

平成27年7月に松江城天守が国宝に指定されたことにより、平成27年と平成28年は2年連続で入込客数が1,000万人を超えた。「国宝松江城」を中心に「茶の湯文化」や「怪談」「神話」などの観光素材をいかし、首都圏などの大都市圏のほか、「中国やまなみ街道(尾道松江線)」の全線開通による広島や四国地区、FDAが就航した仙台・静岡・名古屋をはじめ各地方への観光プロモーションを強化することで、観光誘客と宿泊客の増加対策を強化した。

また、平成30年には「不昧公200年祭」「山陰デスティネーションキャンペーン」などの大型イベント、さらに令和元年には日本三大船神事のひとつと言われる「ホーランエンヤ」が10年ぶりに執り行われた。令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、イベントの中止や観光施設の休業などがあったが、収束を見据え、観光需要の早期喚起を図るため、宿泊・観光施設の利用促進、旅行・宿泊商品の造成、観光誘客対策・SNSを活用したプロモーションに取り組んできた。

コロナ禍後は、入込客数・宿泊者数ともに緩やかな回復傾向となっている。令和7年度は松江城天守国宝指定10周年を迎えるとともに、連続テレビ小説「ばけけ」の放送が始まる。このような好機を捉え、観光客の受け入れ体制を強化し、宿泊者数の増加につながる事業に取り組んでいく。

さらに、広域観光の推進にも力を入れており、(公財)島根県観光連盟と連携し、「縁結び」や「ご縁の聖地」をテーマにした観光振興に取り組むとともに、県境を越えて連携する組織である「(一社)中海・宍道湖・大山圏域観光局」などと連携し、この地域全体の観光振興に向けて取り組んでいる。

インバウンド観光の推進については「国際文化観光都市」としての魅力をいかし、日本政府観光局(JNTO)や中国運輸局、島根県、中海・宍道湖・大山圏域観光局、山陰インバウンド機構などと連携し、外国人観光客誘致に向けた認知度向上に取り組むとともに、2025年日本国際博覧会を契機として、官民一体となり外国人観光客誘致のための観光PRや受入環境整備を行っている。また、友好都市交流や国際交流員による市民の国際理解の推進に取り組むとともに、外国人住民の支援事業に取り組んでいる。

松江市総合計画に掲げる、2030年の市民の実感「世界中から松江に人が集まる」を実現するため、令和5年2月に「MATSUE 観光戦略プラン2023-2029」を策定した。本プランのコンセプトには「Authentic Japan "MATSUE"〜城下町、水の都、暮らしに息づく伝統〜」を掲げており、4つの基本戦略に基づき本市の観光施策を推進していく。

(1) 主な観光施設・資源

温 泉

鹿島多久の湯	西に朝日山、東に大平山の眺めを楽しみながら入浴できる日帰り温泉施設。泉質はナトリウム・塩化物・硫酸塩温泉で、神経痛・関節痛・動脈硬化症などに効果がある。徹底したバリアフリー構造で、檜風呂、岩風呂にはそれぞれ露天風呂、水風呂、サウナがある。また個室風呂（予約制）を完備している。
玉造温泉・玉造温泉ゆ〜ゆ	奈良時代初期からあり、日本最古の温泉の歴史を持つといわれ「出雲国風土記」にも紹介されている。オオクニヌシノミコトを助けて国造りをしたスクナヒコミコトが玉造温泉を発見したとされ、昔から「神の湯」と呼ばれ老若男女が集ったといわれている。 お湯は無色透明で神経痛、皮膚病、動脈硬化症に効果があるとされている。玉造温泉街の川辺には2カ所、姫神広場に1カ所の足湯もある。また、春はサクラの名所になっている。 温泉街の中央部には、外湯施設として「玉造温泉ゆ〜ゆ」があり、大浴場、露天風呂が楽しめる。また、平成23年4月には、温泉街に「神話のオブジェ」を8体設置している。平成28年の温泉総選挙2016で「環境大臣賞」、平成29年の温泉総選挙2017で「おもてなし特別賞」を受賞。
松江しんじ湖温泉	宍道湖沿いの地下1,250mから湧きだす77℃の高温良質な温泉。温泉街は宍道湖畔に位置し、宿からは湖が一望でき、早朝には曜日により湖面に浮かぶしじみ舟を見ることが出来る。また、宍道湖七珍料理も温泉と合わせて堪能できる（要予約）。温泉入り口には一畑電鉄「松江しんじ湖温泉駅」があり出雲方面へも気軽に足をのばせる。 湧き出た温泉に感謝して作られたお湯かけ地蔵は松江しんじ湖温泉街の西端にあり、泉源を見守っている。健康を祈ってお参りする人も多く、市民に親しまれている。 温泉街には松江しんじ湖温泉駅などに無料で利用できる足湯施設や、外湯施設がある。
八雲温泉・ゆうあい熊野館	熊野大社の近くにある温泉宿泊施設で「健康・保養・交流」をテーマとする。大浴場や露天風呂はもちろん身体障がい者用の機能回復浴（要予約）なども完備。結婚披露宴や研修に利用できる会場や研修施設、レストランや特産物販売コーナーもある。定期的にグラウンドゴルフ大会やゲートボール大会を行っている。

海水浴場

桂島海水浴場	周囲700mの小さな島、加賀港から歩道橋で渡る。国立公園の園地として遊歩道も整備しており、海水浴や釣りはもちろん、島を散策して日本海の景色も楽しめる。休憩所(夏季シーズンのみ開設)、トイレ等設備も整っている。
北浦海水浴場	県下でも有数の海水浴場で、海岸を二分するニュッと突き出した鎮守の森があり、その左右に遠浅の白浜の美しい海が続いている。民宿の数も多く、県内はもとより、県外からも毎年多くの人が訪れ、賑わいをみせている。
小波海水浴場	青い海、白い砂浜、しかも遠浅、磯釣りのポイントも多く、キャンプ場も併設しているのでいろいろな楽しみ方ができる。休憩所、シャワー等設備も完備(夏季シーズンのみ開設)。

キャンプ場・アウトドア施設等

忌部自然休養村	標高400mの高台に位置し炊事場やファイヤー場を完備したキャンプ場。豪農屋敷での宿泊も可能。
宍道ふるさと森林公園	宍道湖や出雲平野を一望できる眺望のよさが自慢。バーベキューなどが楽しめ、グランピング棟、ログハウスやコテージ、オートキャンプサイトなど宿泊設備も整っており、家族や仲間同士でゆっくり遊べる。

公園等

弁慶の里 道の駅 本庄	松江市の本庄地区にあり、目の前には中海が広がり、その向こうに霊峰大山を望むこともできる。周辺には弁慶島、弁慶森など弁慶ゆかりの地点が点在し、弁慶の生まれ育った地として、数々の伝説が残っている。また、周辺の観光・交通情報を提供する情報コーナーのほか、本庄地区の新鮮な野菜などを販売する特産物売場や、コンビニエンスストアもある。
松江フォーゲルパーク	日本では珍しい花と鳥の公園。花のテーマ展示温室は、世界最大級の規模で、年中満開の数千種のペゴニア、フクシア、コリウスを中心とする花の別天地が楽しめる。二つの鳥の温室をはじめ、園内各所ではたくさんの鳥を見ることができ、水鳥たちにエサをやったり、フクロウやファルコンの飛行ショーを楽しむこともできる。また、動かない鳥として有名なハシビロコウやケープペンギンも人気がある。展望台からは宍道湖が一望できる。
道の駅 秋鹿なぎさ公園	宍道湖でヨット、カヌー、ペダルボート、ローボート、セーリングカッターなどが楽しめるマリンスポーツパーク。
楽山公園	松江藩主松平家二代綱隆(1631～1675)の時代に、別荘地として茶室が設けられたことに始まる。現在は、当時の池を中心に自然林を通る散策路、東屋などが整備され、落ち着いた風情を味わえる。初夏に咲くハスの花がとてもきれい。

工芸品

袖師窯	明治10年(1877)に開かれて以来続く窯元。素朴な風合いの中に繊細さを感じさせる日常食器や花器など、出雲の民芸陶器を作っている。工房見学のほか、コーヒーカップや皿への絵付け体験もできる(要予約)。
布志名焼	1750年に開窯。特色は鉛上薬を使った黄色の櫛目紋。
めのう細工	玉湯町は三種の神器の一つ「八坂瓊(やさかに)の勾玉」の発祥の地といわれている。宍道湖に臨む花仙山からは玉の材料となる碧玉やめのうが産出し、古くから盛んに玉作りが行われてきた。特に深緑の碧玉(青めのう)は「出雲石」とも呼ばれ珍重されている。玉造温泉街の近くには出雲玉作資料館があり、「古代出雲の玉作り」や「出雲めのう細工」に関する貴重な資料を展示している。
楽山窯	松江藩主松平家三代綱近のころに開かれたと伝えられている。一時途絶えたが、不昧公が布志名窯(玉湯町)から長岡住右衛門に命じ再興し、今でも優れた茶器などを作っている。
八雲塗	優雅なうるし絵の上に天然透漆を幾度もぬり重ねて磨き上げ、年数がたてばたつほど文様が浮き出てくるのが特徴。
出雲石灯ろう	宍道町来待を中心に産出する来待石を使った石作工は松江城築城ごろから隆盛をみるようになった。灯ろうは比較的安価で苔のつきが早く、庭園になじみやすい。

史跡等

出雲国府跡	奈良・平安時代の政庁跡で、柱穴に立てられた目印の木によって当時の建造物の様子を知ることができる。また、条里制の名残をとどめる付近一帯の水田は、かつて官庁街が広がっていたところである。国・史跡。
-------	--

出雲国分寺跡・天平古道	奈良時代、聖武天皇の命によって造られた国分寺の跡。現在は礎石などが置かれ、金堂・講堂・僧房などの伽藍配置が一目で分かるよう復元整備されている。また、瓦・須恵器などの出土品は、八雲立つ風土記の丘資料館に展示されている。天平古道は、奈良時代に作られた幅約6m・長さ486mの道。国分寺から南に向かって一直線にひかれていることから、国分寺への道路だったと考えられている。現在は土を盛り、農道として利用されている。国・史跡。
松江城	城下町松江のシンボルで、松江開府の祖堀尾吉晴(ほりおよしはる)公が孫の2代藩主忠晴を助け、慶長12年(1607)から足掛け5年の歳月をかけて慶長16年(1611)に築城した。別名「千鳥城」とも呼ばれる。山陰地方で唯一現存する天守は黒塗りの下見板で覆われており、その荘重かつ優美な姿は訪れる人々を魅了する。さらに、最上階から360度にわたって見渡す街並みの眺めは圧巻。園内は桜や椿・ツツジの名所で、椿・桜の時期には「お城まつり」が開催され、多くの人で賑わう。国・史跡。天守は国宝。
山代二子塚・大庭鶏塚	山代二子塚は、墳丘の全長が約94mにもなる県内最大規模の前方後方墳で、日本で初めて「前方後方墳」の名称がつけられた古墳。近くにガイダンス施設「ガイダンス山代の郷(入館無料)」がある。1辺が約42mの大庭鶏塚は、2方向に突出した造りだしがあるのが特徴。いずれも、国・史跡。
出雲玉作史跡公園	玉作り工房の原状保存施設、茅葺きの復元工房などが整備された公園。全域が国・史跡。
古墳の丘古曾志公園	古曾志大谷1号墳の実物大模型(全長46mの前方後方墳)をはじめ、地球の誕生から人類の出現までが分かる「地球46億年をわたる橋」などがあり、古代史を楽しく学べる。
田和山史跡公園	田和山遺跡は、弥生時代前期から中期にかけての遺跡で、小高い丘の斜面に三重の環壕があり、その外側に集落のある極めて特異な遺跡で、祭祀の場とも城跡ともいわれる謎の多い遺跡。弥生時代の建物も復元されている。(ガイドあり) 公園の一部が国・史跡。

自然・景観

江島大橋	平成16年10月に開通した八束町江島と境港市を結ぶ橋。全長1,446m、中央径間は250mに達し、PCラーメン橋としては東洋一。
加賀の潜戸・潜戸遊覧船	新潜戸:3つの入り口を持つ延長200mの海中洞窟。佐太大神誕生の時、母神が金の弓矢を射通してきたといわれている。国・名勝及び天然記念物。 旧潜戸:賽の河原のある洞門で、亡くなった小さな子ども達が積むという石の塔が並ぶ。 加賀港から潜戸を遊覧船で遊覧できる(3月中旬から11月末まで運行)。新潜戸は船内から眺めることができ、旧潜戸は歩いて見学できる。所要時間は1時間程度で船頭さんが詳しく説明してくれる。
宍道湖	全国で7番目に大きい宍道湖は真水と海水の混ざりあった汽水湖。特に刻々と表情を変える夕景の美しさは絶景で、水都松江の象徴になっている。夕日観賞は白潟公園から国道9号線にかけての湖岸がおすすめ。島根県立美術館から嫁島町の湖畔が「夕日スポット」として整備されている。
関の五本松公園	シーズンには5,000本のツツジが一斉に咲き、公園からは美保関漁港や大山を見渡すことができる。また民謡に謡われている「関の五本松」は有名。
大根島	ボタンの生産日本一の大根島は、4月中旬から5月上旬にかけてボタンの花が咲き誇り、全国から訪れる大勢の人々で賑わう。また、江戸時代より続く雲州人参の産地としても有名。

美保関灯台・地蔵崎	島根半島の最東端、地蔵崎にある美保関灯台は、明治31年に造られた明治の面影をとどめる石造りの風格ある建物で、平成10年に「世界の歴史的灯台100選」に選ばれた。隣接している真っ白な石壁と赤い屋根の建物は、当時灯台守の宿舎だったところで、今は日本海を一望するビュッフェとなつて、行きかう船や、天気の良いときには隠岐島をながめながら休憩することができる。 美保関灯台、美保関観光ビュッフェは平成19年10月に登録有形文化財に登録された。さらに、令和4年2月に国の重要文化財に指定された。また、灯台で使われていた初代レンズが、ビュッフェ内に展示され、市民・観光客に親しまれている。
溶岩隧道	19万年前の噴火の時に大根島と一緒にできたといわれている。島の東南端にある「幽鬼洞」は特別天然記念物に、島の中央にある「竜溪洞」は天然記念物に指定されている。入り口は施錠されているが、「竜溪洞」は事前申込みでガイドと一緒に入ることができる。国・天然記念物。
嫁ヶ島	宍道湖に唯一浮かぶ周囲240mの島で、湖に落ちてなくなった若い嫁の身がらとともに浮かび上がったという伝説がある。夕日に染まる湖に浮かぶ島のシルエットの美しさは、宍道湖の夕景をよりすばらしいものになっている。

神社・仏閣

朝日山・朝日寺	奈良時代の僧、行基の創建といわれる真言宗大覚寺派の古刹。朝日山山頂付近にあり閑静な雰囲気包まれている。江戸時代には松江藩主の祈願所として栄え、現在は出雲札所霊場として春先に巡礼の姿が多く見られる。また朝日山頂上からは、宍道湖・日本海の景色を一望できる。
石宮神社	この神社にある巨石は「出雲風土記」に記された「犬石」「猪石」であろうと推定されている。大国主命が犬を使って猪狩をしていたところ、その犬と猪が石に転じたという神話を残し「宍道」の地名の由来となっている。
圓成寺	慶長16年(1611)、松江城を築いた堀尾吉晴が、富田城下にあった寺を松江市国屋町に移し瑞応寺としたが、後に入国した京極忠高が現在の地に移し、初代城主忠晴の法号にちなみ圓成寺と定めた。堀尾氏3代の菩提寺で、堀尾忠晴(吉晴の孫)の木像や五輪塔など、堀尾氏ゆかりの遺品が残されている。華道小原流創始者・小原雲心の墓所があることでも知られている。
神魂神社	「イザナミノミコト」を主祭神とする古社で、通称「大庭の大宮さん」。本殿は現存する大社造りの社殿のうち最も古く、国宝に指定されている。参道の苔むした石段が、より荘重な雰囲気を醸し出している。
熊野大社	祭神はヤマタノオロチを退治した伝説を持つスサノオノミコト。出雲大社とならぶ古社で出雲の国一の宮として崇拝されている。毎年10月15日には出雲大社で用いる火を拝戴する鑽火祭が奉仕される。
月照寺	松江藩主松平家の菩提寺で、初代直政(なおまさ)から九代斉貴(なりたけ)までの墓がある。墓所と廟門は当時のものがほぼ完全な姿で残っており、その閑雅さを小泉八雲も絶賛したという。山門正面にある七代藩主治郷(不昧公)の廟門は、名工・小林如泥の作で、飾りのブドウの透かし彫りなどが見事である。境内にある大きな亀の背にのった石碑は六代藩主の寿蔵碑で、この大亀は夜ごと町へ散歩に出たという伝説がある。静寂な境内には四季折々の花が咲き、特に6月中旬からはあじさいの花が所狭しと咲き誇り、「山陰のあじさい寺」として多くの観光客が訪れる。国・史跡。
佐太神社	「出雲国風土記」にも登場し、佐太御子社と記されている古社。本殿は三殿並立という珍しい大社造で、重要文化財に指定されている。祭礼は、11月20～25日に行われる神在祭(お忌さん)と9月24日の御座替神事が有名で、御座替神事の翌日に奉納される佐陀神能は、昭和51(1976)年に重要無形民俗文化財に指定され、平成23(2011)年にはユネスコ無形文化遺産に登録された。

城山稻荷神社	松江藩の基礎を築いた松平直政が勧請した神社で、名工・小林如泥作の木狐等を社蔵としている。小泉八雲は境内を囲む石の狐を大変好み、よく訪れていたという。日本三大船神事・ホーランエンヤでも有名。
白潟天満宮	菅原道真公をまつた神社で、地元では「天神さん」と呼び親しまれている。毎年7月24～25日に開催される夏まつりでは、御輿が繰り出されたり、多くの露店が立ち並ぶなどしてにぎわう。
菅原天神の里	宍道湖に流れる来待川の上流、菅原地区に鎮座する天満宮は、代々松江藩主の崇敬を受け、学問の神様として今も受験生や親たちが参詣する。学問の神様「菅原道真」の生誕地としての伝説もある。菅原梅ノ木天神大教会には、「産湯池」や「御手植鼻繰梅」など道真公ゆかりとされる遺蹟が保存されている。そば処天神館は毎週土、日と毎月25日に営業。そば粉100%のそばを提供している。
大雄寺	松江開府の際に広瀬町から移された法華宗の寺で、静寂さの中に心落ち着く風情をかもしだしている。石垣と白壁の山門をくぐると、左側に小泉八雲の「飴を買う女」の舞台となった墓地がある。この怪談は、母親が赤ん坊のために幽霊となって飴を買いに来るという物語で、母の愛の強さを訴えている。
天倫寺	天倫寺からの眺望は宍道湖十景・松江八景にあげられたほどの絶景である。鐘楼にある梵鐘は朝鮮鐘で重要文化財。
普門院 (観月庵)	松江城鎮護の寺。小豆とき橋で謡曲杜若(かきつばた)を謡うと恐ろしいことが起こるという伝説があり、小泉八雲も怪談として紹介している。また、八雲も手ほどきを受けた三斎流の茶室「観月庵」(市指定建造物)や、荒川亀斎の造った芭蕉像を安置する「芭蕉堂」などがあり、町なかとは思えない静寂が漂っている。
枕木山・華蔵寺	天長2年(825)智元上人の開基と伝えられている。慶長12年(1607)、堀尾吉晴が松江城を築城する際、ここが鬼門にあたることから祈願寺とし、松平直政が明暦3年(1657)に再興した。薬師堂に安置される薬師如来坐像は重要文化財。境内のお成り門・鐘楼門は市指定文化財。
玉作湯神社	玉作湯神社境内の奥には、古くから「湯山主之大神」として崇められてきた丸い自然石「願い石」があり、この石に「叶い石」と呼ばれる天然石を重ねて願うことが人気となっている。
真名井神社	茶臼山(神名樋野)の東南麓にある神社で、伊弉諾尊(いざなぎのみこと)が主祭神。『出雲国風土記』にも登場する古社で静寂な空気に包まれた境内は、心を落ち着かせる。かつては真名井の滝付近にあったともいわれている。県指定建造物。
美保神社	本殿は美保造りと呼ばれ、大社造りを2棟並べた独特のもので、左殿に三穂津姫命、右殿にえびす様として知られる事代主命が祀られている。漁業、海運、商売、歌舞音曲の神として全国に事代主命を御祭神とする神社が3,385社あり、美保神社はその総本宮である。重要文化財。
八重垣神社	神話「八岐大蛇(やまたのおろち)」で、大蛇を退治した素盞鳴尊(すさのおのみこと)と稲田姫(いなたひめ)が新居を構えた場所であることから、縁結びの神社として知られている。宝物殿には、2人の姿を描いた壁画があり、神社の障壁画としては日本最古のものといわれ重要文化財に指定されている。稲田姫が自分の姿を映したといわれる「鏡の池」には、硬貨を紙片に浮かべて早く沈むほど早く良縁に恵まれるという縁占いがあり、女性に人気。
六所神社	律令時代の出雲国総社で、古くは朝廷からのお参りがあり、当時の絵図が伝わっている。出雲国の国司が出雲国内の神々を招き奉り、諸神事を執り行ってきた社である。

茶室

菅田菴	かつての松江藩家老有澤家の山荘にある茶室。不昧公の指図により建てられたもので、サウナ式の御風呂屋が待合をかねているなど、形式にこだわらない試みが随所に見られる。林を抜けて続く菅田菴への小道も風情がある。庭園は国の史跡及び名勝に、建造物は重要文化財に指定されている。
明々庵	松江藩松平家七代藩主松平治郷(不昧公)の好みによって建てられた茶室で、松江城を望む高台にある。茅葺の入母屋に掛けられている額「明々庵」は、不昧公の直筆である。県指定有形文化財。
観月庵	普門院の境内にあり、七代藩主松平治郷と親交が厚かった住職観月庵恵海が開いたもの。小泉八雲もここでお茶のてほだきをうけた。

博物館・美術館・資料館等

出雲かんべの里	出雲地方に伝わる民話や神話、伝統工芸を楽しく体験できる施設。「民話館」では、マジックビジョンによる「耳なし芳一」の上映や、パネルなどによる出雲神話の紹介をしており、「工芸館」では、籐工芸・木工・機織り・陶芸といった伝統の技を紹介している。工芸館は工房も兼ねており、直接話を聞きながら技術に触れられ、予約をすれば、製作体験もできる。敷地内には、ヤマザクラなど群生する「自然の森」、様々な水生植物が自生する「自然観察園」がある。
出雲玉作資料館	全国で数少ない玉作りに特化した本資料館には、常設展として「古代出雲の玉作り」を柱に「出雲のめのう細工」「布志名焼」など見ごたえのある数々の展示がある。その他、町内の考古・民俗・古文書等の研究・収集を進め、その成果を公刊し、郷土史教室を開催するなど、地域に密着した幅広い普及活動を行っている。
カラコロ工房	昭和13年に建てられた日本銀行松江支店の建物を改修し、銀行だった頃の姿を各所に残しつつ工房や体験教室などからなる複合施設として誕生した。平成28年2月には国の登録有形文化財に指定され、令和6年10月には大規模改修工事を経て、新しい魅力を備えた複合施設に生まれ変わった。山陰の食材を使ったグルメ、松江を中心とした地元のお土産物、松江ならではの文化体験が楽しめるスポット。
来待ストーン	来待石の歴史、文化、地質をわかりやすく紹介するミュージアム、来待石の彫刻体験など来待石を使った体験ができる来待石工房、来待釉薬(来待石を粉にした物)をはじめ様々な釉薬を使用した陶芸体験、絵付け体験ができる陶芸館がある。来待石のトンネルを抜けると目の前に広がるミュージアム前の石の広場は、第4回しまね景観賞で大賞を受賞し、宍道湖の夕日に勝るとも劣らない素晴らしい景色で訪れる人を魅了する。年2回地域の自然科学や民俗学の企画展を開催している。
小泉八雲記念館	松江で最も城下町らしいたたずまいを残す「塩見縄手」の西端にあり、小泉八雲旧居に隣接している。小泉八雲の功績をたたえ顕彰して建設された。名作「知られぬ日本の面影」など松江を世界に紹介した小泉八雲の自筆原稿や遺品、妻セツの使った英単語覚え書きなど、収蔵品は1千点以上におよぶ。八雲が愛用していたキセルや文机は、文豪八雲の執筆の様子を思い起こさせる。平成28年7月リニューアルを実施した。
小泉八雲旧居 (ヘルン旧居)	「耳なし芳一」や「雪女」で名高い小泉八雲が明治24年(1891)6月から5ヵ月間、セツ夫人と暮らした家。八雲は明治23年中学校教師として赴任し、松江には1年3ヵ月間在住した。「知られぬ日本の面影」第16章「日本の庭」の舞台となった三方に庭が見える部屋、八雲が好んで眺めた庭園などがそのまま残されている。国・史跡。

島根県立美術館	宍道湖畔に建つ、水との調和をテーマにした美術館。モネやクールベなどの水をテーマにした国内外の絵画を収集展示しているほか、ロダンをはじめとする彫刻、島根ゆかりの作家の作品、日本の版画や国内外の写真などを展示している。館内のミュージアムショップでは、オリジナルグッズ等を販売。宍道湖の夕日鑑賞におすすめのスポットで、3～9月は、日没後 30 分まで開館時間を延長している。
田部美術館	雲南市(旧吉田村)の田部家に伝わるコレクションの中から、不昧公ゆかりの茶器や愛蔵品など茶道具を中心に展示している。不昧公の所蔵だった「秋埜(あきの)」の銘のある青井戸茶碗などの名品もあり、茶どころ松江らしい美術館である。
武家屋敷	塩見縄手(しおみなわて)には、かつて松江藩二百石から一千石取りの中～上級藩士の屋敷が並んでいた。この武家屋敷も、約275年前の松江藩中～上級藩士が屋敷替えによって入れ替り住んだところである。刀だんすやお歯黒道具をはじめ当時の家具調度品、生活用具などを展示している。来客用玄関から座敷まわりは立派な造りになっているのに対し、私生活部分は質素にするなど、公私のけじめをつけていた武家の暮らしぶりが偲ばれる。平成 30 年8月からは明治期の図面をもとにした復元工事により、リニューアルしている。
興雲閣	明治36年竣工。和風の意匠を随所に取り入れた擬洋風建築。明治40年に皇太子嘉仁親王(後の大正天皇)行啓の御旅館として使用された。保存修理工事を経て平成 27 年 10 月にリニューアルオープンした。
松江歴史館	松江城の東に隣接する武家屋敷風の外観の博物館で、松江城天守とともに国宝になった祈禱札などを収める「国宝収蔵館」。江戸時代を中心とした松江の歴史を映像等で紹介する基本展示室、テーマを変えて展示を行う企画展示室のほか、松江城天守と日本庭園を借景とした大広間、和菓子を味わえる「喫茶きはる」、ミュージアムショップ「縁雫(えにしずく)」を備える。
松江ホーランエンヤ伝承館	平成24年10月にオープン。松江歴史館に隣接し、館内では、ホーランエンヤで使われる衣装や道具を展示するとともに、五大地(5地区保存会)ごとの特徴や違いを映像等で紹介している。シアターは過去の記録映像を放映し、祭りの臨場感を体験できる。中庭には、約1/2の大きさの権伝馬船の模型があり、鮮やかな装飾を間近で体験できる。
メテオプラザ	美保関いん石を展示紹介する「メテオミュージアム」を中心に、リラックスルームなどを備えた多目的施設。隠岐への玄関口として隠岐航路のターミナルにもなっている。
八雲立つ風土記の丘・展示学習館	前方後方墳を型どった資料館では、埴輪・鏡・大刀など重要文化財や、周辺地域から出土した資料を展示している。近くには風土記植物園や復元古代住居があり、古代の風景を偲ばせている。
由志園	山陰一の規模を誇る池泉回遊式日本庭園では、春の牡丹、夏の菖蒲、秋の紅葉、冬の寒牡丹など四季の花々が美しく咲いている。また「牡丹の館」では、色鮮やかな大輪の牡丹を一年中見ることできる。眺めの良い喫茶やお食事所もおすすめ。(全園バリアフリー対応)
安部榮四郎記念館	昭和 43 年、重要無形文化財「雁皮紙(がんびし)製作技術保持者」いわゆる人間国宝に認定された(故)安部榮四郎の手すき和紙を中心に、生活の中で使われていた紙製品や明治から昭和にかけての 70 年余りにわたる紙の歴史などを展示している。手すき和紙の体験も行っている。

広場・通り等

青石畳通り	美保関は中世から「地乗り」といわれる沿岸航路の拠点として栄え、美保神社から佛谷寺までの青石畳通りは多くの人々でにぎわっていた。当時の面影を残す町並みと青石畳の道が、落ち着いた雰囲気を醸し出している。
京店カラコロ広場	京橋川沿いに広がるヨーロッパスタイルの広場。壁には松江を愛した小泉八雲のレリーフがあり、広場を囲んで様々な飲食店があり、食事をしてもよし、ちょっと一息いれてもよし、水辺で心地よい時間が過ごせる。広場の前には京橋川に沿ってレトロな街灯が並ぶテラス式遊歩道があり、堀川遊覧船「ぐるっと松江堀川めぐり」の発着場がある。
塩見縄手	武家屋敷や小泉八雲旧居など、江戸時代の伝統的な様式の建築物が立ち並び、松江で最も城下町らしいたたずまいを残している通りで、松江市の伝統美観保存区域に指定されている。かつて二百石から六百石取りの中老格の藩士の屋敷が並んでいた。堀沿いに立ち並ぶ老松も堀川の流れとあいまって江戸時代さながらの風情を漂わせている。
はにわロード	八重垣(やえがき)神社と、神魂(かもす)神社を結ぶ1.6kmの遊歩道。周辺には史跡の案内板のほか、馬や鹿をかたどったはにわが飾られている。高床式建物をモチーフにした休憩所もあり、歩きながら周辺の歴史遺産に親しむことのできるルートである。
宍道湖夕日スポット	宍道湖夕日スポットは、宍道湖に沈む夕日が、嫁が島とともに見える絶景ポイントに、湖沿いを歩ける歩道や、腰掛けて夕日を楽しむことができるテラスなどが整備された場所。道路の向こう側に整備された36台の駐車場からは地下道が設備されており、より安全にスポットへ渡ることができる。

遊覧バス・観光バス等

観光ルートバス「ぐるっと松江レイクライン」	宍道湖畔を通り市内32カ所の観光地を結ぶレトロな外装が人気の観光ルートバス。1周約50分で、終日周回運行しており、市内観光には最適。平成26年度からは一般路線バスも利用できる2日間共通割引乗車券「松江乗手形」を発売している。
堀川遊覧船「ぐるっと松江堀川めぐり」	松江城を取り囲む堀川は、松江城築城のときにつくられた。船は堀川を約50分かけてゆっくりと遊覧する。船上から眺める松江の街並みはどこか懐かしく、水辺を彩る草花や水鳥が四季を感じさせてくれる。航路を一周すると、17もの橋をくぐり抜け、そのうち4の橋をくぐるときは橋の高さにあわせて屋根が下げられ、乗り合わせた人たちとの語らいを一層楽しいものにさせてくれる。令和9年7月をもって運航開始から30周年を迎える。
宍道湖観光遊覧船はくちょう号	宍道湖のクルージングが楽しめる遊覧船。約1時間の乗船で、宍道湖の風に吹かれながら、松江市周辺の景色が楽しめる。特に日没時間に合わせて運航する最終便、サンセットクルージングは格別で、宍道湖に夕日が沈む様子を湖面から楽しむことができる。

(2) 主な観光行事とまつり ※開催時期は年によって異なることがあります。

月	名 称	場 所
1月	古式禱(とう)渡し式	神魂神社
	左義長しゃぎり	本庄町
	片江とんどさん(墨付け祭り)	美保関町片江
	左吉兆とんど	魚瀬町
	星上寺の大餅つつあん	星上寺
2月	秋鹿の大餅つつあん	大日堂
	節分祭	熊野大社
3月	お城まつり(～4月上旬)	城山公園
	松江城 椿まつり	松江城
	白潟天満宮祭	白潟天満宮
	玉造温泉桜まつり	玉湯町
	島根町さくら祭り	島根町
4月	松江武者行列	松江市内
	青柴垣神事	美保神社
	流鏑馬神事	美保関町千酌・爾佐神社
	御櫛祭(御田植神事)	熊野大社
	茶せん供養	月照寺
	森の誕生日	宍道ふるさと森林公園
	大根島ぼたん祭	八束町各所
	松江春茶会	松江城周辺
5月	直会祭	佐太神社
	身隠神事	八重垣神社
	松江神社例祭(春)	松江神社
	華蔵寺例祭	枕木山・華蔵寺
7月	海のまちサマーフェスティバル	島根町
	全日本海上綱引き選手権大会	美保関町
	玉造温泉夏まつり	玉造温泉
	白潟天満宮夏祭(天神祭)	白潟天満宮
	れんげ祭	宍道町
	川から海へ大航海in鹿島	鹿島町

月	名 称	場 所
8月	松江水郷祭	宍道湖・末次公園周
	盆花市	天神町
	やくも夏まつり	八雲町
	万灯会	月照寺
	御津みなど祭	鹿島町御津
	とうろう流し	松江大橋付近
	武内神社大祭	武内神社
9月	菅原天満宮夏季例祭	菅原天満宮
	トーレトーレ御神事	平濱八幡宮
	城山稲荷神社例祭	城山稲荷神社
	御座替神事	佐太神社
10月	松江水燈路(～10月中旬)	塩見縄手周辺
	松江城大茶会	城山公園
	関乃五本松節全国優勝大会	メテオプラザ
	六所神社例祭	六所神社
	鑽火祭(亀太夫神事)	熊野大社
	松江祭藝行列(どうぎょうれつ)	松江市内
	ガッチ祭	島根町
	神魂神社大祭	神魂神社
	八重垣神社例祭	八重垣神社
	護国神社例大祭	松江護国神社
11月	菊花展	松江城
	島根町ふれあいフェスティバル	島根町
	松江神社例祭(秋)	松江神社
	筆供養	圓成寺
12月	堀尾公法要	圓成寺
	神在祭	神魂神社
	お忌みまつり(神在祭)	佐太神社
御釜神事	諸手船神事	美保神社
	御釜神事	神魂神社

(3) 主な特産品

宍道湖七珍	宍道湖でとれる魚介類のうち、白魚・あまさぎ(わかさぎ)・すずき・鯉・もろげえび・しじみ・うなぎの七品をいう。
和菓子	金沢の「長生殿」、長岡の「越乃雪」とともに天下の三大銘菓と称される「山川」を筆頭に、「若草」、「菜種の里」と茶人、松平不昧公好みの銘菓が現在まで伝えられている。その他にも茶の湯がさかんな当地では和菓子の種類が多い。
ぼてぼて茶	熱いお茶の中にしいたけ、高野豆腐、煮豆などの具を入れたもの。よく泡立つように茶の花を入れて煮出した番茶を、熱いうちに長めの独特な茶笥でたてると、泡立ってくる。この時「ぼてぼて」と音がするのが名前の由来という。松平不昧公の時代には飢饉の時の非常食だったといわれている。

あごのやき	日本海で5月から9月にかけてとれる飛魚(あご)のすり身を炭火で焼き上げたもので、暖かい季節に火のそばでする作業なので、屋外で行うことが多く、それが「野焼き」の名の由来という。
津田かぶ漬	津田かぶは、松江藩松平家初代藩主松平直政の時代に近江国(滋賀県)から伝来し、城下の野菜の需要の大半をまかなっていた津田村で栽培が始められたといわれる。このかぶを生干してからぬか漬けたもので、出回る時期は、11月から3月頃まで。
八雲塗	代々松江藩お抱え駕籠塗職人の家に生まれた坂田平一が、明治になり職を失ったため、考案した伝統工芸品。その塗手法は、布着せ本堅地で、錆研ぎの上へ中塗りせずに削り墨を引き、すぐに絵付けをする。それにすず粉で模様を描き、中へ朱・黄・茶・緑などの固練りで塗り、さらに乾燥した黒目漆を薄く塗り軽く炭研ぎをし、それに油分のない朱分漆を塗って、胴擦り仕上げをするというものであった。これが時の島根県知事籠手田安定の目にとまり、知事や友人の勧めで「八雲塗」の名をつけて販売されるようになった。
楽山焼	楽山焼は三代目綱近が、長州毛利氏に依頼して、延宝5年(1677年)倉崎権兵衛重由を招いたことに始まる。権兵衛重由は朝鮮からの帰化人、季敬(初代高麗左衛門)の高弟で、伊羅保写・高麗写などを得意とした。天明6年(1786年)いったん中絶したが、七代藩主松平治郷(不昧)は、玉湯町の布志名窯にいた長岡住右衛門貞政を起用し再興した。茶陶、ことに伊羅保系は茶人の間で愛好されている。
袖師焼	玉湯町出身の尾野友市が、布志名・楽山・宝永山で修行したのち、明治10年(1877年)に良質の陶土がある市内上乃木町皇子坂に開窯したのが始まりである。2代目岩次郎が、明治26年(1893年)に宍道湖岸の袖師浦の現在の地に窯場を移し、京都、瀬戸、有田その他の窯業地を訪ねて研究のすえ、従来の布志名焼と趣を異にした雅味あふれる陶器を創作し、松江焼または磯出焼と命名したが大正15年(1926年)松江出身の小原流華道の家元小原光雲のすすめで袖師焼と改めた。釉薬には地釉が多く使われるのが特徴で、茶器、食器、花器、酒器など主に作っている。
めのう細工	出雲地方は古来よりのめのうの産地で、朝廷に献納した歴史もある。玉湯にある花仙山から産出する青めのうは古代から勾玉などに加工されており、現在も装飾品として珍重されている。
来待石・石灯籠	特産の来待石は、コケが生えやすく庭の中に溶け込みやすいことが魅力となっており、石灯籠だけでなく庭園の「石の美術品」の材料としても人気が高く、その軟らかな石質も、細やかな彫刻を施すのに適している。

(4) 観光地別観光客入り込み延べ数

【旧松江地域】

(単位:人)

観光地・観光施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(1) 宍道湖遊覧船	7,870	8,258	9,706	12,982	12,459
(2) 松江城	209,962	172,076	275,198	373,237	402,049
(3) 小泉八雲記念館	37,272	29,059	45,967	64,340	86,268
(4) 武家屋敷	32,604	26,256	41,853	59,322	68,680
(5) 八雲立つ風土記の丘	9,173	10,526	15,112	14,361	14,948
(6) 出雲かんべの里	32,099	46,651	56,704	52,544	104,161
(7) 松江しんじ湖温泉	158,850	181,165	240,798	297,761	305,830
(8) 松江歴史館	87,093	70,166	82,592	99,624	138,983
(9) ぐるっと松江レイクライン	77,913	70,638	94,428	100,491	97,321
(10) ぐるっと松江堀川めぐり	101,564	96,967	153,295	200,920	190,207
(11) 松江・堀川地ビール館	38,431	26,893	43,090	64,694	69,464
(12) 秋鹿なぎさ公園	6,723	8,093	8,579	8,332	9,458
(13) 島根県立美術館	136,910	38,936	261,299	290,738	240,645
(14) カラコロ工房※R5.41～R6.10.1 休館	193,094	172,885	200,547	53,077	112,320

(15) 松江フォーゲルパーク	100,686	136,953	166,994	200,094	193,122
(16) 松江ホーランエンヤ伝承館	4,689	4,056	5,734	6,005	7,012
(17) 興雲閣	126,775	112,220	168,211	226,626	239,948

【鹿島地域】

(単位:人)

観光地・観光施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(18) 佐太神社	114,100	93,200	154,100	192,500	216,850
(19) 島根原子力館	24,480	29,517	30,125	38,145	43,978
(20) 恵曇海岸(釣り)	23,300	25,900	28,300	28,800	31,000
(21) 古浦海水浴場	1,802	1,630	7,400	20,000	27,200
(22) 鹿島多久の湯	112,574	127,611	116,093	138,781	133,606

【島根地域】

(単位:人)

観光地・観光施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(23) 加賀の潜戸	18,110	7,690	130	2,290	2,100
(24) 潜戸遊覧船	2,538	4,034	2,992	4,298	5,419
(25) 小波海水浴場	70	170	0	12,000	7,300
(26) 桂島海水浴場	150	150	7,300	7,000	5,300
(27) その他海水浴場(大芦、野波、多古、沖泊、瀬崎)	8,300	3,300	15,500	15,700	17,000
(28) 小波キャンプ場	0	0	0	943	812
(29) 桂島キャンプ場	0	0	1,000	1,500	1,060
(30) 島根町全域(釣り)	59,520	63,940	63,420	62,270	58,940
(31) マリンゲートしまね	853	2,581	4,404	4,444	1,732

【美保関地域】

(単位:人)

観光地・観光施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(32) 美保神社	469,500	515,900	612,200	720,900	784,400
(33) 美保関灯台	319,234	359,170	363,894	352,130	397,763
(34) 北浦海水浴場	22,178	28,266	29,038	20,978	24,240
(35) メテオプラザ	13,772	17,023	22,025	23,175	17,207
(36) 美保関町全域(釣り)	91,820	90,620	88,830	89,540	90,460

【八雲地域】

(単位:人)

観光地・観光施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(37) 熊野大社	204,000	138,000	242,000	270,000	274,000
(38) 安部榮四郎記念館	1,303	1,847	1,616	2,245	2,829
(39) ゆうあい熊野館	109,413	124,761	112,866	129,429	119,104
(40) ホットランドやくも	30,126	36,781	33,990	32,946	29,487

【玉湯地域】

(単位:人)

観光地・観光施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(41) 玉造温泉	374,459	337,747	413,668	494,495	504,502

(42) 玉造温泉ゆ〜ゆ	112,893	123,421	125,231	164,358	174,280
(43) 出雲玉作資料館	2,958	3,664	4,385	7,410	8,408
(44) 玉作湯神社	71,373	46,428	72,459	77,061	71,707

【宍道地域】

(単位:人)

観光地・観光施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(45) ふるさと森林公園	51,116	39,117	48,775	48,161	45,254
(46) 玉造温泉カントリークラブ	32,032	32,720	35,236	35,038	35,615
(47) 来待ストーン	12,772	16,790	14,177	17,584	16,446

【八束地域】

(単位:人)

観光地・観光施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(48) 由志園	149,357	147,321	191,793	253,587	223,185
(49) 溶岩隧道	533	496	441	741	987
(50) 中村元記念館	3,424	4,811	4,629	5,302	6,026

【東出雲地域】

(単位:人)

観光地・観光施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(51) 黄泉比良坂	1,900	590	1,000	7,110	15,750

資料:島根県観光振興課「島根県観光動態調査結果表」

(5) 松江市の友好都市

国 名	都 市 名	友好都市締結年月日
アメリカ	ルイジアナ州 ニューオーリンズ市	1994年3月26日
中 国	吉林省 吉林市	1999年11月9日
韓 国	慶尚南道 晋州市	1999年11月10日
中 国	浙江省 杭州市	2003年10月17日
中 国	寧夏回族自治区 銀川市	2004年9月24日

第9章 文化スポーツ部

1. 文化スポーツ部の主要事業

(1)文化力を生かしたまちづくり推進事業

「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」及び「松江市伝統文化芸術振興計画」において、市民の暮らしの根底にあり、市民の誇りとなりうる力を「松江の文化力」とし、その松江の文化力を支える柱として、7つの伝統文化芸術(①古代から近代までの豊富な文化財、②地域に根づく伝統文化、③市民生活に根づく茶の湯文化、④小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化、⑤市民とともに育む文化芸術活動、⑥伝統文化芸術活動の拠点となる施設、⑦宍道湖、堀川、中海等の松江的景観)を定めている。

めざすべきまちの姿「誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち」の実現に向け、「松江市伝統文化芸術振興計画第2期実施計画」に基づき、「知る」「育てる」「伝える」「創造する」「活用する」「支える」の6つの取組の視点を取り入れながら、松江の文化力を生かしたまちづくりを推進している。

(2)ジオパーク推進事業

貴重な地質・地形、歴史・文化、生物・生態を保全・保護するとともに、教育やジオツーリズムなどを通じて、持続可能な地域づくりや地域振興、観光振興などを実現するため、神話の地ならではの「出雲国風土記の自然と歴史に出会う大地」をテーマに、本市と出雲市、島根大学を事務局とする「島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会」を中心に産学官が連携して取組を推進している。

(3)文化財保存整備事業

貴重な文化財を将来へ確実に承継することを目的に、保存又は活用に必要な修理や環境整備等を行う。

今年度は、平成30年度から継続整備中の松江藩主松平家墓所(史跡)、令和元年度から継続修理中の木幡家住宅(重文)の修理等を重点的に保存整備事業の支援や実施に取り組む。あわせて、市内に存する歴史的建造物のうち、特に保全継承が必要なものについて登録を行い、所有者と保全契約を結んで支援することにより歴史的資源を活かしたまちづくりを進める。

(4)地域の文化財調査・発信事業

令和3年12月策定の「松江市文化財保存活用地域計画」に基づき、公民館区ごとに地域住民とともに文化財調査を実施することにより、各地域が持つ歴史文化の特徴を明らかにし、刊行物等を通じてその成果を発信する。

(5)埋蔵文化財発掘調査事業

文化財保護法の規定に基づき、開発行為に伴う埋蔵文化財の分布調査、試掘調査、本発掘調査を実施するとともに埋蔵文化財の調査・研究・活用を進める。

(6)松江城保存整備事業

国宝天守及び史跡松江城の保存活用計画に基づき、文化財の本質的価値を保存するための事業を年次的に行う。今年度は令和6年度から継続中の史跡松江城整備基本計画策定事業を実施するとともに、国宝天守の保存修理工事基本計画策定に着手する。

(7)国宝松江城調査研究事業

国宝天守をはじめとする松江城の価値を更に高めるため、松江城調査研究委員会を中心に調査研究を進め、書籍の発刊などによりその現状と成果について情報発信する。近世城郭天守群としての世界遺産登録に向け関係市との共同研究を行う。

(8)松江城愛護活動支援事業

令和2年5月15日に、松江城を後世に守り伝えていくことを目的に設立された「松江城を守る会」の活動を支援することにより、松江城に関わる人の輪を広げ、ひいては世界遺産登録推進の機運醸成、松江城及び周辺地域の新たな発展を図る。

(9)松江市文書館整備事業

令和7年3月策定の「松江市文書館(仮称)基本計画」に基づき、歴史公文書と地域に所在する歴史資料(古文書等)を収集・整理・保存し一般の利用に供するとともに、松江地域史研究を推進する松江市文書館の機能と施設を整備する。

(10)松江歴史館・松江ホーランエンヤ伝承館運営事業

松江歴史館は、国宝収蔵館として歴史資料等の適切な収集・保管・展示・調査研究を行うことにより、松江の歴史財産を未来へ引き継ぐとともに、松江城に隣接する立地を活かし、「まちあるき」の拠点として市民及び観光客に歴史や文化の学習の場と機会を提供する。

松江ホーランエンヤ伝承館は、約 100 隻の船によってくり広げられる全国でも最大級の船神事であるホーランエンヤの意義や魅力を市民・観光客に伝え、後世への継承を図る。

(11)スポーツの振興

令和 7 年 3 月に策定した「第 3 期松江市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツが持つ力を活用し、健康づくりや観光振興などと連携することで分野横断的にスポーツによるまちづくりを推進し、スポーツを通じて「夢を実現できるまち 誇れるまち松江」の実現を目指す。

また、2030 年に開催される「島根かみあり国スポ・全スポ」に向けた取組みを推進する。

(12)中海スポーツパーク整備事業

市民がスポーツに親しむことができる多目的広場として、人工芝グラウンド整備やクレー舗装等を行い、市民のスポーツ振興や健康づくりを推進するとともに中海周辺地域の活性化を図る。

(13)松江市総合体育館改修整備管理運営事業

松江市総合体育館を 2026-27 シーズン開幕に向けて B.PREMIER 基準に適合する施設として改修し、併せて周辺体育施設を含めた改修後の総合体育館の維持管理・運営についても一体として事業実施する。

2. 歴史的風致維持向上計画と歴史まちづくり事業

(文化財課)

松江市には、古代出雲の繁栄を物語る豊富な遺跡群や、神々を祀る神社があり、出雲神話に因んだ祭礼が伝統的に行われている。また、松江城を中心として近世に形成された城下町が良く残り、茶の湯文化が息づくほか、髷行列やホーランエンヤなどの伝統的な祭礼行事も行われ、一体となって良好な歴史的風致*を形成している。

本市では、平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」に基づいて、「松江市歴史的風致維持向上計画(第1期計画:平成22年度～令和元年度)」「松江市歴史的風致維持向上計画(第2期計画:令和2年度～令和11年度)」を策定し、第1期計画は平成23年2月23日に、第2期計画は令和2年3月31日に、国(文部科学省、農林水産省、国土交通省)から認定を受けた。この計画に基づき、松江市の歴史まちづくりを進めていく。

※歴史的風致:歴史や伝統を反映した人々の活動と、歴史上価値の高い建造物が一体となって形成する良好な市街地環境

松江市の維持向上すべき歴史的風致

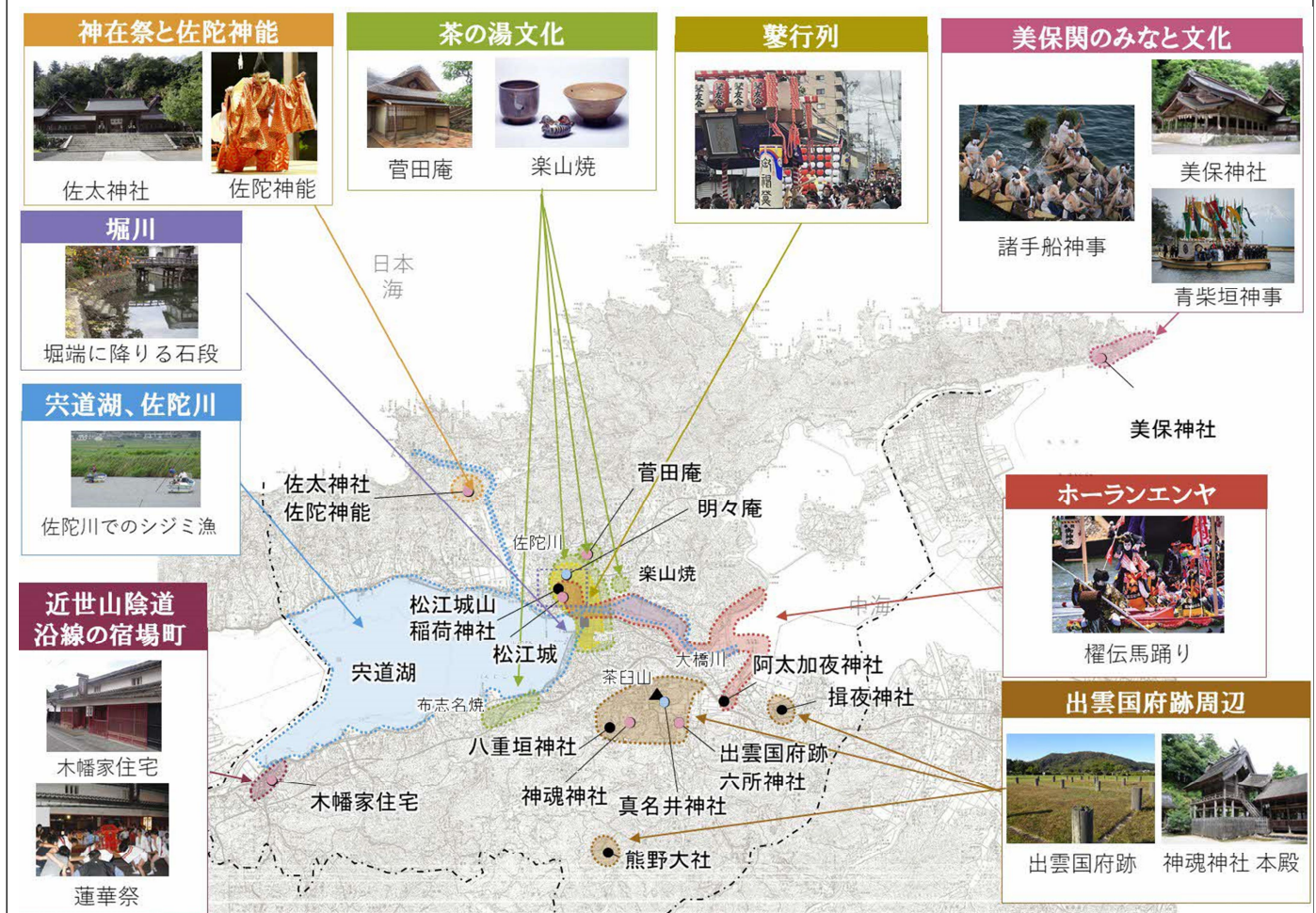
(1) 古代「出雲」に見られる歴史的風致

- ① 出雲国府跡周辺に見られる歴史的風致
- ② 神在祭と佐陀神能に見られる歴史的風致
- ③ 美保関のみなと文化に見られる歴史的風致

(2) 近世「松江」に見られる歴史的風致

- ① ホーランエンヤに見られる歴史的風致
- ② 髷行列に見られる歴史的風致
- ③ 茶の湯文化に見られる歴史的風致
- ④ 堀川に見られる歴史的風致
- ⑤ 近世山陰道沿線の宿場町に見られる歴史的風致
- ⑥ 宍道湖、佐陀川に見られる歴史的風致

【歴史的風致の分布図】



松江市の歴史まちづくりの基本方針と重点区域

【施策の基本方針】

- ①歴史的建造物の積極的な保存と活用を図る。
- ②歴史的建造物の周辺環境の整備を推進し、良好な景観の保全を図る。
- ③歴史的風致を形成する伝統文化、伝統行事、伝統工芸の継承と育成を図る。
- ④歴史的なまちなみの魅力を向上させて、まち歩き観光の充実を図る。



重点区域と具体的な事業内容

重点区域名	面積	目的	事業名	事業内容	事業年度
旧城下町エリア	約 402ha	城下町「松江」を物語る歴史的建造物や、伝統的なまちなみの保全と、伝統行事、茶の湯文化等の人々の活動を維持向上させる。	明々庵敷地法面対策事業	法面保護工事	H24～25 実施済
			明々庵への「茶の湯のみち」整備事業	道路美装化工事	H23～25 実施済
			県指定文化財明々庵茅葺き補修工事業	補修工事	R4 実施済
			武家屋敷保存修理事業	保存修理工事	H24～30 実施済
			堀川沿線「八百八橋づくり」推進事業	修景整備事業	H23～ 実施中
			興雲閣保存修理・活用事業	保存修理工事	H24～27 実施済
			伝統美観保存区域等修景事業費補助金	修景補助事業	S48～ 実施中
			史跡松江城石垣修理事業	保存修理工事	H13～R10 実施中
			ホーランエンヤ伝承館整備事業	施設整備工事	H22～24 実施済
			まち歩きルート歩道整備事業	歩道整備工事	H25～29 実施済
			舟つきの松公園整備事業	公園整備工事	H26～29 実施済
			地域創造支援事業(カラコロ工房整備事業)	施設整備工事	H26 実施済
			道すじ修景整備事業	修景補助事業	H26～ 実施中
			国宝松江城天守耐震対策事業	耐震補強工事	H29～R2 実施済
			歴史的風致形成建造物維持保全事業	修繕補助事業	R元 実施済
			国宝松江城天守防災施設等整備事業	施設整備工事	R2～6 実施中
			松江城調査研究事業	調査研究	H21～ 実施中
			千鳥橋改架事業	修景整備工事	R2～3 実施済
			史跡松江藩主松平家墓所整備事業	保存修理工事	H30～ 実施中
			市指定文化財(建造物)観月庵及び待合保存修理事業	保存修理事業	R2 実施済
			史跡小泉八雲旧居士塀修理事業	保存修理事業	R2～3 実施済
			北惣門橋改架事業	保存修理工事	R3～4 実施済
			カラコロ工房整備事業	耐震補強工事	R2～6 実施済
			市指定文化財(建造物)田原神社随神門保存修理事業	保存修理工事	R3～4 実施済
			史跡松江城整備基本計画策定事業	計事業画策定	R6～7 実施中
			国宝松江城天守保存修理事業	保存修理工事	R7～11 実施中
国府跡周辺エリア	約 658.1ha	古代「出雲」を物語る歴史的建造物や遺跡の保存と、周辺環境の整備、意宇六社等で行われる伝統的な行事を維持向上させる。	史跡出雲国分寺跡整備事業	発掘調査	H22～R元 実施済
			神魂神社防災施設改修事業	設備改修工事	H23 実施済
			真名井神社線(参道)整備事業	道路拡幅整備工事	H23～24 実施済

			松並木復原工事		
		出雲国分寺跡国史跡指定100周年記念事業	記念事業	R3 実施済	
		県指定文化財真名井神社本殿保存修理事業	保存修理工事	R5 実施済	
		県指定文化財真名井神社本殿防災施設整備事業	施設整備工事	R5 実施済	
		国宝神魂神社本殿防災施設整備事業	施設整備工事	R4 実施済	
		出雲地方の大型古墳国史跡指定 100 周年記念事業	記念事業	R6 実施済	
美保関エリア	約 107.5ha	みなと文化を物語る歴史的建造物やまちなみの保全、国譲り神話に因んだ行事等、人々の活動を維持向上させる。	弁天波止場常夜燈整備事業	保存修理工事 環境整備工事	H23 実施済
			美保関灯台旧吏員退息所整備事業	保存修理工事	H21～23 実施済
			伝統的建造物群保存地区検討事業	保存活用事業	R4～ 実施中
			重要文化財木造薬師如来坐像ほか4 軀保存活用施設整備事業	施設整備工事	R5～6 実施済
			青柴垣神事 地域の伝統行事等のための伝承事業	行事伝承事業	R4 実施済
			蒼柴垣神事民俗文化財調査事業	民俗調査	R6～8 実施中
鹿島エリア	約 36.8ha	佐太神社を中心に行われる神在祭や佐陀神能を取り巻く良好な環境を維持向上させる。	佐太神社参道周辺整備事業	道路美装化工事 駐車場整備工事	H25～27 実施済
			佐太神社正中殿ほか2棟建造物保存修理事業	保存修理工事	H25～27 実施済
			佐陀神能舞殿保存修理事業	保存修理工事	R 元～3 実施済
			佐陀神能用具等修理・新調事業	用具修理新調	R 元～6 実施済
			重要文化財佐太神社防災施設整備事業	施設整備工事	R3～4 実施済
宍道エリア	約 17.8ha	近世山陰道沿線に形成された宿場町に見られる歴史的建造物や伝統的なまちなみの保全と、伝統的な行事等、人々の活動を維持向上させる。	宿場町周辺の歴史的小路整備事業	小路整備工事	H28～29 実施済
			重要文化財木幡家住宅新蔵ほか3棟保存修理事業	保存修理工事	R元～4 実施済
			重要文化財木幡家住宅新蔵ほか2棟防災施設整備事業	施設整備工事	R4 実施済
			重要文化財木幡家住宅主屋ほか10 棟保存修理事業	保存修理工事	R4～ 実施中
			重要文化財木幡家住宅防災施設整備事業	施設整備工事	R6～ 実施中

全市で取り組む事業	松江市史編纂事業	H21～R元 実施済
	松江市ふるさと文庫等製作事業	H17～ 実施中
	松江・歴史文化まちづくり推進事業	H23～ 実施中
	わがまち自慢発掘プロジェクト事業	H22～25 実施済
	歴史・文化のまちあるき案内板設置事業	H21～ 実施中
	歴史的建造物保全継承事業	H26～ 実施中
	松江城授業プロジェクト	H28～ 実施中
	松平不昧公 200 年祭記念事業	H30～R元 実施済
	出前講座「松江藩ちやのゆの学校」	H30～ 実施中
	松江のホーランエンヤ 地域の伝統行事等のための伝承事業	R4 実施済
	松江の文化力体験推進事業	R4～ 実施中
	地域に根づく伝統文化継承事業	R4～ 実施中

3. 文化財

(文化財課)

(1) 松江市所在の指定文化財 件数一覧

(令和7年2月10日現在)

種別		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財		27(2)	56	77	160(2)
	建造物	8(2)	6	12	26(2)
	絵画	1	14	6	21
	彫刻	8	5	10	23
	工芸品	5	13	14	32
	書跡		4	1	5
	古文書		8	13	21
	考古資料	5	6	10	21
	歴史資料			11	11
無形文化財			1		1
	工芸技術		1		1
民俗文化財		4	2	8	14
	有形民俗文化財	3	2	6	11
	無形民俗文化財	1		2	3
記念物		29(1)	21	28	78(1)
	史跡	22	18	10	50
	名勝	1		2	3
	史跡及び名勝	1			1
	名勝及び天然記念物	1			1
	天然記念物	4(1)	3	16	23(1)
合計		60(3)	80	113	253(3)

※()は国宝・特別天然記念物の数で内数

(2) 松江市所在の国登録有形文化財 件数一覧 (令和6年3月21日現在)

種別	合計
登録有形文化財(建造物)	39
登録民俗文化財(有形民俗文化財)	2
登録記念物(名勝地関係)	1
合計	42

(3) 松江市所在の記録選択文化財 件数一覧 (令和3年3月11日現在)

種別	合計
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	3
合計	3

4. 運動施設

(スポーツ施設課)

(1) 主な運動施設

①グラウンド・体育館など

(令和7年4月1日現在)

名 称	施設用途	所在地
松江市総合体育館	総合体育館・トレーニング室	松江市学園南一丁目21-1
松江市北庭球場	庭球場	
松江市北公園多目的広場	多目的広場	
サンライフ松江	体育館	松江市大庭町1751-14
松江市矢田体育館	体育館	松江市矢田町250-18
松江市馬潟体育館	体育館	松江市富士見町1-58
松江市宮陸上競技場	陸上競技場	松江市上乃木十丁目4-1
松江市宮野球場	野球場	
松江市宮補助競技場	多目的広場	
こどもスポーツ広場	多目的広場	
松江市宮庭球場	庭球場	
楽山庭球場	庭球場	松江市西川津町楽山公園
楽山野球場	野球場	
松江市ニュースポーツ公園	グラウンドゴルフ場、ターゲット バードゴルフ場	松江市東長江町927
秋鹿なぎさ公園	舟艇(カヌー、ヨット)	松江市岡本町1048-1
鹿島総合体育館	総合体育館・プール・多目的広 場・トレーニング室	松江市鹿島町佐陀本郷76
鹿島片匂運動場	多目的広場	松江市鹿島町片匂483-2
鹿島御津地区体育館	体育館	松江市鹿島町御津800
鹿島武道館	武道館	松江市鹿島町名分1539-2
鹿島グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場	松江市鹿島町北講武908-2
島根体育館	体育館	松江市島根町加賀1455
島根総合公園運動広場	多目的広場(野球場)	松江市島根町大芦1184-1
島根スポーツ広場	多目的広場	松江市島根町野波2376-1
美保関体育館	体育館	松江市美保関町下宇部尾556-1
美保関総合運動公園	野球場、多目的広場、庭球場	松江市美保関町下宇部尾872-16
八雲屋根付き多目的広場	多目的広場(ゲートボール)	松江市八雲町熊野765-1
玉湯体育館	体育館	松江市玉湯町湯町714-3
玉湯野球場	野球場	松江市玉湯町湯町682-2
空口公園	多目的広場	松江市玉湯町玉造95-8
宍道総合公園	野球場、庭球場、多目的広場、 少年広場(多目的)	松江市宍道町白石1405-1
宍道体育センター	体育館	松江市宍道町佐々布204-4
宍道武道館	武道館	
八束体育館	体育館	松江市八束町波入2096
八束テニスコート	庭球場	松江市八束町江島1128-11
八束総合運動場	野球場・多目的広場	松江市八束町江島1128-2
東出雲体育館	体育館	松江市東出雲町揖屋1139-2
東出雲グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場	松江市東出雲町錦新町六丁目8-1
東出雲中央公園	野球場・庭球場・多目的広場	松江市東出雲町揖屋3349-1

②海洋センター

名 称	施設用途	所在地
松江海洋センター	体育館・多目的広場・舟艇 (カヌー、ヨット)	松江市西浜佐陀町1012
松江市宍道 B&G 海洋センター	プール、トレーニング室	松江市宍道町上来待210-1

第10章 市 民 部

1. 市民活動推進事業

(市民生活相談課)

(1) まちづくり推進事業

市民活動・地域活動を市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政などが共有する仕組みを確立し、活動への興味・関心・参画意識の醸成、意欲の増進を図る。

◇まちづくりを考える日

既実践している市民活動・地域活動を共有することで、まちづくりを広げていく。

◇まちづくりでつながる日

地域課題解決のために今後実践する取組みについて、産官学で連携して知恵を出し合い、一緒に解決する。

(2) 町内会自治会集会所整備事業

町内会等が行う集会所の新築・取得・修繕・建物賃借料に対する補助を行い、地域自治活動拠点整備を支援し、活動の活性化、住民自治の進展を図る。

(3) コミュニティ助成事業

(一財)自治総合センターが宝くじの普及広報事業として行う助成事業を財源に、コミュニティ組織が行う集会所の新築、地域活動に必要な備品整備等を支援する。

(4) 明るいまちづくり推進事業

町内会等が設置する防犯灯及び防犯灯の電気代に対し補助金を交付し、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進する。

(5) 地域型市民活動支援事業

町内会等が行う地域自治活動を支援することにより、地域住民の連帯感の醸成及び地域自治活動の促進を図る。

(6) 町内会自治会活動事業

広報紙配布等の業務を町内会等へ委託し町内会・自治会活動の充実、発展を図る。

(7) 消費・生活相談…暮らしに関する様々な相談[来庁、電話等]への対応

◎一般相談(債務整理、相続、結婚離婚、悪質商法など)

◎専門相談(専門家による無料相談)

●法律相談(弁護士)

●登記相談(司法書士、土地家屋調査士) など

(8) 広聴事業…市民の積極的な市政参加の促進

◎「伺います係」…市民からの困りごとなどの相談を受けて状況確認を行い、関係部署と連携をとりながら早期問題解決を図ることで、安心・安全な市民生活に寄与する。

◎個別広聴…「市民の声」、「市長への手紙」

◎団体広聴…「ふらっと縁カフェ」、「まつえミライとーく」

(9) 陳情対応…各種団体からの陳情要望への対応

(10) 消費者施策…消費者被害の未然防止、消費者自立支援

◎第2次松江市消費者教育推進計画を令和5年3月に策定し、消費者教育の推進を図る。

◎消費生活問題出前講座の開催(講師:消費生活相談員)

◎消費生活相談(多重債務・悪質商法等)

2. 市民活動センター（STIC）

（市民生活相談課）

- 設置目的 暮らしやすいまちを実現するため、市民が自主的に行う活動（市民活動）を支援する拠点施設として平成18年4月1日に設置
- 事業 市民活動団体への活動・作業・交流など、施設及び設備の提供（令和2年度より指定管理者制度導入）
- 開館時間 午前9時から午後10時まで
- 休館日 毎月第2水曜日（ただし、祝日の場合は第3水曜日）
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

■施設概要

6階	青少年支援室、青少年支援センター
5階	研修室、交流ホール、青少年自立支援スペース（ものづくりスタジオ）
4階	研修室、和室、菓子づくりホール、島根県菓子工業組合、放送大学島根学習センター
3階	レンタルブース、人権男女共同参画課、男女共同参画センター、放送大学（講義室）、（一社）しまね性暴力被害者支援センターさひめ
2階	研修室、市民活動センター事務局、おもちゃの広場
1階	市民交流広場、展示ブース、青少年自立支援スペース（ミニスタジオ）、飲食店

3. 人権施策

（人権男女共同参画課）

（1）松江市の人権施策

「松江市人権施策推進基本方針」に沿って、市民一人一人が主体となって、人権問題に取り組み、住む人にも、そして訪れる人にもやさしい人権が尊重されるまちづくりを進める。

（2）松江市人権施策推進基本方針（令和7年3月改定）

① 基本理念：

『ひとごと』から『わがこと』へ、「共生の心の醸成と『人権文化』の創造」、「共創・協働と連携による『人権のまちづくり』」を基本理念とする。

② 人権施策の推進と体制の整備：

家庭・学校・地域社会・企業等あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進するための取組及び関係機関との連携体制について定める。

③ 各人権課題への対応：

様々な人権問題の現状と課題を認識し、解決に向けた取組の方向性を定める。

（3）隣保館運営事業

福祉の向上や人権啓発のための地域に密着した拠点施設として市内3ヵ所に隣保館を設置している。

【実施事業】○地域福祉に関すること

○相談事業に関すること

○地域交流事業及び教養その他文化事業に関すること

○人権啓発及び広報活動事業に関すること

(4) 学校人権教育事業

人権教育活動推進校・園・所を拠点に、学校訪問指導を通して、小中一貫教育に視点をおいた学校人権教育のあり方を求め、各学校及び各中学校区における人権教育の一層の充実を図っている。

(5) 社会人権教育・啓発事業

市内各地域の公民館や地域人権教育推進協議会等における主体的な取組を推進するとともに、市民や企業等を対象とした啓発活動を通して、人権意識の向上を図っている。

4. 男女共同参画

(人権男女共同参画課)

(1) 男女共同参画の取組

① 松江市男女共同参画推進条例の推進

平成17年3月31日に施行した「松江市男女共同参画推進条例」により、行政、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していく。

② 第3次松江市男女共同参画計画の推進

令和4年3月に策定した「第3次松江市男女共同参画計画」を実効性のある計画とするため、市民、地域、事業所、行政が協働のうえ計画に掲げる取組を推進し、すべての市民が互いの個性や人権を尊重しあい、性別にかかわらず、あらゆる分野で個人の能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざす。

【めざす将来像】市民一人ひとりが性別にかかわらず、ともに支えあい、いきいきと暮らしていける松江

- 基本目標1 男女共同参画意識が浸透した社会を実現しよう
- 基本目標2 男女がともに活躍できる社会を実現しよう
- 基本目標3 あらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会を実現しよう

(2) 松江市男女共同参画センターの設置

名 称: 松江市男女共同参画センター(愛称: プリエール)

所 在 地: 松江市白瀉本町43番地

設 置 日: 平成8年10月1日

設置者及び管理者: 松江市

開 館 日: 9:00～17:15(土、日、祝、年末年始を除く)

主な事業: ① 学習事業(学習講座等の開催)

② 情報提供(センター情報誌の発行、関連資料の提供等)

③ 相談事業(女性相談、法律相談、カウンセリング)

④ まつえ男女共同参画ネットワーク(プリエールねっと)の活動支援 など

5. 戸籍・住民基本台帳

(市民課)

(1) 人口・世帯数等

(令和7年3月31日現在)

登録人口	住民基本台帳 (外国人を含む)	男	92,922人	193,135人	(外国人)	男	1,029人	2,103人
		女	100,213人			女	1,074人	
	世 帯 数		91,724世帯		印 鑑	128,553人		
	本 籍		200,028人		本 籍 数	83,186戸籍		

(2) 届出事件数(令和6年度)

①戸籍事務

(単位:件)

区 分		件数
1	出生	1,258
2	国籍留保	1
3	認知	7
4	養子縁組	83
5	養子離縁	42
6	法73条の2・法69条の2	6
7	婚姻	713
8	離婚	250
9	法77条の2・法75条の2	128
10	親権・後見・後見監督・保佐	17
11	死亡	2,760
12	失踪	1
13	復氏	3
14	姻族関係終了	7
15	相続人廃除	0
16	入籍	241
17	分籍	10
18	国籍取得	1

区 分			件数
19	帰化		3
20	国籍喪失		2
21	国籍選択		4
22	外国国籍喪失		0
23	氏の変更		20
24	名の変更		7
25	転籍		359
26	就籍		0
27	訂正・更正	① 市町村長職権	103
		② 法24条の2項	4
		③ 法113条114条	0
		④ 法116条	1
		⑤ 続柄の記載更正(嘱託)	1
		⑥ 続柄の記載更正(申出)	0
		⑦ 計	109
28	追完		2
29	その他		0
30	不受理申出		28
	計		6,062

②住民基本台帳事務

(単位:件)

区 分		件 数	区 分		件 数
転 入 届		5,008	世 帯 分 離		422
転 出 取 消		36	世 帯 合 併		164
転 出 届		5,087	印 鑑	登 録	5,886
転 居 届		4,359		廃 印	6,496

(3) 諸証明等取扱件数(令和6年度) (有料分のみ。市民サービスコーナー、支所分及びコンビニ交付分を含む) (単位:件)

種 別	件 数	種 別	件 数
全部事項証明(戸籍謄本)	24,933	身分証明	1,845
個人事項証明(戸籍抄本)	4,959	在住証明	1
除籍謄・抄本	24,178	戸籍記載事項証明	346
戸籍附票の写し	6,627	住民票記載事項証明	2,945
住民票の写し	70,973	印鑑登録証発行	5,911
住民票閲覧	507	その他諸証明(税証明含む)	23,067
印鑑証明	46,146	合 計	212,438

(4) 各種手数料一覧

(単位:円) (令和7年4月1日現在)

種 別	金 額	種 別	金 額
全部事項証明(戸籍謄本)	1通 450	住民票の写し	1通 300
一部事項証明(戸籍抄本)	1通 450	住民票閲覧	1件 200
戸籍記載事項証明	1通 350	住民票記載事項証明	1通 300
戸籍記載事項証明(上質紙)	1通 1,400	身分証明	1通 300
除籍謄本	1通 750	印鑑登録証の発行	1件 300
除籍抄本	1通 750	印鑑登録証明書	1通 300
戸籍附票の写し	1通 300	個人番号カードの再交付	1件 800
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件 400	個人番号カードの再交付(特急発行)	1件 1,800
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件 700	電子証明書の発行	1件 200
自動車臨時運行許可手数料	1両 750		

6. 斎場・墓地

(市民課)

(1) 松江市斎場使用件数(令和6年度)

区 分	市 内			市 外		
	件数(件)	単価(円)	使用料(円)	件数(件)	単価(円)	使用料(円)
大 人	2,385	14,000	33,390,000	17	76,000	1,292,000
小 人	4	8,000	32,000	0	46,000	0
焼 骨	152	2,000	304,000	81	5,000	405,000
そ の 他	31	—	137,000	6	—	80,000
霊安室使用	34	17,000	578,000	0	51,000	0
計	2,606	—	34,441,000	104	—	1,777,000

(2) 公園墓地・南北霊苑・宍道墓地使用状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	松江市公園墓地	南霊苑	北霊苑	宍道金山共同墓園	宍道平成記念公園
区画数(区画)	5,057	921	1,344	157	167
使用数(区画)	4,858	526	1,248	123	152

(3) 墓地経営許可件数(令和6年度)

(単位:件)

区 分	墓地経営許可件数
個 人	16
法 人	2
計	18

(4) 公園墓地事業

既存墓所の利便性向上のために施設の改善を順次進め、また、新規に墓地造成を実施し、市民の要望に応えるもの。

第11章 健康福祉部

1. 健康福祉部の主要事業

(1)障がい差別のない共生社会推進事業

「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」に基づいて、障がいに対する相互理解と差別解消の取組を推進し、共生社会の実現を図る。

(2)障がい者相談支援事業

松江市障がい者基幹相談支援センター絆を相談拠点とし、相談支援事業所と連携しながら、障がい者や家族等にとって分かりやすく安心して相談できる総合的な相談支援を実施する。

(3)精神保健医療費助成(精神保健対策事業)

障害者総合支援法に基づく精神通院医療費において、市単独助成により自己負担の軽減を図り、患者が良質かつ適切な自立支援医療を受けることで重篤化を予防する。

(4)障がい福祉サービス・障がい児通所サービス

障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、身体・知的・精神に障がいのある方や特定の疾患のある方が地域のなかで自立した生活を続けていけるよう、自宅や施設での介護、通所による就労支援や自立訓練などの各種サービスを提供する。

(5)成年後見制度中核機関運営事業

成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を中心に、「広報」、「利用促進」、「相談」、「後見人等支援」、「不正防止」の5つの機能を整備し、地域連携ネットワークを構築する。

(6)要配慮者支援組織設置推進事業・要配慮者支援推進事業

配慮が必要な方が安心・安全に暮らせるよう、日常の見守り活動や災害時対応を各地域で実質的に行う「要配慮者支援組織」の立ち上げ、運営費に対して補助を行う。

(7)生活困窮者自立支援事業

生活に困窮している人に対し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、自立の促進を図る。

(8)ひきこもり対策推進事業

公認心理師による専門相談窓口を設置し、きめ細かい支援を行う。

(9)地域包括ケアシステム構築事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるように、介護・介護予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを切れ目なく一体的に提供していくために、6つの『日常生活圏域』を基本に、それぞれの地域の特性を考慮した地域包括ケアシステムの構築を推進していく。

(10)介護人材確保対策事業

介護人材確保検討会議を設置し、人材の「確保」・「育成」・「定着」の視点から具体的方策を検討し、可能なものから実施。

(11)介護予防・日常生活支援総合事業

生活支援サービスや介護予防サービスの提供体制を構築するため、住民・ボランティア等の多様な方々に参画いただき、住民主体型サービスなどを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進。

(12)包括的支援事業

地域の高齢者の総合相談や支援、権利擁護事業などのケアマネジメントを総合的に行うために、地域包括支援センター6ヶ所とサテライト2カ所を設置。

(13)地域ケア会議推進事業

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進めるため、多職種協働により支援策を講じる。

(14)認知症施策推進事業

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、認知症の方や家族への支援などを推進。

(15)在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護の連携強化に向け、課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、情報共有の支援、相談支援などを推進。

(16)生活支援体制整備事業

住民・ボランティア等を主体とし、29公民館区で生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行い、高齢者を支え合う体制づくりを推進。

(17)がん検診事業

がんの早期発見・早期治療を推進するため、各種がん検診の実施や受診勧奨、がんの正しい知識の普及啓発

活動を行う。あわせて、AYA世代(思春期と成人若年世代)の子宮がん検診受診費用の軽減を行う。

(18)歯と口腔の健康づくり事業

壮年期の歯周疾患対策として、40、50、60歳を対象とした歯周病検診、妊婦とそのパートナーを対象とした妊婦・パートナー歯科健康診査事業を実施する。また、高齢期の歯と口腔機能の維持向上対策として、後期高齢者医療広域連合からの委託事業である後期高齢者歯科口腔健診を実施する。

(19)自然に健康になれるまち推進事業

運動の効果や必要性に関する啓発を行うとともに、日常生活の中で気軽に運動に親しむことのできる機会や環境づくりを推進する。美味しく、楽しく減塩や野菜摂取を実践するライフスタイルの情報発信などを行う。

(20)健康なまちづくり支援事業

地域での健康づくりに取り組む団体の活動支援や、事業所等での健康づくりの取組の支援を行う。

(21)たばこ対策推進事業

受動喫煙防止対策を実施するほか、未成年者・妊産婦の喫煙防止、禁煙希望者への支援、たばこに関する正しい知識の周知・啓発等、市民運動として総合的に推進する。

(22)自死対策事業

地域の自死の状況を注視し、関係部署・団体と連携して効果的な対策を検討しながら、相談窓口の周知や啓発活動を継続して実施する。

(23)休日救急診療事業

休日に応急処置などの適切な医療を提供するとともに、急性期病院の負担軽減を図るため、松江市医師会が実施する休日診療に対して補助を行う。

(24)骨髄移植ドナー支援事業

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者に対する助成を行う。

2. 障がい者(児)福祉

(障がい者福祉課、家庭相談課)

(1)障がい者の状況数等

(令和7年3月末現在)

区 分		人数(人)	構成比(%)
身体障害者手帳交付者	視 覚 障 害	577	7.6
	聴 覚 ・ 平 衡 障 害	906	12.0
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 障 害	87	1.1
	肢 体 不 自 由	3,512	46.4
	内 部 障 害	2,488	32.9
	計	7,570	100.0

区 分		人数(人)	構成率(%)
療 育 手 帳 交 付 者	A	876	36.7
	B	1,514	63.3
	計	2,390	100.0

区 分		人数(人)	構成率(%)
精神障害者保健福祉手帳交付者	1 級	518	15.7
	2 級	2,021	61.2
	3 級	763	23.1
	計	3,302	100.0

区 分	人数(人)
自立支援医療受給者証(精神通院)交付者	6,830

(2)主な障がい者福祉サービス

(令和7年4月1日現在)

事 業 名	事 業 概 要 (県 ・ 市 単 独 事 業)
福祉医療費助成制度	重度の身体障がい者(身体障害者手帳総合等級1～2級)、重度の知的障がい者(療育手帳A)、ねたきり者(65歳以上で3ヶ月以上臥床し日常生活に介助が必要な人。ただし、認定から1年間のみ対象)、重度の精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)、重複重度障がい者(身体障害者手帳総合等級3～4級+IQ50以下、精神障害者保健福祉手帳2級+身体障害者手帳総合等級3～4級、または精神障害者保健福祉手帳2級+IQ50以下)を対象に医療費の助成を行う。所得制限、世帯の住民税課税状況等による負担限度額区分あり。

事業名	事業概要（市単独事業）
タクシー運賃助成事業	在宅の身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級所持者のうち、通院・リハビリ、市役所・障がい者団体事務局での手続き等で交通手段にタクシーを利用する場合、500円のタクシー利用券を6枚／月交付する。じん臓機能障害1級で人工透析のため週2回以上通院する人には、通院回数に応じて利用券を割増し交付する。
路線バス優待事業	障がい者の移動手段を確保し、社会参加を促進するため、市内路線バス運賃を無料にする。
障がい者（児）通勤通学等交通費助成事業	通勤や通学など、日常的にコミュニティバスを利用する人に対して、定期券購入代金を助成する。
人工透析患者通院費助成	身体障害者手帳のじん臓機能障害1級で人工透析のために週2回以上通院する場合、通院にかかる費用の一部を助成する。助成額は交通手段や通院距離等によって異なる。
障がい者基幹相談支援センター「絆」	障がいのある方からの制度や施設の利用、生活全般にかかる様々な相談に応じて、必要な情報提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等を行う総合相談窓口を設置。
意思疎通支援事業	聴覚や言語機能等の障がいにより、意思疎通に支障がある方を支援するため、手話通訳者、要約筆記者及び失語症者向け意思疎通支援者等の派遣や養成を行う。
バリアフリーアドバイザー制度	公共都市施設の建設にあたり、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」「松江市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」等に照らし合わせ、設計段階から障がい者自身がアドバイスをを行い、バリアフリー化を推進する。
精神障がい者通院医療費助成	自立支援医療（精神通院医療）受給者に対して、自己負担額の一部を助成する。（病院、診療所等の医療費：自己負担上限額1,000円/月、薬局の薬代：全額助成）
障がい者インターンシップ事業	障がい者の一般就労の促進、障がい者を雇用する企業等の理解促進を図るため、職場実習を受け入れた事業主に奨励金を支給する。

(3) 障がい者虐待防止センター

事業名	事業概要
障がい者虐待防止センター	・障がい者虐待に関する相談を受け、障がい者と養護者の支援を行う。 ・障がい者虐待の予防と啓発。

(4) 障がい者（児）施設・事業所一覧

（令和7年4月1日現在）

障がい児施設・事業所	・児童発達支援センター	2ヵ所	定員 575
	・児童発達支援事業所	9ヵ所	
	・放課後等デイサービス	49ヵ所	
	・保育所等訪問支援	4ヵ所	—
	・居宅訪問型児童発達支援	1ヵ所	—
	・福祉型障害児入所施設（※県所管）	1ヵ所	定員 入所20
	・医療型障害児入所施設（※県所管）	1ヵ所	定員 入所90
	・指定発達支援医療機関（※国所管）	2ヵ所	定員 肢体不自由5、重心14
障がい者施設・事業所	・居宅介護	52ヵ所	—
	・重度訪問介護	37ヵ所	—
	・同行援護	16ヵ所	—
	・行動援護	9ヵ所	—
	・生活介護	27ヵ所	定員 809
	・就労移行	5ヵ所	定員 58
	・就労継続支援 A 型	10ヵ所	定員 200
	・就労継続支援 B 型	49ヵ所	定員 1024
	・就労定着支援	3ヵ所	—
	・自立訓練（生活訓練）	3ヵ所	定員 36
	・自立訓練（機能訓練）	1ヵ所	定員 20
	・自立生活援助	1ヵ所	—
	・療養介護	2ヵ所	定員 260（うち14名は児童）
	・施設入所支援施設	9ヵ所	定員 440
	・共同生活援助	21ヵ所	定員 469
	・短期入所	22ヵ所	—
相談支援事業所	・計画相談支援	24ヵ所	—
	・障害児相談支援	18ヵ所	—
	・地域移行支援	15ヵ所	—
	・地域定着支援	15ヵ所	—

地域活動支援センター	・Ⅰ型	2ヵ所	定員 50
	・Ⅱ型	1ヵ所	定員 30
	・Ⅲ型	6ヵ所	定員 107
	・基礎型	1ヵ所	定員 10
身体障がい者施設	・点字図書館(※県所管)	1ヵ所	—
	・聴覚障害者情報提供施設(※県所管)	1ヵ所	—

3. 児童福祉

(障がい者福祉課)

(1) 特別児童扶養手当

対 象	身体または精神に一定基準以上の障がいのある20歳未満の子どもを養育している人で、前年中の所得が一定額未満の人。
手 当 の 月 額	障がい1級 児童1人につき56,800円(令和7年4月～) 障がい2級 児童1人につき37,830円(令和7年4月～)
支 払 時 期	4月、8月、11月の年3回

(2) 障がい児通園事業

在宅の障がい児が、通園しながら障がいの状況に応じて、日常生活における基本的な動作及び集団生活への適応訓練など必要な療育を受けられる事業。

施 設 名	ふじのみ園
対 象 年 齢	満2歳～就学前
対 象 児	知的・身体等の発達の障がいがあり、通園による療育が可能な子ども
定 員	20名／日

4. 生活保護

(生活福祉課)

(1) 生活保護

生活保護世帯数と保護人員数

年 度	保 護 世 帯 数	保 護 人 員 数	保護率(1,000人につき)
令和6年度末	2,168世帯	2,655人	13.34

(2) 生活困窮者自立支援事業

事 業 名	事 業 内 容
自立相談支援事業	・生活困窮者に対する各種支援事業の核となる総合窓口として、生活保護に至る前の段階から早期に支援。相談者の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成。
住居確保給付金	・離職者等の就職活動を支援するため、家賃相当額(生活保護住宅扶助基準額を上限)を原則3か月間給付。 ・離職者等の家計改善のため、低廉な賃貸住宅等への転居費用を給付。(生活保護住宅扶助基準額×3を上限)
居住支援事業	・住居のない者に対し、原則3か月間、宿泊場所と衣食を提供。
就労準備支援事業	・直ちに一般就労が困難な者に対して、必要な知識、能力の向上が図れるよう、日常生活自立、社会自立、就労自立の3段階ごとに訓練を実施。
家計改善支援事業	・失業や債務問題など家計に課題を抱える者に対し、家計に関するきめ細かい相談支援を行い、必要に応じ資金貸付のあっせんを行う。
アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	・アウトリーチ等の充実を行い、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方への支援の強化を実施。
子どもの学習・生活支援事業	・生活困窮世帯(要保護世帯及び準要保護世帯)の中学2年生、3年生を対象として、学習支援、居場所(自習室)の提供、進路相談等を実施。

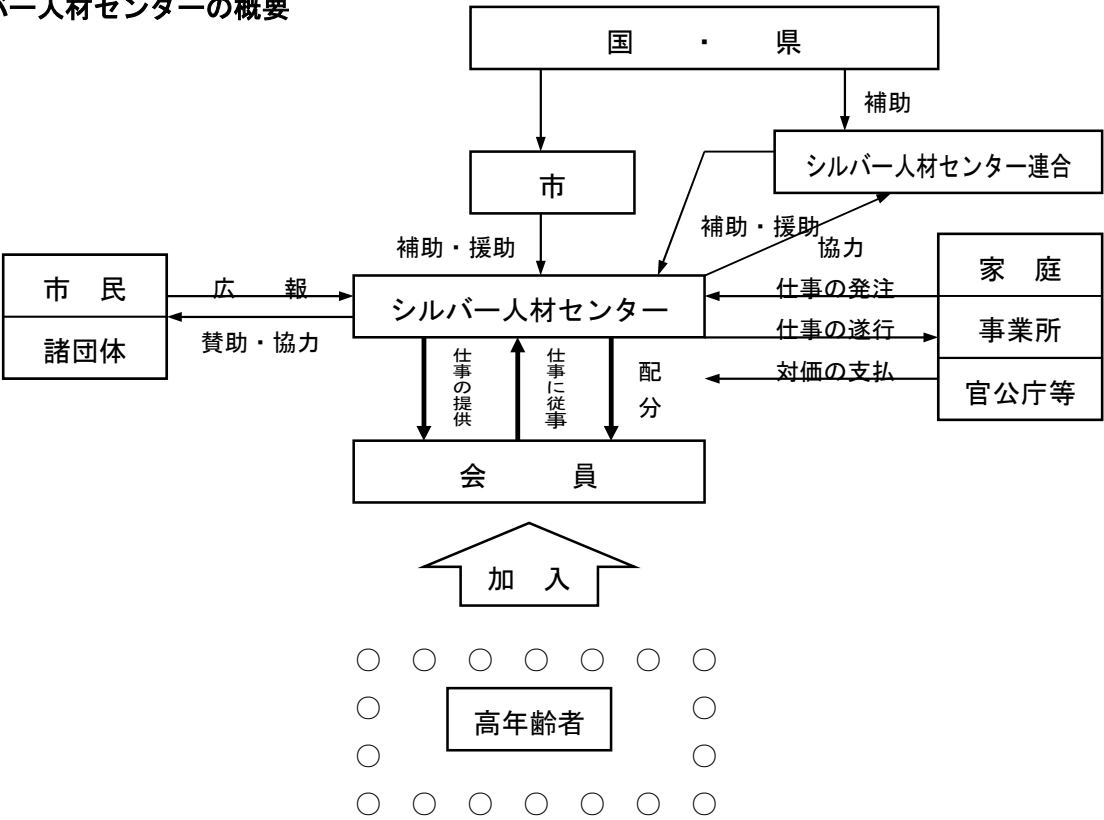
5. シルバー人材センター

(健康福祉総務課)

高齢者が充実した生活を送るには、生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境をつくることが必要である。そのため松江市では高年齢者就業機会確保事業として、自主的な団体であるシルバー人材センターを育成援助し、高年齢者の就業の機会を多くして、あわせて地域社会づくりに寄与している。

所在地	西川津町825-2
設置及び管理運営者	公益社団法人松江市シルバー人材センター
発足年月	昭和57年7月
登録会員数	978人(令和7年3月末)

シルバー人材センターの概要



職群別事業実績

松江シルバー人材センター

年 度	R4			R5			R6		
	受 託 件 数 (件)	就業延 人 員 (人)	比 率 (%)	受 託 件 数 (件)	就業延 人 員 (人)	比 率 (%)	受 託 件 数 (件)	就業延 人 員 (人)	比 率 (%)
技 術 群	36	326	0.3	36	255	0.3	43	202	0.4
技 能 群	5,516	16,073	46.5	5,103	15,098	46.3	4,687	13,826	45.4
事 務 群	694	1,199	5.9	637	1,025	5.8	613	977	5.9
管 理 群	240	7,603	2.0	228	8,087	2.1	217	7,759	2.1
折衝外交群	94	935	0.8	57	441	0.5	38	358	0.4
一般作業群	4,704	30,796	39.7	4,495	30,511	40.8	4,236	29,268	41.1
サービス群	564	3,503	4.8	460	2,832	4.2	482	3,487	4.7
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	11,848	60,435	100.0	11,016	58,249	100.0	10,316	55,877	100.0

6. 高齢者福祉

(介護保険課)

(1) 高齢者に関する総合相談窓口(地域包括支援センターの設置)

高齢者福祉の総合相談窓口として、市内に地域包括支援センター6ヵ所とサテライト2ヵ所を設置している。

業務内容は、●介護予防の推進 ●介護や福祉、医療等に関する総合的な相談・支援 ●虐待防止や成年後見制度等などの権利擁護に関する相談・支援 ●その他、ケアマネジャーからの相談への対応等を行っている。

(2) 介護予防・生活支援・家族支援事業

事業名	対象	内容	利用金額等
介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2に認定されている者又は介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者	・訪問型サービス ・通所型サービス	所得に応じて1割～3割負担
一般介護予防事業	65歳以上の高齢者と、その支援のための活動に関わる者	・からだ元気塾 ・歯つらつ健口教室 ・なごやか寄り合い事業 ・まめなかポイント事業 ・リハビリテーション専門職派遣事業	各事業の定める自己負担の額
安心ライフ援助事業	要支援以上と認定されている者又は介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者であり、在宅の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、市町村民税が非課税世帯であること。	在宅生活を維持する上で何らかの支援が必要と認められた人に対して家事援助(介護保険対象外)を行う。	30分あたり50円 年8時間以内
家族介護者交流事業	要介護1以上と認定された高齢者等を現に介護している同居の家族(実際に介護している人のみ参加可)	介護者が一時的に介護から離れ、介護者相互の研修交流会に参加し、心身の元気回復を図ることを目的とする。	無料
家族介護用品支給事業	要介護4・5に認定された在宅の高齢者を現に介護している同世帯の家族で、市町村民税が非課税世帯であること。	介護用品(紙オムツ等)を支給し、家族介護者の負担軽減を図る。	1か月あたり6,500円以内(あらかじめ指定された介護用品)
食の自立支援事業	食事の調理が困難で、安否確認の必要な在宅の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等。	栄養のバランスの取れた食事を提供し、当該利用者の安否を確認することにより、高齢者の自立と生活の質の確保を図る。	1食あたり450円(税込) (副食のみは400円(税込))
訪問理美容サービス事業(チョキチョキ訪問事業)	要介護3以上に認定された在宅の高齢者等のうち、高齢者のみの世帯に属し、寝たきり状態や認知症の症状により、一般の理美容所に出向くことが困難な人。	理美容師が高齢者宅に出向き、整髪のサービスを提供するとともに、生活状態のチェックや相談を行う。	1回あたり上限2,000円 年度につき上限6回(申請月により異なる)
認知症サポーター養成講座	地域住民、職域、広域の団体・企業等において認知症の人と家族を支える意欲を持つ者。	地域や職域、学校等において、認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成することを目的とする。	無料

(3) 地域における高齢者の見守りネットワーク事業

松江市と協力事業者が協力し合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられる地域社会の実現を目指す。地域全体で高齢者を見守り、支え合う体制により、地域福祉の向上を図る。

(4) 介護保険等のサービス提供施設

(令和7年4月1日現在)

特別養護老人ホーム	19ヵ所	定員	1,060床
小規模特別養護老人ホーム	6ヵ所	定員	174床
養護老人ホーム	2ヵ所	定員	110床
ケアハウス	6ヵ所	定員	500床
老人保健施設	6ヵ所	定員	498床
グループホーム	38ヵ所	定員	602床
特定施設入居者生活介護	9ヵ所	定員	482床
介護医療院	3ヵ所	定員	283床
有料老人ホーム	35ヵ所	定員	1,199床
サービス付き高齢者向け住宅	33ヵ所	戸数	1,425戸

「第3次健康まつえ21基本計画」に基づき、健康寿命延伸を目指し、健康づくりに取り組む地域の団体、事業所、学校、医療機関と連携し、市民の健康づくりを支える環境を整備する。

また、松江保健所(島根県との共同設置)の専門性を活かしながら、市民のライフサイクルを通して一貫した質の高い保健・医療サービスの提供を行う。

(1) 主要死因別死亡者数

順位	死 因	令和5年(人)
1	悪性新生物(がん)	650
2	心疾患(高血圧性除く)	352
3	老衰	323
4	脳血管疾患	184
5	肺炎	103
6	不慮の事故	69
7	腎不全	49
8	大動脈瘤及び解離	41
9	自殺	25
10	糖尿病	23
10	慢性閉塞性肺疾患	23
	その他	824
総数		2,666

(2) 健康増進対策事業

訪問指導	健康診査後の訪問など、要支援者に対しての家庭訪問の実施	
健康教育	生活習慣病予防、歯周病予防、介護予防	
	健康診断	結核検診
	予防接種	定期予防接種
	等の健康づくりの知識や日常生活の過ごし方、食生活や運動の方法、こころの健康などについて健康教育の実施	
健康相談	生活習慣病予防、歯周病予防、介護予防、栄養、運動等の健康相談の実施	
健康診査	一般健康診査、松江市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、結核・肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診	
地区活動	地区担当保健師が、健康まつえ21推進隊やヘルスポランティアなどと協働して、地域での健康づくりを進める	

3) 感染症対策事業

健康診断	結核検診
予防接種	定期予防接種

(4) 休日救急診療の概要

休日(日曜日・祝日・年末年始)に、休日救急診療室(松江記念病院内)で、軽症の救急患者の診療を行う。(夜間及び小学生以下の診療を除く。)

診療実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
診療日数	70日	70日	69日	71日	70日
総患者数	476人	645人	1,442人	1,761人	1,492人
1日平均患者数	6.8人	9.2人	20.9人	24.8人	21.3人

(5) 骨髄移植ドナー支援事業

次に掲げる骨髄・末梢血幹細胞の提供のための通院、入院の日数に応じ、1日につき20千円(上限140千円)を助成する。

- ①健康診断のための通院
- ②自己血貯血のための通院
- ③骨髄・末梢血幹細胞の採取のための入院
- ④その他骨髄・末梢血幹細胞の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

8. 松江保健所(松江市・島根県共同設置松江保健所)

(健康福祉総務課)

平成30年4月1日の中核市移行に伴い、保健所を島根県と共同で設置した。保健所の概要は次のとおり。

保健所の業務【総務保健部】

【地域包括ケア推進スタッフ】

- ・地域包括ケアシステムの構築支援

【総務課】

- ・衛生統計
- ・免許申請窓口(医師、歯科医師、看護師、管理栄養士 等)

【心の健康支援課】

- ・こころの健康に関する啓発
- ・精神障がい者への支援
- ・自死予防

【健康増進課】

- ・健康づくりの推進(健康長寿しまねの推進;運動、栄養、休養等)
- ・母子保健、成人保健、高齢者保健
- ・栄養改善

【医事・難病支援課】

- ・松江圏域保健医療計画の推進(進行管理)
- ・難病患者への支援
- ・結核対策(予防、患者支援、接触者健診等)
- ・エイズ対策

保健所の業務【環境衛生部】

【食品衛生課】

- ・食品衛生
- ・食品営業施設等の監視指導

【薬事・感染症対策課】

- ・感染症対策
- ・薬事法業務(薬局、薬店への立入等)
- ・旅館業、クリーニング業、理容業、美容業等の業者への対応

【動物愛護推進課】

- ・動物愛護に関する啓発活動
- ・犬・猫の収容、引き取り、返還
- ・犬・猫の譲渡及び適正飼養

【環境保全課】

- ・環境汚染防止
- ・廃棄物対策

※環境保全に関する中核市(松江市)の業務は、松江市環境センターで実施。

令和7年度 松江保健所職員数

56名（松江市35名、島根県21名）

令和7年度 松江保健所に配置されている技術職

○医師(2名)	【県2】
○保健師(15名)	【市12、県3】
○管理栄養士(4名)	【市4】
○診療放射線技師(1名)	【県1】
○獣医師(5名)	【市4、県1】
○食品衛生監視員(1名)	【県1】
○薬剤師(6名)	【市3、県3】
○臨床検査技師(1名)	【県1】
○化学職(5名)	【県5】
○作業療法士(1名)	【県1】

※市23名、県18名 計41名

9. 松江市保健福祉総合センター

(健康推進課)

(1) 施設概要

敷地面積 3,995㎡ 建築面積2,243㎡
延床面積 5,126㎡ 構造階数:RC構造 地上3階
建設費 1,949,602千円



(2) 各階施設

3 階	会議室 研修室 調理実習室 和室 地域包括支援センター 発達・教育相談支援センター
2 階	保健センター(健診・予防接種・歯科保健・各種健康講座) 市立病院健診センター
1 階	各種相談室 子育て支援センター(あいあい) ファミリーサポートセンター 病後児保育室 事務室(健康推進課、予防接種室、こども家庭支援課)

(3) センター内組織

- ①こども子育て部こども家庭支援課
- ②健康福祉部健康推進課、予防接種室
- ③すこやか保育室(松江市立病院委託事業)
- ④湖南地域包括支援センター(松江市社会福祉協議会委託事業)
- ⑤発達・教育相談支援センター(教育委員会)
- ⑥市立病院健診センター(松江市立病院事業)

10. 国民健康保険

(保険年金課)

(1) 加入者状況(令和6年度)

人 口(人)	被保険者数 (人)	加入者割合 (%)
194,592	30,030	15.43

注) 人口は令和6年9月30日現在。被保険者は、年間平均値。

(2) 保険料(算出)等(令和7年度)

医療分

世帯数	被保険者 数(人)	保険料率(額)				保 険 料		賦課 限度額 (円)
		所得割 (%)	資産割 (円)	均等割 (円)	平等割 (円)	1世帯当り (円)	1人当り (円)	
21,756	29,592	7.84	0	31,540	19,760	136,812	100,584	660,000

介護分

世帯数	被保険者 数(人)	保険料率(額)				保 険 料		賦課 限度額 (円)
		所得割 (%)	資 産 割 (円)	均等割 (円)	平等割 (円)	1世帯当り (円)	1人当り (円)	
8,273	9,179	2.76	0	12,660	6,240	50,001	45,066	170,000

支援金分

世帯数	被保険者 数(人)	保険料率(額)				保 険 料		賦課 限度額 (円)
		所得割 (%)	資産割 (円)	均等割 (円)	平等割 (円)	1世帯当り (円)	1人当り (円)	
21,756	29,592	2.81	0	11,540	7,300	49,559	36,436	260,000

注) 医療分・介護分・支援金分とも保険料賦課本算定時の数値

(3) 保険料の収納状況(医療分+介護分+支援金分)(令和6年度)

区分	調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	収 納 率 (%)	調 定 額(円)	
				1世帯当り	1人当り
現年	3,116,372,280	3,003,351,210	96.37	145,883	103,775
滞繰	408,262,344	138,259,609	33.87	19,111	13,595

(4) 給付状況(令和6年度)

療養諸費		高額療養費		出産一時金		葬祭費	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)
604,128	14,976,654	29,133	1,796,507	59	29,404	233	6,990

(5) 療養諸費の保険者負担(令和6年度)

受診件数	費用額(千円)				1件当りの 費用(円)
	総額	保険者負担	被保険者 一部負担	公費負担	
604,128	14,976,654	11,023,165	3,436,672	516,817	24,790

(6) 国民健康保険事業特別会計予算(令和7年度)

(単位:千円)

	款 別	予算額		款 別	予算額
	国民健康保険料 国民健康保険税 使用料及び手数料 国庫支出金 県支出金 財産収入 繰入金 繰越金 諸収入			総務費 保険給付費 国民健康保険事業費納付金 保健事業費 基金積立金 公債費 諸支出金 予備費	
歳入		3,354,573	歳出		340,779
		240			12,847,972
		1,371			4,649,280
		848			291,762
		13,138,186			2,183
		2,183			1
		1,630,883			16,551
		1			0
		20,243			
歳入合計		18,148,528	歳出合計		18,148,528

11. 後期高齢者医療制度(保険者:島根県後期高齢者医療広域連合)(保険年金課)

(1) 加入者状況

(令和7年3月31日現在)

人 口(人)	被 保 険 者 数(人)			加入者割合 (%)
	75歳以上	障がい認定(65～74歳)	計	
193,135	34,009	398	34,407	17.81

(2) 保険料等(令和6年度)

保険料率		1人当たり平均保険料 (R6本算定時)(円)	賦課限度額 (円)
所得割率(%)	均等割額(円)		
10.08	50,160	77,847	730,000

12. 国民年金

(保険年金課)

(1) 加入者状況(令和6年度)

(単位:人)

被保険者総数	第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者
24,414	17,142	176	7,096

(2) 年金(旧法)受給権者数と年金額(令和6年度)

老齢年金		通算老齢年金		障害年金		合 計	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
237	127,686	239	59,513	47	44,349	523	231,548

(3) 年金(新法)受給権者数と年金額(令和6年度)

老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		寡婦年金		合計	
件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
57,439	41,874,024	4,732	4,286,028	365	294,572	21	10,093	62,557	46,464,717

* 令和6年度 老齢福祉年金受給権者 0人。

第12章 こども子育て部

1. こども子育て部の主要事業

(1) こどもまんなか松江プラン(松江市こども計画)の推進

すべてのこども・若者が幸せに暮らすことができ、自分に関係することに自分で意見を伝えることのできる「こどもまんなか松江」を目指し、こども・子育て施策を総合的に推進する。

(2) 幼児教育こどもまんなかビジョンによる高い幼児教育・保育の実現

幼児教育・保育の質の向上に向けた考え方を示すとともに、目指すこどもの姿、保育者像を共有することにより、質の高い幼児教育・保育の実現を目指す。

(3) こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体的で切れ目のない支援

母子保健と児童福祉の相談窓口の一本化により、幅広い相談に対応するとともに、児童虐待にかかる「未然防止の強化」及び「より早期の発見と適切な対応」につなげる。

(4) 産前・産後ケア推進事業

「温泉ゆったり産後ケア」を通年で実施し、新たに「みんなでHAPPY 産後ケア」(集団型産後ケア)を開始する。また、多胎妊産婦家庭に対して、サポーターによる外出補助、育児・家事支援を引き続き実施し、多胎妊産婦等の負担軽減を図る。さらに、妊娠期の支援として、妊婦とその家族が妊娠・出産に関する意識を高めることができるよう、引き続きプレパパ・プレママ教室を実施する。

(5) こんにちは赤ちゃん訪問事業・養育支援訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師又は助産師が訪問し、乳児の発育・発達の確認や育児相談等を行う。また養育支援が特に必要な家庭には保健師等が訪問し、専門的相談支援を行う。

(6) 5歳児健診事業

言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がい認知される時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し特性に合わせた適切な支援を行う。

(7) 子ども医療費助成

保険診療医療費について、中学3年生までの医療費無償化に加え、令和7年4月からは高校生年代に助成を拡大、子育て世代の経済的負担軽減とこどもの疾病の早期発見及び早期治療を促進する。

(8) まつえの子育て AI コンシェルジュ事業

子育て世代に幅広く普及しているソーシャルメディアである LINE を活用して、AI が即時回答することで、子育てに関する疑問や悩みを24時間いつでも相談できる環境を提供する。

(9) 不妊治療費助成

① 一般不妊治療費助成

保険適用の不妊治療および人工授精について、治療者の経済的負担を軽減するため、本人負担分の一部を助成する。

② 生殖補助医療費助成

医療保険適用外の生殖補助医療(体外受精・顕微授精)や、保険適用の生殖補助医療とあわせて先進医療を実施した場合について、治療費の一部を助成する。

(10) 子育て世帯等の保育料軽減事業

子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るため、認可保育所又は認定こども園に入所している0～2歳児クラスのこどもについて、幼児教育・保育の無償化の対象とならない保育料の軽減を行うとともに、生計を一にする兄弟が2

人以上いる場合は、保育料を無償化する。

(11)多子世帯の認可外保育施設保育料軽減事業

認可外保育施設を利用している0～2歳児クラスのこどもについて、保育を必要とする事由を有する場合で、生計を一にする兄弟が2人以上いるときは、一定の範囲内で保育料の補助を行う。

(12)病児保育事業

病気療養中又は病気回復期の児童を預かる保育施設を設置し、子育て家庭の支援を行う。令和4年5月から導入している病児保育支援システムにより、市民の育児と仕事の両立支援を推進する。

(13)夜間保育事業運営費補助金

夜間に保護者から養育を受けられないこどもの健全な育成を図るため、夜間保育を実施する認可外保育施設の事業運営費の一部を補助する。

(14)保育所等施設整備費補助金

施設の老朽化対策及び保育環境充実を図るため、私立認可保育所等の施設整備に対し補助金を交付する。

(15)子育ての日イベント事業

市全体で子育てを応援する機運の醸成、子育て支援施策の認知度の向上を図るため、親子で楽しめるイベントの開催や及び子育てを応援する機運を醸成するキャンペーンを実施する。

(16)スマホでらくらく保育所等入所申込

令和5年11月から、自宅等で保育所等の入所申込手続きがスマートフォンで簡単にできるサービスを開始しており、引き続き市民の利便性を向上する。

(17)保育所入所管理業務改善委託事業

保育所の入所申込にこども連れで来庁する保護者の利便性向上を目的として、保育所入所の「デジタル申請支援」及び「リモートでの遠隔支援」を行う。

2. 児童福祉

(こども政策課・子育て給付課・こども家庭支援課)

(1)合計特殊出生率の推移(15～49歳の1人の女性が生涯生む平均出生率)

(単位:人)

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26	1.20
島根県	1.66	1.78	1.75	1.72	1.74	1.68	1.69	1.62	1.57	1.46
松江市	1.58	1.72	1.60	1.55	1.56	1.55	1.53	1.54	1.52	1.41
出生数	1,836	1,838	1,766	1,676	1,576	1,618	1,467	1,482	1,441	1,350

(2)認可保育所等の入所児童数 (令和7年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	保育所数	定 員	入所児童数			
			0歳児	1～2歳	3歳以上	計
公 立	16	1,750	62	362	741	1,165
直 営	11	1,350	56	322	650	1,028
公設民営	5	400	6	40	91	137
私 立	69	5,460	284	1,808	2,951	5,043
認定こども園	19	1,541	67	402	846	1,315
認定こども園以外	50	3,919	217	1,406	2,105	3,728
計	85	7,210	346	2,170	3,692	6,208

(3) 地域子育て支援拠点事業

常設の遊び場を開設するとともに、育児相談や育児講座、親子の交流事業等を行う。

- ・センター 1ヵ所（あいあい）

（3～5歳のこどもと保護者が雨の日でも遊べる場所として「わいわいルーム」を開設）

- ・サテライト 8ヵ所（おもちゃの広場・美保関子育て支援センター・たまゆつどの広場・宍道子育て支援センター・東出雲子育て支援センター・鹿島子育て支援センター・やくも子育て支援センター・松江赤十字乳児院）

(4) ファミリーサポート事業

「子育てのサポートがしたい人」「子育てのサポートをしてほしい人」が会員となって、0歳～小学校6年生までの育児の相互援助を有償で行う。

- ・まっえファミリーサポートセンター

(5) 訪問型子育てサポート事業

妊娠中や就学前までの子育てをしている家庭に、市が認定したホームサポーターを有償で派遣し育児や家事等の支援を行う。

- ・委託事業所 3ヵ所（松江市シルバー人材センター、ケアサービス松江、まごころサービス松江センター）

(6) 家庭児童相談

児童虐待の通告先として児童の安全確保と支援を行うとともに、こどもと家庭に関する様々な相談に対応する。

また、しつけや育児に悩む保護者等を対象に、こどもとの関わり方を学ぶ講座・グループワーク等を行う「親子関係形成支援事業」を開始する。

(7) 子育て短期支援事業

保護者の病気や出張などのため、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合、短期間こどもを預かる「ショートステイ事業」、夜間にこどもを預かる「トワイライトステイ事業」、母子生活支援施設に母とこどもと一緒に短期間入所させ、母のレスパイト・ケアや育児相談等の支援を行う「親子ショートステイ事業」を行う。

(8) 子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業

家事や子育て、家族のお世話などが困難な家庭へヘルパーを派遣し、児童虐待の予防やヤングケアラーへの支援を行う。

(9) 子ども医療費助成

（令和7年4月1日現在）

対 象	0歳～高校生年代 18歳～20歳未満（一定の要件を満たす人）
自 己 負 担 額 （1ヶ月・1医療機関 あたりの医療費負担 割合）	0歳～中学3年生：無料（県の制度に松江市単独で上乗せして医療費を助成） 高校生年代：入院 1割負担（上限月額2,000円）、通院 1割負担（上限月額1,000円）、 薬局等 無料（松江市単独で医療費を助成） 18歳～20歳未満：入院費のみ上限2,000円

(10) 児童手当

(令和7年4月1日現在)

対 象	高校生年代(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの児童を養育している人
手 当 の 月 額	3歳未満 15,000円 (第3子以降※は30,000円) 3歳以上高校生年代 10,000円 (第3子以降※は30,000円) ※「第3子以降」とは、大学生年代まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいう。
支 払 時 期	2月、4月、6月、8月、10月、12月

(11) 児童福祉施設

母子生活支援施設	母子家庭の母と子をとともに保護し、自立を支援する施設	定員は施設によって異なる
助 産 施 設	経済的理由により入院助産を受けることができない場合に利用できる施設	松江市助産院(松江市立病院内)定員:2人

3. ひとり親の福祉

(子育て給付課)

(1) 児童扶養手当

(令和7年4月1日現在)

対 象	父母の離婚などにより、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人で、前年中の所得が一定額未満の人。
手 当 の 月 額	①児童1人＝全部支給46,690円、一部支給46,680～11,010円 ②児童2人＝全部支給57,720円、一部支給57,700～16,530円 ③児童3人＝全部支給68,750円、一部支給68,720～22,050円 ※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに全部支給11,030円、一部支給11,020～5,520円加算
支 払 時 期	5月、7月、9月、11月、1月、3月

受給者数

(各年度3月分手当受給者数)

年 度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人 数	1,779	1,759	1,664	1,582	1,532	1,442	1,355	1,301	1,327

(2) 福祉医療費助成(ひとり親)

対 象	18歳未満又は高校卒業までの児童を養育するひとり親家庭に対し医療費の一部を助成。(前年の所得税が非課税である世帯または児童扶養手当の所得要件に該当する世帯)
自 己 負 担 上 限 額	1 医療機関における1ヶ月の自己負担上限額 住民税課税世帯:入院 20,000円、通院 6,000円 住民税非課税世帯:入院 2,000円、通院 1,000円

(3) ひとり親家庭等高校通学費助成

(令和7年4月1日現在)

支 給 対 象	高等学校等(※)の第1学年から第3学年までの学年に在籍し、かつ、20歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を養育している方。(※全日制、定時制の高等学校並びに盲学校・ろう学校及び養護学校の高等部、高等専門学校、高等専修学校、職業訓練校のこと。通信制・海外留学を除く。)
---------	--

助 成 額 (月 額)	・公共交通機関利用者(バス・電車等) 定期券購入額の2分の1(上限10,000円) ・自宅からの通学が困難であるため、寄宿舎や下宿から通学している場合。 寮費の2分の1(上限20,000円) ・交通用具利用者(自転車・バイク) 購入額の2分の1(上限20,000円)※在学中1回限り 修理額の2分の1(上限5,000円)※各年度中1回限り
---------------	---

(4) 高等職業訓練促進給付金事業

(令和7年4月1日現在)

対 象 資 格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師等、就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格
---------	--

○高等職業訓練促進給付金

支 給 対 象 期 間	・修業期間の全期間(上限48月)
支 給 額	・月額 100,000 円または 70,500 円 (市町村民税の課税の状況による) ・国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、修業期間最後の1年間については月額 40,000 円増額

○高等職業訓練修了支援給付金

支 給 額	50,000円または25,000円(市町村民税の課税の状況による)
-------	-----------------------------------

(5) 自立支援教育訓練給付金事業

(令和7年4月1日現在)

対 象 講 座	雇用保険法による一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定講座
支 給 額	教育訓練施設に対して支払われた入学料(登録料)、受講料でその施設の長が証明するもの ① 雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方 →対象講座の受講料の60%相当額(上限20万円、支給額が12千円未満の場合は対象外) ② 雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方 →対象講座の受講料の60%相当額(上限40万円×修学年数(この場合、160万円を超える場合は上限160万円、支給額が12千円未満の場合は対象外) ※令和6年8月30日以降に講座指定を受けた方で、訓練修了後1年以内に資格取得し、その資格を生かした就職等をした場合は、受講料の25%を追加支給。 (通常支給分60%+追加支給分25%=受講料の最大85%分を支給) ③ 雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方 →①又は②に定める額から雇用保険法の規定により支給された各種給付金の額を差し引いた額

(6) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

資 金 の 内 容	・こどもが修学する際に必要な資金 ・就職するために必要な技能を習得するために必要な資金 ・療養中の生活維持のための資金 等
貸 付 の 対 象	・母子家庭の母、父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子 ・母子家庭の母又は父子家庭の父 ・寡婦 等

(7) 養育費確保支援事業

補 助 の 内 容	・ひとり親家庭等の親を対象に、養育費の取り決めに係る公正証書の作成等に必要経費の全額(上限3万円)を補助
-----------	--

(8) ひとり親家庭等の相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に向けた指導や助言を行う。

(9) その他

- ① 公営住宅入居や保育所・児童クラブ入所の特別配慮
- ② 母子生活支援施設への入所(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童のいる母子世帯)

4. 母子・乳幼児保健対策事業 (こども政策課・子育て給付課・こども家庭支援課・健康推進課)

事 業 名	事 業 内 容
各 種 手 帳 発 行	母子健康手帳(親子健康手帳)、こそだて手帳、妊婦・産婦・乳児一般健康診査受診票、予防接種手帳
健 康 診 査	・妊婦健康診査(個別健診) ・産婦健康診査(個別健診) ・1か月児健診(個別健診) ・4か月児健診(集団健診) ・10か月児健診(個別健診) ・1歳6か月児健診(集団健診) ・3歳児健診(集団健診) ・5歳児健診(2段階の健診:アンケート、診察・相談)
健 康 相 談	・妊婦相談 ・乳幼児健康相談 ・発達健康相談 ・子育てお悩み相談、おっぱい相談 ・オンライン相談
健 康 教 育	ブレバパパ・プレママ教室、助産師さんのお話し会、離乳食と歯の教室、地域の食育講座 等
情 報 発 信	Facebook、X(旧 twitter)、母子手帳アプリ「母子モだんだん」、まつえの子育て AI コンシェルジュ
訪 問 指 導	妊婦訪問、生後4か月までの乳児全数訪問、産婦訪問、養育支援訪問
そ の 他 支 援	・多胎児養育家庭サポート事業 ・産後ケア事業(通所型・訪問型・宿泊型・集団型・温泉型) ・医療的ケア児支援 ・フッ化物塗布事業 ・ブックスタート事業 ・ふたごちゃん ♪ みつごちゃんのつどい
医 療 制 度	○未熟児養育医療費助成 ○小児慢性特定疾病医療費助成 ○子ども医療費助成 ○不妊治療費助成(一般不妊治療、生殖補助医療) ○新生児聴覚検査費助成事業 ○風しん予防接種費用助成事業

第13章 環境エネルギー部

1. 環境エネルギー部の主要事業

(1)脱炭素先行地域(「国際文化観光都市・松江」の脱炭素化による魅力的なまちづくり)

環境省が実施した「第3回脱炭素先行地域」に令和5年4月28日に選定され、2030年度までに、民生部門(家庭、宿泊施設、飲食店、事業所、公共施設など)の電力消費に伴う二酸化炭素排出「実質ゼロ」を目指す。テーマを観光とし、国際文化観光都市・松江の主要な観光地である、国宝松江城周辺エリア、松江しんじ湖温泉エリア、玉造温泉エリア、美保関観光旅館エリアにおいて、太陽光発電を活用した再エネ100%の電力メニューを供給し脱炭素化、温泉宿泊施設の温泉熱の活用、省エネ化、堀川遊覧船の推進機のEV化などにより持続可能な観光の実現を図る。カーボンニュートラルツアーで差別化を図り、「住んでよし・訪れてよし」の観光都市を目指す。

(2)地球温暖化対策事業

二酸化炭素排出量の削減及び省エネルギーの推進を図るため、住宅及び事業所への再生可能エネルギー機器等の導入に対する補助金交付を行う。

(3)環境広報活動

市民の環境に対する関心を高めるため、清掃活動や環境フェスティバルなどの市民が参加できるイベントを開催し、直接体験を通じた啓発を行う。

(4)環境基本計画推進事業(まつえ環境市民会議との連携)

松江市環境基本計画の推進を図るため、平成19年2月に設立された「まつえ環境市民会議」を推進組織として、様々な環境活動を行う。

(5)宍道湖の水環境改善

市民の貴重な財産である宍道湖の総合的な水環境改善のため、国・県・沿岸自治体(松江市、出雲市)で構成された宍道湖水環境改善協議会と連携し、市民や企業・団体と協働しながら積極的に取り組んでいく。

(6)一般廃棄物処理施設の整備

令和7年度末で満了となるエコクリーン松江長期包括的運営業務委託契約の次期契約の検討及び施設の延命化、さらに令和12年度末で埋立終了となる「西持田最終処分場」の「西持田不燃物処理場」への機能移転に向けた調査・設計を行う。

(7)リサイクルステーション整備事業

缶・びん・ペットボトルについては、常設のリサイクルステーションに随時排出することができ、分別の徹底と資源有効利用の促進を図るため、市民や事業所が缶・びん・ペットボトルを排出しやすいようリサイクルステーションの整備と維持管理を行う。

(8)ごみ収集業務委託事業

松江市一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭から排出される「もやせるごみ」、「金属資源」、「粗大ごみ」、「リサイクル資源」の収集運搬業務を委託により行う。

「リサイクル資源」……缶、びん、ペットボトル、古紙・古着、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、蛍光管

(9)廃棄物不適正処理対策事業

廃棄物の不適正処理による生活環境への影響を未然に防ぐため、廃棄物の不法焼却及び不法投棄などに対しては、積極的な指導啓発を行い、不法投棄が多発する場所へは啓発看板の提供、監視カメラの設置、パトロールの実施などを行う。

(10)産業廃棄物の排出事業者・処理業者・処理施設の監視・許可・指導

市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物処理法及び松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づき、産業廃棄物排出事業者・処理業者・処理施設設置者に対し適正処理の指導、監視等を実施する。

(11)きれいなまちづくり条例推進事業

平成18年10月1日に施行した「松江市きれいなまちづくり条例」の普及啓発を推進し、市民の環境意識を高め、行政と市民等が協働してまちの美化を推進することにより、松江市を国際文化観光都市にふさわしいまちに保つ。

本市の誇るべき自然やまちなみ、歴史文化を、次世代にも引き継いでいくためには、良好な環境を保っていく必要がある。

未来の環境のため、地球を取り巻く環境問題に正面から取り組みながら、豊かな自然環境の保全や美しい生活環境の維持にも注力し、高い意識に根差した市民の行動が、環境課題の解決に向けた取組の模範となるようなまち「環境主都」をめざす。

特に今、世界規模での地球温暖化対策が急務とされ、主な原因といわれる温室効果ガス(二酸化炭素)の削減が課題となっている。地球温暖化に起因する異常気象は、宍道湖・中海の水質変化といった自然環境にも影響するなど、本市においても重要な課題である。

豊かな自然環境を保全・活用しながら、環境にやさしい暮らし、社会への転換を促し、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出を可能な限り削減することにより、「脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現」をめざす。

(1) 松江市環境基本計画の構成

【基本理念】 世界に誇る環境主都まつえ

【重点目標】 脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現

基本
理念

世界に誇る環境主都まつえ

重点
目標

脱炭素社会の実現
(カーボンニュートラル)

① スマートライフ推進プロジェクト

(環境にやさしい暮らし・社会への転換)

② 4R推進プロジェクト

(資源循環とまちの美化)

③ 自然共生プロジェクト

(豊かな自然と歴史文化の調和)

共創・協働

【推進する取組】		
① スマートライフ推進プロジェクト (環境にやさしい暮らし・社会への転換)	☐ 二酸化炭素の排出抑制・吸収促進 ☐ 省エネルギーの取組の推進 ☐ 再生可能エネルギーの導入促進 ☐ 車社会への取組の推進	☐ 環境ビジネスの振興
② 4R推進プロジェクト (資源循環とまちの美化)	☐ ごみ分別の推進 ☐ ごみを減らそう運動の推進 ☐ 再使用・再生利用の推進	☐ 清掃活動の推進 ☐ ごみのないまちづくり
③ 自然共生プロジェクト (豊かな自然と歴史文化の調和)	☐ 自然とのふれあい ☐ 環境にやさしい観光地づくり ☐ 環境に配慮した開発・整備	☐ 水環境の保全 ☐ 緑の保全 ☐ 生物多様性の確保 ☐ 環境監視・公害対策 ☐ 有害化学物質対策
共創・協働		
	☐ 環境教育の充実 ☐ 情報提供の充実	☐ 活動推進組織・ネットワークづくり ☐ 環境保全活動への参加意識の高揚

(2) 総合的環境施策の推進

ア. まつえ環境市民会議

(ア) 構成 市民、事業者、行政

個人会員311人、団体会員49団体、法人会員108事業所(令和7年3月31日現在)

(イ) 目的 松江市環境基本計画を推進するために設立された市民団体

- (ウ) 主な活動
- ・自然環境の保全(里山保全活動、水質保全の活動)
 - ・地球温暖化防止(グリーンカーテン運動、省エネチャレンジシートの取組、デコ活啓発活動、エコドライブ啓発活動、まつえファーマーズマーケット・まつえ環境フェスティバルの開催)
 - ・ごみの減量(中海・宍道湖一斉清掃、環境美化の啓発、漂着ごみ回収、食品ロスごみ減量活動)
 - ・環境教育の推進(国宝松江城から学ぶ環境学習会、環境について楽しく学ぶ親子体験教室)

イ. 生活環境保全推進員制度

(ア) 生活環境保全推進員の経緯

- ① 平成7年、「松江市の生活環境の保全に関する条例」を制定し、翌年、条例に基づき「生活環境保全推進員制度」発足 ② 平成14年、これまで個々に活動していた環境に関する推進員(生活環境保全推進員・リサイクル推進員・生活排水対策推進実行委員)を一本化し、環境全般の指導を行う「生活環境保全推進員(各公民館から選出)」として新たに制度を発足 ③ 平成17年、市町村合併により推進員制度を全市域に拡大(令和6年度から126名の推進員を委嘱)

(イ) 生活環境保全推進員の主な業務内容

- ① 廃棄物の排出・分別指導 ② 廃棄物の減量・再生利用等啓発活動 ③ 地域における生活環境の保全に関する普及・啓発及び意見・提案 ④ 地域における生活環境の保全に関する貢献者の把握・報告 ⑤ 生活排水対策の普及 ⑥ 不法投棄防止に関する啓発、巡回、通報 ⑦ 地域環境改善活動の推進 ⑧ 地球温暖化対策の推進 ⑨ その他生活環境の保全に関すること

ウ. 宍道湖水環境改善協議会(平成24年7月設立)

(ア) 構成団体 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所・島根県環境生活部・松江市・出雲市

(イ) 目的 宍道湖及び流域の総合的な水環境の改善について、共通課題の認識と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな宍道湖の再生と流域住民の良好な生活環境を育むことを目的とする。

(ウ) 主な事業

☆中海・宍道湖一斉清掃 ☆ヨシ関連事業 ☆環境関連啓発事業 ☆斐伊川水系の上下流交流事業 など

(3) 主な項目の目標と現況等

ア. 水 質

(ア) 宍道湖・中海の目標と現状

(単位:mg/ℓ)

	宍 道 湖			中 海		
	COD 75%値	全窒素 年平均値	全リン 年平均値	COD 75%値	全窒素 年平均値	全リン 年平均値
計 画 目 標 値 (県8期水質保全計画)	4.6	0.46	0.039	4.4	0.46	0.046
現 状 (R6)	5.7	0.46	0.052	4.7	0.49	0.054

注) CODの75%値、全窒素及び全リンの年平均値は環境基準点(宍道湖5地点・中海12地点)の最高値

(イ) 主な河川のBODの現状

(単位:mg/ℓ)

河 川 名	山居川(庄司橋)	馬橋川(馬橋)	朝酌川(ガラガラ橋)	忌部川(半原橋)
環境基準値	8.0	5.0	3.0	2.0
現 状 (R6)	1.5	1.2	1.4	0.7

注) 値は各河川の環境基準点におけるBOD75%値

イ. 地球温暖化防止

「松江市地球温暖化対策実行計画」において、エネルギー消費量・二酸化炭素排出量の削減目標を設定し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進、二酸化炭素吸収源となる森林の適正管理、環境にやさしい車社会への取組の推進、ごみを減らす取組の推進、子どもたちへの環境教育など具体的な取組を行う。

【短期目標】

2025 年度
(令和7年度)

【2025(令和7)年度に向けた温室効果ガス削減目標】

排出目標：1,137 千 t-CO₂

削減目標：582 千 t-CO₂ (2013年度実績比)

削減率：34 % (2013年度実績比)

【2025(令和7)年度に向けた排出削減目標】

(単位:千t-CO₂)

		排出量(実績)		排出量(目標)		削減量 (2013年度実績比)		削減率 (2013年度実績比)	
		2013年度 (H25)	2020年度 (R2)			2025年度 (R7)			
二酸化炭素 (CO ₂)	産業部門	265	200	196	▲ 68		▲ 26%		
	業務その他部門	573	435	355	▲ 217		▲ 38%		
	家庭部門	436	349	246	▲ 190		▲ 43%		
	運輸部門	404	335	299	▲ 105		▲ 26%		
	廃棄物分野	20	26	22	2		8%		
その他ガス	CH ₄	12	10	10	▲ 2	▲ 3	▲ 15%	▲ 12%	
	N ₂ O	7	6	6	▲ 1		▲ 15%		
	HFCs	2	3	2	0		13%		
	SF ₆	0	0	0	0		▲ 0%		
	排出量(合計)	1,719	1,364	1,137	▲ 582		▲ 34%		

(※) 表中の数値は、小数点以下の計算により合計と一致しない場合があります。

【中期目標】

2030 年度
(令和12年度)

【2030(令和12)年度に向けた温室効果ガス削減目標】

排出目標：910 千 t-CO₂

削減目標：809 千 t-CO₂ (2013年度実績比)

削減率：47 % (2013年度実績比)

【2030(令和12)年度に向けた排出削減目標】

(単位:千t-CO₂)

		排出量(実績)		排出量(目標)		削減量 (2013年度実績比)		削減率 (2013年度実績比)	
		2013年度 (H25)	2020年度 (R2)			2030年度 (R12)			
二酸化炭素 (CO ₂)	産業部門	265	200	193		▲ 71		▲27%	
	業務その他部門	573	435	275		▲ 298		▲52%	
	家庭部門	436	349	144		▲ 292		▲67%	
	運輸部門	404	335	263		▲ 141		▲35%	
	廃棄物分野	20	26	17		▲ 3		▲15%	
その他ガス	CH ₄	12	10	10	18	▲ 2	▲ 3	▲15%	▲14%
	N ₂ O	7	6	6	▲ 1	▲17%			
	HFCs	2	3	2	0	▲0%			
	SF ₆	0	0	0	0	▲0%			
排出量(合計)		1,719	1,364	910		▲ 809		▲47%	

(※) 表中の数値は、小数点以下の計算により合計と一致しない場合があります。

【長期目標】

2050 年
(令和32年)

【2050(令和32)年に向けた目標】

排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)

ウ. 大 気

(ア)大気の現況(島根県保健環境科学研究所内に設置されている国設松江大気環境測定所で常時監視)
(R5年度)

二 酸 化 硫 黄	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。
二 酸 化 窒 素	環境基準を達成していた。
一 酸 化 炭 素	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。
光化学オキシダント	環境基準(0.06ppm)を達成しなかった。
浮遊粒子状物質	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。
微小粒子状物質	短期及び長期基準を満たし、長期的評価による環境基準を達成していた。

(イ)自動車排出ガスの現況(西津田交差点に設置されている自動車排出ガス固定測定局で常時監視)
(R5年度)

二 酸 化 窒 素	環境基準を達成していた。
一 酸 化 炭 素	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。
浮遊粒子状物質	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。

エ. 公害苦情件数の推移

区 分	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
令和3年度	9	8	12	3	5	0	0	2	39
令和4年度	7	21	14	2	5	0	0	1	50
令和5年度	4	8	15	1	10	0	0	5	43
令和6年度	5	3	10	1	7	0	0	5	31

オ. 環境美化の推進

(ア)「松江市きれいなまちづくり条例」の美化推進地域の指定状況

平成18年度 JR 松江駅周辺(朝日町)、塩見縄手周辺(北堀町)
 平成19年度 青石畳通り周辺(美保関町)
 平成20年度 ヘルンの道周辺(内中原町)、けやき通り周辺(上乃木)
 平成21年度 宍道湖公園線通り周辺(白潟地区)
 平成23年度 JR乃木駅周辺(浜乃木地区)、JR宍道駅・八雲本陣周辺(宍道町)
 平成24年度 八重垣神社周辺(佐草町)
 平成27年度 佐太神社周辺(鹿島町)、熊野大社周辺(八雲町)

(イ)不法投棄ごみの相談件数

令和2年度 81件 令和3年度 66件 令和4年度 76件 令和5年度 71件 令和6年度 71件

(ウ)海岸漂着ごみの回収量

令和2年度 65.9t 令和3年度 70.6t 令和4年度 81.7t 令和5年度 70.8t 令和6年度 64.2t

3. ごみの処理

(環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課)

「松江市一般廃棄物処理基本計画(令和4年3月改定)」において、目指すべきまちの姿を「世界に誇る環境主都まっつえ」と定めた。市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の実現に向け、「4R 運動の推進」および「適正処理の推進」に積極的に取り組み、本計画に沿った適切な処理を行っている。

計画収集は、家庭からのごみについて、もやせるごみ、金属資源、リサイクル資源、粗大ごみの4大分別を行っており、更にリサイクル資源は、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古紙・古着、缶、びん、ペットボトル、蛍光灯の7種に分類している。また、指定ごみ袋で収集するもやせるごみ、金属資源、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4種類については、処理の有料化を導入している。

収集は、全て民間事業者への委託としており、もやせるごみは週2回、金属資源は月1回、プラスチック製容器包装は週1回、紙製容器包装及び古紙・古着は月2回のそれぞれ指定日に収集している。

缶・びん・ペットボトルは、常設のリサイクルステーションを市内に497ヵ所設置し、そこへ持ち出されたものを収集している。また蛍光灯は一部のリサイクルステーションで収集している。粗大ごみは、1世帯年4回(1回2個(台))まで電話やメールでの申し込みにより、有料での戸別収集を行っている。

事業所から排出される一般廃棄物は、もやせるごみ、もやせないごみ、リサイクル資源の3分別としており、市が許可した収集運搬業者に依頼するか、自己搬入により処理する。もやせるごみ、もやせないごみは市の指定袋(ごみ処理

手数料を含まない)を使用し、排出することとしている。

分別された古紙(新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、シュレッター古紙)については、市内11ヵ所(環境センター・エコクリーン松江・川向リサイクルプラザ・各8支所)への搬入を無料で受け付ける。従業員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトルは、常設のリサイクルステーションに持ち出されたものを収集している。

ごみの処理については、もやせるごみはエコクリーン松江で熔融処理、金属資源はエコステーション松江で選別後、金属類は資源化し、さらにプラスチック・ビニール等の選別残渣はエコクリーン松江で熔融処理している。

紙製・プラスチック製容器包装と古紙・古着は川向リサイクルプラザで、缶・びん・ペットボトルは西持田リサイクルプラザで資源化処理を行っている。

粗大ごみは、金属製のものはエコステーション松江で中間処理し、金属製以外のものはエコクリーン松江で熔融処理している。

(1) 収集と運搬

収 集 区 分		収集回数	収 集 方 法	搬 入 先
も や せ る ご み		週 2 回	ステーション方式を基本とするが、市街地等地理的条件などにより戸別収集もあり。	エコクリーン松江
金 属 資 源		月 1 回		エコステーション松江
リ サ イ ク ル 資 源	古 紙 ・ 古 着	月 2 回	ステーション方式を基本とするが、市街地等地理的条件などにより戸別収集もあり。（新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、シュレッダー古紙、古着の6種分別）	川向リサイクルプラザ
	空 き 缶	常 設 簡 所 集 収	いつでも持ち出しができるリサイクルステーションを市内497ヵ所に設置。	西持田リサイクルプラザ
	ガ ラ ス び ん			
	ペ ッ ト ボ ト ル		30箇所のリサイクルステーションに設置	エコステーション松江
	蛍 光 管	週 1 回	ステーション方式を基本とするが市街地等地理的条件などにより戸別収集もあり。	川向リサイクルプラザ
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装			
紙 容 器 包 装	月 2 回			
粗 大 ご み		1世帯年度内4回	申込制とし、原則として1回につき2個程度。 (家電リサイクル法対象品目とパソコンを除く)	エコクリーン松江 エコステーション松江

(2) ごみ処理の推移

① 搬入量

(単位:t)

年度 \ 区分		もやせるごみ	もやせないごみ	金 属 資 源	粗 大 ご み (収集)	資 源						計
						缶	びん	ペット ボトル	紙製 容器 包装	プラ製 容器 包装	古 紙 古 着	
令 和 5 年 度	家庭系	37,089	0	731	338	508	1,212	627	406	1,293	4,057	46,261
	事業系	18,483	760	0	0	0	0	0	0	0	151	19,394
	計	55,572	760	731	338	508	1,212	627	406	1,293	4,208	65,655
令 和 6 年 度	家庭系	35,754	0	699	349	484	1,173	629	387	1,277	3,765	44,517
	事業系	18,335	620	0	0	0	0	0	0	0	223	19,178
	計	54,089	620	699	349	484	1,173	629	387	1,277	3,988	63,695

② 処理内訳

(単位:t)

年度 \ 区分		溶 融	埋 立	再資源化		
		もやせるごみ、 もやせないごみ	焼却・破砕が 困難なもの	リサイクル資源から の選別再生	粗大ごみ・金属資 源からの選別再生	計
令和5年度		56,844	819	7,784	563	8,347
令和6年度		55,334	734	7,473	551	8,024

(3)ごみ単位当たり経費

(単位:円/t)

年度	区分	もやせるごみ	もやせないごみ	金属資源	粗大ごみ	資源					
						缶	びん	ペットボトル	紙製容器包装	プラ製容器包装	古紙古着
令和4年度	収集	45,860	-	173,720	211,760	237,760	84,310	157,910	176,940	121,580	57,440
	直接搬入	34,540	32,990	-	-	-	-	-	-	-	36,190
令和5年度	収集	56,060	-	212,980	238,080	226,940	87,590	151,300	189,710	133,320	68,870
	直接搬入	44,240	42,430	-	-	-	-	-	-	-	45,130

※環境省の定めた一般廃棄物会計基準により算定している。

4. 一般廃棄物処理施設

(施設管理課)

①エコクリーン松江(可燃ごみ処理)

1. 所在地	松江市鹿島町上講武1699番地1	5. 総工費	14,745,415千円
2. 敷地面積	30,400㎡	6. 処理能力	255t/24h(85t/24h×3炉)
3. 着工	平成19年10月7日	7. 処理方式	シャフト式ガス化熔融方式
4. 竣工	平成23年3月30日		

②エコステーション松江

1. 所在地	松江市西持田町627番地2	5. 総工費	約3,202,000千円
2. 敷地面積	9,100㎡	6. 処理能力	59t/日(5h)
3. 着工	平成12年2月15日	7. 処理対象	金属・金属製粗大ごみ
4. 竣工	平成14年3月20日		

③西持田不燃物処理場

1. 所在地	松江市西持田町字中山641番地	5. 総工費	967,780千円(第Ⅱ工区拡張時)
2. 敷地面積	137,989㎡ (エコステーション松江含む)	6. 埋立面積	45,700㎡(届出面積)
		7. 埋立容量	545,000㎡
		8. 残余容量	74,122㎡(令和6年度末)
3. 着工	平成16年3月20日(第Ⅱ工区拡張時)	9. 埋立方式	サンドイッチ方式
4. 竣工	平成18年1月31日(第Ⅱ工区拡張時)	10. 浸出液処理	下水道放流

④西持田最終処分場

1. 所在地	松江市西持田町621番地	6. 埋立面積	22,310㎡
2. 敷地面積	96,146㎡	7. 埋立容積	156,641㎡
3. 着工	平成12年7月28日	8. 残余容量	12,713㎡(令和6年度末)
4. 竣工	平成14年3月8日	9. 埋立方式	サンドイッチ方式
5. 総工費	2,619,191千円	10. 浸出液処理	接触酸化方式+下水道放流

⑤川向クリーンセンター(し尿処理)

1. 所在地	松江市竹矢町1439番地4	5. 総工費	2,725,478千円
2. 敷地面積	6,463㎡	6. 処理能力	51kl/24h

3. 着 工	平成9年8月28日	7. 処理方法	脱水分離＋希釈＋下水道放流
4. 竣 工	平成11年3月31日		

⑥西持田リサイクルプラザ(リサイクル資源選別処理)

1. 所 在 地	松江市西持田町621番地	7. 処理対象	缶、びん、ペットボトル
2. 敷地面積	4,650㎡	8. 選別方式	缶 磁力選別機 びん 自動色選別装置
3. 着 工	平成10年1月20日	9. 搬 出	缶 圧縮成形 びん 3色種別カレット ペットボトル 圧縮梱包
4. 竣 工	平成10年9月20日		
5. 総 工 費	560,983千円		
6. 処理能力	16t／日(5h)		

⑦川向リサイクルプラザ(リサイクル資源選別処理)

1. 所 在 地	松江市竹矢町1439番地5	7. 処理対象	紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古紙・古着
2. 敷地面積	7,994㎡	8. 併設施設	くりんぴーす(廃棄物の減量、再資源化及び再生利用に関する啓発並びに研修等施設)【休館中】
3. 着 工	平成13年8月2日		
4. 竣 工	平成14年9月13日		
5. 総 工 費	1,938,065千円		
6. 処理能力	64t／日(5h)		

5. し尿・浄化槽汚泥の処理

(環境対策課、リサイクル都市推進課、施設管理課)

「松江市一般廃棄物処理基本計画(令和4年3月改定)」に基づき、生活排水処理基本計画に沿って適正に処理を行っている。

し尿は、市が委託した業者により計画収集および臨時収集し、川向クリーンセンターへ搬入し処理している。浄化槽汚泥は、市が許可した業者へ設置者自ら申し込んで収集運搬し、川向クリーンセンターへ搬入し処理している。

川向クリーンセンターへ搬入されるし尿・等は、脱水処理を行い汚泥燃料はエコクリーン松江で助燃材として有効利用している。

(1)収集と運搬

区分	収集運搬方法	搬入先
し尿	市が委託する業者により収集運搬	川向クリーンセンター
浄化槽汚泥	許可業者へ申し込んで収集運搬	

(2)搬入実績

	川向クリーンセンター搬入分(kℓ)		
	し尿	浄化槽汚泥	計
令和5年度	2,679	9,859	12,538
令和6年度	2,443	10,035	12,478

6. 一般廃棄物処理手数料

(リサイクル都市推進課、施設管理課)

【ごみ】

(令和7年4月1日現在)

種類と区分		単位	手数料
家庭系	もやせるごみ	10リットル	13円
		20リットル	27円
		30リットル	40円
		45リットル	61円
	資源 (紙製容器包装及び プラスチック製容器包装)	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
	金属資源	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
	粗大ごみ	個	763円
	自己搬入	kg	500円(～50kg) +以降80円/10kg
事業系	自己搬入	kg	2,030円(～100kg) +以降200円/10kg
犬、猫等動物の死体		1頭につき	510円

【し尿・浄化槽汚泥】

(令和7年4月1日現在)

種類と区分		手数料
し尿	計画収集分	213円/18リットル
	臨時収集分	計画収集料金 +1,069円/基
浄化槽汚泥		75円/18リットル

第14章 まちづくり部

1. まちづくり部の主要事業

(1)新たな土地利用制度の検討事業

「将来のまちのかたち」の考え方である、市域内のバランスのとれた発展の実現に向けて、その手段となる新たな土地利用制度の検討に取り組む。

(2)3D都市モデル整備事業

高さや用途などの建物情報を含む3D都市モデル(国が推進する Project PLATEAU)の整備を行い、まちづくり・防災・観光分野などでの利活用を図り、課題解決に繋げる。また、オープンデータ化をすることで市民の皆様や民間事業者など、誰でも活用できる環境を整え、多様な目的に沿った利活用を図る。

(3)盛土規制法に基づく盛土災害防止事業

盛土等による災害から市民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称 盛土規制法)」に基づき、規制区域を指定し、区域内の盛土等の安全性を確認することにより、災害を防止する。

(4)JR松江駅前整備検討事業

松江駅周辺の目指すべき将来イメージ、必要な機能や配置等をまとめた「松江駅前デザイン」を作成し、官民連携のまちづくりを推進する。

(5)まちの Re-project 事業

まちなかの空き店舗・空き家などの遊休不動産を活用し、まちに新たな魅力を生み出す「リノベーションまちづくり」を進め、持続可能なまちの再生を目指す。中心市街地エリアビジョンに沿った各ゾーンの現況を調査し、SNSなどを活用してプロモーション強化に取り組む。

(6)一畑電車利用促進事業

一畑電車沿線地域の住民の交通手段確保のため、一畑電車沿線地域対策協議会に対し負担金を支出する。

(7)新幹線整備推進事業

「山陰新幹線」「中国横断新幹線(伯備新幹線)」の整備実現により、全国高速鉄道ネットワークへの接続を図る。

(8)空港利用促進事業

「出雲縁結び空港」「米子鬼太郎空港」の利用促進を図る。

(9)総合交通体系推進事業

令和5年度に策定した「松江市地域公共交通計画」に基づき、事業を実施する。

- ・「松江市地域公共交通利便増進実施計画」策定
- ・松江市交通局と一畑バスの「共同経営計画」策定支援
- ・自動運転実証事業

(10)コミュニティバス運行事業

路線バス・電車が利用できない地域の住民の移動手段確保のため、コミュニティバスを運行する。

(11)通学助成事業

公共交通機関を利用し、小学校、中学校及び高等学校等に通学する松江市在住の児童生徒を対象に、通学定期券購入費を軽減するための補助金を交付する。

(12)住生活基本計画推進事業

本市の住宅政策の指針として、令和4年度に改訂した「松江市住生活基本計画」に基づき、住宅・住環境の向上に向けた住宅施策を推進する。

(13)住宅総合相談窓口事業

住宅政策課に設置した「住宅総合相談窓口」において、住宅に関する様々なお困りごとを伺い、不動産、建築、解体、福祉分野など関係団体と連携して、課題の解決を図る。

(14)定住促進支援事業

子育て世帯の定住支援として、該当の郊外住宅団地での建物取得に対し、補助及び土地の貸付を行う。

(15)空家等対策事業

松江市空家等対策計画に基づき、空家の発生抑制や適正な管理及び活用の促進、あわせて特定空家等の対策といった視点で空家等対策を総合的かつ計画的に行う。

(16)空家等相談事業

空家等に特化した専門的な相談窓口として設置した「松江市空き家相談センター」において、空家等の所有者が抱える諸問題の解決を図る。

(17)中古木造建築物改修及び除却支援事業

空き家の流通・活用の促進等を目指し、中古木造建築物の改修及び建て替えに対し補助金を交付する。

(18)市営住宅改善事業

既存の市営住宅の適切な管理に向けた改善・改修工事等を計画的に推進する。

(19)安心ハウス家賃対策補助金事業

島根県知事より高齢者向け優良賃貸住宅の認定を受け、かつ本市が定める基準に適合する民間優良賃貸住宅(安心ハウス)に対し、家賃の減額に係る補助を行う。

(20)大規模建築物耐震化促進事業

緊急輸送道路沿いに建つ大規模建築物に対し、耐震診断、耐震改修に必要な費用の一部を補助し、耐震化を促進する。

(21)木造住宅耐震化促進事業

昭和56年5月31日以前に工事着手された木造住宅について、次の耐震化に必要となる費用の一部を補助する。

- ・耐震診断
- ・耐震補強設計
- ・耐震改修工事、建て替えまたは対象建物の解体除却

(22)景観計画促進整備事業

美しく個性豊かな松江の景観づくりのため、引き続き市民・事業者・行政の良好な景観づくりに対する意識の向上を図る。また、良好な景観の保全・創造・継承が特に必要な区域(地域)については、住民の合意形成を図ったうえで、住民等との協働によりきめ細かな景観形成基準等を定め、景観計画重点区域に指定していく。

2. 都市計画

(都市政策課)

(1) 都市計画区域の現況

(令和7年4月1日現在)

	行政区域	松江圏都市計画区域			宍道都市計画区域		
		市街化区域 (用途地域)	市街化調整区域 (用途地域外)	区域計	用途地域	用途地域外	区域計
面積(ha)	57,296	3,293	14,552	17,845	237	1,763	2,000
人口(人)	193,135	127,734	32,200	159,934	4,414	2,535	6,949

(2) 地域地区

① 用途地域

地 域 名	容積率 (%以下)	建蔽率 (%以下)	松江圏都市計画区域		宍道都市計画区域	
			面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
第1種低層住居専用地域	100	50.60	約 513	15.6	—	—
第2種低層住居専用地域	—	—	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	200	60	約 460	14.0	約 58	24.5
第2種中高層住居専用地域	200	60	約 266	8.1	—	—
第 1 種 住 居 地 域	200	60	約 835	25.4	約 64	27.1
第 2 種 住 居 地 域	200	60	約 374	11.3	約 10	4.2
準 住 居 地 域	—	—	—	—	—	—
田 園 住 居 地 域	—	—	—	—	—	—
近 隣 商 業 地 域	200	80	約 104	3.2	約 13	5.5
商 業 地 域	200,300,400 500,600	80	約 245	7.4	約 6.5	2.7
準 工 業 地 域	200	60	約 258	7.8	約 69	29.2
工 業 地 域	200	60	約 175	5.3	約 16	6.8
工 業 専 用 地 域	200	60	約 63	1.9	—	—
計			約 3,293	100.0	約 237	100.0

② 特別用途地区

種 類	面 積(ha)		規 制 内 容	最終決定年月日
	松江圏都市 計画区域	宍道都市計 画区域		
観光地区	約10.4	—	観光地区に相応しくない用途を制限する。 (平成26年4月1日 改正施行)	昭和40年1月14日
大規模 集客施設 制限地区	約258	約69	〈建築してはならない建築物〉 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店 舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売 所、場外車券売場、その他これらに類するもの で、床面積の合計が1万㎡を超えるもの。	令和3年9月28日

③ 準防火地域※

最終決定	
面積(ha)	決定年月日
約232.5	昭和49年8月1日

※松江圏都市計画区域のみ

④ 駐車場整備地区※

最終決定		駐車場整備計画 策定年月	駐車施設附置義務 条例制定年月日
面積(ha)	決定年月日		
約305.0	平成9年10月21日	平成9年10月22日	平成17年3月31日

※松江圏都市計画区域のみ

(1) 概要

一畑電車は本市と出雲市を宍道湖北岸で結ぶ貴重な公共交通機関であり、本市と出雲大社などの観光資源を繋ぐ重要な観光ルートとしての役割も担っている。

この一畑電車に対しては、本市と出雲市に島根県を加え、「一畑電車沿線地域対策協議会」(事務局 島根県:以下、「沿対協」という。)を設置し、各種の支援を行っている。

しかしながら、一畑電車は厳しい経営状況にあるため、平成 14 年度に経営検討委員会を立ち上げ、一畑電車及び沿線公共交通確保のあり方に関する提言を平成 15 年 11 月に受けた。

この提言を踏まえ、平成 17 年度に構成員である2市と島根県から職員を事務局に派遣し、新たな支援制度策定に向けた検討を重ね、平成 18 年から平成 22 年の5年間、安全対策を基本とした欠損補助に代わる新支援制度(インフラ所有権を移転しない上下分離方式)を実施した。

また、平成 22 年度に策定した支援計画(平成 23 年度～令和2年度)により、老朽化した鉄道施設のうち、特に緊急性を要する施設について、10 年間で集中的に更新を行い、緊急性を要する施設更新はおおむね終了した。

令和2年度には、長寿命化・長サイクル化の観点から、令和3年度から令和7年度の5年間、鉄道車両等の更新を含む新支援計画を策定した。

(2) これまでの主な支援策

- 一畑電車が行う各種利用促進策に対する補助

例) 通勤定期割引、シルバー一切符助成(高齢者が対象で、一日乗り放題キップ)等

- 鉄道施設の近代化、安全確保、維持補修に関する事業への補助

・沿対協構成員の負担割合

島根県 1/2 松江市 1/2 ×35% 出雲市 1/2 ×65% (松江市:出雲市=35:65)

(3) 一畑電車の輸送人員の推移

(単位:人)

年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
定期外	640,793	609,973	628,653	611,618	634,198	311,174	368,445	547,964	621,307
定 期	755,812	779,352	809,562	827,158	815,148	690,984	731,066	714,262	714,822
通勤定期	257,708	275,700	284,836	294,120	269,048	265,490	269,048	249,634	266,854
通学定期	521,644	533,862	542,322	521,028	421,936	465,576	421,936	464,628	447,968
合 計	1,396,605	1,389,325	1,438,215	1,438,776	1,449,346	1,002,158	1,099,511	1,262,226	1,336,129

(4) 一畑電車利用促進事業

一畑電車沿線地域の住民の交通手段確保のため一畑電車沿線地域対策協議会に対し負担金を支出する。

(1) 松江市住生活基本計画(計画期間:2023～2032 年度)

本計画は、本市の住宅政策を計画的に推進するための指針となるもので、今後はこの計画の施策体系に基づき、若者から高齢者まで「だれもが安心して暮らし続けられる住まいづくり」の実現を目指していく。

【施策体系】

①「居住者の視点」…だれもが安心して暮らし続けることができる住生活の実現

- (1)高齢者が安心して暮らせる 住まいの確保
- (2)障がい者が安心して暮らせる 住まいの確保
- (3)住宅セーフティネットの整備

②「住宅ストックの視点」…良質な住宅ストックの形成と既存住宅の適正管理・有効活用 of 推進

- (1)良質な住宅ストックの形成
- (2)空き家の適切な管理・予防・活用
- (3)分譲マンションの適正管理

③「居住環境の視点」…安全で住みやすい住環境の形成

- (1)災害に強い住環境の形成
- (2)こどもを産み育てやすい 住環境の確保
- (3)地域コミュニティの維持
- (4)日常生活の利便性の維持・向上
- (5)住宅地のまちなみの形成

④「情報共有の視点」…だれにも伝わる情報発信の推進

- (1)様々な手法による住生活情報の発信

(2) 公営住宅設置状況

(令和7年4月1日現在)

住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
下の原住宅	大庭町	20	簡平屋	S37	
井出平住宅	山代町	108	簡平屋、簡2階	S38～S40	
魚瀬住宅、魚瀬第2住宅	魚瀬町	30	簡2階	S39	
客ノ尾住宅	薦津町	35	簡平屋	S41	
古志原アパート(1～11号棟)	古志原四丁目	242	耐火4F・耐火5F(11号棟)	S41～S46	身障者向2戸
東朝日町アパート(1号棟) 東朝日町アパート(2号棟)	東朝日町	55	耐火4F	S46 S44	
宝谷住宅	山代町	41	簡平屋	S46	
宝谷アパート(1・2号棟) 宝谷アパート(3～10号棟)	山代町	240	耐火4F	S47 S51～S52	身障者向2戸
西尾町アパート(1・2号棟)	西尾町	48	耐火4F	S47	
中曽根アパート(1～5号棟)	山代町	120	耐火4F	S48～S49	
矢田アパート(1～4号棟)	矢田町	120	耐火4F	S49～S50	
宮の沖アパート	東朝日町	24	耐火4F	S50	身障者向2戸
福原住宅	福原町	16	簡2階	S51	
松尾アパート(1号棟) 松尾アパート(2号棟)	栄町	32	耐火4F	S52 S63	
比津が丘アパート(1～4号棟)	比津が丘二丁目	96	耐火4F	S53	身障者向2戸

住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
菅田アパート	菅田町	16	耐火4F	S55	
竹崎アパート(1～3号棟)	西持田町	96	耐火4F	S54	身障者向2戸
富原アパート	古志原五丁目	16	耐火4F	S55	
旭が丘アパート(1・2号棟)	古志原三丁目	40	耐火5F	S55	
来美アパート(1～4号棟)	山代町	96	耐火4F	S56～S57	身障者向4戸
大庭アパート(1・2号棟) 大庭アパート(3～5号棟)	山代町 大庭町	112	耐火4F	S58 S61	
長者原アパート(1～3号棟)	大庭町	60	耐火5F(1号棟)・ 耐火4F	S59	
宇賀アパート(1～4号棟)	上乃木一丁目	56	耐火4F	S63～H1	
緑が丘アパート	西津田六丁目	16	耐火4F	H3	
椎の木ビレッジ(1～9号棟)	浜佐田町	105	耐火3F	H7～H9	身障者向4戸
わかばアパート(1・2号棟)	古志原五丁目	33	耐火3F	H8	
小浜アパート(1号棟) 小浜アパート(2号棟)	東朝日町	46	耐火11F 耐火6F	H13 H9	身障者向4戸
寺町プラザ	寺町	20	耐火8F(4F～8F)	H13	身障者向4戸・民間 借上げ
西の原アパート(1・2号棟)	上乃木四丁目	48	耐火2F・耐火3F	H16～H17	身障者向3戸
ウィステリア天神	天神町	20	耐火7F(3F～6F)	H17	身障者向4戸・民間借 上げ
小金町住宅(1～5班) 小金町住宅(6～9班)	玉湯町林	64	木造平屋・木造2F 簡2階	H10～H13 S54～S56	
横町団地(1・2号棟)	宍道町宍道	24	耐火3F	S58～S59	
池田団地(A・B棟)	宍道町東来待	8	木造2F	H5～H6	
宍道町緑が丘住宅	宍道町佐々布	12	耐火3F	H13	
萩田団地(第1・第2住宅)	宍道町佐々布	12	耐火2F	H16～H17	
磯近住宅	東出雲町下意東	10	簡2階	S50	
湯田住宅	東出雲町下意東	10	簡2階	S52	
町後住宅	東出雲町下意東	31	簡2階	S53～S55	
町西住宅	東出雲町出雲郷	24	耐火4F	S58	
中津住宅	東出雲町揖屋	18	耐火3F	H3	
奥中津住宅	東出雲町揖屋	12	耐火3F	H7	
南廻山住宅	東出雲町揖屋	8	木造平屋	H23	
南廻山団地	東出雲町揖屋	8	木造2F	H22	

※構造「簡平屋」:簡易耐火構造平屋建 「簡2階」:簡易耐火構造2階建

(3)特定公共賃貸住宅設置状況

(令和7年4月1日現在)

住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
チェリーハイツしまね(Ⅰ・Ⅱ号棟)	島根町大芦	12	耐火3F	H5～H6	
小浜アパート(1号棟) 小浜アパート(2号棟)	東朝日町	52	耐火11F 耐火6F	H13 H10	

(4)一般市営住宅設置状況

(令和7年4月1日現在)

住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
川原住宅	八雲町東岩坂	4	木造平屋	S42	
南廻山ハイツ	東出雲町揖屋	12	木造2F	H10	
ふらっと KIMACHI	宍道町東来待	8	鉄骨2F	H5	

本市では、「伝統美観保存条例」(昭和48年)や「都市景観条例」(平成6年)などの自主条例により、松江城周辺の歴史的景観の保存に努めるとともに、宍道湖周辺は、平成3年に制定された県の「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、良好な景観の保全に努めてきた。

平成16年に、景観に関する初めての法律「景観法」が制定され、本市はより積極的な景観行政に取り組むため、平成17年5月に景観行政団体となり、総合的な指針となる「松江市景観計画」(平成19年3月)を策定するとともに、これまでの条例を踏襲する形で「松江市景観条例」(平成19年4月1日施行)を制定した。

「松江市景観計画」では、市全域を「松江市景観計画区域」、さらに松江城周辺や宍道湖周辺については「景観計画重点区域」としてそれぞれ指定し、その地域の特性に応じた基準を策定し、良好な景観の保全、創造、継承を図っていくこととした。今後は、市民・事業者・行政の良好な景観づくりに対する意識の向上を図るとともに、住民の合意形成を図りながら、「景観計画重点区域」を追加していく。

また、屋外広告物が良好な景観形成に重要な役割を担っていることから、平成21年4月1日に松江市屋外広告物条例を施行し、あわせて取組を進めていく。

【景観計画のイメージ】

松江市景観計画区域

景観形成上影響が大きい大規模な建築物や工作物の建設行為などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行う区域(松江市全域)

【景観計画重点区域】

※きめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図る区域

伝統美観保存区域

松江城周辺など良好な伝統的景観(伝統美観)を有する区域

宍道湖景観形成区域

宍道湖景観の保全を図るべき宍道湖周辺の区域

北堀町景観形成区域

清光院下景観形成区域

北殿町惣門橋通り景観形成区域

石橋一区景観形成区域

内中原町景観形成区域

城下町の面影や歴史的風情を保全すべき区域

※景観計画に追加する区域

きめ細やかな景観形成が必要な区域が確認された場合、地元との協議等を行いながら、随時追加。

第15章 都市整備部

1. 都市整備部の主要事業

(1)市道整備事業

地域住民に身近な市道の道路改良、側溝改良、舗装新設・改良、交通安全施設整備を行う。

(2)地域ネットワーク道路整備事業、街路整備事業

各地域の主要路線となる市道の新設・改良、及び都市計画道路の整備を行う。

(3)子どもたちを守る交通安全対策事業

通学路及び未就学児が日常的に移動する経路で、危険が認められる箇所の交通安全対策工事を実施する。

(4)道路施設長寿命化対策事業

松江市道路施設長寿命化修繕計画に基づき、老朽化が進む道路施設の点検、修繕を行い、安全な道路施設の提供と、ライフサイクルコスト低減や維持管理費の平準化を図る。

(5)河川排水路改良事業

治水対策として、河川及び排水路の改良工事を行う。

(6)河川浚渫事業

河床の堆積土及び閉塞物を除去し、河川の健全な流下能力を維持するため、松江市緊急浚渫推進事業計画に基づき、市管理河川の浚渫を行う。

(7)河川管理施設長寿命化事業

老朽化した河川管理施設の延命化と修繕費の平準化を図るため、松江市河川・雨水管理施設長寿命化計画に基づき、排水ポンプ及び排水樋門の改修を行う。

(8)市街地治水対策事業

県と市は、松江市街地治水計画に基づき、国が施行する大橋川改修事業とともに、家屋への浸水被害の軽減・解消を図る。

(9)水辺の利活用促進事業

令和2年3月に国の登録を受けた「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」に基づき、水辺の回遊性向上や、民間事業者による水辺での経済活動の促進を図るため、ミズベリング松江協議会による水辺の利活用の支援や、社会実験などに取り組む。

(10)白潟地区都市構造再編集中支援事業

水辺空間と既存ストックの活用により、市民や観光客が訪れたい魅力的なエリアとし、中心市街地の回遊性向上と賑わい創出を図るため、「白潟地区都市再生整備計画」を策定し、令和2年度から令和16年度までの3期15年間で、水辺の賑わい拠点や交流拠点の整備、電線類の地中化、歩行空間の整備、住宅修景支援、景観照明の整備、公共空間を活用した社会実験などの各種事業を行う。

(11)地籍調査事業

忌部地区、朝酌地区、本庄地区、持田地区、古江地区、美保関地区の地籍調査を行う。

(12)子どもたちが遊びたくなる公園づくり事業

「こどもの生活に直結した安心安全なまちづくり」に向け、いつでも安心・安全に利用できる公園とするため、公園の遊具等の修繕や除草業務を密に行う。

(13)松江湖畔公園(千鳥南公園)再整備事業

市街地の水辺を生かしたまちづくりを推進するため「かわまちづくり計画」と連携し、利用される市民や観光客の利便性、快適性の向上を目的とした松江湖畔公園(千鳥南公園)の再整備を行う。

2. 道路

(建設総務課)

(1) 国道・県道の現況

(令和7年4月1日現在)

区 分		路線数	道路延長		道路舗装率(%)
			総数(km)	舗装数(km)	
総 数		42	369.1	359.1	97.3
国 道	国交省管理	2	48.4	48.4	100.0
	県管理(※)	3	66.2	66.2	100.0
県 道(※)		37	254.5	244.5	96.1

※国道(県管理)及び県道は、令和6年4月1日現在の数値

(2) 市道の現況

(令和7年4月1日現在)

区 分	実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率(%)	路線数(本)
1 級 路 線	167,803	167,665	99.9	60
2 級 路 線	228,985	219,338	95.8	154
小 計	396,788	387,003	97.5	214
そ の 他 市 道	1,616,246	1,400,446	86.6	6,823
合 計	2,013,034	1,787,449	88.8	7,037

(3) 橋りょうの現況

(令和7年4月1日現在)

道 路 別		総 数		永 久 橋		木 橋	
		橋数(橋)	橋長(m)	橋数(橋)	橋長(m)	橋数(橋)	橋長(m)
総 数		1,644	29,869	1,604	29,554	40	315
国 道	国交省管理	117	6,633	117	6,633	0	0
	県管理(※)	89	3,875	89	3,875	0	0
県 道(※)		200	5,228	175	5,201	5	27
市 道		1,269	14,306	1,235	14,021	34	285

※国道(県管理)及び県道は、令和6年4月1日現在の数値

(4) 松江市自転車等駐車場の概要

名 称	位 置	開設年月	収容台数(台)				駐輪機の構造	有料無料の別
			自転車	原動機付自転車	自動二輪	計		
JR松江駅西駐輪場	JR松江駅西側高架下	平成8年4月	699	36	10	745	立体式	有料
JR松江駅東駐輪場	JR松江駅東側高架下	平成9年1月	1,310	48	10	1,368	立体式	有料
JR乃木駅前駐輪場	JR乃木駅前	平成6年10月 (平成29年9月改修)	497	9	0	506	平面式	無料
JR東松江駅前駐輪場	JR東松江駅前	平成20年4月	42				平面式	無料
JR玉造温泉駅前駐輪場	JR玉造温泉駅前	平成20年3月 (平成26年3月改修)	49				平面式	無料
JR来待駅前駐輪場	JR来待駅前	平成15年1月	90				平面式	無料
JR宍道駅前駐輪場	JR宍道駅前	昭和62年1月 (平成24年6月増設)	390				平面式	無料
揖屋ふれあい広場西広場駐輪場	JR揖屋駅前	平成6年4月	192				平面式	無料
松江しんじ湖温泉駅駐輪場	一畑電車 松江しんじ湖温泉駅前	平成17年1月	500				立体式	無料

(5) 松江駅自転車等駐車場の利用状況(令和6年度)

区 分	松江駅西駐輪場		松江駅東駐輪場		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
一時駐車(1時間未満)	9,942	0	2,296	0	12,238	0
普通駐車(1日1回)	22,646	3,563,570	7,274	1,162,930	29,920	4,726,500
定期駐車(1ヵ月、3ヵ月)	1,358	1,898,377	1,414	673,904	2,772	2,572,281
合計	33,946	5,461,947	10,984	1,836,834	44,930	7,298,781

3. 河川

(河川課)

市が管理する河川等の現況

(令和6年4月1日現在)

河川種別	分類・区間	箇所数	延長(km)	備考
準用河川	一級・二級河川以外の河川で市長が指定したもの	4	3.65	河川法第100条
米子川	北田川分派点から京橋川合流点まで	1	0.79	S53.7.12指定
田町川	北田川分派点から京橋川合流点まで	1	0.84	S53.7.12指定
城山内堀川	北田川分派点から城山西堀川合流点まで	1	0.57	H6.2.10指定
ナメラ川	鹿島町手結1713-1地先から1222-1地先まで	1	1.45	H9.3.17指定
普通河川	河川法その他特別法の適用又は準用がない河川	336	306	市普通河川管理条例
合計		340	310	

(注) 普通河川の箇所数・延長は、市河川台帳に基づく数値(雨水渠は、上下水道局管理施設のため未計上)

4. 大橋川改修

(大橋川治水・国県事業推進課)

昭和 47 年 7 月の梅雨前線豪雨により、宍道湖水位が 2.36m に達し、本市においては約 20,000 戸の家屋が浸水、耕地約 2,000ha が長期にわたり冠水する被害にあった。この洪水を契機に、流域住民が安心して暮らすことができるよう、斐伊川・神戸川治水事業が進められているところである。

【これまでの経過】

昭和47年7月	梅雨前線豪雨（約2万戸の家屋浸水、耕地約 2,000 ヘクタールが長期にわたり冠水）。
昭和50年10月	島根県知事が「斐伊川・神戸川の治水に関する基本計画」を県議会で発表。
昭和51年7月	建設省が「斐伊川水系工事実施基本計画」を策定。
昭和56年3月	松江市議会は、流域市町村の中で一番に大橋川改修の治水計画に同意を決議。
昭和57年6月	建設省は、矢田地区で大橋川拡幅に関する実施測量に着手。
10月	鳥取県は、下流(中海)への洪水量増大の懸念から大橋川改修の中止を要請。大橋川改修の中断。
昭和58年4月	斐伊川放水路事業着手。
昭和59年7月	鳥取県は、島根県に人道的見地から「大橋川矢田地区の用地取得と家屋移転を了承」。以後、平成6年3月までに 24 戸の家屋移転と約 7,200 m ² の用地買収を完了。
昭和61年4月	志津見ダムの建設事業着手。
平成3年4月	尾原ダムの建設事業着手。
平成14年4月	国土交通省は「斐伊川水系河川整備基本方針」を策定。
12月	農林水産省が宍道湖・中海の淡水化中止を決定。
平成18年7月	梅雨前線豪雨 松江市街地の広範囲で2日間にわたり浸水(約 1,500 戸の家屋浸水)。
平成21年3月	国土交通省は、『斐伊川水系河川整備基本方針』を変更。 環境調査最終とりまとめ(鳥取同意条件)。
5月	森山堤防開削完了(鳥取同意条件)。
11月	島根、鳥取両県や沿岸5市町が、中海護岸整備の最終方針を了承(鳥取同意条件)。
12月	大橋川改修事業着手について島根・鳥取両県知事が合意。
平成22年9月	国土交通省は、『斐伊川水系河川整備計画』策定。
平成23年6月	志津見ダム完成。
8月	大橋川改修事業、29 年ぶりの再開(中流部北岸、追子地区築堤工事着手)。
平成24年3月	尾原ダム完成。
平成25年6月	斐伊川放水路完成。
平成27年1月	天神川(上流部)水門完成。
令和3年9月	追子地区堤防工事 暫定完成。
令和3年9月	上追子川排水機場 完成。

【大橋川改修の推進】

平成 22 年 9 月改正河川法に基づく「斐伊川水系河川整備計画」が策定され、おおむね 20 年間の事業工程が示された。この整備計画は、昭和 47 年洪水が再び発生した場合においても、家屋浸水を防止することを目標としている。大橋川改修は、様々な課題が絡み合い昭和 57 年以降中断していたが、この整備計画に基づき平成 23 年 8 月に追子地区の築堤工事に着手し 29 年ぶりに再開された。平成 27 年 1 月には、宍道湖からの洪水を遮断する天神川(上流部)水門が完成し、橋南地区の治水安全度が向上した。現在、国交省において朝酌矢田地区や東本町地区で、築堤工事が進められているほか、松崎島地区では築堤工事のための工事用仮設道路の整備が進められており、松江市でも大橋川改修にあわせた市道改良などの関連事業を進めている。拡幅部の家屋移転については、下流部の朝酌矢田地区、上流部の白潟地区とも 9 割以上が完了している。

なお、大橋川改修にあたっては、治水、環境、景観、水辺の利活用、周辺のまちづくりなど様々な視点から検討する必要があることから、平成 21 年 3 月には「大橋川周辺まちづくり検討委員会」より、美しい景観や伝統的な歴史・文化を備えたまちづくりについてまとめた「大橋川周辺まちづくり基本計画」が示された。この計画の基本理念や「大橋川景観形成計画」に基づいて大橋川周辺の魅力的な水辺空間の創出に向けて取り組んでおり、現在、国交省において「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」による宍道湖北岸の親水護岸の整備も進められ、松江市役所前の水辺ステージが令和 7 年 3 月に完成し、同年 4 月に供用開始している。

上流拡幅部（白潟地区）においては、平成 25 年 4 月策定の「大橋川周辺白潟地区水辺空間とまちづくりの基本計画」を踏まえ、水辺や都市空間と調和した落ち着いたあるまじなみの形成を目指して、令和 2 年度に「白潟地区都市再生整備計画」を策定し、水辺の賑わい拠点整備、道路の美装化、電線類地中化、まちなみと調和した住宅の新築改修の支援に取り組んでいる。

また、松江市街地の内水対策についても、大橋川改修と両輪で実施する必要があることから、「斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画」が平成 27 年 3 月に策定され、令和 3 年 9 月には上迫子地区で内水排除機能が向上したポンプ場が整備された。大橋川改修と調整を図りながら雨水排水施設の整備も推進する。

5. 公園緑地

（公園緑地課）

（1）都市公園等の現況

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

公園種別	分類内訳	箇所数(箇所)	面積 (ha)
都市公園	都市公園法に基づき設置公告した公園	157	215.17
街区公園	街区内に居住する者の利用に供する公園	87	19.15
近隣公園	近隣に居住する者の利用に供する公園	4	13.69
地区公園	徒歩区域内に居住する者の利用に供する公園	1	3.48
総合公園	都市住民全般の総合的な利用に供する公園	4	76.80
運動公園	都市住民全般の主に運動の利用に供する公園	2	45.70
歴史公園(特殊公園)	歴史的な史跡の保存を目的とする公園	3	24.83
植物公園(特殊公園)	植物の生育地の保護を目的とする公園	1	3.46
墓園 (特殊公園)	墓地の保全を目的とする公園	1	14.30
風致公園(特殊公園)	風致の享受の用に供することを目的とする公園	1	0.60
都市緑地	都市自然環境の保全改善、景観向上を図る緑地	38	3.24
広場公園	商業・業務系地域の景観向上・休息利用の公園	12	5.77
緑道	都市生活の安全性・快適性の確保等を図る緑道	3	4.15
特定地区公園(カントリーパーク)	農村漁村地域の生活環境向上を目的とする公園	2	15.87
普通公園	公園面積や用途が都市公園要件外となる公園	192	12.08
開発行為による公園	開発事業者が設置し市の帰属となった公園	163	4.51
地域改善対策による公園	同和対策法に基づく地域環境改善による公園	5	0.68
その他の公園緑地	特定地域において政策的に市が設置した公園	16	6.51
市立児童遊園地	児童福祉法に基づく児童厚生施設として設置	8	0.38
公園の合計		351	243.69
その他の公園	都市公園又は普通公園以外の公園	120	22.51
農山漁村公園	農業・漁業関連事業に伴い設置された公園	51	18.08
自治会等管理の児童遊園地等	設置及び管理運営は自治会等で実施	69	4.43
総 計		471	266.20

（注）都市公園の近隣公園箇所数は、松江湖畔公園を1公園として計上している。

第16章 教育委員会

1. 教育委員会の主要事業

(1)「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業

「まつえ『こども夢☆未来』塾」(職業人出前授業)の推奨や「社会体験(職場体験)学習」の支援等を通じたキャリア教育の推進、「松江城授業プロジェクト」(小・義務教育学校6年生を対象とした松江城・松江歴史館見学)等を通じたふるさと教育の推進を行う。

(2)「夢☆未来」学力育成推進事業

これからの社会を生きるために幅広い知識と柔軟な思考力に基づく「確かな学力」を身につけたこどもの育成をめざし、「表現力を高める」ことを授業改善のテーマとして設定し、学力向上担当者会の実施や各校のニーズに応じた学校訪問指導(授業研究訪問、ほっとライン訪問、研修訪問、新任講師訪問)の充実を図るとともに、学力向上対策のための学力向上支援員・学力向上支援講師の配置等を行う。市立小・中・義務教育学校において国が実施する「全国学力・学習状況調査」や、県が実施する「学びの基盤に関する調査(たつじんテスト)」、市が実施する「松江市学力調査」の結果を検討・分析し、指導方法や授業改善に役立て、児童生徒の学力の向上を図る。

(3)地域とすすめる「松江てらこや」事業

各公民館等の学習支援団体が主体となつて行う地域人材を活用したこどもへの学習支援の取組に対して補助を行い、地域社会の中でこどもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

(4)学校図書館司書配置事業

児童生徒の読書活動の充実を図るとともに学校図書館を効果的に活用した学習を推進するため、学校司書を全市立小・中・義務教育学校に配置する(平成21年度から全市立小・中学校に配置)。

(5)外国人児童生徒等日本語指導協力員派遣事業

日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の在籍校に日本語指導協力員等を派遣し、日本語を用いて学校生活や学習に取り組むことができるように支援を行う。

(6)ICT活用教育推進事業

情報化社会に対応できる能力育成を図るために整備されたICT環境(小・中・義務教育学校全学年の通常学級及び特別支援学級の教室並びに理科室への電子黒板配備、全学年の児童生徒が1人1台使用できるタブレット配備、ネット環境の整備)を活用し、ICT活用教育を推進することで、次代を担う児童生徒の確かな学力を高めていく。あわせてICT活用教育を担当する教育指導講師を学校教育課に配置し、各学校での活用に向けた支援を行う。

(7)メディア教育推進事業

児童生徒が自身の生活習慣や電子メディアとの望ましい付き合い方を考え見直すことができるよう、各校における発達段階に応じた取組を推進する。また、希望する小・義務教育学校に「メディア学習推進員」を派遣する。

教職員と保護者の情報モラルについての意識を高めることを目的とした研修会を、松江市PTA連合会と連携して実施する。また、「こどもとメディア」に関する協議会を開催し、各団体と連携し啓発活動を推進する。

(8)外国語指導助手配置事業(ALT)・小学校外国語教育指導協力員派遣事業

外国語指導助手(ALT)を市立小・中・義務教育学校及び皆美が丘女子高等学校に配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の推進を図る。また、担任による外国語科・外国語活動を補助するため、23

小学校と2 義務教育学校に外国語教育指導協力員を派遣し、外国語教育の充実を目指す。

(9)皆美が丘女子高等学校魅力化事業

平成 31 年 3 月に策定した「松江市立女子高等学校魅力化事業」実施計画に基づき、中国四国地方唯一の公立女子高としての特色を打ち出し、魅力化を図っていく。「地域を学び地域を愛し地域社会に活力を与えその発展を担う女性の育成」・「グローバルな感性と高い志を備えた女性の育成」・「生涯にわたって主体的に生きる女性の育成」を『育てる(目指す)生徒像』に掲げ、学校設定科目「まつえ学」での地域課題の探究や確かな英語力とグローバル感覚の習得、多様な進路希望の実現などに向けた取組を進めていく。

(10)生徒指導サポート推進事業

不登校、問題行動、いじめ、虐待、貧困等、困難な課題を抱える児童生徒への支援や指導の充実・強化と、不登校や問題行動、いじめ等の未然防止を目的とした生徒指導サポート推進事業を展開する。

「松江市いじめ防止基本方針」を改定し、各校におけるいじめ問題への取組や、松江市いじめ問題対策連絡協議会等の取組を推進する。

(11)サポートワーカー活用事業

不登校や問題行動等、学校における生徒指導上の課題に対応し指導体制の充実を図るため、令和 7 年度は小学校 14 校、中学校 10 校、義務教育学校 1 校にサポートワーカーを配置する(兼務あり)。

サポートワーカーは、校内での児童生徒への直接的な支援を行うほか、家庭訪問等を実施して家庭との連携を図る。

(12)地域学校協働活動推進事業

全学園(中学校区)に地域学校協働本部を設置し、学校と地域をつなぐ「地域学校協働活動推進員(地域学校コーディネーター)」を継続配置することで、学校・家庭・地域が連携・協働してこどもたちの豊かな成長を育む「よこの一貫(環)教育」の更なる推進を図る。

(13)コミュニティ・スクール推進事業

市立小・中・義務教育学校及び皆美が丘女子高等学校に設置された「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」を活用し、学校運営及び学校運営に必要な支援に関して協議しながら地域とともにある学校づくりの推進を図る。

(14)学校ネットワーク運用事業

市立小・中・義務教育学校及び皆美が丘女子高等学校で利用している学校ネットワークの運用を安全かつ円滑に実施する。令和 7 年度はネットワーク品質の向上を目指した運用改善や古くなった一部のネットワーク機器の更新及びネットワークへの繋がりにくさや速度が遅いなどの問題が見られる学校において、ネットワークアセスメントの実施し原因の特定を行う。また、職員室と教室の両方で使用できる教職員パソコンの運用管理を通して、国のセキュリティガイドラインを踏まえた安心・安全なネットワーク環境を整備する。

(15)家庭教育支援基盤形成事業

子育て中の親や保護者等に対する家庭教育支援を目的とした「親楽プログラム」を活用し、親としての役割やこどもとの関わり方について気づきを促す機会を提供する。また、プログラムの進行役である親楽ファシリテーターの養成を図る。

(16)学校環境整備事業

事業名	概要	事業年度
揖屋小学校整備事業	基本計画、実施設計、地盤調査、改修(一部増築)工事(校舎・屋内運動場)、法面对策工事	R3～R8
(仮称)湖北学園整備事業	基本計画、学校敷地測量調査設計、用地取得、グラウンド造成工事、校舎等基本・実施設計、建築工事(校舎・屋内運動場)	R3～R10

(17)スクール・サポート・スタッフ配置事業

教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、印刷や授業準備補助など教員の事務的業務支援や、校内の消毒・換気などの感染症対策を行うスクール・サポート・スタッフを小・中・義務教育学校に配置し、教員の事務負担軽減や超過勤務時間の削減を図る。

(18)緊急校務支援員配置事業

市立小・中・義務教育学校に配置すべき教員や常勤講師が配置されず、欠員や常勤に代えて緊急対応非常勤講師が配置されている学校に対し、児童生徒の学習・生活支援業務や印刷・授業準備補助などを行う緊急校務支援員を配置し、欠員等により生じる教職員への校務負担の軽減を図る。

(19)学校留守番電話整備事業

より質の高い授業を実現するため教材研究等の時間を確保し、勤務時間を意識した働き方を進めるため、小・中・義務教育学校の勤務時間外の電話対応を音声ガイダンスとするよう留守番応答装置等の導入を年次的に進める。

(20)ぶらっとプラバ魅力発見事業

音楽プロデューサーを中心に、さんびる文化センタープラバホールを拠点として、こどもたちをはじめ多くの市民が音楽を身近に感じられるよう各種事業を展開する。

(21)竹矢公民館整備事業

市内公民館で最も建築後の経過年数が長く、老朽化が進行している竹矢公民館の整備を行い、令和9年度の開設を目指す。今年度は、仮設公民館として活用する竹矢幼稚園の改修工事、仮設公民館への移転作業、旧公民館解体工事・新公民館建設工事を実施する。

(22)公民館環境整備事業

事業名	概要	事業年度
公民館施設改修事業	【空調設備更新工事】 城西公民館 【電気設備更新工事】 島根公民館	R7

2. 学校教育 (学校教育課/発達・教育相談支援センター/こども政策課/保育所幼稚園課/学校管理課/女子高/学校給食課)

(1)小中一貫教育の推進

少子化や情報化、価値観やライフスタイルの多様化等による社会の急激な変化の中、教育をめぐっても学力やいじめ、不登校の問題、きめ細やかな特別支援の在り方など多くの課題が指摘されている。こどもたちの生活習慣や学習習慣の形成、思考力・表現力の育成など、こどもたちの健やかな成長を図るためには、幼児期から義務教育9年間を見通しての一貫した教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が協働した地域ぐるみの教育を推進していくことが必要不可欠である。

このようなことから、学校や地域の教育諸課題を解決し、こどもたちの健やかな成長を図るために、幼児期から義務教育9年間を見通しての一貫した教育の構築を「たての一貫教育」、地域の教育力を活かし学校・家庭・地域が協働した教育の創造を「よこの一貫(環)教育」とする「松江市小中一貫教育」を本市教育行政の主要施策として引き続き推進する。

この小中一貫教育は全国的な広がりを見せ、国は平成27年6月に学校教育法の一部を改正し、小中一貫教育をより効果的に進める目的で、これまでの小・中学校に加えて「義務教育学校」を新たな校種として位置付けた。これを受け、本市では平成30年度4月より、小中一貫校八束学園(八束小学校・八束中学校)を県内初となる「義務教育学校八束学園」として移行、令和3年度4月より玉湯学園(玉湯小学校・大谷小学校・玉湯中学校)を「義務教育学校玉湯学園」として移行した。

《 主な取組 》

①「たての一貫教育」の推進(幼児期から義務教育9年間のたてのつながり)

- ・各学園における教職員の共同指導体制を構築する(推進部会、全体会・合同研修会、部会等の開催)。
- ・「4・3・2」の教育区分を基に、こどもの発達段階に応じた教育の充実を図る。
- ・学園内の小学校間及び小・中学校間の児童生徒の交流活動(小小交流、小中交流)を促進し、「中1ギャップ」の改善やコミュニケーション能力の育成を図る。
- ・「まつえ『こども夢☆未来』塾」(職業人出前授業)や社会体験(職場体験)学習の充実、「学園キャリア教育全体計画」「学園ふるさと教育全体計画」に基づいた各学園の系統的なキャリア教育、ふるさと教育を進める。
- ・全学園が「学園合同授業研究会」を実施し、9年間の連続した学びの基盤づくりを図り、学園の更なる教育力向上をめざした取組を進める。
- ・幼児教育施設と小学校の接続、松江市における「架け橋プログラム」の検討、「幼小連携・接続研修会」の開催等による保幼小中一貫教育に向けた取組を進める。

②「よこの一貫(環)教育」の推進(学校・家庭・地域のよこのつながり)

- ・各校に設置している「学校運営協議会」、全学園に設置している「学園教育推進会議」を中心に、幼児期から義務教育9年間のこどもたちの育ちを地域全体で育んでいく「地域とともにある学校づくり」の取組を進める。
- ・全学園に設置している「地域学校協働本部」の地域学校コーディネーターを継続配置し、各学園で地域・保護者の教育活動への積極的な参画を促し、学校・家庭・地域が連携・協働した取組を進める。

< 学校の施設形態 >

16学園の型		校区数	学園名 []内は小学校・中学校
義務教育学校	A 施設一体型	2校区	八束学園 ※平成30年度4月より、[八束小・中]から[義務教育学校八束学園]に移行 玉湯学園 ※令和3年度4月より、[玉湯小・大谷小・玉湯中]から[義務教育学校玉湯学園]に移行
小中一貫教育校	B 施設隣接型	4校区	本庄水辺の学園[本庄小・中] しまね潮風学園[島根小・中] 海と朝日の美保関学園[美保関小・中] やくも意宇学園[八雲小・中]
	C-1 施設分離型 (小学校同規模)	3校区	津田古志原夢きぼう学園[津田小・古志原小・四中] まつえ天神川学園[中央小・雑賀小・三中] 湖東かんなび学園[大庭小・竹矢小・湖東中]

	C-2 施設分離型 (小学校異規模)	2校区	まつえ湖南学園[乃木小・忌部小・湖南中] 宍道みずうみ学園[宍道小・来待小・大野原分校・宍道中]
	C-3 施設分離型 (小学校多数)	5校区	千鳥の杜学園[城北小・内中原小・法吉小・生馬小・一中] 嵩の杜学園[母衣小・川津小・朝酌小・持田小・二中] 湖北白鳥学園[古江小・大野小・秋鹿小・湖北中] 鹿島ふれあい学園[恵曇小・佐太小・鹿島東小・鹿島中] ほっとハート東出雲学園[出雲郷小・揖屋小・意東小・東出雲中]

(2)ICT活用教育の推進

国は、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、並行してクラウドの活用、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用事例の普及、利活用のPDCAサイクルの徹底等を進めることで、多様なこどもたちを誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるため「GIGAスクール構想」を作成した。

松江市では、国の構想を基に具体的な利活用計画として「松江市GIGAスクール構想」を策定している。令和7年4月には「松江市GIGAスクール構想第2期(令和7～9年度)」を新たに策定し、構想としてめざすべき児童生徒の姿を定め、ICT活用教育推進の指針としている。

《 主な取組 》

①個別学習・協働学習での活用

- すべての教員がICT機器を活用し、「一斉学習」「個別学習」「協働学習」といった様々な形態の授業を単元の中で有効に使い分け実践する。
- 学習を行うアプリケーションとしてGoogle Workspaceを市内で統一的に使用し、教員間や学校間での実践事例の共有することで市全体での取り組みの底上げを図る。
- 端末やクラウドツールを使用することで蓄積された学習データは、それぞれの教育的ニーズに合わせた個別最適な学習が実現できるよう、「個別学習」や「協働学習」へ活用する。

②授業以外での活用

- 端末と学習支援ツールなどを活用し、日々の学校生活にICTを取り入れる。
- 児童生徒は端末を家庭に持ち帰り、宿題などのほか教科や授業進度、理解度に合わせた個別最適な予習復習といった家庭学習に取り組む。
- 端末は学習でのみ使用する。

③情報活用能力の育成

- 児童生徒は、ICT機器や各ソフトウェアの基本的な操作、プログラミング的思考などデジタル社会を生きるための知識と技術を習得する。
- 児童生徒は、情報を収集し知識を蓄えるとともに、その情報をまとめ伝える能力を育てる。また、収集した情報の真偽を見極め正しく評価する能力(情報リテラシー)や、情報を伝える相手の権利を尊重した行動ができる能力(情報モラル)を育てる。
- 国の指針に沿いながらAIを学習へ導入する。

④オンライン学習などの活用

- 遠隔授業やWeb会議ツールを用いた他校との交流などに取り組む。
- 登校が難しい児童生徒に対し、授業配信などの取り組みを進める。
- 臨時休業時には、オンライン学習やクラウドツールを活用するなど、学びをとめない取り組みを進める。

このほか、ICTを活用した校務DXを推進することで、健全な学校運営を行うとともに業務改善によって児童生徒とふれあう時間を増やす。また、ネットワーク環境の整備、教員の研修やサポート体制の整備など、ICT活用をさらに進める環境づくりも推進していく。

(3)特別支援教育の推進

①発達・教育相談支援センター「エスコ」の事業推進

国においては、障害者権利条約の批准を経て平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行された。また、市においても、同年10月に「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例(略称「松江市障がい者差別解消条例」)」を施行した。教育においては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。

こうした中、発達・教育相談支援センター「エスコ」は令和4年度に策定した「松江市特別支援教育推進計画」に基づき、具体的な施策を推進していく。また、中核市としてこれまで実施してきた研修を更に充実させ、指導力・支援力向上につなげる。

②特別支援学級の設置状況 ※()は院内学級。入院児童生徒の入級に伴い開設。

(令和7年5月1日現在)

	知的		肢体不自由		病弱・身体虚弱		弱視		難聴		自閉症・情緒		院内(病気療養)	
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
小学校	34	119	7	9	9	14	2	2	3	5	47	239	(1)	0
中学校	20	77	2	2	7	8	1	1	1	1	29	135	(1)	0
合 計	54	196	9	11	16	22	3	3	4	6	76	374	(2)	0

※小学校には義務教育学校(前期)、中学校には義務教育学校(後期)を含む。

③通級指導教室の状況

(令和7年5月1日現在)

	担当者数	通級児童・生徒数
小学校(7校)	15	172
中学校(4校)	8	97
合 計	23	269

④特別支援幼児教室の状況

(令和7年5月1日現在)

	担当者数	通級幼児数
幼稚園(11園)	17	73

⑤特別支援学級等における特別支援教育の充実

小・中・義務教育学校の特別支援学級及び通級指導教室の運営、設備充実、新たな学級設置等、教育環境整備に積極的に取り組む。介助の必要がある児童生徒が在籍している学級や在籍人数が多い学級に特別支援学級介助員を配置し、安全面や指導の充実を図る。

⑥通常の学級における特別支援教育の充実

通常の学級に在籍する発達障がい等、学習や行動上特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制強化を図

るため、特別支援教育支援員を配置して校内支援体制の充実に努める。

併せて「特別支援教育コーディネーター研修」「体づくり研修」「読み書きに困難さのあるこどもの理解と支援」等、教員・保育士等を対象にしたこどもの見方や行動理解等に関する専門的な研修会を行い、発達障がい等による困難さの理解・啓発を促し、指導力・支援力の向上を図る。

⑦相談体制

多様なニーズに対応するため、教育・保健・福祉・医療・心理等の専門的な分野の相談員や各機関と連携しながら相談を行う。

専門巡回相談は、幼児児童生徒の在籍校園所等を訪問し、観察をした上で指導・支援等について保護者、担当者との相談を行う。

就学相談は、幼児児童生徒の在籍校園所等を訪問し、特別な支援の場における教育の必要性について観察及び保護者や所属との相談を行う。

年2回休日に、幼児の保護者を対象に、医師や大学教授も参加する相談会を実施する。

⑧松江市特別支援教育就学審議会

就学相談を経て、特別支援学級や特別支援学校への就学、また、特別支援学級、通常の学級への在籍異動等を含めた本人・保護者の学びの場に関する審議希望を受け、年10回の就学審議会を行う。専門調査員による幼児児童生徒の観察、関係者との相談をもとに、障がいの状況、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・保健・福祉・医療・心理等専門の見地からの意見、学校の状況を踏まえた総合的な観点から就学先の判断を行う。

⑨早期発達・教育支援事業

就学前の幼児に対して、早期から個別及び小集団での関わりを通した支援(療育:にこにこ教室)を実施し、小学校への円滑な移行に努める。また、幼児から小学校低学年までの保護者を対象として、こどもの特性の受けとめ方やかかわり方についてグループで学ぶ子育て支援講座(ペアレント・トレーニング)「のべのべ講座」を開催する。

⑩保健・福祉との連携及び情報の共有

こども家庭センター、健康推進課が行う乳幼児健康診査にエスコスタッフも参加し、相談、情報共有を行い、早期の気づきと早期からの適切な支援につなぐ。また、3歳児健康診査の際に、こどもの困難さへの気づきや子育てのポイントなどをまとめた「すくすく！子育てリーフレット」を保護者に配布する。

こどものプロフィールやこれまでの相談記録、個別の指導計画等をファイリングするサポートファイル「だんだん」を保護者に無料で配布し、相談の際に必要な情報を共有する等活用することで、切れ目ない支援体制の充実に努める。

(4)学校(園)の状況

①園児・児童・生徒数等(市立)

(令和7年5月1日現在)

区分	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
学校(園)数	21	32	15	2	1	71
人数	192	9,141	4,598	1,024	277	15,232

②校園地・校舎・屋内運動場・その他

幼稚園

(令和7年5月1日現在)

校名 項目	園児数	学級数	園地面積 (㎡)	施設(㎡)			
				建物面積			屋外 運動場
				木造園 舎	非木造 園舎	合計	
母衣	12	1	1,846	5	1,241	1,246	813
城北	21	3	2,760	7	1,538	1,545	987
中央	12	1	853		752	752	853
雑賀	—	—	4,493		1,361	1,361	1,489
津田	33	3	3,695		1,414	1,414	1,635
古志原	28	3	5,280		1,435	1,435	2,780
川津	21	2	3,651	918		918	1,165
朝酌	6	1	2,379	362		362	1,200
竹矢	—	—	3,421		1,046	1,046	1,230
忌部	—	—	1,234		402	402	1,234
大庭	9	1	2,195		1,020	1,020	441
生馬	—	—	※		465	465	※
持田	9	1	1,558	390		390	500
古江	7	1	1,050		522	522	261
本庄	—	—	664		268	268	※
大野	—	—	1,911		388	388	821
秋鹿	3	1	1,405		378	378	570
恵曇	—	—	4,466		1,009	1,009	2,380
佐太	11	1	2,629		612	612	773
講武	6	1	3,137		669	669	1,432
たまゆ	14	2	1,539	743		743	437
計	192	22	50,166	2,425	14,520	16,945	21,001

※ 生馬幼稚園、恵曇幼稚園、竹矢幼稚園、本庄幼稚園、大野幼稚園、忌部幼稚園、雑賀幼稚園は、休園。

※ 生馬幼稚園の園地面積は、生馬小学校の校地面積に含まれる。

※ 生馬幼稚園及び本庄幼稚園は、屋外運動場を小学校と兼用しているため、小学校の面積に含む。

小 学 校

(令和7年5月1日現在)

項目 校名	児童数	学級数	校 地 面 積 (㎡)	施 設(㎡)						
				建 物 面 積				屋 外 運動場	屋外運動場 芝 生 化	
				木 造 校 舎	非木造 校 舎	屋 内 運動場	合 計		面 積 (㎡)	実 施 年 度
母 衣	417	18(3)	19,874	37	6,866	1,205	8,108	8,898	7,200	H24
城 北	479	21(4)	25,223		5,361	1,214	6,575	8,405	7,100	H24
内中原	628	26(5)	14,845		6,337	1,195	7,532	8,535	3,000	H21
中 央	272	13(3)	13,667		5,174	935	6,109	7,582		
雑 賀	186	12(6)	11,520		4,432	801	5,233	6,286		
津 田	733	31(7)	17,807		6,541	1,379	7,920	8,684		
古志原	613	24(4)	39,536		6,959	1,101	8,060	27,210	8,000	H22
川 津	576	22(3)	31,079		6,557	863	7,420	20,636	10,000	H22
朝 酌	100	8(2)	20,527		2,253	814	3,067	11,849	6,000	H21
法 吉	399	17(3)	32,563		4,971	859	5,830	9,858	10,000	H22
竹 矢	309	14(3)	25,418		4,872	810	5,682	12,464	7,700	H22
乃 木	841	32(5)	18,153	19	7,832	1,280	9,131	9,126		
忌 部	108	8(2)	12,285		2,371	539	2,910	7,743	7,000	H23
大 庭	466	19(4)	23,823	1	6,902	1,049	7,952	8,419		
生 馬	129	7(1)	17,916		3,112	894	4,006	10,356		
持 田	309	14(2)	16,996	10	3,519	919	4,448	10,377	8,000	H22
古 江	226	11(2)	23,291		3,612	680	4,292	10,738		
本 庄	62	7(1)	15,476		2,976	894	3,870	6,329	3,500	H25
大 野	25	3(0)	13,980	198	1,533	503	2,234	10,834	3,711	H23
秋 鹿	55	8(2)	16,582	218	1,992	539	2,749	10,030	6,000	H23
恵 曇	52	7(2)	30,835		3,819	1,151	4,970	16,014	5,510	H24
佐 太	84	8(2)	15,640		3,043	1,261	4,304	10,000	8,000	H22
鹿島東	92	8(2)	17,859	23	2,750	1,145	3,918	10,703	5,000	H24
島 根	103	9(3)	22,698		3,290	1,094	4,384	6,900	6,790	H23
美保関	130	8(2)	6,160		4,682	-	4,682	-		
八 雲	395	16(4)	14,633		4,611	1,402	6,013	5,933	5,933	H23
宍 道	267	14(3)	22,588		4,997	1,293	6,290	14,022	7,390	H21
来 待	88	8(2)	16,700		3,061	1,133	4,194	7,209	6,500	H23
大野原分校	0	0(0)			27	-	27	-		
出雲郷	462	21(5)	16,476	91	3,928	1,010	5,029	9,492		
揖 屋	343	17(5)	22,605		3,857	864	4,721	9,657		
意 東	192	11(3)	22,349		2,686	941	3,627	10,454		
合 計	9,141	442(95)	619,104	597	134,923	29,767	165,287	314,743	132,334	

※ ()は特別支援学級内数 (院内学級を除く。)

中 学 校

(令和7年5月1日現在)

項目 校名	生徒数	学級数	校 地 面 積 (㎡)	施 設(㎡)				
				建 物 面 積				屋 外 運動場
				木造校舎	非木造校舎	屋内運動場	合 計	
第 一	814	30(8)	32,900		8,196	2,405	10,601	15,170
第 二	744	27(8)	51,745		7,640	1,261	8,901	21,194
第 三	207	10(4)	19,534		6,092	965	7,057	11,990
第 四	640	22(4)	57,198		8,955	1,345	10,300	21,956
湖 南	490	18(4)	42,524		7,618	1,122	8,740	18,577
湖 東	388	14(3)	30,674		6,945	1,452	8,397	16,659
本 庄	35	6(3)	18,907		2,595	776	3,371	10,346
湖 北	175	8(2)	32,881		4,886	1,330	6,216	17,325
鹿 島	115	7(2)	42,929		5,974	1,660	7,634	20,235
島 根	61	6(3)	26,330		3,727	1,618	5,345	13,170
美 保 関	85	6(3)	20,515		5,786	2,192	7,978	11,415
八 雲	161	8(2)	16,618		4,074	1,143	5,217	9,335
宍 道	183	8(2)	27,938		4,815	1,129	5,944	12,872
大野原分校	8	5(2)			407	-	407	-
東 出 雲	492	18(4)	26,250		7,320	2,356	9,676	13,940
合 計	4,598	193(54)	446,943	0	85,030	20,754	105,784	214,184

※ ()は特別支援学級内数(院内学級を除く。)

義 務 教 育 学 校

(令和7年5月1日現在)

項目 校名	児童・ 生徒数	学 級 数	校 地 面 積 (㎡)	施 設(㎡)						
				建 物 面 積				屋 外 運動場	屋外運動場 芝 生 化	
				木 造 校 舎	非木造 校 舎	屋 内 運動場	合 計		面 積 (㎡)	実 施 年 度
八束学園	(前)147 (後)79	(前)8(2) (後)6(3)	29,190	35	5,190	(前)900 (後)1,230	7,355	13,030	4,455	H24
玉湯学園	(前)566 (後)232	(前)25(5) (後)10(3)	39,504	5,957	4,634	(前)1,420 (後)1,342	13,353	17,958		
合 計	1,024	49(13)	68,694	5,992	9,824	4,892	20,708	30,988	4,455	

※ ()は特別支援学級内数(院内学級を除く。)

高 等 学 校

(令和7年5月1日現在)

項目 校名	生徒数	学級数	校 地 面 積 (㎡)	施 設(㎡)				
				建 物 面 積				屋 外 運動場
				木造校舎	非木造校舎	屋内運動場	合 計	
皆美が丘 女 子 高	277	12	38,846		5,054	1,193	6,247	22,194

皆美が丘女子高等学校卒業生の動向(過去5年間)

年度	進学者				就職者			その他	合計
	大学	短大	専門・各種	計	県内	県外	計		
令和2年度	20	13	42	75	10	2	12	1	88
令和3年度	23	13	50	86	10	2	12	1	99
令和4年度	19	15	36	70	11	1	12	2	84
令和5年度	13	14	57	84	7	0	7	4	95
令和6年度	26	14	36	76	9	0	9	4	89

(5)給食の実施状況

①完全給食

(令和7年5月1日現在)

給食センター名	学 校 名		学級数	給食人員(児童生徒園児数)
南学校給食センター(11)	幼稚園	たまゆ幼稚園	2	14
	小学校	雑賀小学校	12	186
		古志原小学校	24	613
		竹矢小学校	14	309
		乃木小学校	32	841
		忌部小学校	8	108
		大庭小学校	19	466
	中学校	第三中学校	10	207
		湖南中学校	18	490
		湖東中学校	14	388
	義務教育学校	玉湯学園(前期)	25	566
		玉湯学園(後期)	10	232
	計		188	4,420
北学校給食センター(12)	小学校	津田小学校	31	733
		中央小学校	13	272
		川津小学校	22	576
		朝酌小学校	8	100
		持田小学校	14	309
		本庄小学校	7	62
		美保関小学校	8	130
	中学校	第二中学校	27	744
		第四中学校	22	640
		本庄中学校	6	35
		美保関中学校	6	85
	義務教育学校	八束学園(前期)	8	147
		八束学園(後期)	6	79
	計		178	3,912
西学校給食センター(10)	小学校	母衣小学校	18	417
		城北小学校	21	479
		内中原小学校	26	628
		法吉小学校	17	399
		生馬小学校	7	129
		古江小学校	11	226
		大野小学校	3	25
		秋鹿小学校	8	55
	中学校	第一中学校	30	814
		湖北中学校	8	175
	計		149	3,347
鹿島学校給食センター(6)	幼稚園	佐太幼稚園	1	11
		講武幼稚園	1	6
	小学校	恵曇小学校	7	52
		佐太小学校	8	84
		鹿島東小学校	8	92
	中学校	鹿島中学校	7	115

	計		32	360
島根学校給食センター(2)	小学校	島根小学校	9	103
	中学校	島根中学校	6	61
	計		15	164
八雲学校給食センター(2)	小学校	八雲小学校	16	395
	中学校	八雲中学校	8	161
	計		24	556
宍道学校給食センター(3)	小学校	宍道小学校	14	267
		来待小学校	8	88
	中学校	宍道中学校	8	183
	計		30	538
東出雲学校給食センター (4)	小学校	出雲郷小学校	21	462
		揖屋小学校	17	343
		意東小学校	11	192
	中学校	東出雲中学校	18	492
	計		67	1,489
幼稚園 (3園)			4	31
小学校 (31校)			442	9,141
中学校 (14校)			188	4,590
義務教育学校(2校)			49	1,024
総 計 (3園、47校)			683	14,786

<ミルク給食(11 幼稚園)>

対象:母衣幼稚園、城北幼稚園、中央幼稚園、津田幼稚園、古志原幼稚園、川津幼稚園、朝酌幼稚園、大庭幼稚園、持田幼稚園、古江幼稚園、秋鹿幼稚園

<学校給食対象となっていない園、学校>

小学校:来待小大野原分校、中学校:宍道中大野原分校

②学校種別給食実施状況

(令和7年5月1日現在)

給食区分と状況 学校種別	完全給食		ミルク給食		計	
	学校数	児童生徒 園児数(人)	学校数	児童生徒 園児数(人)	学校数	児童生徒 園児数(人)
幼稚園	3	31	11	161	14	192
小学校	31	9,141			31	9,141
中学校	14	4,590			14	4,590
義務教育学校	2	1,024			2	1,024
計	50	14,786	11	161	61	14,947

③給 食 費 (1人1食当たり)

令和7年度 給食費単価	
幼稚園	290円
幼稚園(ミルク給食)	72円
小学校・義務教育学校(前期)	310円
中学校・義務教育学校(後期)	354円

④食物アレルギー対応事業

食物アレルギーを有する児童生徒が安心して給食の提供を受けることができるよう、安全性を最優先に調理場や学校の実情に合わせた対応を実施する。

(1) 公民館における生涯学習の推進

公民館は現在29館あり、それぞれの地域において生涯学習や社会教育活動を推進する中核的な施設として、多彩な地域資源や人材等の学習資源を有効に活用できる環境を整えるとともに、新しい人的ネットワークやコミュニティの形成にも寄与している。また地域福祉や青少年の健全育成、環境・リサイクル、地域防災など、幅広い分野における地域の活動拠点としての役割も担い、「公設自主運営方式」を基本とし地域に根ざした公民館運営を行っている。

(2) 公民館の設置状況 令和7年5月1日時点

名 称	所 在 地
城 東 公 民 館	松江市北田町 273
城 北 公 民 館	松江市北堀町 43
城 西 公 民 館	松江市堂形町 614
白 潟 公 民 館	松江市灘町 1-57
朝 日 公 民 館	松江市東朝日町 49
雑 賀 公 民 館	松江市雑賀町 677
津 田 公 民 館	松江市東津田町 1189-1
古 志 原 公 民 館	松江市古志原四丁目 6-30
川 津 公 民 館	松江市西川津町 3405-5
朝 酌 公 民 館	松江市朝酌町 92-1
法 吉 公 民 館	松江市比津町 308-4
竹 矢 公 民 館	松江市八幡町 279-1
乃 木 公 民 館	松江市浜乃木五丁目 1-5
忌 部 公 民 館	松江市東忌部町 899
大 庭 公 民 館	松江市大庭町 805-3
生 馬 公 民 館	松江市西生馬町 8
持 田 公 民 館	松江市東持田町 61
古 江 公 民 館	松江市西浜佐陀町 288-1
本 庄 公 民 館	松江市本庄町 463-3
大 野 公 民 館	松江市上大野町 1855-1
秋 鹿 公 民 館	松江市岡本町 70
鹿 島 公 民 館	松江市鹿島町佐陀本郷 640-1
島 根 公 民 館	松江市島根町加賀 1414
美 保 関 公 民 館	松江市美保関町下字部尾 556-1
八 雲 公 民 館	松江市八雲町西岩坂 355-1
玉 湯 公 民 館	松江市玉湯町湯町 1796
宍 道 公 民 館	松江市宍道町宍道 885-3
八 束 公 民 館	松江市八束町波入 2060
東 出 雲 公 民 館	松江市東出雲町揖屋 1216-1

(3) 青少年育成事業

① 青少年支援センター【市民活動センター(スティックビル)6階】

不登校、ひきこもり、ニート、発達障がい、非行など様々な困難を抱えるこども・若者や保護者等の相談を受け、必要に応じて専門機関と連携しながら助言や指導を行う。また、相談者の要望を踏まえた個別的・継続的な支援(学習支援、就労支援、生活支援等)を実施する。

②松江市青少年育成連絡協議会

各地区の青少年育成協議会及び青少年に関わる各種団体で構成。「黄色いポスト」による有害図書の回収、青少年の自立と社会参加促進、研修会の開催、機関紙「青少協まつえ」の発行などの諸事業を全市で実施する。

4. 放課後児童対策

(生涯学習課)

(1)放課後児童健全育成事業(児童クラブ) 令和7年5月1日時点 公設 41ヵ所(58クラブ室) 民設 44ヵ所

保護者が就労等により昼間家庭にいない小・義務教育学校就学児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

(2)放課後こども教室推進事業 令和7年5月1日時点 32ヵ所(31小学校区)

地域の方の参画を得て、放課後や休日に学校施設等を利用し、遊びやスポーツ、文化活動などの体験の場を提供する。異年齢や地域の方との交流の中で、児童が心豊かに育まれる環境づくりを行う。

5. 図書館等文化施設

(生涯学習課/図書館事務局)

(1)図書館ネットワーク推進事業

市全域に良質な図書館サービスを提供するため、移動図書館及び配本事業による図書の貸出を行う。

(2)こども読書活動推進事業

就学前のこどもに対する絵本や物語の読み聞かせ事業を推進することにより、「読む力」「聞く力」「話す力」を養うことで、学齢期を迎えた際に、自ら考え、学び、解決できるこどもの育成に努める。

(3)主な文化施設 令和7年5月1日現在

①図書館

名 称	所 在 地
中央図書館	松江市西津田六丁目5-44
島根図書館	松江市島根町加賀1414
東出雲図書館	松江市東出雲町揖屋1216-1

②文化ホール

名 称	所 在 地
総合文化センター(さんびる文化センタープラバホール)	松江市西津田六丁目5-44
鹿島文化ホール	松江市鹿島町佐陀本郷659
鹿島野外音楽堂	松江市鹿島町佐陀本郷76
人と情報・文化の交流館(マリンプラザしまね)	松江市島根町加賀漁港地内
八雲アルバホール	松江市八雲町西岩坂355-1

③資料館・体験施設

名 称	所 在 地
出雲かんべの里	松江市大庭町1614
美保関歴史・生活体験資料館	松江市美保関町美保関1661-1

第17章 消防本部

1. 消防本部の主要事業

(消防総務課)

(1) 現場指揮体制の構築

令和3年4月1日に発生した島根町加賀の大規模火災で得た教訓である「現場指揮機能のさらなる強化」の達成のため、早期の専属指揮隊運用に向け継続的な職員採用や研修による人材育成を図っていく。

2. 沿革

(消防総務課)

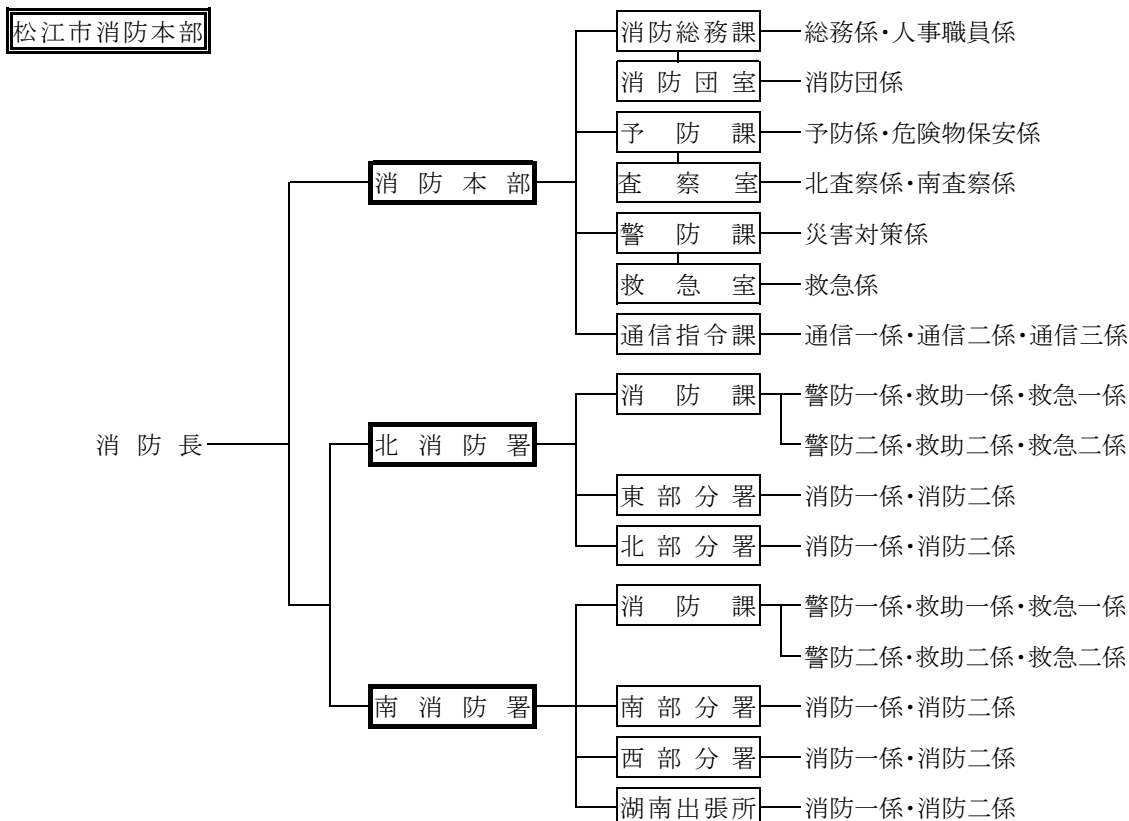
明治22年8月	松江市消防規則と同施行手続きを制定し、4番組制の松江市消防組を編成
27年6月	勅令により4番組制は1組に統轄され、橋南、橋北の2部制となる
昭和14年4月	警防団令施行により松江市警防団に改組、本部及び7分団総員865名となる
22年9月	消防団令施行により松江市消防団として再発足し8分団550名に改める
24年4月	殿町の市役所総務課内に松江市消防本部を設置
26年1月	松江市消防署(消防職員43名)を設置、消防団は11分団554名
30年5月	旧松江市警察署庁舎を改築し、消防本部、消防署等に移転
37年9月	殿町に新庁舎が完成し、消防本部、消防署に移転
47年4月	松江地区消防組合を設立
48年3月	消防本部通信室無線統制台及び無線装置、上本庄町澄水山無線基地局が完成
4月	松江地区消防組合消防本部及び松江消防署開庁(条例定数147名)
52年2月	嫁島町に松江消防署南分署が完成、浜乃木出張所は1月末閉鎖
平成元年3月	西川津町に新庁舎が完成、朝日出張所は統合、消防緊急情報システム運用開始
4月	松江地区消防組合、松江地区環境衛生組合及び松江八束保健防疫組合を解散し、新たに松江地区広域行政組合を設立
4年5月	松江消防に初の救急救命士が誕生
5年10月	松江市消防団に初の女性消防団員が2名入団
7年1月	阪神・淡路大震災で被災した神戸市に応援隊を派遣
9年7月	矢田町に松江南消防署が完成、南分署及び大庭出張所は統廃合
10年3月	県内の携帯電話からの119番通報の代表消防本部として受信システムの運用を開始
14年7月	「消防力整備実施計画」「署所再編5ヵ年計画」を策定
15年8月	宍道町に松江南消防署宍道分署が完成、宍道出張所は閉鎖
17年3月	松江地区広域行政組合を解散、1市7町村の合併により新松江市が発足し松江市消防本部が発足、消防団は8消防団による連合消防団方式を採用、団員定員は2,083名
18年3月	「消防力整備実施計画」に基づく「署所再編実施後期計画」を策定
4月	消防団への迅速な情報伝達のため「松江市消防団災害出動検索システム」の運用を開始
19年1月	指揮命令系統の一元化を図るため、8つの消防団の連合体を1つにし、新松江市消防団が発足した
4月	松江消防に初の女性救急救命士が誕生、国の指定を受け「高度救助隊」を設置
21年4年	乃白町に松江市南消防署湖南出張所が完成、玉湯出張所は閉鎖
22年4月	松江市が国際消防救助隊編成協力市町村の登録を受け、隊員6名を登録した
23年3月	緊急消防援助隊島根県大隊として、東日本大震災で被災した仙台市に34名の職員を派遣
8月	東出雲町との市町村合併に伴い東出雲町消防団を松江市消防団に統合、10方面団、39分団、団員定員2,255名
25年4月	美保関町に松江市北消防署東部分署が完成、美保関出張所、八束出張所は閉鎖 高機能消防指令センターを更新整備し、運用開始
26年8月	緊急消防援助隊島根県大隊として、豪雨による土砂災害で被災した広島市に44名の職員を派遣
28年4月	八雲町に松江市南消防署南部分署が完成、東出雲出張所、八雲出張所は閉鎖 緊急消防援助隊島根県大隊として、熊本地震で被災した熊本市に42名の職員を派遣
30年7月	緊急消防援助隊島根県大隊として、豪雨による土砂災害で被災した呉市に63名の職員を派遣
10月	原子力災害対策の強化を図るため、放射線防護対策として、消防本部庁舎の隣接地に陽圧浄化ユニット、除染施設、原子力災害対策資機材保管庫及び車庫を備えた陽圧装置棟を増築し、非常用発電機及びオイルタンク設置のための発電機棟を新築した
令和3年10月	松江市北消防署北部分署が完成、鹿島出張所及び秋鹿出張所は閉鎖。
5年4月	松江市消防団の団員定員 1,970名となる。
令和7年4月	高機能消防指令センターを更新整備し、運用開始

3. 松江市消防本部

(消防総務課)

(1) 組織図

(令和7年4月1日現在)



(2) 職員条例定数 270 (令和4年4月1日～)

(3) 所属別・階級別職員別職員数 (令和7年4月1日現在)

(単位: 人)

区 分		消 防 吏 員								その他の職員	合 計
		消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士		
消防本部	消防長	1									1
	消防次長		1							1	2
	消防総務課				5	4	1		10	2	22
	予防課			1	4	4	4				13
	警防課			2	3	3	2				10
	通信指令課			1	3	3	9				16
小 計		1	1	4	15	14	16		10	3	64
北消防署	署長		1								1
	北部分署			1	9	17	16	1	11		55
	北部分署				3	4	9		3		19
	東部分署				3	4	6	1	5		19
	小 計		1	1	15	25	31	2	19		94
南消防署	署長		1								1
	南部分署			1	7	15	21		7		51
	南部分署				3	4	8		4		19
	西部分署				3	4	6		6		19
	湖南出張所				1	4	5				10
小 計			1	1	14	27	40		17		100
合 計		1	3	6	44	66	87	2	46	3	258

(4)消防本部・署所出動状況 令和6年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

(単位:回、人)

区分	災害出動						予防活動		警防活動			合計
	火災	風水害	救助	救急	搜索	誤報・虚報	査察	訓練指導	火災原因調査	特別警戒	警防調査	
出動回数	40	15	172	10,836	73	37	1,016	314	114	196	1,204	14,017
出動延人数	742	86	1,618	34,624	159	481	2,058	1,133	147	367	3,192	44,607

(5)火災概要

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
火 災 件 数 (件)	建物	22	30	28	33	21
	林野	5	2	2	2	2
	車両	4	9	2	6	1
	船舶	0	0	0	0	1
	その他	15	8	20	16	15
	合 計	46	49	52	57	40
損 害 額 (千 円)	建物	22,009	141,680	162,151	68,779	21,754
	林野	139	25	0	8	3
	車両	1,738	3,006	494	1,470	5,514
	船舶	0	0	0	0	1
	その他	59	25	13,464	4,338	104
	爆 発	0	0	0	5	0
	合 計	23,945	144,736	176,109	74,600	27,376
焼損棟数(棟)	全 焼	6	25	14	11	4
	半 焼	0	1	2	1	0
	部 分 焼	12	13	9	14	6
	ぼ や	17	32	21	21	18
焼 損 面 積 (㎡)	建 物 (㎡)	946	3,242	3,426	1,530	587
	林 野 (㎡)	12	40	1	9	1
り 災 人 員 数 (人)		58	85	76	84	38
り 災 世 帯 数 (世 帯)	全 損	6	13	6	9	6
	半 損	1	2	1	1	0
	小 損	16	20	21	29	14
死 傷 者 (人)	死 者	2	4	2	5	3
	傷 者	8	7	8	5	8

(6)救急概要

(単位:件、人)

区 分		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員
火	災	41	9	44	4	47	8	51	7	32	7
自 然 災 害		8	6	13	6	3	2	0	0	0	0
水 難		23	10	24	10	28	14	10	4	24	9
交 通		479	421	488	412	507	405	633	484	506	399
労 働 災 害		68	68	73	70	92	92	80	79	84	82
運 動 競 技		33	33	52	50	71	70	77	77	80	79
一 般 負 傷		1,351	1,278	1,384	1,323	1,443	1,396	1,689	1,606	1,643	1,573
加 害		16	14	12	9	23	16	22	18	30	28
自 損 行 為		88	53	94	68	68	48	76	62	73	54
急 病		5,349	5,131	5,863	5,636	6,828	6,511	7,572	7,119	7,603	7,215
そ の 他		728	585	713	589	716	592	782	609	761	569
合 計		8,184	7,608	8,760	8,177	9,826	9,154	10,992	10,065	10,836	10,015
1 日 平 均 出 動 件 数		22.4		24.0		26.9		30.1		29.7	
1 日 平 均 搬 送 人 員		20.8		22.4		25.1		27.6		27.4	
1 万 人 当 り 出 動 件 数		405.2		436.3		493.2		553.2		552.8	
1 万 人 当 り 搬 送 人 員		376.7		407.3		459.5		506.6		510.9	
人 口 (各 年 1 月 1 日 現 在)		201,981		200,772		199,236		198,697		196,021	

(7)車両(令和7年4月1日現在)

(単位:台)

区 分	ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	はしご車	救助工作車	水槽車	救急自動車	作業車	支援車	特殊災害対策車	災害救援車	重機搬送車	緊急消防二輪自動車	業務車	人員輸送車	資機材搬送車	広報車	査察車	指揮車	防災活動車	防災活動車両	福祉車	小型救助車	合計
消防本部														1	1		3	1	1	2	1	2		12
北消防署	1	1	1	1		1	3	1	1		1		1	1		1		1	1					16
東部分署	1	1					2															1		5
北部分署	1	1					2															1		5
南消防署	1	1		1	1		2			1		1	1			1		1	1			1	1	14
南部分署	1	1					2															1		5
西部分署	1	1					2															1		5
湖南出張所	1						1																	2
合 計	7	6	1	2	1	1	14	1	1	1	1	1	2	2	1	2	3	3	3	2	1	7	1	64

(8)通信施設(令和7年4月1日現在)

(単位:回線、台)

区 分	通信指令システム	119番専用光回線	非常用119番専用回線	インターネット回線 NET映像通報システム	Eメール指令回線	聴覚障害者緊急FAX	衛星119番回線	携帯119番電話転送	携帯・IP位置情報	指令専用回線	順次指令用回線	消防団専用電話	市役所専用回線	警察専用回線	日本道路公団	病院専用回線	ガス水道専用回線	災害情報案内	携帯電	合計
消防本部	1	2			1	1	2	2	2	1	3	1	1	1	1	1	2	1	4	27
北消防署																			7	7
東部分署										1									2	3
北部分署										1									2	3
南消防署			2							1									6	9
南部分署										1									2	3
西部分署			2							1									2	5
湖南出張所										1									1	2
市役所										1										1
合 計	1	2	4		1	1	2	2	2	8	3	1	1	1	1	1	2	1	26	60

4. 松江市消防団

(消防総務課)

(1)消防団員数及び消防車両数(令和7年4月1日現在)

(単位:人、台)

区 分	松江	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束	東出雲	合計
人 員	502	236	179	257	108	92	202	152	151	1,879
車 両										
消防ポンプ自動車	7	2	0	0	0	1	2	0	0	12
小型動力ポンプ付積載車	27	12	12	12	8	6	7	8	12	104
その他の車両	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
小型動力ポンプ	4	0	0	13	0	0	0	0	0	17
合 計	38	14	12	25	8	8	10	8	12	135

(2)消防団員の出動状況 令和6年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

(単位:人)

区 分	松江	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束	東出雲	合計
火 災	165	0	0	39	1	28	0	0	16	249
風水害等その他の災害	27	26	1	39	35	0	51	0	76	255
警 戒	13	6	0	61	0	35	34	0	47	196
訓 練	1,627	147	285	378	124	336	582	324	190	3,993
そ の 他	3,531	719	784	1,187	572	546	912	727	1,278	10,256
合 計	5,363	898	1,070	1,704	732	945	1,579	1,051	1,607	14,949

第18章 公 営 企 業

1. 松江市水道事業

(1) 上水道のあゆみ

大正2年に事業認可を得て、給水人口50,000人、一日最大給水量6,300m³、一人一日最大給水量126ℓの計画で総工費63万4千円をかけて大正3年11月に着工し、大正7年6月1日に通水を開始した。

その後、市勢の発展にともない生じた水源不足に対応するため昭和32年忌部川支流に大谷ダムを完成させ、日量30,000m³の自己水源を確保したが、これが忌部水系から取水する限界となった。急増を続ける水需要にこたえるため、島根県の飯梨川総合開発事業の一環として建設が開始された布部ダムから昭和44年6月に受水を開始した。

昭和48年夏の異常渇水は、本市に134日にも及ぶ記録的な給水制限をもたらした。この苦い経験を教訓としてただちに橋北給水改善事業に取り組むとともに、昭和55年6月飯梨川に新しく建設された山佐ダムから受水を開始し、計画給水人口140,200人、一日最大給水量70,000m³の生活用水を確保した。その後、安定給水を確保するため橋南給水改善事業を実施し、高台地区や三階建物の直結給水化などのサービス改善に努め、さらには有収率を10%以上も向上させ、貴重な水資源の有効利用と経営の健全化を図ることができた。

平成5年度には、水道事業の経営変更認可も得て、上水道給水区域の拡張と水道サービスの一元化に向け、旧松江地区の簡易水道事業を統合する計画を進め、平成15年7月には、松江市簡易水道事業を事務委任形式で業務統合し機構改革を実施するなど、行財政改革に積極的に取り組んだ。

災害対策としては、平成6年度から年次計画で、緊急用地下貯水槽を災害時の避難場所に設置するとともに、災害時の二次災害防止と飲料水を確保するため、配水池の緊急遮断設備設置、平成7年から口径75mm以上の水道管を対象とした耐震継手管を使用するなど、災害発生に備えてライフライン対策事業を計画的に推進・強化し、災害に強い水道づくりを積極的に進めている。

平成15年3月には、尾原ダムからの受水関連事業の事業認可を取得した。

平成17年3月に「新松江市」が誕生し、上水道事業については、松江市水道局、松江鹿島水道企業団、玉湯町上水道の3つの水道事業体を、松江市水道局に一本化した。事業認可については、合併時に旧松江鹿島水道企業団の事業認可を旧松江市水道局の事業認可と統合したが、合併前の玉湯町上水道の事業認可についてはそのまま新市に移行した。また、8市町村にあった各簡易水道はそのまま新市が引き継ぎ、34事業を水道事業管理者が事務委任を受けた。

平成23年4月1日には玉湯町の大谷別所簡易水道を玉湯水道事業に統合、平成23年8月1日には東出雲町の編入に伴う東出雲水道事業の編入、平成23年10月1日には宍道町の5簡易水道を斐川宍道水道企業団水道事業に移管した。また同じく平成23年4月には、積年の課題であった水不足を解消するため島根県水道用水供給事業(尾原ダム系)からの受水を開始するなど、水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。

また、合併以前の旧町村の簡易水道は、限られた区域の中で砂防ダムなどを中心に独自の水源を開発し、浄水場を整備し給水する、いわゆる自己完結型による施設整備を行っていた。このような小規模水源は、渇水や洪水時に弱く、また、砂防ダムは本来の目的である土砂の堆積により取水能力が著しく低下し、新たに水源を求め浄水場を築造した事例もあり、将来的な安定水源の確保が課題だった。

このため、簡易水道の不安定な小規模水源を島根県水道用水供給事業(尾原ダム)からの受水に転換する「水源転換整備事業」を実施し、平成28年度末には計画していたすべての事業を完了し、将来にわたって安定給水を確保し、市内同一サービスが実現した。

平成29年4月には、上水道事業と簡易水道事業を統合し、さらなる効率化と健全経営に努めている。

また、平成30年度には従来、水道、下水道で各々定めていた経営戦略プランを統合し、「第一次松江市上下水道事業経営計画」を策定し、上下水道事業の効率的な連動による健全な水循環の実現と地域防災力の向上を目指し、事業内容の一層の充実とお客様、市民サービスの向上に取り組んでいる。

(2)業務実績

区 分		令和5年度	令和4年度
総 人 口 (人)		194,814	196,748
給 水 人 口 (人)		184,169	185,933
普 及 率 (%)		94.54	94.50
給水量	総給水量(m ³)	20,974,848	21,231,467
	有収水量(m ³)	19,620,650	19,764,615
	有収率(%)	93.5	93.1
最大給水能力(m ³ /日)		108,782	108,782
一日最大給水量(m ³ /日)		61,117	63,883
一日平均給水量(m ³ /日)		57,308	58,168
給 水 戸 数 (戸)		96,547	95,815
給 水 新 設 戸 数 (戸)		1,610	1,849
量水器	総設置数(個)	85,523	85,093
	年度中取替数(個)	12,379	12,004
	取 替 率 (%)	14.5	14.1

区 分		令和5年度	令和4年度
配 水 管 総 延 長 (m)		1,412,907	1,416,547
給水原価(円/m ³ ・消費税抜)		220.97	219.90
供給単価(円/m ³ ・消費税抜)		214.62	213.84

(3)収益的收入及び支出 (単位:千円・消費税抜)

区 分		令和5年度	令和4年度
収 入	営 業 収 益	3,936,030	3,952,170
	営業外収益	1,563,320	1,476,099
	特 別 利 益	0	0
	計	5,499,350	5,428,269
支 出	営 業 費 用	4,929,404	4,788,580
	営業外費用	235,084	244,882
	特 別 損 失	0	0
	計	5,164,488	5,033,462
収 支 差 引 額		334,862	394,807

(4)資本的收入及び支出 (単位:千円・消費税込)

区 分	令和5年度	令和4年度
収 入 額	1,581,012	1,976,650
支 出 額	4,686,263	3,569,992
収 支 差 引 額	△3,105,251	△1,593,342

(5)職員数(管理者を除く) (単位:人)

区 分	令和5年度	令和4年度
職 員 数	69	69
前 年 度 比 較 増 減	0	2

2. 松江市下水道事業

松江市は、昭和47年度に公共下水道の建設に着手した。その後、昭和58年には集落排水事業に着手、さらに平成13年度には公設浄化槽事業にも着手し、汚水処理普及に努めてきた。事業開始から41年が経過し、平成26年度に下水道の面的整備が完了したことで、汚水処理人口普及率は概ね100%になった。平成25年4月には、下水道事業も地方公営企業法を全部適用し、上下水道の組織統合により一層の経営効率化を高め経営基盤を強化するとともに、市民の暮らしの質を高め、環境保全に寄与するため、汚泥の減量化や汚水処理施設の統廃合と流域下水道への接続をはじめとする効率的な事業運営に取り組んでいる。平成30年度には従来、水道、下水道で各々定めていた経営戦略プランを統合し、「第一次松江市上下水道事業経営計画」を策定し、上下水道事業の効果的な連動による健全な水循環の実現と地域防災力の向上を目指し、事業内容の一層の充実とお客様、市民サービスの向上に取り組んでいる。

また、雨水事業は、松江市街地の治水対策の一つとして、国が施行する大橋川改修事業、島根県が施行する河川改修事業などと連携を組み合わせながら、「松江市街地治水計画」に基づき雨水排水施設の整備を進め、家屋の浸水被害と浸水区域の解消を図っていく。

汚水処理施設の普及状況

(令和6年3月末現在、単位:人・%)

地 区	人 口	汚 水 処 理 人 口 合 計 (普 及 率)	公 共 下 水 道	農 業 集 落 排 水	漁 業 集 落 排 水	コミュニティ プ ラ ン ト	合 併 処 理 浄 化 槽
松 江	140,421	137,126 (97.7)	125,852 (89.6)	8,543 (6.1)	234 (0.2)	1,259 (0.9)	1,238 (0.9)
鹿 島	5,762	5,762 (100.0)	4,581 (79.5)	72 (1.2)	1,038 (18.0)	— —	71 (1.2)
島 根	2,921	2,921 (100.0)	111 (3.8)	974 (33.3)	1,738 (59.5)	— —	98 (3.4)
美 保 関	4,365	4,350 (99.7)	1,622 (37.2)	439 (10.1)	2,264 (51.9)	— —	25 (0.6)
八 雲	6,592	6,154 (93.4)	4,948 (75.1)	— —	— —	— —	1,206 (18.3)
玉 湯	7,332	7,278 (99.3)	7,121 (97.1)	— —	— —	— —	157 (2.1)
宍 道	8,105	8,103 (100.0)	6,589 (81.3)	1,477 (18.2)	— —	— —	37 (0.5)
八 束	3,712	3,712 (100.0)	1,291 (34.8)	2,360 (63.6)	— —	— —	61 (1.6)
東 出 雲	15,604	15,589 (99.9)	14,938 (95.7)	429 (2.7)	— —	— —	222 (1.4)
合 計	194,814	190,995 (98.0)	167,053 (85.7)	14,294 (7.3)	5,274 (2.7)	1,259 (0.6)	3,115 (1.6)

※ 合併処理浄化槽には、市町村設置型のほか個人や民間設置等のすべてのものを含む。

公共下水道の整備状況

ア 汚水

(令和6年3月末現在)

地区	処理区	事業期間 (年度)	事業費 (百万円)	認可計画		整備面積 (ha)	整備延長 (m)
				面積(ha)	計画人口(人)		
松江	流域東部	S47～	86,899	3,679.4	131,440	3,405.0	706,716
鹿島	恵曇(特環)	S63～H6	5,917	165.5	4,100	165.2	64,738
島根	佐波(特環)	H6～H8	332	4.1	100	4.1	1,964
美保関	千酌(特環)	H7～H12	720	13.1	400	13.1	4,030
	七類(特環)	H13～H19	1,520	26.0	600	26.0	8,817
	森山(特環)	H19～	2,109	13.6	500	13.5	8,901
八雲	流域東部(特環)	H7～	4,607	186.9	5,280	158.4	48,073
玉湯	流域東部	S52～	7,786	302.1	7,360	251.3	67,046
宍道	流域西部	S60～	9,657	417.6	7,960	359.8	61,546
八束	江島(特環)	S61～H4	840	17.1	600	16.8	6,617
	遅江(特環)	H1～H4	498	16.3	400	16.2	4,734
	馬渡(特環)	H5～H8	706	8.8	200	8.7	3,125
東出雲	流域東部	S52～	13,072	506.3	15,260	420.9	111,378
合 計			134,663	5,356.8	174,200	4,859.0	1,097,685

イ 雨水

(令和6年3月末現在)

地区	事業費(百万円)	整備面積(ha)	整備延長(m)
松江	5,810	683.8	25,766
玉湯	1,358	28.3	4,845
宍道	435	9.4	864
東出雲	3,754	226.9	10,053
合 計	11,357	948.4	41,528

公共下水道(汚水)の水洗化の状況

(令和6年3月末現在、単位:人・%)

地区	処理区	供用開始 年月日	認可計画 処理人口	処理区域内 人口	水洗化人口	水洗化率
松江	流域東部	S56.4.1	131,440	125,852	121,233	96.3
鹿島	恵曇(特環)	H4.10.1	4,100	4,581	4,420	96.5
島根	佐波(特環)	H9.4.1	100	111	109	98.2
美保関	千酌(特環)	H13.1.10	400	406	344	84.7
	七類(特環)	H19.4.1	600	686	465	67.8
	森山(特環)	H23.4.1	500	530	255	48.1
八雲	流域東部(特環)	H12.5.1	5,280	4,948	4,374	88.4
玉湯	流域東部	S61.4.1	7,360	7,121	6,061	85.1
宍道	流域西部	H3.4.1	7,960	6,589	5,933	90.0
八束	江島(特環)	H1.7.26	600	666	515	77.3

	遅江（特環）	H4.4.1	400	429	353	82.3
	馬渡（特環）	H9.4.1	200	196	152	77.6
東出雲	流域東部	S58.7.1	15,260	14,938	13,787	92.3
合 計			174,200	167,053	158,001	94.6

集落排水処理施設の整備状況

ア 農業集落排水処理施設

(令和6年3月末現在、単位:人・%)

地 区	処 理 施 設	供用開始 年 月 日	計 画 処理人口	処 理 対 象 人 口	処 理 対 象 戸 数	水 洗 化 人 口	水 洗 化 率
松 江	古 江	H10. 4. 1	2,930	1,717	790	1,489	86.7
	長 江	H11. 4. 1	1,260	794	323	688	86.6
	秋 鹿	H12. 4. 1	4,800	1,633	717	1,447	88.6
	本 庄	H13. 4. 1	3,110	1,774	781	1,438	81.1
	大 井	H14. 4. 1	1,640	934	382	822	88.0
	生 馬	H15. 4. 1	2,290	1,126	529	1,126	100.0
	大 野	H17. 4. 1	1,400	565	239	465	82.3
鹿 島	一 矢	S63. 4. 1	220	72	34	72	100.0
島 根	野 波	H 7. 4. 1	1,540	581	249	581	100.0
	大 芦	H 7. 4. 1	570	246	115	246	100.0
	加賀別所	H 8. 4. 1	270	147	60	147	100.0
美保関	万原・下宇部尾	H14. 4. 1	680	293	143	230	78.5
	菅 浦	H19. 4. 1	260	146	80	131	89.7
宍 道	弘 長 寺	H 6. 4. 1	1,210	241	94	240	99.6
	鏡	H 6. 4. 1	300	102	40	102	100.0
	宍道中央 (R5 廃止)	H11. 4. 1	620	0	0	0	0.0
	南城(R4 廃止)	H11.10. 1	950	0	0	0	0.0
	中 来 待	H13. 4. 1	2,550	1,134	470	895	78.9
八 束	入 江	S63. 7. 1	1,100	638	296	616	96.6
	二 子	H 1. 7. 1	760	448	200	448	100.0
	寺津・亀尻	H 3. 5. 1	540	379	169	379	100.0
	波 入	H 6. 5. 1	1,750	895	439	895	100.0
東出雲	意 東	H 9. 4. 1	850	429	176	390	90.9
合 計			31,600	14,294	6,326	12,847	89.9

イ 漁業集落排水処理施設

(令和6年3月末現在、単位:人・%)

地 区	処 理 施 設	供 用 開 始 年 月 日	計 画 企 業 処 理 人 口	処 理 対 象 人 口	処 理 対 象 戸 数	水 洗 化 人 口	水 洗 化 率
松 江	魚 瀬	H17. 4. 1	522	234	115	223	95.3
鹿 島	片 句	S61. 4. 1	500	194	92	194	100.0
	御 津	S62. 4. 1	860	451	194	451	100.0
	手 結	H 2. 4. 1	810	393	176	393	100.0
島 根	野 井	S63.10. 1	560	276	112	276	100.0
	大 芦	H 7. 4. 1	1,093	455	210	455	100.0
	沖 泊	H 8. 4. 1	230	52	23	52	100.0
	瀬 崎	H11. 6. 1	460	192	77	192	100.0
	多 古	H11.10. 1	340	128	47	128	100.0
	加 賀	H15. 4. 1	1,500	635	263	635	100.0
美 保 関	稲積・北浦	H 6. 4.28	1,186	335	157	335	100.0
	片 江	H10. 4. 1	1,567	496	245	444	89.5
	美 保 関	H12. 4. 1	2,390	393	189	348	88.5
	笠 浦	H17. 3. 1	600	295	120	280	94.9
	福 浦	H20. 4. 1	552	243	110	180	74.1
	笹 子	H21. 4. 1	219	114	57	114	100.0
	惣 津	H22. 4. 1	395	178	62	144	80.9
	雲 津	H22. 7. 1	220	94	43	68	72.3
	諸 喰	H23. 1. 1	83	58	26	33	56.9
	法 田	H23. 1. 1	99	58	26	32	55.2
合 計			14,186	5,274	2,344	4,977	94.4

公設浄化槽の整備状況

(令和6年3月末現在、単位:基・人)

地区	事業開始年月日	設置基数	移管基数	合計	水洗化人口
松 江	H14.4.1	279	67	346	768
鹿 島	H17.4.1	2	28	30	71
島 根	H20.4.1	2	0	2	4
美 保 関	H16.4.1	12	2	14	23
八 雲	H13.4.1	283	93	376	997
玉 湯	H15.4.1	40	20	60	150
宍 道	H20.4.1	5	3	8	21
八 束	H18.4.1	19	19	38	61
東 出 雲	H17.4.1	31	10	41	92
合 計		673	242	915	2,187

※ 「移管」は個人が設置した浄化槽が市に譲渡されたもの。また、玉湯に1ヵ所の小規模集合排水処理施設を設置済。

3. 松江市交通事業

自動車運送事業は、昭和4年に営業を開始し、戦争の激化によって昭和20年には休業に至ったが、翌年から再び営業を開始し、運行路線を順次拡張することで、昭和35年頃には市営バスの全盛時代になった。

しかし、高度経済成長に伴う自家用車の急増によって、バス利用者が減少したため、経営状況が悪化し、昭和48年度には「地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律」の適用によって、15ヵ年計画で事業の財政再建を図ることになった。

以後、全路線をワンマン化するなど経費節減に努めたが、昭和49年にはオイルショックによる軽油高騰等によって、再び経営状況が悪化したため、昭和53年には浜乃木、西原、大庭線廃止等の事業縮小を行うとともに、翌54年には、川津車庫を古志原車庫に統合し、経営健全化に努めた。

昭和53年7月から民営2社と回数券による共通乗車制度を導入し、同年12月からは昼間帯の利用者増を期して共通買物定期券の発行や、各種割引定期券を発行することで、利用者のサービス向上に取り組むとともに、昭和55年9月には八束線、昭和57年11月には湊北台線の運行開始や、昭和60年4月には福祉センターへの乗り入れ、国際交流会館線・春日線の黒田町、法吉回転場まで路線延長を行うなど、利用促進にも取り組んできた。

平成7年5月には市立病院への利便性向上を図るため、市立病院線の運行を開始したが、同路線は平成9年5月から市立病院・日赤病院・生協病院を結ぶ「福祉シャトルバス」になった。

なお、平成7年8月から市内の観光施設等を結ぶ観光ループバス「ぐるっと松江・レイクライン」(2両)の運行を開始し、平成9年2月には市街地を循環する「南北循環線」をスタートするとともに、同年9月には車椅子の方でも1人で乗降できる「ノンステップバス」(2両)を全国の地方都市に先駆けて導入し、「南北循環線」を主体とした路線で運行を開始した。

平成17年7月には、合併後の新市の公共交通体系のあり方を検討するため、「松江市公共交通体系整備計画策定委員会」が設置され、平成19年2月に同委員会の整備計画が策定され、同年4月には官民の役割分担による路線再編などの効率的なダイヤ編成を行った。

この委員会の提言によって、民間バス事業者との路線の役割分担が図られ、平成21年2月に「組織体制の見直し」と「経営基盤の確立」を基本とした「第1次経営健全化計画」を策定し、費用の縮減と接遇等利用者サービスの向上などに取り組み、平成26年7月には「第2次経営健全化計画」を策定、さらに令和元年9月には「松江市交通事業経営健全化計画(第3次計画)」を策定し、第2次計画の検証により明らかになった課題等を踏まえ目標値の設定を行なうとともに、毎年度進行管理と目標値変更を行いながらより実効性のある計画の実現に努めている。

令和6年4月には、同年4月以降の労働時間規制強化に伴う全国的な運転士不足に早急に対応するため、路線系統の集約や減便等を行った。今後は、同年3月に策定された「松江市地域公共交通計画」に基づき、公共交通のあり方を検討する「松江市公共交通利用促進市民会議」での議論を踏まえ、官民連携により持続可能な路線再編を行うことにしている。

次に駐車場事業は、昭和44年から運営されていた大手前有料駐車場にあわせ、昭和63年から城山西駐車場が開設されたことを契機に地方公営企業法を適用し、松江市交通局がその業務を担うことになった。

平成3年11月には、生涯学習センターとテレコムプラザ松江の複合施設開館にあわせ、白潟駐車場を開設した。

大手前駐車場は、平成25年3月に大型車乗降所の整備による利便性の向上と、自動化による経費節減に取り組んだ。

城山西駐車場は、平成9年7月堀川遊覧船の運行開始、平成11年に松江堀川・地ビール館開館、平成16年大型車専用駐車場(17台)拡張とそれぞれの事業展開に併せて、整備拡張を行うとともに、平成28年1月には、普通車側の自動化を行い、平成29年1月には、大型車側の自動化を行い、経費節減に取り組んだ。

また、平成28年4月より、駐車場事業を自動車運送事業の附帯事業とし、交通事業に統合した。

(1)業務実績

①定期旅客運送事業 (単位:km、両、人)

区 分		令和5年度	令和4年度
走行キロ	総 走 行 キ ロ	1,851,000	1,872,633
	在 籍 車 1 日 平 均	94.5	92.0
	実 働 車 1 日 平 均	109.9	111.5
車 両	使 用 車 両	54.0	55.8
	在 籍 車 延 数	19,591	20,350
	在 籍 車 1 日 平 均	53.5	55.8
	実 働 車 延 数	16,836	16,790
	実 働 車 1 日 平 均	46.0	46.0

区 分		令和5年度	令和4年度
輸 送 人 員	総輸送人員	2,483,687	2,458,185
	内 訳		
	現金乗車	787,198	572,497
	車内 IC	845,827	530,435
	定期券	240,068	703,528
	IC 定期券	532,541	311,305
	バスカード	39,524	265,676
	レイクライン1日券	38,529	74,744
	在 籍 車 1 日 平 均	126.8	120.8
	実 働 車 1 日 平 均	147.5	146.4

②貸切旅客運送事業 (単位:km、両、人)

区 分	令和5年度	令和4年度
総 走 行 キ ロ	328,854	328,702
使 用 車 両	12	12
輸 送 人 員	217,395	191,984

③保有車両(定期) (単位:両)

区 分	令和5年度	令和4年度
車 齢 5 年 未 満	20	21
車 齢 5 年 以 上	34	34
計	54	55

④キロ当たり収支 (単位:円)

区 分	令和5年度	令和4年度
収 益	483.26	521.32
(定期旅客運送収益)	205.87	167.79
(貸切旅客運送収益)	480.33	453.37
費 用	531.66	528.97
収 支 差 引 額	△48.40	△7.65

⑥駐車場1台当たり収支 (単位:円)

区 分	令和5年度	令和4年度
収 益	471.66	492.17
(駐 車 収 益)	386.03	365.16
費 用	276.05	284.09
収 支 差 引 額	195.61	208.08

⑤駐車場駐車台数 (単位:台)

区 分			令和5年度	令和4年度
駐 車 台 数	普 通 駐 車	大型	4,338	3,126
		1日平均	11.9	8.6
		普通	130,139	125,049
		1日平均	355.6	342.6
		小 計	134,477	128,175
	1日平均	367.4	351.2	
	定期駐車		70,392	69,771
1日平均		192.3	191.2	
合 計		204,869	197,946	
1日平均		559.8	542.3	
収 容 可 能 台 数			380	380
駐 車 回 転 率			1.47	1.43

(2)収益的收入及び支出 (単位:千円・税抜)

区 分		令和5年度	令和4年度
収 入	自動車運送事業 収 益	565,976	494,620
	附 帯 事 業 収 益	79,087	72,284
	営 業 外 収 益	505,020	678,120
	計	1,150,083	1,245,024
支 出	自動車運送事業 費	1,152,564	1,155,982
	附 帯 事 業 費 用	47,503	46,389
	営 業 外 費 用	15,442	18,317
	特 別 損 失	0	19,252
	計	1,215,509	1,239,940
収 支 差 引 額		△65,426	5,084

(3)資本的收入及び支出 (単位:千円・税込)

区 分	令和5年度	令和4年度
収 入 額	78,071	103,510
支 出 額	113,019	155,613
収 支 差 引 額	△34,948	△52,103

(4)職員数(管理者を除く・会計年度任用職員含む)
単位:人)

区 分	令和5年度	令和4年度
正 規 職 員	70	69
会 計 年 度 任 用 職 員	48	45
計	118	114
前 年 度 比 較 増 減	4	△1

4. 松江市ガス事業

松江市のガス事業は、昭和5年4月1日より開始した。以来、順調に供給量を伸ばしてきたが、終戦の翌21年に原料の入手難などから約1ヵ月間供給を停止した歴史を持つ。

昭和38年6月、石炭ガスからナフサガスの供給に切替え、カロリーアップ(4,500Kcal/m³)を図った。また、昭和54年には安定供給とガス質の向上を図るため、原料をナフサからブタンへと変更した。高カロリー化への対応として、平成12年に橋南地区、平成16年には橋北地区の熱量変更を実施し、従来のブタンガスからクリーンで熱量の高い天然ガス(13A・11,000Kcal/m³)へと切り換えた。附帯事業としての液化石油ガス販売は、昭和35年から開始し、現在は、一般住宅、公営住宅、学校等に供給している。

近年、エネルギー間競争の激化などガス事業を取り巻く環境が大きく変化していることから、経営の効率化と安定化に取り組んでいるところである。また、保安においては、地震等の災害に強いポリエチレン管への敷設替えを計画的に実施するなど、経年管対策を推進している。

さらに、ガスの普及促進及び販売量増加を図るべく、マンション等の獲得に向け、マンションメーカー等への積極的な営業活動を行うほか、2050年カーボンニュートラル実現も踏まえ、既存の需要家に他燃料給湯設備からガス給湯器に切り替える提案活動を行っている。また、ガス展等を通じて都市ガスの利便性、安全性や環境性等のPRを行い、ガス機器の更新や他燃料への流出防止に努めている。

(1) 業務実績

① 都市ガス

区 分		令和5年度	令和4年度
供 給 戸 数 (戸)		12,073	12,145
供 給 区 域 戸 数 (戸)		43,919	44,005
供 給 新 設 戸 数 (戸)		119	142
総 人 口 (人)		194,814	196,748
利 用 率 (%)		27.5	27.6
製 造 量 等	総 製 造 量 (m ³)	7,900,510	7,841,651
	販 売 量 (m ³)	7,746,160	7,850,698
	販 売 量 率 (%)	98.0	100.1
	自家使用量 (m ³)	33,007	35,351
	勘 定 外 量 (m ³)	121,527	△44,192
計 量 器	総 設 置 数 (個)	14,340	14,421
	年度中取替数 (個)	1,341	1,936
	取 替 率 (%)	9.4	13.4
導 管 延 長 数 (m)		243,092	243,288

② 液化石油ガス

区 分	令和5年度	令和4年度
販 売 量 (m ³)	496,435.4	517,863.4
供 給 戸 数 (戸)	2,128	2,146

(2) 単位当たり収支

① 都市ガス

区 分	令和5年度	令和4年度
費 用 (円 / m ³)	183.06	181.94
収 益 (円 / m ³)	200.10	216.23
ガ ス 売 上 (円 / m ³)	176.59	207.03

② 液化石油ガス

区 分	令和5年度	令和4年度
費 用 (円 / m ³)	427.24	444.43
収 益 (円 / m ³)	431.36	456.04
ガ ス 売 上 (円 / m ³)	408.50	452.91

(3) 収益的収入及び支出 (単位:千円・消費税抜)

区 分		令和5年度	令和4年度
収 入	営 業 収 益 等	1,623,774	1,904,163
	営 業 外 収 益	193,826	74,151
	特 別 利 益	0	0
	計	1,817,600	1,978,314
支 出	営 業 費 用 等	1,658,497	1,684,001
	営 業 外 費 用	25,123	19,427
	特 別 損 失	0	0
	計	1,683,620	1,703,428
収 支 差 引 額		133,980	274,886

(4) 資本的収入及び支出 (単位:千円・消費税込)

区 分	令和5年度	令和4年度
収 入 額	171,628	262,809
支 出 額	479,883	595,871
収 支 差 引 額	△308,255	△333,062

(5) 職員数 (単位:人)

区 分	令和5年度	令和4年度
職 員 数	34	33
前 年 度 比 較 増 減	1	△1

5. 松江市病院事業

(1) 沿革

昭和23年 4 月	旧日本医療団松江支部病院を買収し、松江市民病院を開設(病床30床)
25年 5 月	病床数変更許可(一般48床、結核22床、計70床)
27年10月	病床数変更許可(一般33床、結核37床、計70床)
30年 8 月	北田町に分院開設 松江八束組合立伝染病院委託事務開始
	病床数変更許可(一般33床、本院結核37床、分院結核20床、伝病45床、計135床)
31年 1 月	「松江市民病院」を「松江市立病院」と名称変更
34年 3 月	第1次増改築工事竣工(鉄筋4階建 東棟)
	病床数変更許可(本院一般130床、結核50床、分院結核20床、伝病45床、計135床)
4 月	地方公営企業法の全部適用
35年 4 月	分院廃止 本院に統合
5 月	総合病院の名称使用承認許可(一般118床、結核89床、伝病45床、計252床)
39年 4 月	北田町に精神神経病棟(50床)新築工事竣工
5 月	病床数変更許可(本院一般280床、分病棟精神50床、結核39床、伝病45床、計414床)
6 月	第2次増改築工事竣工(鉄筋5階建 南棟) 救急病院指定
40年 4 月	病床数変更許可(本院一般312床、分病棟精神50床、結核39床、伝病45床、計446床)
41年 6 月	病床数変更許可(本院一般342床、分病棟精神50床、結核39床、伝病45床、計476床)
51年 3 月	第3次増改築工事竣工(鉄筋5階建 北棟)
4 月	松江高等看護学院生実習受託(准看護婦実習委託 S45.5～)
52年 7 月	病床数変更許可(本院一般381床、分病棟精神50床、伝病45床、計476床)
54年 2 月	第4次増改築工事竣工(鉄筋6階建 西棟)
3 月	分病棟本院へ統合(精神神経科・伝染病棟)
55年 2 月	病床数変更許可(本院一般416床、精神50床、伝病45床、計511床)
63年 4 月	臨床研修病院指定
平成 3 年11月	STIC 健康センターオープン
4 年 6 月	立体駐車場竣工(179台)
7 年10月	松江市立病院診療機能等検討委員会の発足
10年12月	新病院建設基本計画策定
11年 4 月	伝染病床廃止、感染症病床設置 病床数変更許可(本院一般416床、精神50床、感染症4床、計470床)
13年 9 月	病院機能評価(Ver.3)認定取得
14年 8 月	地域がん診療拠点病院指定
15年 3 月	新病院建設工事着工
4 月	歯科医師臨床研修施設に指定
10月	新医師臨床研修病院に指定
17年 4 月	新病院竣工(8月開院)
18年 6 月	旧病院施設解体工事着工
9 月	病院機能評価(Ver.5)認定取得
19年 6 月	旧病院施設解体工事完了
8 月	病院機能評価(緩和ケア機能)認定証取得
21年 3 月	外来化学療法室運用開始
4 月	DPC(診療報酬包括請求方式)開始
22年 8 月	院内保育所開所
23年 9 月	病院機能評価(Ver.6)認定取得
23年10月	診療費のクレジットカード支払い開始
25年 8 月	救急センター内に集中治療部(HCU8床)を設置
27年 7 月	地域医療支援病院に承認
27年12月	がんセンター建設工事着工
28年 7 月	2階病棟改編(2階東病棟の HCU8床と2階西病棟の一般病床22床→2階西病棟の ICU4床と一般病床26床)
28年 9 月	病院機能評価(3rdG:Ver.1.1)認定取得

29年 3 月	がんセンター竣工式、診療開始
29年 4 月	教育研修センター設置、がんセンター内に放射線治療室設置
30年 3 月	卒後臨床研修評価認定証取得
31年 2 月	看護師特定行為研修機関に指定
31年 4 月	高度型地域がん診療連携拠点病院に指定
31年 4 月	総合支援センター(地域連携室、入退院支援室、医療相談室)を設置
令和元年 5 月	病院ボランティア結成20周年記念式典を開催
2 年 2 月	がんゲノム医療連携病院に指定
2 年 3 月	地域医療拠点病院に指定
3 年 9 月	病院機能評価(3rdG:Ver.2.0)認定証取得
3 年12月	松江赤十字病院と松江市立病院との連携と協力に係る基本協定書の締結
4 年 3 月	卒後臨床研修評価認定証取得
5 年 3 月	院内 Wi-Fi サービス提供開始
6 年12月	松江医療圏域10病院による医療機能連携協定を締結
7 年 3 月	病床数変更許可(一般319床、精神50床、感染症4床、計373床)

(2) 施設の概要

名 称	松江市立病院
所 在 地	松江市乃白町32番地1
法的資格	地方公営企業法全部適用
病 床 数	373床 (一般319 (うち ICU 4、緩和ケア病床 22)、精神50、感染症4)
診療科目	29科目
面 積	敷地面積33,987.83㎡、建築面積10,552.56㎡、延床面積40,895.46㎡
構 造 等	免制震併用 RC 一部 S 造 地下1階、地上8階、塔屋1階 駐車場375台、駐輪場50台
建 設 費	23,575,140千円(用地費込、税込)

(3) 診療科別患者数等

(単位:人)

科名	延患者数					
	令和5年度		令和4年度		比較増△減	
	入院	外来	入院	外来	入院	外来
総 合 診 療 科	47	6,475	6	8,123	41	△ 1,648
腫 瘍 内 科	0	11	0	5	0	6
糖尿病・内分泌内科	3,020	6,956	3,460	6,635	△ 440	321
消 化 器 内 科	12,344	11,168	12,118	11,253	226	△ 85
循 環 器 内 科	10,627	10,647	9,880	11,081	747	△ 434
呼 吸 器 内 科	11,770	7,129	12,425	6,793	△ 655	336
脳 神 経 内 科	6,081	6,825	7,458	6,772	△ 1,377	53
小 児 科	3,056	6,647	2,910	7,143	146	△ 496
放 射 線 科	0	4,440	0	4,528	0	△ 88
精 神 神 経 科	6,736	7,989	7,195	10,083	△ 459	△ 2,094
皮 膚 科	781	5,324	1,016	5,430	△ 235	△ 106
消 化 器 外 科	6,117	3,478	6,615	3,780	△ 498	△ 302
乳腺・内分泌外科	1,166	3,430	1,185	3,896	△ 19	△ 466
呼 吸 器 外 科	1,271	582	0	27	1,271	555
心 臓 血 管 外 科	522	1,501	538	1,278	△ 16	223
脳 神 経 外 科	5,027	5,218	6,077	5,092	△ 1,050	126
整 形 外 科	19,301	15,946	20,065	15,060	△ 764	886
形 成 外 科	1,205	3,361	1,137	3,193	68	168
産 婦 人 科	4,818	10,156	4,341	9,543	477	613
泌 尿 器 科	5,497	12,086	6,370	11,273	△ 873	813
耳 鼻 いんこう科	2,301	5,555	1,560	5,328	741	227
眼 科	723	7,502	605	7,551	118	△ 49
麻 酔 科	13	1,217	7	1,386	6	△ 169
緩和ケア・ペインクリニック科	5,804	4,135	5,257	4,297	547	△ 162
救 急 診 療 科	0	366	5	309	△ 5	57
リハビリテーション科	0	3,115	0	3,793	0	△ 678
歯 科 口 腔 外 科	1,202	16,112	1,399	17,494	△ 197	△ 1,382
計	109,429	167,371	111,629	171,146	△ 2,200	△ 3,775

(4)業務実績

①病床数、患者数

区 分		令和5年度	令和4年度
病床数 (床)	一般（感染症含む）	323	401
	精 神	50	50
	計	373	451
患者数 (人)	入院（一日平均）	109,429 (299.0)	111,629 (305.8)
	外来（一日平均）	167,371 (688.8)	171,146 (704.3)
	計	276,800	282,775
病床利用率（％）		80.2	67.8
外来・入院患者比率（％）		152.9	153.3

注)病床利用率＝延入院患者数／延病床数×100 外来・入院患者比率＝延外来患者数／延入院患者数×100

②患者1人当たり収支

(単位:円、消費税抜)

区 分	令和5年度	令和4年度	備 考
費 用	41,848	41,127	事業費／患者数
収 益	43,029	44,011	事業収益／患者数
入 院	58,745	57,614	入院収益／入院患者数
外 来	14,724	14,187	外来収益／外来患者数

(5)収益的收入及び支出

(単位:千円、消費税抜)

区 分		令和5年度	令和4年度
収 入	医 業 収 益	9,700,279	9,690,080
	医 業 外 収 益	2,143,394	2,755,162
	特 別 利 益	66,625	0
	計	11,910,298	12,445,242
支 出	医 業 費 用	10,931,986	10,979,718
	医 業 外 費 用	651,423	649,710
	特 別 損 失	0	165
	計	11,583,409	11,629,593
収 支 差 引 額		326,889	815,649

(6)資本的收入及び支出

(単位:千円、消費税込)

区 分	令和5年度	令和4年度
収 入 額	1,113,831	1,077,791
支 出 額	1,611,174	1,488,170
収 支 差 引 額	△ 497,343	△ 410,379

(7)職員数(管理者を除く)

(単位:人)

区 分	令和5年度	令和4年度
医 師	59	58
そ の 他 医 療 技 術 職 員	(4) 93	(4) 93
看 護 師	(9) 327	(6) 336
事 務 職 員	(1) 31	(1) 30
給 食 職 員	7	6
そ の 他 職 員	0	0
計	(14) 517	(11) 523
前 年 度 比 較 増 減	(3) △6	(0) △9

注)()内は再任用短時間勤務の職員数

第19章 行政委員会等

1. 監査委員

監査委員は、市長から独立した立場を認められた、地方自治法第195条に定めのある執行機関である。監査委員の役割は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等が法令等に準拠し適正かつ効果的に執行されているか監査し、公正で合理的かつ効率的な行政を確保することである。監査は年間計画に沿って実施され、終了後に監査報告書・意見書等を作成し、市長ほか関係機関に報告し、松江市ホームページにも掲載し公表している。

(1) 監査委員

(令和7年6月1日現在)

区 分		氏 名	就任年月日	備 考
識見委員	非常勤	三島 康夫	令和7年5月20日	代表監査委員
	非常勤	宮内 浩二	令和7年5月20日	会社役員
議選委員	非常勤	米田 ときこ	令和7年5月20日	市議会議員

(2) 令和6年度に実施した主な監査

① 定期監査

市の財務事務の執行、公営企業等の事業の管理に関し、予算の執行と会計処理が適正かつ効率的に行われているかどうかを定期的に監査するもので、一般・特別会計では全ての課(かい)が概ね3年に1回は対象となるよう、約1／3の課を対象に重点事項を「委託料」として実施した。公営企業は、期中の営業成績の達成状況や資金運用状況等について検査し、事業が適正かつ能率的に行われ、公共の福祉が増進するよう運営されているかなどについて監査した。

② 行政監査

必要に応じて市の事務の執行が合理的、効率的かつ適正に行われているかどうかを監査するもので、「指定管理者制度の運用状況について」をテーマとして実施した。

③ 決算審査・基金運用状況の審査及び財政健全化法に基づく審査

市長より審査に付された令和5年度決算書、その他関係諸表等に基づいて計数を確認し、歳入歳出全般にわたり予算執行状況、財政運営状況のほか、財産の状況と基金運用状況を審査した。公営企業は、令和5年度の経営方針に沿った事業の実施状況と財政状況を審査するとともに、事業運営が効率的になされているか、行財政改革等に対応した計画的な事業が推進されているかなどについて検証した。

あわせて財政健全化法に基づく審査では健全化判断比率等が適正に算定されているかどうか審査を行った。

④ 工事監査(随時監査)

工事担当部課を対象として、令和5年度に執行した工事の中から建築工事3件、土木工事6件を抽出し、工事関係図面や設計積算書等の審査及び実地調査を実施した。

⑤ 現金出納検査(例月出納検査)

市の現金の出納について、会計管理者や公営企業管理者から提出された検査資料に基づいて毎月の計数確認を行うとともに、現金保管状況や債権保管状況を検査した。また支出命令書類、契約等の事務処理が適正に行われているかなどの検査を行った。

⑥ 財政援助団体等の監査

補助金等財政的援助を与えている団体や、市が資本金の1／4以上を出資している団体などについて、財政援助の目的に沿い法令等に従って適正かつ効率的に執行されているか、公の施設の管理は適切に行われているかなどについて監査するもので、4団体を抽出し、実施した。

⑦ 住民監査請求による監査

住民の請求に基づいて執行機関または職員の違法・不当な財務会計上の行為等について監査するもの。令和6年度は2件の請求が提出されたが、いずれも請求の要件を満たしておらず却下した。

2. 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、市長から独立した機関として設置されている。

(1) 主な職務

松江市長・松江市議会議員選挙など、選挙に関する事務を管理・執行し、松江市の選挙人名簿の作成管理などを担当する。

(2) 組織

- ・委員数は4人で、任期は4年
- ・委員は松江市議会で選挙によって選出
- ・委員長は委員の中から選出

委員長	村上 紀明(むらかみ のりあき)	委員	野津 照雄(のつ てるお)
委員	松延 由子(まつのぶ ゆうこ)	委員	船越 勇人(ふなこし いさと)

(3) 選挙管理執行事務規模

- 選挙人名簿登録者数 162,196人(令和7年6月1日現在)
- 投票区 95

(4) 主な選挙執行状況

① 市長選挙(令和7年4月20日執行)

(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
159,354	83,060	52.12

② 市議会議員一般選挙(令和7年4月20日執行)

(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
159,354	83,054	52.12

③ 島根県知事選挙

(令和5年4月9日執行 統一地方選挙)

(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
162,296	86,970	53.59

④ 島根県議会議員一般選挙

(令和5年4月9日執行 統一地方選挙)

(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
162,264	86,708	53.44

⑤ 参議院議員通常選挙(令和7年7月20日執行)

(選挙区)

(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
162,724	92,528	56.86

⑥ 衆議院議員総選挙(令和6年10月27日執行)

(小選挙区)

(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
162,936	90,099	55.30

3. 農業委員会(令和7年3月現在)

(1) 組織・構成

① 委員数

農業委員(定数19人)	19人
農地利用最適化推進委員 (定数45人)	45人

② 事務局の状況

定員	17人
事務局長	1人
事務局次長	1人
農業振興係	6人
農業企画係	3人
農地係	6人

③ 令和6年度会議開催の状況

総会	12回
全員協議会	12回
運営委員会	12回
推進委員連絡会議	1回
現地調査	14回
農政委員会	1回
情報委員会	3回
組織活性化委員会	4回

(2) 運営

(ア) 農地法第3条(農地のままの権利移転設定)

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
所有権移転	76	37,825.29	32,363.12	70,188.41
賃借権設定	0	0	0	0
賃借権移転	0	0	0	0
使用貸借権設定	0	0	0	0
使用貸借権移転	0	0	0	0
合 計	76	37,825.29	32,363.12	70,188.41

(イ) 農地法第18条(賃借権の解除)

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
通知	220	698,719.00	60,636.00	759,355.00

(ウ) 農地法第3条(農地のままの権利移転設定)の許可取り消し願

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
通知	0	0	0	0

(エ) 農地法第4条(農地の転用)

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
住宅敷地	26	1,991.00	5,555.97	7,546.97
その他	24	4,725.31	2,802.37	7,527.68
合 計	50	6,716.31	8,358.34	15,074.65

(オ) 農地法第5条(権利の移転設定を伴う農地転用)

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
住宅敷地	96	34,658.17	25,942.47	60,600.64
その他	70	73,648.92	22,914.42	96,563.34
合 計	166	108,307.09	48,856.89	157,163.98

(カ) 買受適格証明願

件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
1	0	5,969.00	5,969.00

(キ) 非農地確認願

件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
44	45,039.00	16,778.00	61,817.00

(ク) 農業経営基盤強化促進法による松江市農用地利用集積計画の決定

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
所有権移転	26	100,872.00	108,446.00	209,318.00
賃貸借の設定	287	538,780.00	287,204.00	825,984.00
使用貸借権設定	169	263,070.00	81,845.00	344,915.00
経営受委託	0	0.00	0.00	0.00
転貸	299	809,371.00	119,689.00	929,060.00
利用権移転	0	0.00	0.00	0.00
合 計	781	1,712,093.00	597,184.00	2,309,277.00

(3) 農地転用状況

年度	総数		住宅用地		その他の用地	
	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)
令和4年	216	172,238.63	122	68,147.61	94	104,091.02

(4) 農業者年金加入状況及び受給状況

加入者数	受給者数
22 人	293 人

4. 松江市の出資法人

◎ 松江市土地開発公社

(1) 基本方針

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。

(2) 令和7年度事業内容

1 収益事業

① 土地造成事業

事業用土地賃貸事業：東出雲町錦新町の造成地 46,753.00 ㎡を事業者へ賃貸

② 附帯等事業

保有土地賃貸等事業：所有地のうち2か所を一時的に賃貸

◎ 公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団

(1) 基本方針

教育・スポーツ・文化の振興に関する事業を行い、もって市政の発展と市民の福祉向上に寄与する。

(2) 令和7年度事業内容

① 受託事業

・スポーツ振興事業

・松江市立中央図書館・島根図書館・東出雲図書館事業

② 指定管理事業

・総合体育館及び総合文化センター管理運営事業

③ 松江市・公益財団法人松江スポーツ協会への職員派遣駐在事業

④ 自主事業

・スポーツ振興事業

・文化振興事業

◎ 公益財団法人松江市観光振興公社

(1) 基本方針

観光振興に関する事業を行い、松江市勢及び地域社会の発展と市民の福祉向上に寄与する。

(2) 令和7年事業内容

① 堀川遊覧船事業

② 温泉配湯事業

・松江しんじ湖温泉配湯事業

・温泉スタンド事業

③ 施設賃貸事業

・お休み処貸付事業

- ・地ビール館貸付事業
- ④ 駐車場賃貸事業
 - ・千鳥駐車場管理事業
 - ・旅館団地駐車場管理事業
 - ・くにびき駐車場管理事業
 - ・黒田駐車場管理事業
 - ・温泉駐車場管理事業
- ⑤ 物品販売事業
- ⑥ 観光振興事業

◎ 一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団

1

(1) 基本方針

宍道湖西岸地域において森林環境保全思想を普及啓発するとともに、森林に関わる各種の調査研究を行い、それにともなう研修及び研修の場を提供する。

(2) 令和7年度事業内容

- ① 森林環境の保全思想の普及啓発事業
- ② 森林に関わる調査研究事業
- ③ 市の観光施設の管理運営事業
 - ・松江市宍道ふるさと森林公園
 - ・来待ストーン
- ④ 市の観光施設の管理運営事業に付随する収益事業

◎ 株式会社サンライズ美保関

(1) 基本方針

市民や、近隣住民等の健康増進、地域住民の交通手段の確保、観光及び文化の振興を図り、地域振興の伸展に寄与する。

(2) 令和7年度事業内容

- ① 美保関コミュニティバス・スクールバス運行業務
- ② 松江市美保関海の学苑ふるさと創生館(メテオプラザ)の指定管理業務
(いん石展示施設・健康増進施設)
- ③ 美保関温泉施設指定管理業務
- ④ 七類港ターミナルビル(隠岐汽船)維持管理業務

◎ 株式会社玉造温泉ゆうゆ

(1) 基本方針

観光客及び地域住民に、「おもてなし」の精神を活かしたサービスの提供をする。

(2) 令和7年度事業内容

- ① 松江市玉造温泉ゆ〜ゆ管理運営事業
- ② 山陰道宍道湖サービスエリア売店管理運営事業
- ③ 玉造温泉供給施設管理業務

市政概要 松江 令和 7 年版

令和 7 年 9 月発行

編集・発行：松江市議会事務局

島根県松江市末次町 86 番地

TEL (0852) 55 - 5433